

2021 年(令和 3 年)度 研究報告書

# フランスの児童福祉制度視察報告書

研究代表者 川崎二三彦 (子どもの虹情報研修センター)  
共同研究者 田中 恵子 (子どもの虹情報研修センター)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹 情報研修センター

(虐待・思春期問題情報研修センター)

2021 年(令和 3 年)度 研究報告書

# フランスの児童福祉制度視察報告書

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹 情報研修センター

(虐待・思春期問題情報研修センター)



## 目次

I	はじめに	1
II	視察国の紹介	3
	1. フランス共和国 (French Republic)	3
	2. パリ	11
III	フランスの児童保護のしくみー日本との比較も念頭に	15
	1. はじめに	15
	2. フランスの子どもと家族	15
	3. フランスの親子関係	18
	4. 支援を要する児童への対応	21
	5. 児童社会扶助機関(service d'aide sociale a l'enfance: ASE)	28
	6. 所感	32
IV	オンライン視察報告	35
	1. オダス (地域社会活動国家観測機関)	
	ODAS(Observatoire national de l'action sociale)	35
	2. アフィレム (児童虐待問題に関する情報提供および調査研究協会) AFIREM (Association Française d'Information et de Recherche sur l'Enfance Maltraitee)	39
	3. 危険な状態にある児童のための公益団体	
	GIPED (Groupement d'Intérêt Public Enfance en Danger)	43
	危険な状態にある児童のための全国電話相談サービス	
	SNATED (Service National d'Accueil Téléphonique de l'Enfance en Danger)	
	全国児童保護観測機関 ONPE(Observatoire National de la Protection l'Enfance)	
	4. 憂慮情報収集室 (パリ市予防・児童保護局 児童福祉課内)	
	CRIP 75 (Cellule de Recueil des Informations Préoccupantes)	49
	参考 フランスの子ども支援サービスを概観する	53
	5. 全国社会復帰支援協会 ANRS 青少年教育支援部	
	(Association Nationale de Réadaptation Sociale-Servicece Éducatif Adolescents)	59
	6. ルレ・アレジア (里親支援機関) Relais Alesia	62
	7. パリ市予防・児童保護局内 子どもの権利と養子縁組事務所	
	エスパス・パリ・アドプション (Espace Paris Adoption: EPA)	68
	8. アルパ・フィールドール (養親サポート団体) ALPA-Fild'or	73
	9. フォワイエ・メラング (チルドレンズホーム) Foyer Melingue	77
	10. フェリックス・フォール 社会的児童ホーム	
	MECS (Maisons d'Enfants a Caractere Social) Felix Faure	81
	11. 当事者「サブリーナさん」の声	87

12. セリーヌ・ラファエル医師、ダニエル・ルソー医師とのセッション	
Dr.Celine RAPHAEL & Dr.Daniel ROUSSEAU	89
第1部 ラファエル医師とルソー医師とのセッション	90
第2部 ルソー医師講義 サンテックス研究 / PEGASE プログラム	95
第3部 ルソー医師講義 児童虐待の歴史	99
13. 司法省内 青少年司法保護局 DPJJ	
(Ministère de la justice – Direction de la Protection Judiciaire de la Jeunesse)	101
14. 非行少年入所型集団教育ユニット	
UEHC (Unité Educative d’Hébergement Collectif)	105
15. セヌ＝サン＝ドニ強化教育センター (非行少年教育施設)	
CER(Centre Éducatif Renforcé)-93	109
16. ピエール＝ジョルジョ＝フラサティ小学校 (不登校支援)	
École primaire privée Pier Giorgio Frassati	114
参考 フランスの学校教育制度	118
17. ソレンの家 (青少年の家) Maison de Solenn MDA (Maison des Adolescents)	121
18. CMP (心理医療センター) のソーシャルワーカー カリンさん	125
19. ロベール・ドゥブレ大学病院内移動チーム (児童虐待対応チーム)	
エキップ・モビール・エスパー	
Hôpital Universitaire Robert-Debré Equipe Mobile ESPER	127
20. パリ警視庁 パリ地域圏司法警察局 未成年保護部隊	
BPM (Brigades de Protection des Mineurs de Paris)	130

## V 資料

1. 調査報告書 パリ児童社会福祉扶助サービス Aide Sociale à l’Enfance (ASE)	135
2. パリ市 児童の虐待等防止および保護に関する重要データ (2021年)	140
3. 子どものためのプロジェクト・子どもの支援状況報告書 様式案	152
4. MobyPsy75 のサービス案内	169

## I はじめに

フランスの子どもと家族をめぐる制度・政策とその背景、現状と課題、施策の具体的展開を学び、日本における児童家庭福祉のあり方を考えることを目的に、資生堂社会福祉事業財団（現資生堂子ども財団）による第46回児童福祉海外研修が、2022年1月から2月にかけてオンラインで行われた。同財団と子どもの虹情報研修センターとの協定に基づき、当センターからも参加することとなったが、企画段階から参画し、視察で得られた情報を共有した。同財団のご尽力と、このような機会をご提供いただいたことに心からお礼を申し上げたい。

視察は、当初2020年度に予定していたが、日仏ともに新型コロナウイルス感染症が蔓延していたため実施を中止、延期したこと、また、2021年度においても感染状況の深刻さが続いていたことから、渡仏することを断念し、冒頭でも述べたように全てオンラインで実施した。ただし、現地の各施設や機関を直接訪問しないオンラインという特徴から移動時間が不要となり、日程調整も柔軟に行うことが可能となったため、むしろ従来以上に多くの機関や施設の方々からお話をうかがうことができた。また、施設等の見学に際しては、本視察にかかわった東武トップツアーズの現地コーディネーター兼通訳スタッフが撮影し、それを見ながらその場で質問することが可能だったため、直接訪問しないハンディをある程度克服することができた。

視察は、フランス時間で午前の時間帯をお願いしたが、いずれの機関、施設の方々も大変熱心かつ協力的で、予定時刻を超えてさまざまな質問に応じていただいた。なお、日本との時差は8時間。日本では夜間の時間帯であり、時には深夜未明に及ぶようなこともあった。

視察にあたり、日本で執筆、翻訳されている文献を事前に集め、フランス語の資料や文献等は、（フランス語が理解できないため）Googleの翻訳機能を使って概略を把握し、視察に備えた。また、日本における児童虐待の現状と課題を簡単な動画にまとめ、フランス語訳をつけた上で主な視察先に提供し、あらかじめ日本の事情の一端を理解していただくよう努めた。

フランスは、欧米の中で合計特殊出生率が高く、本年（2023年）1月には、国会でフランスの少子化対策を取り上げた質問が行われるなど、日本においてもフランスの施策に高い関心が寄せられている。また、児童虐待への対応に関しては、日本とは異なった制度、施策で対応しているように見受けられた。そのため、児童虐待に対する視野が広がり、今後の日本における施策の展開に、新たな視点をもたらす意義があったように思われる。

なお、本研究報告書は、同財団が発行する報告書とは別に、子どもの虹情報研修センターとして独自にまとめたものであるが、内容の多くは両報告書に共通している点をお断りしておきたい。

最後に、このような重要な情報を収集する機会を与えていただき、また報告書作成でご協力いただいた資生堂子ども財団と、ともに視察し刺激を与え合った第46期研修団の皆さま、そして団長の西田篤先生に、あらためて感謝の意を表したい。

## 研修スケジュール

日時(日本時間)		研修内容(視察先)
2022年 1/6(木)	17:00	Ecole primaire Pier Giorgio Frassati ピエール＝ジョルジョ＝フラサティ小学校
	22:00	Association Française d'Information et de recherche sur l'Enfance maltraitée (AFIREM) フランス児童虐待問題に関する情報提供および調査研究協会
1/7(金)	21:30	Observatoire national de l'action sociale(ODAS) 社会活動の全国観測機関
1/13(木)	17:00	Hôpital universitaire Robert-Debré - Equipe Mobile ロベール・ドゥブレ大学病院内児童虐待早期発見チーム
	21:00	Maison d'Enfants à Caractère Social Félix Faure フェリックス・フォール社会福祉児童ホーム
1/14(金)	18:00	Aide Sociale à l'Enfance-CRIP75(ASE-CRIP75) パリ市予防・児童保護局 児童福祉課内 憂慮情報収集室
	21:00	Relais Alésia ルレ・アレジア 里親支援協会
1/20(木)	18:00	Brigade de protection des mineurs パリ警視庁未成年保護特別部隊
1/21(金)	17:30	ALPA - Fil d'or フィルドール(養子縁組支援会社)
1/24(月)	17:30	Foyer Melingue ホワイエ・ムラング(チルドレンズホーム)
	22:15	Maison de Solenn, Maison des adolescents de Cochin(AP-HP) ソレンの家/青少年の家
1/25(火)	18:00	Ministère de la justice - Direction de la Protection Judiciaire de la Jeunesse (DPJJ)司法省青少年司法保護局
2/3(木)	17:30	Association Nationale de Réadaptation Sociale (ANRS) 全国社会復帰支援協会 ティーンエイジャー教育支援部
	21:00	・GIP Enfance en Danger (GIPED) 危険な状態にある児童のための公益団体 ・Observatoire National de la Petite Enfance (ONPE) 危険な状態にある児童の全国監視機関 ・Service National Téléphonique de l'Enfance en Danger (SNATED) 危険な状態にある児童のための全国電話相談受付センター
2/10(木)	17:00	『父の逸脱』著者セリーヌ・ラファエル氏／解説者ダニエル・ルソー氏 (講義とセッション)
	22:00	パリ市予防・児童保護局内 子どもの権利と養子縁組担当課
	18:00	Centre éducatif renforcé(CER - 93)強化教育センター(非行少年入所施設)
	22:00	Unité Educative d'Hébergement Collectif(UEHC) 集団収容型教育ユニット(非行少年閉鎖施設)

## II 視察国の紹介

### 1. フランス共和国 (French Republic)

フランスは、ヨーロッパ西部に位置し、南西にスペインと、東にベルギー、ルクセンブルク、ドイツ、スイス、イタリアと国境を接し、北は北海と英仏海峡、西は大西洋、南は地中海に接する。山岳地帯が東部と南部にあり、セーヌ川が北部を、ロワール川とガロンヌ川が西部を流れ、ローヌ川が東部で地中海に注いでいる。国土面積は、欧州連合（EU）においては最大で、日本の 1.46 倍（海外領土を含めると 1.67 倍）ある。人口は、第 2 次世界大戦後から、高出生率や移民の流入によって増加を続け、2020 年の人口は 6,700 万人あまりであった。パリ、北部及び東部の工業地帯、リヨン並びに地中海東部などの都市部に人口が集中している。ヨーロッパの本土以外に、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア、ギアナ、フランス領南極地域など世界中に数多くの海外領土を有している。



#### (1) 産業と経済

世界 6 位の経済規模のフランスでは、労働力人口の 70% 近くがサービス業部門に従事している。農業については、西ヨーロッパ最大規模の農業国である。特にワイン・スピリッツの生産国として有名で、ブドウ栽培は特別な位置を占める。工業部門は農産食品産業、自動車産業、建設産業、化学工業、鉄道産業、航空宇宙産業、エネルギー産業、医薬品・化粧品産業などが特に発達している。高級品部門と観光産業でも知られ、世界最多の観光客数を誇る。

2019 年 12 月、中国武漢市で感染者が報告されてから数か月で世界的流行に拡大した新型コロナウイルス感染症（以下、Covid-19）の影響で、2020 年の GDP の成長率はマイナス 7%（日本はマイナス 4.5%(IMF)）となった。これは第 2 次世界大戦後、最大の下げ幅であった。しかし 2021 年夏には、2019 年平均の水準まで回復し、2021 年の GDP 成長率は 7%（日本は 1.6% (IMF)）であった。

2022 年のロシアのウクライナ侵攻による経済への影響については、対口貿易がフランスの GDP に占める割合が 1% 未満とロシアとの経済関係は希薄なため、フランスの貿易面における影響は限定的とみられ、今後の成長率も他の EU 諸国より高くなると予想されている（日本総研）。

#### (2) 地方自治制度

フランスは、市町村（コミューン）、県（デパルトマン）、地域圏（レジオン）の 3 レベルの地方自治体で構成される。各自治体は定められた権限に基づいて、それぞれのレベルで自治を行う。児童、障害者、高齢者に対する支援を含む社会福祉は、県が責任を負う事業である。県は海外県 5



つを含めて 101 ある。もともと、県の区画は、ナポレオン統治時代に、本庁舎の所在地から馬車で 2 日以内に往復できる範囲として人為的に設定された。そのため、多くの県は、本庁舎を中心として半径約 40 キロメートル、面積 6,000 平方キロメートル前後の大きさになっている。県の執行権は、公選の県議会議長に付与されている（日本総研）。

### （3）歴史

#### 1) 中世—「フランス」のはじまり

フランスの国名は、5 世紀に国を征服したゲルマン民族のひとつフランク族に由来する。フランスは、「カロリング朝フランク王国」の分割によって 9 世紀に誕生した。この時イタリアやドイツの原型となる国とともにできた「西フランク王国」が、現在のフランスの原型である。10 世紀末、この地域が「フランス」と呼ばれるようになった。14～15 世紀は、フランス領内で戦いが展開された百年戦争をはじめとする戦争、黒死病（ペスト）などの伝染病の流行、社会的混乱などの動乱の時代であった。16 世紀後半、宗教戦争で問題とされた王権が立て直されて中央集権化が進み、絶対的な権力に成長して絶対王政となった。しかし周辺国との戦争や豪華な宮殿の造営などによる増税、国力の低下などで国民の不満が増し、1789 年のフランス革命につながった。

#### 2) フランス革命

革命以前のフランスでは、聖職者を第一身分、貴族を第二身分、平民を第三身分とする身分制度が敷かれていた（この旧制度をアンシャン＝レジームという）。人口の 9 割は第三身分だったが、国土の 3～4 割は第一身分と第二身分が所有し、聖職者は課税が免除されていた。18 世紀のフランスでは、封建社会とキリスト教的な世界観を批判し、合理性や人間性の開放を目指した啓蒙思想が興っていた。革命では、第三身分が独自に組織した「国民議会」が、封建制の廃止を宣言し、「人権宣言」を採択した。フランス革命では、「おかみさん」たちが先頭に立って数千人の市民がパリからヴェルサイユに行進をし、国王一家をパリに連行するなど、女性が民衆蜂起に大きな役割を果たした。革命によって、第一身分は力を失い、結婚は教会が司るものではなく市民契約となり、禁止されていた離婚が法制化されるなど家庭内における男女平等が保障された。しかし、人権宣言で掲げられた平等は階級間の男性の平等であった。1792 年、男性選挙による国民公会が成立し、王政の廃止と共和政（第 1 共和政）が宣言された。

#### 3) ナポレオンとナポレオン法典

1804 年、ナポレオンが皇帝に即位した。ナポレオンは、法の前での平等、信仰や労働の自由、私的所有権と契約の自由などの近代市民法の基本的原理を示し、他国の模範となった世界初の法典を制定した。しかしここで謳われた「個人の自由」「階級間の平等」も、「男性の自由」「男性間の平等」であった。法典はアンシャン＝レジームの価値観や慣習を一定程度容認した内容となっており、夫権と父権を優位とした封建的な家長制が明文化された。（ナポレオン法典は、全面的に改正された家族に関する部分をはじめとして、内容に修正が加えられているが、「民法典（Code civil）」として今日でも生き続けている）。

ナポレオンは 10 年あまりで失脚し、王政復古の試みと革命が交互に繰り返された。1870 年に第 2 帝政が終わって以来、フランスは、共和政をとっている。

#### 4) 近現代

フランスは、第1次世界大戦では戦勝国となったが、数百万人の死傷者を出し、戦場となった本土は甚大な被害を受けた。第2次世界大戦中は、対独協力を進める政権（ヴィシーフランス）が存在したが、イギリスに亡命したド・ゴール将軍を首班とした自由フランスをはじめとして多くのレジスタンス組織が政治運動や活動を行っていた。戦後は、それまでのレジスタンスが新しい政治階層の形成につながり、第4、第5共和政の政府を組織して国の復興に取り組んだ。現在まで続く政治体制である第5共和政の初代大統領ド・ゴールは、アルジェリアの独立を承認するなど非植民地化や経済の近代化を推進した。

1958年10月4日に公布された第5共和国憲法は、フランスを「不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である」と定めた。共和国大統領は任期5年で、国民による直接普通選挙によって選出される。2022年4月の大統領選では、現職で中道与党「共和国前進」のマクロン大統領が、極右政党「国民連合」の党首ルペン候補を下し、再選された。

### (4) 憲法

#### 1) 憲法の本質

第33回（2007年）資生堂海外研修報告書における記載を下に引用、抜粋する。

\*

フランスの憲法は（フランス共和国憲法）は、1958年に制定された。その全文には1789年のフランス人権宣言と1949年の第4共和国憲法を踏まえ、「自由・平等・友愛」の精神をうたっている。

この精神は国旗のトリコロール（3色）によっても表されている。この旗は、1789年のフランス革命の際、国民軍が使用したものをもとに作られた。

フランスの憲法は「人民の、人民による、人民のための政治」を原則に掲げ、「共和国、法の前の平等」と「国民主権」「政党活動の自由」をそれぞれ認めている。この憲法を基にさまざまな法律や制度が展開されることになるが、それらは時代の変化と国民の状況にあわせ、見直しや強化、改正などが柔軟に行われている。こうしたフランスのあり方は、数多くの戦いと革命の歴史に翻弄されながらも、そこに生じる数々の難関を乗り越えてきた、人権の国としての国民性を強く感じるものである。

\*

過去200年余りの間で10の憲法が制定され、現在の憲法も1958年から24回もの改正が行われているフランスは、「憲法の実験室」と呼ばれる。憲法の改正を通じて、人の権利の保障の強化や、大統領と国民議会のバランスの再編（フランスは大統領が強力な権限を有する）などを行っている。最後に改正がなされたのは2008年で、職業等社会的関係における男女平等参画、諸意見の多元的表明、国民投票の機会の拡充、権利擁護官（*Défenseur des droits*。権利擁護機関などと訳されることもある）の創設などが規定された。

現行憲法の前文には、「1946年憲法前文により確認かつ補完された人の諸権利と国民主権の諸原理に対する至誠、……を厳粛に宣言する」とある。その1946年憲法前文には「国は、個人と家族にその発展に必要な諸条件を保障する。」「国は、すべての者、とりわけ子ども、母親および高齢労働者に対して、健康の、物質的安全、休息および余暇を保障する。年齢、身体的もしくは精神的

状態、経済的状況ゆえに労働することができない境遇にある人はすべて、相当な生存手段を共同体から取得する権利を有する。」「国は、子どもと成人が教育、職業訓練および教養を平等に受けることを保障する。あらゆる段階で無償かつ非宗教の公教育を組織することは、国家の義務である。」とある。フランスが「人権の母国」と呼ばれる所以だろう。（法律の条文と言葉はすべて高橋和之編、2014. [新版] 世界憲法集. 岩波書店より抜粋、引用した）。

## （５）家族のかたち

### １）PACS の増加

図 1 に、1990 年から 2022 年までの各年の法的な婚姻（異性間・同性間）と PACS（連帯市民協約、民事連帯契約制度などと訳される）（異性間・同性間）の件数の動向を示す。（フランスにおける婚姻関係の変遷の詳細については、17～18 ページ参照）。

国立統計経済研究所（INSEE）によれば、同居するカップルにおける法的な夫婦の割合は 1990 年には 87% を占めていたが、減少している。ユニオン・リブル（同棲）は、1990 年には 13% であったが、PACS の法制化以降、法的な夫婦の割合が減るにつれて増加している。PACS の割合は、2011 年から 2016 年の間に 4% から 7% へと増加した。2016 年、フランス本土では、3,050 万人がカップルとしてパートナーと一緒に暮らしていた。その 72% が法的な結婚で、7% が PACS、21% がユニオン・リブルであった。

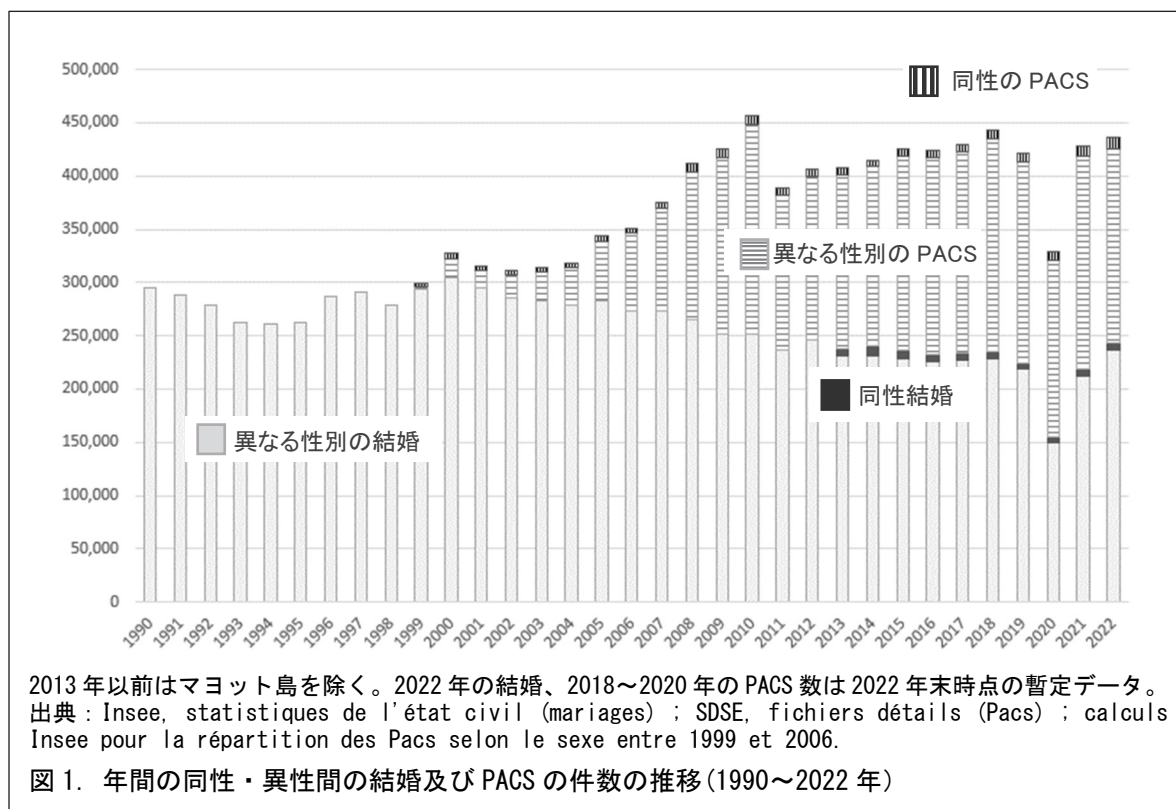


図 2 は、2016 年現在、カップルとして暮らしている者のパートナーとの関係を、年齢層別に割合で示した図である。20 歳以下は 9 割がユニオン・リブルであった。INSEE によれば、若者は、パートナーとカップルとして成立すると、ほとんどの場合、ユニオン・リブルで同居を始め、その

後、PACS を結んだり、結婚したりする。そのまま、ユニオン・リブルを継続するカップルもいる。PACS は 26～35 歳の間で利用される割合が高く、各年齢の 17～20%が PACS であった。結婚は、特に 30 歳から普及している形態である。2016 年、30 歳でパートナーと同居をしている人のうち、結婚している人は 41%、ユニオン・リブル関係にある人は 40%、PACS は 19%であった。

表 1 にパートナーとの関係と、25 歳未満の子どもの有無及びその数を示す。法的婚姻関係にある夫婦の 41%、PACS の 65%、ユニオン・リブルの 52%に子どもがいる。そして子どもの 3 割弱は、法的夫婦以外のカップルの子どもである。

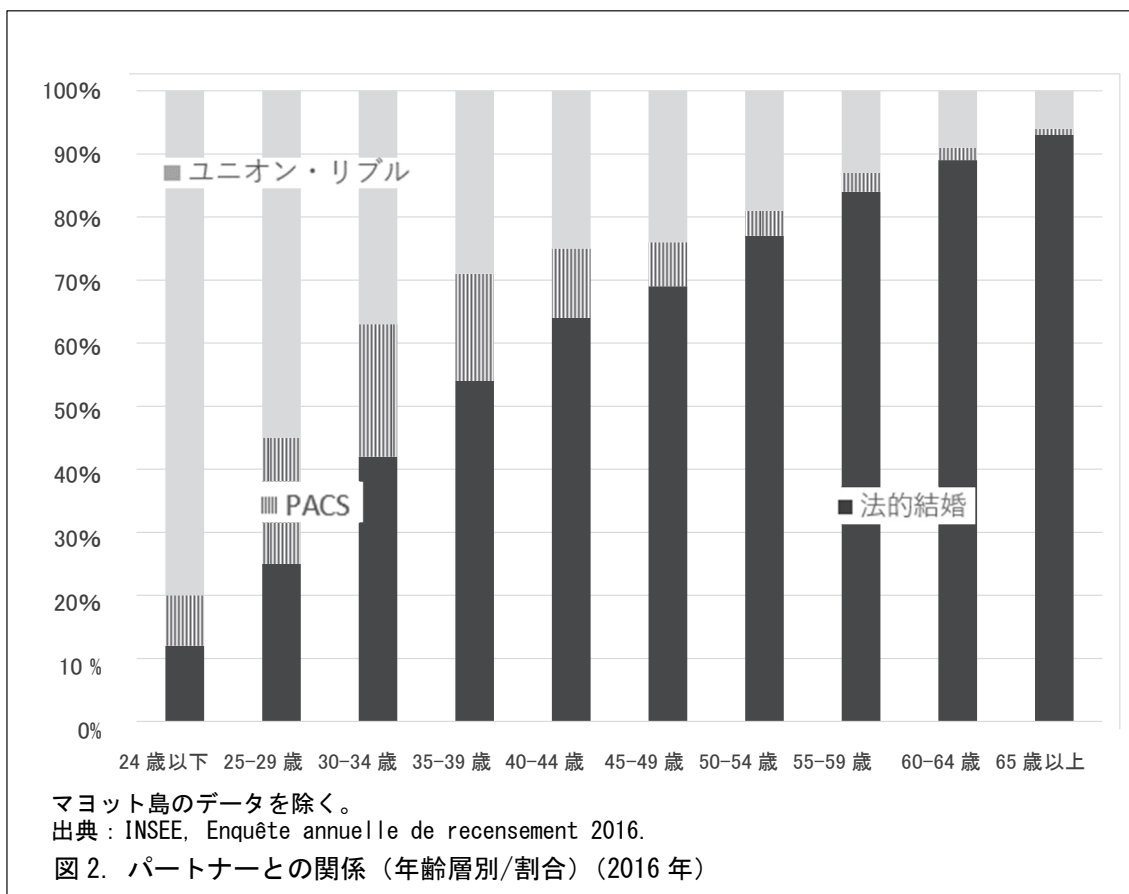


表 1. パートナーとの関係と子ども（25 歳未満）の数（2018 年）

	子どもが いない	子どもが いる	子どもの数				合計
			1 人	2 人	3 人	4 人以上	
法的夫婦	6,473,372	4,626,335	1,628,804	1,945,116	787,671	264,744	11,099,707
PACS	437,987	807,449	358,361	368,633	68,424	12,031	1,245,437
ユニオン・リブル	1,314,711	1,434,536	658,339	551,846	163,936	60,415	2,749,248
配偶者が別にいる	161,043	107,000	47,775	36,649	15,062	7,514	268,043
合計	8,387,113	6,975,320	2,693,280	2,902,244	1,035,093	344,704	15,362,434

出典：INSEE, RP2018 additional exploitation. geography on 01/01/2021

## 2) 出生率

2016～2018 年の期間で、マヨット島を除くフランスでは、合計特殊出生率の平均は 1.89 人だった。INSEE によれば、大都市圏の中心的な自治体では出生率が低く、女性の平均出産年齢も高い。

地域間の出生率の格差は縮小している傾向にあるが、平均出産年齢は地域差が大きくなってきている。特にパリがあるイル・ド・フランスでは、他の地域よりも平均出産年齢が高く、かつ高齢化が進んでいる。

### 3) 結婚と出生率への Covid-19 の影響

2020 年のフランスにおける結婚件数は 154,600 組で、Covid-19 の流行の影響で歴史的に低い数字となった。過去 20 年間、結婚件数は減少傾向にあったが、2019 年から 2020 年にかけてはほぼ 3 分の 1 まで減った。ロックダウンや結婚式への招待客数の上限等の規制により、結婚式の祝宴がストップしてしまったためである。その後、結婚件数は増加し、2022 年は 24.4 万組の法的夫婦が誕生し、2011 年以来最多となった。

また出生数については、2021 年、フランスで生まれた赤ちゃんは 73.8 万人で、2020 年より 3,000 人多かった。2020 年春の最初のロックダウンから 9 か月後の 2021 年初頭は出生数が減少したが、その後、増加した。合計特殊出生率は 2020 年 1.8、2021 年 1.83 であった。

### 4) 子どもが暮らす家庭

INSEE によれば、2020 年、未成年の子どもを養育していた世帯数は 800 万世帯あった。このうち 4 世帯に 1 世帯がひとり親家庭であり、その数は 2011 年から増加している。ひとり親家庭で暮らす子どもは一人っ子であることが多く、他の家庭よりも貧しい場合が多い。子どものいる家庭の 9%がステップファミリー（カップルのどちらか一方または両方が、以前のパートナーとの間にできた子どもと同居している状態）である。

### 5) 子どもの姓

INSEE によれば、2014 年、フランスでは 818,565 人の赤ちゃんが生まれ、これら赤ちゃんの大多数には父親の姓がつけられた（83%）が、10 人に 1 人は両親の姓がつけられた。INSEE はこれについて、子どもの姓のつけかたは、両親の婚姻状況や出身国、住んでいる地域を反映しているかもしれない。例えば両親がスペインやポルトガル出身の場合、子どもは二重姓になる可能性が高いと解説していた。親子のあり方も、パートナーとのあり方も多様なフランスで、夫婦はどのような姓を使い、子どもにはどのような姓をつけているのだろうか。以下、視察プログラムとは別個に、オンライン講演会を依頼した、フランス在住のジャーナリスト、プラド夏樹氏が共著者となっている著作『夫婦別姓一大家族と多様性の各国事情』第 2 章「フランス 多様なカップルの在り方が少子化に終止符」から引用、抜粋をして、カップル間の姓の選択と子どもの姓のつけ方についての制度を紹介する。

なお、結婚後に夫婦同姓を法律で義務付けているのは日本だけと言われており、フランスでは、出生時に出生証明書に登録された姓名が一生を通じてその人の法律上の姓名であり、原則として変更はできない。つまり、結婚は姓名に何らの影響も与えない。以下の指摘は、その点を前提として理解する必要がある。

\*

現在は、私生活で、家族生活で、社会で、職場で、出生姓ではない次の四つの姓の中から一つを選択し、正式に通称使用し、身分証明書上で出生姓の横に明記することができる。当然、行政機関はこの通称を尊重する義務がある。

- ① 出生姓と、継承できなかった親の姓を出生姓にハイフンでつなげる連結姓（順番は自由）
- ② 出生姓と、婚姻関係にあるパートナーの姓をハイフンでつなげる連結姓（順番は自由）
- ③ 女性による夫の姓使用
- ④ 男性による妻の姓使用（2013年から）（以上 73～74p）

\*

1978年、欧州評議会は加盟国に、「子どもへの姓の継承に関して両親には同じ権利を」と男女平等を考慮に入れた法を採択することを勧告した。また1979年、国連は「姓に関する権利における性差別を撤廃するように」加盟国に要請し、以降、欧州では、子どもへの姓の継承に関して父親の姓が優先されることを不平等とみなすようになった。

遅ればせながらフランスでも、2005年以降、次の姓を子どもに継承させることができるようになった。ちなみに両親が結婚しているかどうかは子どもの姓には影響しない。

- ①父の出生姓
- ②母の出生姓
- ③両親が合意した順序でのハイフンなしの併記姓（例：DupontMorelあるいはMorelDupont）

また、両親が合意できなかった旨を申告した場合はABC順で併記姓になり（2013年から）、両親が希望を表明しなかった場合は父親姓にと定められた。

しかし、選択する権利は存在しても、知らなければ行使することができないというのが実態だ。

国立統計経済研究所（INSEE）の発表によると、2019年に生まれた75万3383人の子どものうち61万3377人が父親の姓を継いでいる。子どもに父親の姓を継がせる習慣は相変わらず多数派だが、その中には、情報が乏しく、子どもに継承させる姓にはいくつかの選択肢があることを知らない人も多いのではないだろうか？（以上 84～85p）

## （6）産休／育児休暇

母親の出産前後の出産休暇は、第1～2子の場合は8～16週間、第3子の場合は26週間である。多胎妊娠やリスクが高い妊娠の場合には日数が増え、双子の妊娠の場合は34週間に、三つ子の妊娠の場合は46週間になる。2021年、出産時の「父親休暇」が14日から25日に増えた。父親は、これに3日間の法定休暇をあわせて最大28日間、休むことができる。多胎出産の場合には休暇は32日になる。

育児休暇については、子どもが3歳になるまでの間、最長3年間の休業が可能である。

## （7）移民

INSEEによれば、2020年、人口の10%（670万人）は移民（フランス国外で、フランス人以外として生まれ、フランスに住む者）であった。そのうちの36%がフランス国籍を持っていた。

フランス本土に住む移民の数を過去から振り返ると、1910年には110万人、1954年には230万人、1975年には390万人と増加していた。1975年から1999年にかけての増加は緩やかで、人口に占める移民の割合はおおよそ7%あまりで一定していたが、1999年以降再び増加し、2018年には900万人（人口の14%）の移民が暮らしていた。

第2次世界大戦後から1970年代半ばまでの移民は主に男性で、「栄光の30年（Trente Glorieuses）」（経済が繁栄し、社会福祉制度が飛躍的に発展した）における労働ニーズを満たして

いた。1974年のオイルショックによる経済不況を契機に、フランスは移民の積極的な受入れを停止したが、その後は、家族再統合のほか、母国で取得した学位に適した仕事に就くため、研究活動を継続するため等の理由でフランスに移住する女性が増えている。

2006年以降、人口増加に対する移民の貢献度が高まり、移民の純移動（流入数と流出数との差）は21%増加し、なかでも未成年者の移民の純移動が大きく増加している。なお、2017年1月から1年間の間に、フランスの人口は31.7万人増加したが、そのうち44%の13.9万人が移民であった。

## 移民の出身地

2020年、フランスに住む移民の47%は、アフリカ大陸生まれであった。30%はチュニジア、アルジェリア、モロッコ（マグリブ）出身で、この割合は1980年代からほとんど変わっていない。過去10年間で、アフリカからの移民の数は、年平均2.9%ずつ増加している。ヨーロッパ出身の移民は、現在、移民全体の33%だが、1975年は66%だった。かつてのヨーロッパ圏内からの移住者は、スペイン、イタリア、ポルトガルからが多かったが、現在は、EU非加盟の国など多様化している。アジア出身の移民は、移民全体の15%である。なおアジアからは女性の移民が多くなっている。

## （8）労働時間

フランスは、2002年から週35時間労働制をとっている。法定労働時間は週35時間で、これを超えると、原則として賃金割増の対象となる。しかし2005年、法定労働時間を週35時間制に据え置くことを前提としつつも、収入増を望む労働者の時間延長を可能とする「時短緩和法」が成立している。現在、例外はあるが、労働時間の上限は、1日10時間、週48時間、かつ12週平均で44時間である。さらに夜間の就労については8時間を超えてはいけない。

週35時間働くフルタイムの従業員は、毎年最低5週間の有給休暇を取得する権利がある。法定有給休暇は、1か月ごとに2.5日、年間で30労働日（法律上、土曜日は労働日であるため、実質的には25日）である。これは、パートタイムの従業員であっても、フルタイムの従業員と同じである。また5月から10月の間に、一定期間の休暇を一度に連続して取らなければならない。企業によっては、週35時間の労働時間を週39時間にして、その超過分を休暇で消化する（つまり休暇が増える）という運用をしているところもある。病欠と有給休暇は分けて管理され、使わない有給休暇は次の年に持ち越してできない。

フランスの週35時間労働制は、一人ひとりの労働時間を短縮化し、多くの人たちに雇用の機会を創出すること、生活の質や健康を改善し医療費を削減すること、経済生産性を上げること等を目的にしていたが、効果は限定的だったという意見もある。もともとの目的への効果はともかく、この制度は、夫婦が家で過ごす時間を増やし、出生率の回復にも効果をあげているという評価もある。

## （9）貧困

### 1) 格差問題

フランスにおける貧困率や可処分所得における所得格差は、日本のそれよりも小さく、ヨーロッパの中でも中程度の所に位置している。貧困のリスクは失業者、若年層、ひとり親家庭で高く、経済的な不平等は、パリを中心とした地域圏であるイル・ド・フランスと海外領土、人口密度の高い

自治体、都市部においてより顕著にみられる。

INSEEによれば、2018年、フランス本土の一般住宅に住む住民の14.8%である930万人が、貧困の閾値以下で生活していた。フランス全体では、190万人が極度の貧困状態にあり、17万人が極度の貧困に陥る可能性があった。極度の貧困状態にある190万人のうち、35%が子どもで、7%が65歳以上であった。また24%はフランスの海外領土の居住者であった。老人ホーム等の医療・社会福祉施設に住む7.9万人、寮やホステルに住む8.6万人は、特に低所得者が多く、極度の貧困状態にある可能性が高かった。一般の住宅に暮らす人々の場合、極度の貧困は、低所得と深刻な物質的・社会的剥奪の組み合わせとして定義されるが、彼らは、貧困状態にない人に比べて、7倍もの物質的・社会的な困窮に苦しんでいた。極度の貧困状態にある成人の3分の1は、健康状態が悪いために日常生活に制限を受けている。また3分の1以上が失業中で、5人に1人が就学・就業をしていない・職業訓練を受けていない（NEET）状態（かつりタイヤもしていない）で、働いている3分の1は、ブルーカラー労働者やパートタイム従業員、あるいは断続的労働に従事する人たちであった。

## 2) 若者の貧困—Covid-19の影響

フランス労働省の報告によると、26歳以下の若者の3か月以上または期限を定めない契約による雇用数は、2019年から2020年にかけて15%近く減少し、新卒の求人数も激減している。フランスでは、日本の生活保護にあたる積極的連帯所得手当RSA（Revenu de solidarité active）の受給対象者は、原則25歳以上となるため、若者の貧困がパンデミックで深刻化した。

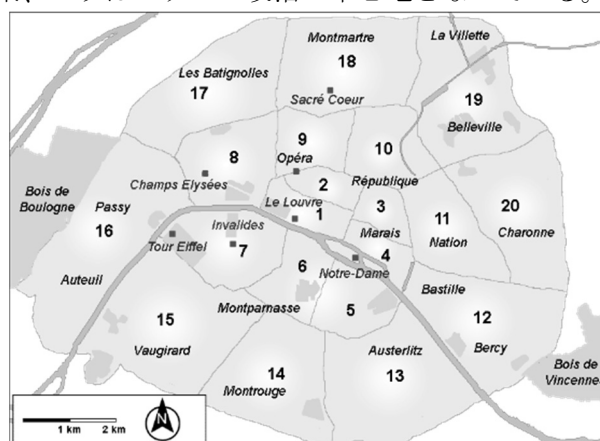
貧困状態にある人々は2020～2021年の間に3度実施されたロックダウンの間、社会的援助や医療サービスへのアクセスが困難となった。この期間は、家族と親族関係のつながりで互いに扶助しあう、新しい形の連帯が示された（Duvoux,2021）。しかし、親族のつながりは脆弱でもあり、ロックダウンや夜間外出禁止令の期間中、家庭内の暴力が問題にもなった。

## 2. パリ

フランスの首都で、北中部に位置する。パリは県であり、市でもあり、市長を議長とする市議会が県行政も行っている。

紀元前7600年頃には、既にセーヌ川沿いにある現在の市街地に人々が住んでいた。パリの名称の由来は、紀元前1世紀頃にパリシイ人という人々が住んでいたことから名付けられたと言われている。フランク王国が5世紀末に首都を置いて以来、パリはフランス政治の中心地となっている。日本では「花の都」と言われるが、フランス語では「光の都」（la Ville Lumiere）と称され、啓蒙主義時代から、教育、芸術、文化、華やかな社交の場として人々の憧れと注目を集めてきた。現在も、美食、ファッション、アート、ビジネス、学問、エンターテインメントに多くの機会を提供している。

面積105 km<sup>2</sup>のパリは、20の行政区から構成されている。行政区は、ルーヴル美術館がある第1





区を中心に、カタツムリの殻のように螺旋状に広がっている。移民、住宅、社会インフラ、公共事業、郊外開発など、都市化の問題への適応によってパリは拡張されていき、現在のような都市群となっている。

2021年、パリの人口は218万人であった。パリには高い賃金や、活発な社会・文化生活を求めて若い人が集まってくるが、パリジャンは定年を迎えると地方に戻る傾向がある。そのためパリは、他の都市に比べて働く世代が多い地域である。また住民の大多数はフランス人であるが、移民の比率も高い(表2)。パリの外国人居住者の3分の1はEU諸国出身者だが、アルジェリア、モロッコ、チュニジアなどのアフリカ諸国からの移民も多い。

表2. フランス全土とパリの人口(年齢層、法的地位別)(2016年)

	法的地位	15歳未満	15-24歳	25-54歳	55歳以上	合計	
フランス全土	移民	312,390	527,930	3,348,249	2,038,002	6,226,571	9%
	移民以外	11,805,884	7,315,146	22,109,729	18,904,258	60,135,016	91%
	合計	12,118,274	7,843,075	25,457,978	20,942,260	66,361,587	100%
		18%	12%	38%	32%	100%	
パリ	移民	12,666	37,246	250,883	144,751	445,546	20%
	移民以外	294,537	252,451	741,008	456,785	1,744,781	80%
	合計	307,204	289,697	991,891	601,536	2,190,327	100%
		14%	13%	45%	27%	100%	

出典: INSEE. RP' 2016

表3. フランスと日本の概況

	フランス共和国	日本
総人口(18歳未満)	6,782万(1,441万) (2021.11) INSEE	12,550万(1,806万) (2021.10)統計局
面積	63.3万km <sup>2</sup> (海外領土含む) 55.2万km <sup>2</sup> (本国のみ) (フランス大使館)	約37.8万km <sup>2</sup>
政体	共和制	立憲君主制
首都・人口・面積	パリ・218万人 (2021.01, INSEE)・ 105km <sup>2</sup>	東京・約1,402万人 (2021.10, 東京都)・ 2,194km <sup>2</sup>
合計特殊出生率 OECD(2021)	1.80	1.30
GDP(2021)IMF	2.94兆USドル	5.1兆USドル
一人当たりGDP(2021)IMF	4.53万USドル	4.07万USドル
国民負担率(2018)財務省 ※1	68.3%	44.3%
18-65歳ジニ係数 OECD ※2	0.292(2019)	0.334(2018)
貧困率/子どもの貧困率 OECD	0.084/0.117(2019)	0.157/0.140(2018)
暴力に対する女性の意識 (2019)OECD ※3	6.6	8.9
ジェンダーギャップ指数(2021)WEF 153か国中 ※4	16位	120位

※1: (租税負担+社会保障負担)/GDP

※2: 0に近いほど格差がない。

※3: ある状況下では、夫/パートナーが、妻/パートナーを殴ることは正当化されることに同意する女性の割合

※4: 「ジェンダー間の経済的参加度および機会」「教育達成度」「健康と生存」「政治的エンパワーメント」の指標を基にランキング付けしている

## 参考資料

### 1. フランス共和国

IMF France. <https://www.imf.org/en/Countries/FRA> —出雲 祐二 (2007). フランスの所得格差と RMI. 海外社会保障研究, 159, 48-58.

INSEE. Working time and working at home during the lockdown: significant differences depending on occupation. <https://www.INSEE.fr/en/statistiques/4806682>

Nicolas Duvoux (2021) . France is in the midst of a poverty crisis.

<https://blogs.lse.ac.uk/europpblog/2021/06/16/france-is-in-the-midst-of-a-poverty-crisis/>

OECD. France. <https://www.oecd.org/france/>

外務省. フランス共和国. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/france/data.html#section1>

クーリエ・ジャポン (2020) .外出禁止令のフランスで急増する DV—政府が対策を発表.

<https://courrier.jp/news/archives/195448/>

高等学校世界史 B/ フランスの宗教戦争と絶対王政.

<https://ja.wikibooks.org/wiki/%E9%AB%98%E7%AD%89%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E4%B8%96%E7%95%8C%E5%8F%B2B/%E3%83%95%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AE%E5%AE%97%E6%95%99%E6%88%A6%E4%BA%89%E3%81%A8%E7%B5%B6%E5%AF%BE%E7%8E%8B%E6%94%BF>

コトバンク. フランス憲法.

<https://kotobank.jp/word/%E3%83%95%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%B9%E6%86%B2%E6%B3%95-126556>

財団法人資生堂社会福祉事業財団 (2008) .2007 年度第 33 回資生堂児童福祉海外研修報告書.

STATISTA. (2022) . Economic impact of the coronavirus (COVID-19) in France - statistics & facts. <https://www.statista.com/topics/8035/economic-impact-of-the-coronavirus-covid-19-in-france/>

STATISTA. (2022) . Violence against women in France - statistics & facts.

<https://www.statista.com/topics/8875/violence-against-women-in-france/>

世界史の窓. 啓蒙思想. <http://www.y-history.net/appendix/wh1003-031.html>

内閣府ホーム. (2006) .平成 17 年版 少子化社会白書 3 働き方の見直し—ヨーロッパで様々な動き. <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w->

[2005/17webhonpen/html/h1420300.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2005/17webhonpen/html/h1420300.html)

内閣府男女共同参画局. 各国の男女共同参画に係る主な取組の流れ (年表) (フランス) .

<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/iv/02.pdf>

神田憲行. (2016) . 憲法改正の流儀 [フランス編] 現行憲法を 24 回改正している「憲法の実験室」から学ぶ教訓. <https://business.nikkei.com/atcl/report/15/120100058/102400008/>

日本総研. (2022) . ウクライナ危機下でも好調を維持するフランス経済 ~インフレ圧力の弱さと希薄な対ロ関係が背景~. <https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=102618>

パリコンパス. (2021) . 有給休暇が 8 週間! 35 時間法の光と影 【フランス人の働き方と休み方 3】. <https://pariscompass.net/france-job-rtt/>

Human Development Reports. GENDER INEQUALITY INDEX (GII).

<https://hdr.undp.org/data-center/thematic-composite-indices/gender-inequality-index#/indicies/GII>

プラド夏樹. (2021) . フランス 多様なカップルの在り方が少子化に終止符. 栗田路子; 富久岡ナヲ; プラド夏樹; 田口理穂; 片瀬ケイ; 斎藤淳子; 伊東順子. 夫婦別姓 ―家族と多様性の各国事情. 筑摩書房, P73-74, 84-84.

Population Stat Paris, France Population (2022) <https://populationstat.com/france/paris>

UN Women, Global Database on Violence against Women, France <https://evaw-global-database.unwomen.org/en/countries/europe/france>

労働政策研究・研修機構. (2004) . 議論が続く「時長」-35 時間労働制の見直し.

[https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2006\\_2/france\\_01.html](https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2006_2/france_01.html)

労働政策研究・研修機構. (2005) . 労働時間と働き方：フランス 労働時間をめぐる動き～週 35 時間労働制の見直し. [https://www.jil.go.jp/foreign/labor\\_system/2005\\_5/france\\_01.html](https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2005_5/france_01.html)

World Economic Forum (2021) Global Gender Gap Report 2021

## 2. パリ

Britannica. Paris. <https://www.britannica.com/place/Paris>

コトバンク. パリ. <https://kotobank.jp/word/%E3%83%91%E3%83%AA-116834>

INSEE. <https://www.INSEE.fr/fr/accueil>

(ウェブサイトはすべて 2023 年 6 月 12 日閲覧)

### Ⅲ フランスの児童保護のしくみー日本との比較も念頭に

#### 1. はじめに

セリーヌ・ラファエル著『父の逸脱 ピアノレッスンという拷問』（新泉社）の翻訳者である林昌宏氏とは全く面識がなかったが、ある日のこと、直接当センターを訪問され、現在翻訳中だという本書について熱く語られた。その後、上梓された本書が送られてきたが、本書を読んだときの印象を一口で表現するのは難しい。児童虐待の問題をさまざまな視点から思索することを求められ、あわせて種々の感情も呼び覚まされたからである。

本書には、ピアノレッスンという教育虐待を受けた当事者として、その詳細な事実経過だけでなく、母や妹を含む家族の様子、学校や施設、保護機関の認識や対応、それらを体験した自身の感情などを含め、児童虐待にまつわるさまざまなことが冷静かつ生々しく語られていた。同時に、日本とフランスにおける共通点と相違点も意識することとなり、そのいずれもが興味深いものであり、日本においても広く読まれるべき書だとすぐさま直感した<sup>1</sup>。

今回の視察は、その意味でも意義深いものがあると考え、オンライン視察が始まる前に、いくつかの文献によってフランスにおける児童保護のしくみについて調べてみた。すると、日本とフランスにおける制度上の大きな違い、対照的なアプローチなどを垣間見ることになった。ただしそれは、日本の制度を充実させ、制度改革していく上で、新たな発想を与え得る予感があった。以下では、視察先で得た情報や、後に得た情報なども交えつつ、フランスの児童保護のしくみを、日本との比較を念頭に述べることにしたい。なお、短期間での視察であり、調査も行き届いていない面が多々あること、フランス自体もさまざまな制度改革を継続していることなどから、十分な説明となっていないことをお断りしておきたい。

#### 2. フランスの子どもと家族

##### ○合計特殊出生率

フランスにおける児童保護のしくみを考える前に、フランス社会における子どもと家族の状況を見ておきたい。フランスは、欧米の中で合計特殊出生率が最も高く、注目されることが多い。図 1 は、内閣府「平成 29 年版少子化社会対策白書」から引用したもののだが、1990 年代に 1.66 まで低下していた合計特殊出生率が、2015 年には 1.92 まで回復していることにつき、次のような解説があった。

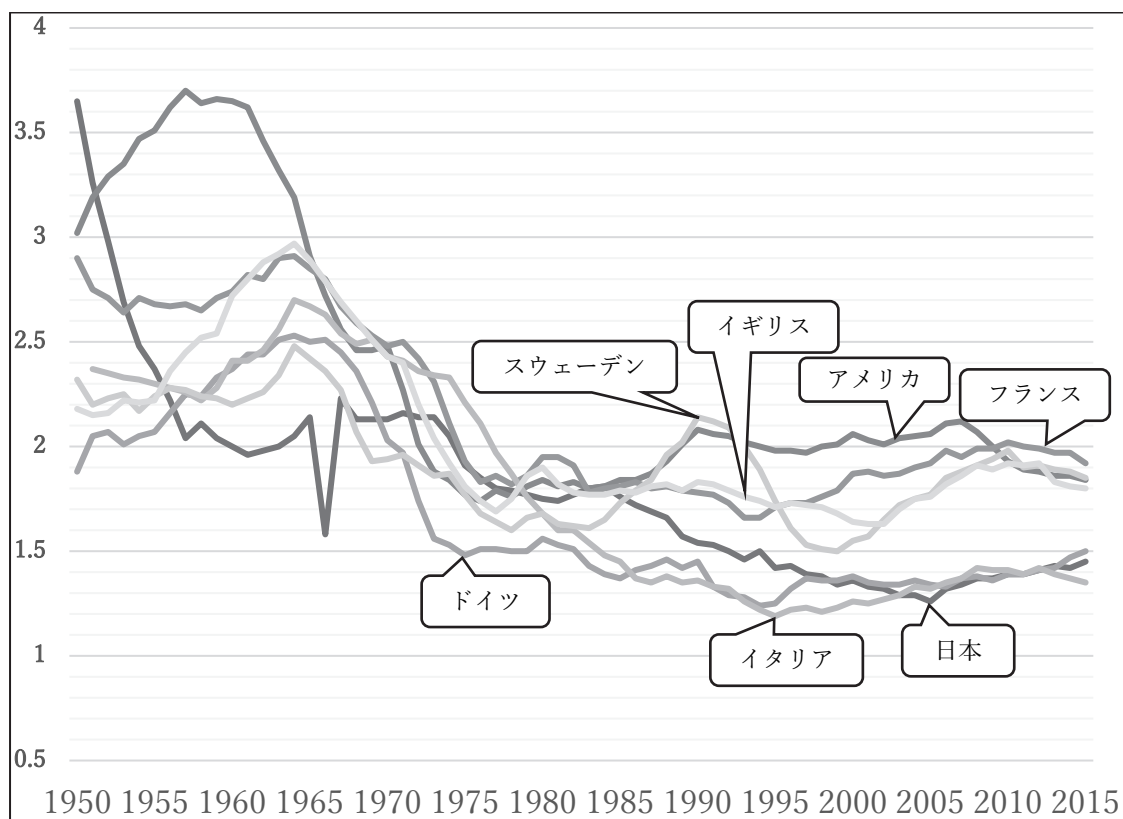
「フランスでは、かつては家族手当等の経済的支援が中心であったが、1990 年代以降、保育の充実へシフトし、その後さらに出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、すなわち『両立支援』を強める方向で政策が進められた」

また、毎日新聞取材班（2022）『世界少子化考』によると、フランスの国民議会は、2021 年 6 月、これまで異性のカップルにのみ認めていた生殖補助医療を、独身女性や女性同士のカップル<sup>2</sup>にも

<sup>1</sup> その後、ラファエル氏は、本書を機縁として日本子ども虐待防止学会（JaSPCAN）第 27 回学術集会かながわ大会で、海外招聘講師として筆者（川崎）のインタビューに応じていただき、今回の視察においても、本書の解説をされたダニエル・ルソー医師とともに登場していただいた。その詳細は本文を参照されたい。

<sup>2</sup> フランスでは、同性結婚も 2013 年に法制化されている。

拡大し、公的医療保険を適用する内容の法案を可決したという。同年 8 月に本法が公布されると、フランス全土の病院に治療希望者からの問い合わせが殺到し、フランス保健省は、9 月中旬、想定を超える 3,500 件の希望が新たに寄せられたと発表した。



出典：内閣府 平成 29 年版少子化社会対策白書

図 1. 諸外国の合計特殊出生率の推移

ただし、本制度は少子化対策ではなく、あくまでも「平等」を実現しようとする一環だという。こうした法整備を求める活動をしたブランシュさんは、本法の意義を次のように述べる。

「この社会では恋愛と結婚が価値を持っていますが、(中略) 異性に出会い、絆を深め、家族を作る—という規範に当てはまらず、それが精神的なプレッシャーになる人も社会にはいる。そのことを知ってほしいのです。それがなければ、喜んで子育てしたい女性はたくさんいるでしょう。幸福を実現する権利は結婚相手の性別やパートナーの有無に関わらず、みんなが等しくあるべきだと思いませんか？」

彼女は 37 歳の時、ポルトガルの医療機関で、匿名の男性から精子バンクを通じて精子の提供を受け、体外受精に成功したというのだが、婚姻届を出している女性同士のカップルにあっては、本法によって 2 人がいずれも出産することも十分考えられる。結果として、フランスの合計特殊出生率が高まる効果を持つ可能性は否定できないように思う。

ただし、最近の報道には、「2020 年通年でのフランスの出生数は 73 万 5000 人で、第 2 次世界大戦後最低の水準に落ち込んだ」といった指摘もあり (2022 年 2 月 26 日 AFP)、状況が変化している点も踏まえておく必要がある。

なお、内閣府の報告書は「家族関係社会支出の対 GDP 比」について、「我が国は、欧州諸国に比

べて現金給付、現物給付を通じた家族政策全体の財政的な規模が小さいことが指摘されている」として、その割合は、フランスが GDP 比 2.91 であるのに対して、日本 1.34 にとどまっていることを紹介している。

## ○婚姻関係－日本の場合

日本もフランスも、婚姻に関する制度は変遷している。日仏とも法律が現実に追いついていない状況は、決して珍しくないが、一方で法制度が改正、改革されても、従来の慣習がすぐ変わるわけではなく、その意味で法と現実が一致しないこともある。これらも日仏で共通すると言えよう。

さて、日本の婚姻制度が大きく変更された時期として画期をなすのは、敗戦後の 1947 年（昭和 22 年）に旧民法が改正された時期と言ってよい。戦前は家制度があって、戸主の権限が強く、婚姻には常に戸主の同意が必要であった。妻は婚姻によって夫の家に入り、法律行為を行うには、成年であっても常に夫の同意が必要とされる無能力者の扱いを受けていた。また、財産管理も実質的には夫により行われ、貞操義務は妻だけが負わされていた。

それが戦後、憲法 24 条で「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」とされ、民法も改正されて、家制度も廃止された。

## ○フランスにおける婚姻関係の変遷

一方、フランスでも、家父長制は連綿として社会に深く根を下ろしていたことから、女性の権利も抑圧され、1789 年の大革命以来さまざまな女性運動が起こった。ところが、既婚女性が夫の許可なしに仕事をしたり、銀行口座を作ったり、自身の財産を管理する権利を得るためには 1965 年まで待たなければならず、「家長」という概念が法律上廃止されたのも、ようやく 1970 年のことだという。これでは戦後の日本が憲法の下に男女平等を謳ったことと比べても、大きく遅れていると言わざるを得まい。

しかし、その後のフランスの制度改革は急速に進んでいるように見える。特筆すべき制度と思われるものの一つが、PACS (Pacte Civil de Solidarité 連帯市民協約) である。PACS は、もともと法律上不可能だった同性同士の結婚を念頭に 1999 年に法制化されたものだが、「性別に関係なく、成年に達した二人の個人の間で、安定した持続的共同生活を営むために交わされる契約」（在フランス日本国大使館）とされた。つまり、同性カップルに限らず、全ての非婚カップルのための制度であり、その点で、日本でも最近多くの自治体で採用されている同性のパートナーシップ制度とは異なっている<sup>3</sup>。PACS 制度ができてすでに 20 年以上を経るが、当初の趣旨と異なり、若者を中心に異性のカップルの利用が多く、2020 年の婚姻状況は、図 2 のとおり PACS が結婚を上回る結果となっている<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> 日本のパートナーシップ制度は、2015 年、東京都渋谷区や世田谷区で始まった。本制度について、渋谷区のホームページは次のように説明している。「戸籍上の性別が同じ二者間の社会生活における関係を『パートナーシップ』と定義し、一定の条件を満たした場合にパートナーの関係であることを証明するもの」。なお同ホームページでは、2020 年 10 月 1 日現在、こうした制度を導入している自治体数が 60 を超え、新たに制度を導入を検討する自治体も増えている旨が記載されている。

<sup>4</sup> それでも 2020 年以前は、異性間における「結婚」が異性間の「PACS」を上回っていた。それが 2020 年になって初めて逆転し、PACS が上回った。フランスでは、今や PACS が一般的な婚姻関係になりつつあるとも考えられる。

PACS であっても、結婚と同様、子どもに対しては共同親権があり、パートナーの社会保険（医療、死亡等）による保証や税制上の利益も受けられる。一方、PACS の解消は、合意がなくても、どちらかが申し立てれば足りる。この点に限って言えば、日本の事実婚（内縁関係）と変わらない。PACS は、いわば結婚と単なる同棲（ユニオン・リブル）の中間的な位置づけの制度と言えるかもしれない。

＊

ただし、日本には PACS のような制度がないため、事実婚が始まっても、また解消されても届けることはなく、受ける市役所等もない。次のような報告もあった。

「日本の婚外出生率は 2%程度。事実婚は増加傾向にあると指摘されることもあり、2010 年国勢調査では『親族でない異性と同居している 20 歳以上の人口』は約 60 万人に上る。とはいえ、事実婚の実態は不明」

結果として、こうした家族で生活する子どもたちの実態も不明となっているのではないだろうか。

### 3. フランスの親子関係

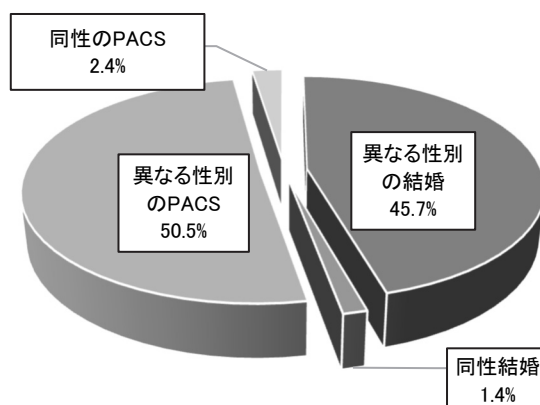
#### ○共同親権

先に、フランスで家長という概念が法律上廃止されたのは 1970 年のことだと述べたが、この年、親権に関する条文も改正されている。すなわち、父権（*puissance paternelle*）から親権（*autorité parentale*）への変更である。男女の平等が謳われたこの年の改革では、当然のこととして親権についても夫婦（両親）が共同して行うことになったものと思う。なお、フランスでは日本と違い、離婚後も父母いずれもが親権を有することとなっており、それは PACS の場合も同様である。加えて言えば、認知すれば、それだけで親権が発生する。

なお、日本においても法制審議会家族法制部会において、親が離婚した場合の親権のあり方についての議論が行われている。2023 年 8 月 29 日に開催された第 30 回会議では、「家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けたたたき台」が出され、父母の離婚後等の親権者について、「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定めるものとする」との案が示され、従来の単独親権だけの制度から共同親権を選択肢の一つとする案となっている。

#### ○体罰禁止

それはさておき、まず最初に、日本で 2019 年（令和元年）に改正された児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）（2020 年 4 月施行）において、大きな改正ポイントとなった体罰禁止について、フランスでの実情を見ておこう。「平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」によると、フランスでも、2019 年に「親の権威は、いかなる身体的または心理的暴力も用いることなく行使される」旨の規定が民法典に追加され、「親の権威は、子の利益を最終目的とする権利および義務の総体である」旨の記載もあるという。この点は、日本の民法 820 条が「親権を行う者



出典：INSEE（国立統計経済研究所）

図 2. フランスの婚姻の状況

は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」としている点と共通するように思う。

また、フランス民法典は、「親の権威は、子の人格を適正に尊重しながら、子とその安全、健康および道徳において保護し、その教育を確保しかつその発達を可能にする目的で、子の成年または未成年解放まで父母に委ねられる」「両親は、子の年齢および成熟度にしたがい、子に関わる決定に子を参加させる」等とも規定しているが、この点は、日本においても、2022年（令和4年）12月に民法等の一部を改正する法律が成立し、第821条において、「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」としている点とほぼ共通しよう。蛇足だが、日本では、児童虐待防止法で体罰を禁止した後、民法にその点を明記する改正が行われたもので、体罰禁止に関しては、日仏変わらず軌を一にして歩んでいるように見受けられる。（下線筆者）

## ○親権の制限

日本では、児童虐待防止を主な目的として、2011年（平成23年）の民法改正で、親権一時停止の制度が設けられた（施行は2012年4月）。一方、フランスにおける親権の制度は日本よりも複雑で、親権者の状態に応じてさまざまな形の親権制限がある。親権を建造物に例えれば、いわば親子関係という家屋の土台であり、親子関係の基礎をなすものだろう。したがって、フランスの児童福祉を理解する上で、親権制度を理解しておくことは不可欠と言えよう。

表 1. フランスと日本における親権制度の比較

フランス		日本	
親権者は親権そのものを失い、養子への同意権も失う。 子に対する扶養義務あり(親に対する扶養義務はない)。	取上げ	親権喪失 (民法 834 条)	養子への同意権は残されている。 (日仏とも親権の回復は可能)
親権は認めつつ行使を第三者に移転する。 養子への同意権は保持。	例:児童虐待にかかる場合等 ----- 例:海外在住で祖母が養育する場合等	委譲(強制) ----- 委譲(任意)	
親権あり行使可能。 ただし親子は分離し、第三者が日常的な行為を行う。	育成扶助 (託置)	児童福祉法 (28 条)	

上記は日仏とも全て司法判断による。

ここでは、日仏の制度を比較することで、フランスにおける親権制度、親権の制限に関する特徴について考えたい。表1は、法務省「児童虐待防止のための親権制度研究会」が派遣した現地調査（2009年9月11日～22日、於・フランス及びイギリス）に基づいて執筆された「海外制度調査報告書（イギリス及びフランス）」を参考に筆者が作成した。

それによると、日仏とも、親権喪失（上記論文によると、フランスの場合は「取上げ」という用語となる）の制度があり、日本では「父又は母による虐待又は悪意の遺棄」（民法 834 条）等が例として挙げられているが、フランスでも、麻薬使用等の不行跡などが例示されているとのことで、日本の要件と共通するよう感じられる。ただ、相違点もある。その一つは、フランスの場合、取上げの例として子どもの身上に対する犯罪によって有罪となった場合、当該刑事裁判によって親権



を取り上げることがある点だ<sup>5</sup>。なかでも性的虐待などがあつた場合は必ずなされるという。

日本と大きく違う点は、他にもある。それは、親子を分離する育成扶助（託置）が取られている場合に、親が交流、訪問、宿泊等の育成扶助中に保持する権利を2年以上継続的に行使しない、もしくは義務を果たさなければ、親権取上げの事由になる点だ。日本でも、子どもを施設に預けたまま行方不明になるなどして、児童相談所や児童福祉施設職員が連絡を取ることに苦勞するような例は決して珍しくないが、だからといって、それで親権を喪失せしめたという例はあまり耳にしない。このあたりも、親の果たすべき役割、親としての義務を問うフランスの姿勢の強さを感じさせられる。

## ○国の被後見子（国の子）

ところで、フランスには匿名出産の制度があり<sup>6</sup>、女性が匿名で出産し、出産の秘密を要求した場合、あらゆる調査を禁止すること（つまりは探されない権利）が定められている<sup>7</sup>。図3は、匿名出産で生まれた子どもの人数の推移で、近年でも年間500人程度の子どもの匿名出産で生まれていることがわかる。なお、匿名出産を申し出た場合であっても、女性には2か月間の考慮期間が与えられ、この期間であれば自ら名乗り出ることが認められる一方、その期間を過ぎれば、生まれた子どもは国の被後見子（国の子）とされ、わざわざ親権を取り上げるまでもなく、以後は女性の同意などなくても完全養子<sup>8</sup>となることができる。

他方、日本では、子どもの存在自体を拒否・否定し、生まれてすぐ殺害される、いわゆる0日児の問題の克服が大きな課題となっているが、日本にこうした匿名出産の制度はない。

最近では、熊本の慈恵病院が、2021年12月、内密出産を希望する10代の女性が出産した赤ちゃんについて、女性の希望を踏まえて親の名前を書かずに出生届を提出し、独立戸籍も作成されて話題となった<sup>9</sup>。それはともかく、同じく慈恵病院の「こうのとりのゆりかご」へ預ける例を含めて、産み落とされて捨てられる棄児などの例は絶えることがなく、通常こうした例では、「保護者のない児童」として、児童相談所が「必要に応じ新たに戸籍を作成するよう市町村に届け出」を行い、「特別養子縁組のあっせん手続を行う」ことなどが期待されている（児童相談所運営指針）。ただし、フランスのように国の後見といった位置づけではなく、必要に応じて児童相談所長などが未

<sup>5</sup> なお、この「海外制度調査報告書（イギリス及びフランス）」には、「判決に反対の定めがない限り、対象となっている子どもに未成年の兄弟姉妹があれば、それらの子と親権者との関係にも親権の取上げの効果が及ぶ」とも記載されている。

<sup>6</sup> その歴史は古く16世紀まで遡るようだが、法として正式に認められたのはフランス革命後の1793年と言われている。1941年以降、約50年間で5万人の子どもの匿名出産によって生まれているとのことだが、現在の制度の骨格が定まったのは1993年の民法改正による。

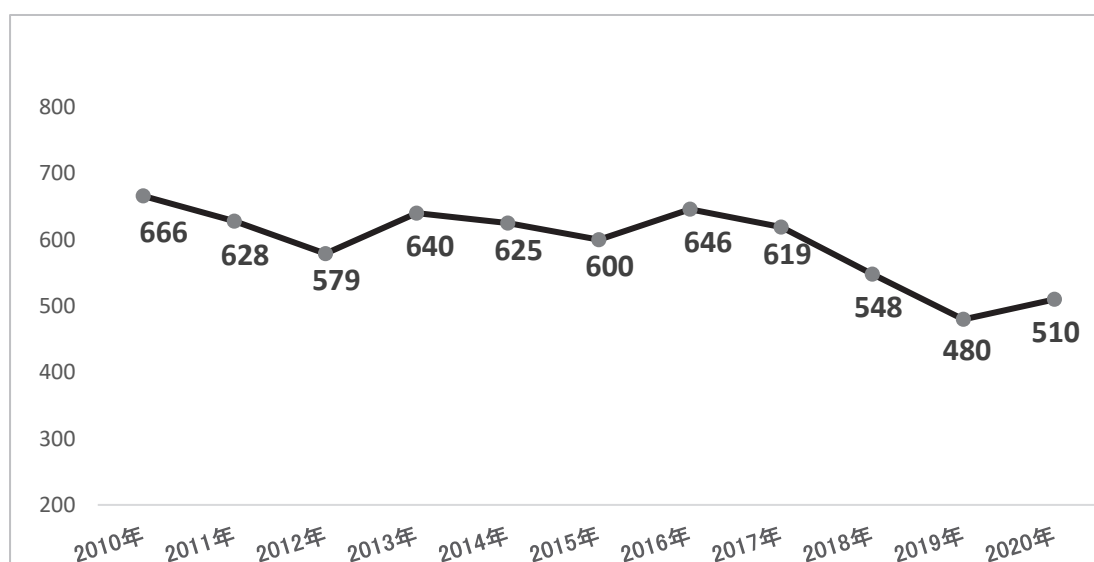
<sup>7</sup> なお、出産した女性の知られない権利と、生まれた子どもの出自をする権利が対立することは容易に想像できる。フランスでは、担当者が女性に対して、育てる希望があればサポートが得られること、それでもなお育てられず、認知もしないことを希望する場合は匿名出産について説明し、利用することを認めた上で、女性の同意を前提として、情報を残す努力がされている。

<sup>8</sup> 西希代子（2001）によると、「完全養子」とは実方から完全に離脱して養親の嫡出子となる養子。厚生労働省「第9回児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」資料によると、2007年におけるフランスの完全養子縁組成立件数は3,964人。

<sup>9</sup> 国は、2022年（令和4年）9月、「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」という通知を発出し、子どもの出自を知る権利の重要性や出産前後に母子が得られる支援の観点から、妊婦がその身元情報を明らかにして出産することが大原則であるとしつつ、妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産せざるを得ない場合の取扱いについてとりまとめた内容を示している。ただし、「こうした出産を推奨するものではありません」とも明記している。

成年後見人となる対応がなされている。なお、日本では 2020 年 4 月から「特別養子適格の確認の審判等の手続において、この実方の父母の同意がされた場合には、次のいずれにも該当する場合<sup>10</sup>には、その同意をした日から 2 週間を経過した後は同意を撤回することができない」こととなった。

フランスでは、匿名出産の場合だけでなく、親権の「取上げ」の場合も国の被後見子とされるが、これらの児童に対して、国としての責任を果たすべく法制度が整備されていると言えよう。



出典：ONPE 2022 Chiffres clés en protection de l'enfance au 31 décembre 2020

\* 2020 年は予測値

図 3. 匿名出産で生まれた子どもの人数

## 4. 支援を要する児童への対応

### ○通告制度について

フランスの制度を検討する前に、日本の通告制度を概観しておきたい。児童虐待防止法は、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに」児童相談所等に「通告しなければならない」と規定し（第 6 条）、国民全てに通告の義務を定めている。また第 5 条に、児童の福祉に業務上関係のある団体や職務上関係のある者に早期発見の努力義務を課し、発見・通告にかかわってより強い要請をしている。なお、この通告は、要保護児童の通告の義務を定めた児童福祉法第 25 条第 1 項の規定による通告とみなされるが、児童福祉法の本規定は、1947 年（昭和 22 年）の児童福祉法制定時からあった。

では、なぜ、こうした通告の義務を課したのか。いささか古いのが、1999 年発刊の『最新児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・母子保健法の解説』を見ると、次のような説明がある。

「本条の規定に基づく通告は、すべての国民に課せられている。しかし、その義務違反については、罰則の定めがない。このようないわば道徳的要請ともいえる義務を国民に課したのは、（児童

<sup>10</sup> (ア) 養子となるべき者の出生の日から 2 か月を経過した後にされたものであること。

(イ) 次のいずれかに該当するものであること（家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出してされたものであること、及び審問の期日においてされたものであること）。

福祉法の) 精神に照らしても、国民は、要保護児童の保護については、少なくともその保護の端緒をつくるためのささやかな義務のあることを明らかにする必要があると考えられたためである」

要するに、通告は支援のきっかけとして位置づけられているのであり、それは児童虐待防止法における通告においても変わらない。

翻って、フランスではどのような制度となっているのか。以下では、おもに国立国会図書館の主任調査員である三輪和宏(2015)「フランスにおける児童虐待防止制度」を引用、参考にして記載する。それによると、フランスでは一般に犯罪の通報義務があり(刑法典第434-1条第1項)、司法機関又は行政機関へ通報しない者は、3年以下の禁錮及び45,000ユーロ以下の罰金に処する<sup>11</sup>という。ただし、業務上守秘義務を課せられている職種についてはこの限りではないとのこと。したがって、仮に医師などが業務上で犯罪だと判断しても、原則はあくまでも守秘義務を守ることになるので、通告しなくても刑事責任を問われることはないとのこと<sup>12</sup>。

この点につき、日本の刑事訴訟法第239条第1項は「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる」とし、第2項で「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と規定している。また、国家公務員法や地方公務員法には「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」の処分規定がある。つまり、日本では犯罪を見つけた場合、一般国民には通告義務を課さず(できる規定にとどまる)、守秘義務のある公務員には罰則規定もある通告の義務を課していることになる。だとすると、フランスとは考え方が逆と言えるのではないだろうか<sup>13</sup>。こうした対照的なあり方については、いずれもメリットとデメリットがあると思われるので、その運用状況などもふまえて、是非についてさらに検討する必要がある。

## 〇119と189(電話相談の日仏比較)

日本には、「児童相談所虐待対応ダイヤル189」があるが、フランスにも「119もしもし、危険な状態にある児童(119 - Allô Enfance en Danger)」という愛称で知られる相談・通告専用の電話がある。ここでは日仏の電話サービスの共通点と相違点をみていきたい。

いずれも無料で架けられること、24時間365日対応している点などは共通するが、相談・通告の対象は、日本の189が「児童虐待対応」、フランスの119は「危険な状態にある児童」とされて異なっている。この点については後述する。

---

<sup>11</sup> 直系親族とその配偶者、兄弟とその配偶者、当人の配偶者及び同居者にはこうした義務の免除規定があるが、15歳未満の児童に対する犯罪では、免除規定は適用されないという。つまり、身内の行為は黙っていてもいいが、15歳未満の子どもに対する犯罪の場合はそれも許されないということだろう。

<sup>12</sup> ただし、児童の保護の必要があると認める場合は、守秘義務が解除され、通告することが優先される。

<sup>13</sup> なお、アメリカは、児童虐待に関していち早く専門職に通告義務を課し、義務違反には免許剥奪を含む罰則を設けている。たとえばイリノイ州は、医師が故意に通告義務を怠った場合は、A級の軽罪となる(山口亮子「アメリカにおける児童虐待に関する法制度の概要」)。カナダでは学校の教員を含めた特定の者は、継続的に当該児童の経過を通告しなければならず、通告を怠った場合には1,000ドルの罰金が科せられる(文部科学省ホームページから)。日本は罰則こそ設けていないが、こうしたアメリカの制度に倣ったものと思われる。一方、イギリスにも「通告法」があるが、フランスと同様、専門家には通告義務を課していないという(滝川一廣・内海新佑編(2020)『子ども虐待を考えるために知っておくべきこと』)。ということは、日本の発見・通告制度は、罰則規定の有無はともかく、アメリカ、カナダなどの制度と同様、専門職が児童虐待を発見しやすい点を重視して、一般国民よりも強く発見・通告することを期待しているが、フランスやイギリスでは、専門職の守秘義務をより重視し、通告の義務を課さず、慎重な対応を要請していると考えられよう。

また、電話を受ける体制にも大きな違いがある。というのは、189 は市外局番によって自動的に各自治体の児童相談所につながるが、119 は、海外県を含むフランス全土からの電話を一つの窓口（SNATED）で受ける。簡単に言えば、そこで前さばきをするのである。そのためには、当然のことながら SNATED がそれに見合う体制を整えていなければならない。

189 との大きな違いは、この点であろう。SNATED に電話が架かってくると、最初に通話するのは受付部門（*pré-accueil*）である。約 10 人のオペレーターが交代で業務を行っており、まずはここで、119 のサービスの説明と、専門相談員へ電話をつなぐべきか否かの判断がなされるという。SNATED の内部で、さらに仕分けをし、必要な事例だけを専門相談員につなぐのである。

聴取部門（*plateau d'écoute*）に約 45 人いる専門相談員は、心理士、法律家、ソーシャルワーカーなど児童虐待防止・児童保護の専門家であり、交代で業務を行っている。通話の内容から「危険な状態にある児童」と考えられ、かつ身元情報を聞き出すことができた事案は、各県の「憂慮情報収集室(CRIP)」へ情報提供される（CRIP については後述）。「専門相談員は、事情をよく聞き、情報提供・助言を行い、また、相談事例に適した機関・施設・団体等を紹介する。話を聞くだけでも気持ちが落ち着き、問題が解決することもある」とのこと（三輪，2105）。つまり危険な状態にある児童と考えられる場合であっても、専門相談員の範囲内で終結することがあるということだ。これらは、「即時支援（*aide immediate: AI*）」と呼ばれ、2020 年の実績でみると、半数近くは即時支援で終了していた<sup>14</sup>。こうした点を、表 2 を参照しつつ 189 とも比較しながら整理してみたい。

表 2. 日仏・電話相談の比較

	フランス(119)	日本(189)
愛称(おもな対象)	もしもし、危険な状態にある児童	児童相談所虐待対応ダイヤル
受信機関	SNATED(全土を一括管理)	固定電話は各児童相談所(各自治体)、携帯電話はコールセンター(居住地情報を聴取)を通して児童相談所へ。
以下の統計にかかる対象年(度)	2020 年	2016 年(平成 28 年)度
総入電数	495,423	279,063
総入電数の前年比	10.8%増	19.3%増
正常接続数(通話数) 総入電数に対する割合	39,427 8.0%	54,556 19.5%
即時支援数(通話数に対する割合)	17,852(45.3%)	日本では存在しないしくみである。
CRIP への送信(通話数に対する割合)	21,575(54.7%)	
電話料金	無料	有料 (2019 年 12 月から無料に。この年度は有料である)

\* フランスのデータは SNATED 資料、日本のデータは厚生労働省資料による。

日本のほぼ半数の人口（約 6,700 万人）のフランスのほうが総入電数が多い背景として、この電話サービスは、1989 年から取り組まれており（当時は SNATED の前身である SNATEM が対応）。

<sup>14</sup> なお、極めて緊急性が高い（*premiere urgence*）と考えられる事案については、移送（*transmission*）という形で、警察 検察組織へ通報が行われるが、通常は CRIP にも複写が送られる。

番号は同じ 119)、社会に広く認知されていることが考えられる<sup>15</sup>。なお、日本では 2019 年 12 月から通話を無料化しており、こうした措置によって入電数がさらに増加している可能性がある。日本もフランスも、総入電数に対する正常接続数（実際に通話できた件数）は低く<sup>16</sup>、フランスでは、同一人物による繰り返しの電話などが問題視されている。

ここで、改めて日仏の違いを整理しておきたい。189 では、かかってきた電話を全国の各児童相談所に転送するシステムに課題があった。冒頭に流れるアナウンスが長くて途中で切れてしまったり、携帯電話の場合は郵便番号を入力してもらう必要があり、通話まで到達しにくい要因になっていたのである。一方 119 では、SNATED の窓口オペレーターが全て対応するので、自動録音を流す必要がない。日本でも、アナウンスを短縮したり、コールセンターを新設して対応する取り組みも行っているが、虐待を疑い、意を決して電話する国民の側からすると、おそらくはフランスのしくみの方が通話しやすいのではないだろうか。

また、電話を受ける側にしても、日本の場合、各児童相談所での努力は共通するとしても、自治体によるシステムの違い、対応の違いなどは否定できない。一方、SNATED の専門相談員は、90 時間の研修を受けており、窓口が一つである点もあって、その対応は、組織として一定のレベルが保障されよう。SNATED のような窓口があれば、多忙な児童相談所が無言電話やいたずら電話などに悩まされることもなく、本来対応すべき相談に集中して取り組むことも可能となろう。

加えて SNATED では、昨今の SNS 活発化の状況もふまえ、WEB による相談も受けている。この点でも社会の変化に柔軟かつ即応的に対応する姿がうかがわれた。日本でも、こうした取り組みをしている児童相談所があるかもしれないが、多数の相談事例を抱えて東奔西走している児童相談所職員が、電話対応に加えてメール相談に応じることは簡単なことではない。

こうして見てくると、フランスの取り組みは、日本における通告対応のあり方を検討する上で、貴重な示唆を与えてくれるのではないだろうか。

## ○2007 年 3 月 5 日の児童保護の改革に関する法律

さて、ここで改めて、児童虐待をめぐるフランスの制度改革について、やはり三輪（2015）を参考にしてあらましを見ておきたい。フランスでは、19 世紀まで遡る 1889 年に、早くも児童保護のための法が制定され、親権の剥奪にかかる規定などもあったという。そして、この法律制定からちょうど百年後に当たる 1989 年、新たな児童保護法が制定された。内容的には、虐待防止の中心的存在として県を掲げ、虐待通報を受けるために無料の電話サービス SNATEM（現在の SNATED）を創設している。

それをさらに改革したのが 2007 年 3 月 5 日の児童保護の改革に関する法律である。本法でもさまざまな改革がなされているが、ここではいくつかを抜粋して紹介したい。

### ・虐待という用語

その一つは、用語の変更である。「虐待された（*maltraité*）児童」ではなく、「危険な状態にあ

<sup>15</sup> 加藤佳子（2003）「フランスにおける児童虐待への取り組み—実態と課題」によれば、「119 は子どもを対象とするすべての場所にかかわらず表示されることが法律で義務付けられており」と述べており、それが大きな要因かもしれない。日本ではこの年の年度当初、入電した電話に対する冒頭の音声ガイダンスを短縮し、正常持続数の割合を高める努力をしている。

<sup>16</sup> 受話する前に切れてしまう、受話したが無言で切れてしまう、などがある。

る（en danger）児童」へ転換したのである。「危険な状態」というと、虐待のなかでも重篤な印象を受けるかもしれないが、三輪（2015）によると、日本の「要保護児童」に近い概念で、「危険な状態にある児童」の方が「要保護児童」よりも広い概念だという。つまり、虐待に限らず、子どものさまざまな問題について、より広く支援を行おうとしたものと考えられる。

#### ・県を主体に

次に、こうした児童への対応について、第一義的主体を県とした。日本でも 2004 年の児童福祉法改正において、児童相談所ではなく市町村が第一義的に対応することとしたが、その意味合いは異なる。というのは、日本では同じ児童福祉部門内での役割分担だが、フランスの改革は、司法への送致に対する抑制的な意味が込められていたからである。ちなみに、2006 年の

データによると、表 3 のとおり、入所措置の 89%、在宅支援の 76%、トータルで 82%の児童が司法措置による支援となっていた。こうした割合を見ると、改正の方向も納得できよう。なお、改正の具体的内容として、事案を司法機関（具体的には共和国検事）へ送致する（aviser）

のは、県の対応によって改善が見られない事例、児童社会扶助機関（service d'aide sociale à l'enfance: ASE）の介入が家族の拒否により不可能である事例等に限定されたとのこと。

#### ・CRIP 創設

また、「危険な状態にある児童」にかかる関連情報を、県において一元的に管理するため、憂慮情報収集室（cellule de recueil des informations préoccupantes: CRIP）を県に設けることとした。

#### ・多様な支援のための施設

さらに、デイケア施設、ショートステイ施設、特別施設、緊急施設といった多様な児童支援のための施設を新たに設置し、さまざまな対応方法で児童を危険から守ることにしたという。

### ○日本との比較—「虐待」という用語にまつわって

まずは用語の変更について検討したい。日本では、児童虐待が社会的な問題となるなか、1999 年（平成 11 年）の国会で、児童福祉法に児童虐待の定義がない点が議員から厳しく指摘され、結果として、翌年（2000 年）に議員立法による児童虐待防止法が制定されて定義も明確化された。もともとあった要保護児童への対応から、児童虐待に特化する形で立法化されたものと言えよう。つまり、要保護児童のなかでも、特に深刻な児童虐待への対応に力点を置く方向に舵を切ったのであり、以後も、深刻な虐待死事件などを背景に、子どもの安全の確保のための立入調査や、躊躇なく一時保護することなどが求められてきた。

一方、フランスは逆で、「虐待された（maltraité）児童」から「危険な状態にある（en danger）児童」へ転換している。日本とフランスでは、対照的な改正方向と考えられよう。

この点につき、児童虐待防止法が制定されて 20 年以上となり、日本の中でも今後のあり方についてさまざまな意見が出されるようになった。たとえば、滝川一廣（2020）は、「そもそも日本語の『虐待』という呼称はどうか」と問題提起し、日本は「(子育てによる) 失調を、『虐待』と名づ

表 3. 児童の支援における行政措置と司法措置の割合  
(2006 年 12 月 31 日現在)

	入所等	在宅支援	合計
行政措置	14,116	35,918	50,034
司法措置	114,708	112,271	226,979
合計	128,824	148,189	277,013

出典：ONED 年次報告書（2008）

けて養育者の自己責任による『加害』として極めて否定的に扱う社会になった」と述べ、「後追い型・摘発型」ではなく、「予防型・支援型」の対策へ舵を回すことを提唱している。その上で、「虐待防止法施行前の日本の児童福祉は基本的に『予防型・支援型』でやっていたのだから」、それは「必ずしも難しいことではない」と主張している。誤解をおそれず言えば、20年の経験を経て、あらためてフランス型への転換が求められているという認識ではないだろうか。また、鷲山拓男（2022）も、母子保健への提起として「指導ではなく支援」を強調する。日本における虐待対応の歴史に積極的な面が多々あったことを否定する必要はないが、フランスの対応の変遷も参考にし、あらためて児童虐待の問題、また要保護児童の問題について今後のあり方を考えることも、意味があるのではないだろうか。

### ○日本との比較—司法関与について

フランスにおける児童福祉、児童保護のしくみを調べていて、彼我の違いを感じさせられたことのひとつが、司法関与の問題である。日本では2022年6月、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入を含む児童福祉法改正案が全会一致で可決・成立し、司法の関与が一步進められることとなった。一方、フランスでは逆に、司法よりも行政の関与を優先させる方向の改正が行われた。日本における児童虐待対応では、司法の関与がまだ足りないのではないかと感じることも多々あるが、一方で、弁護士が児童相談所に勤務するようになって依存傾向が強まり、ソーシャルワークの主体性が後退していると感じる場面もないとは言えず、フランスの制度の変遷は、今後の日本のあり方を考える上でも参考になると考えられる。

ところで、今回の視察の事前学習の一環として、映画「太陽のめざめ」（2016年日本公開）を鑑賞した。主役の子ども裁判官を演じたのはカトリーヌ・ドヌーヴ。複雑な家庭背景を持つ非行少年に、裁判官は「児童教育支援」を受けさせる。次々に問題を起こす少年は、そのたびに裁判官の執務室に呼ばれるのだが、カトリーヌ・ドヌーヴ扮する子ども裁判官による少年との面談の様子は、まるで児童相談所の児童福祉司や児童心理司の面接のようにも見えた。筆者は業務の関係で、日本の少年審判に何度も立ち会った経験があり、少年法の「審判は、懇切を旨として、和やかに行う（少年法第22条）」という精神のとおり審理を進める裁判官を見てきた。フランス視察では、実際に子ども裁判官を経験された方のお話もうかがったが、日仏いずれの裁判官も、担当する子どものことを真剣に考えている点は共通していた。ただし、そのしくみにおいては大きな違いがある。

日本では、裁判官は、少年事件において児童自立支援施設送致を決定したり、児童福祉法第28条に基づく施設入所や里親委託の承認をするが、その後の実務に司法が関与することは殆どなく、決定内容の執行はもとより、当該措置の解除等も児童相談所が独自に行い、それについて裁判官が意見を述べることは、まず考えられない。司法の側は、28条申立てがあった場合に、保護者に対する指導措置を採るよう、児童相談所に対して勧告する程度である。

ところがフランスでは、在宅支援や入所等の措置いずれであっても、子ども裁判官がそれらを決定した場合、その後の状況等については定期的に報告を受け、当該措置を継続するのか、それとも終結するのかなどは子ども裁判官が決定する。自ら決めた措置の状況を確認し、いわば決定に最後まで責任を負うとも言えよう。カトリーヌ・ドヌーヴが演じた子ども裁判官は、こうしたしくみの中で、少年により深くかかわっていたのだろうと推測した。

日本とフランスでは、司法関与のあり方一つとっても大きな違いがあった。とはいえ、フランス

の制度を見るにつけ、今般の児童福祉法改正をふまえても、司法関与にかかる改革はまだ途上と言わざるを得ず、今後も引き続き検討していく必要があると感じた次第である。

## ○憂慮情報収集室 (CRIP)

「2007年3月5日の児童保護の改革に関する法律」で各県に設置が義務づけられたのが、憂慮情報収集室 (CRIP) である。設置の趣旨は、すでに述べたように、「危険な状態にある児童」に対して県が第一義的に対応することとの関連で、関連情報を一元的に管理する必要があったからだ。なお、本法では、守秘義務の対象となる情報の共有を可能とする体制整備も合わせて行われており、CRIPは、こうした改正も生かしながら、その役割を果たしている。

さて、電話相談に対応する SNATED について触れた際、「『危険な状態にある児童』と判断され、かつ身元情報を聞き出すことができた事案は、県の憂慮情報収集室 (CRIP) へ情報提供される」と指摘したが、SNATED 等から憂慮情報を寄せられた場合、CRIP は全件について綿密な調査と評価を行い、情報を受けてから3か月以内に評価することが義務づけられている。評価は3つに分けられる。すなわち、行政保護 (protection administrative)、司法保護 (protection judiciaire)、具体的な対応が必要ないもの (sans suite) の3つだ。このうち、行政保護は、危険やその可能性の程度が小さく親に児童の状況を改善する能力があり、援助を受け入れる姿勢がある場合に選択され、県議会議長<sup>17</sup>に送致されて ASE などが対応する。司法保護は、緊急性、重大性を帯びた事案であったり、当該家庭が行政側の介入を拒否し、行政上の対応では児童を危険から守ることができないと思われるもの等で、司法機関 (具体的には共和国検事) へ事案を送致することになる。

日本には CRIP に類似した機関はない。加えて SNATED もないから、電話による通告や相談も、いきなり児童相談所へつながり、児童相談所の多忙さに拍車をかけている。フランスにおいては、ASE や司法機関が具体的な援助に入る前に、いわば SNATED と CRIP、2つの機関が前さばきをするすることで、各機関が本来の業務に専念できる体制とも言えよう。

## ○支援を担う人たち

今回の視察先の一つ、フォワイエ・メラング (Foyer Melingue チルドレンズホーム) では、施設長のマリオンさんに応対していただいたが、自己紹介で、「皆さんは、私が若くて施設長をしていることに驚いたのではないのでしょうか」と発言された。彼女は、施設長になるための大学院で学び、早くも27歳で、ある施設の施設長に就任し、フォワイエ・メラングの施設長は6年目だという。この学校に入学するのに年齢制限はないが、修士課程修了が条件となっており、口頭4題、記述4題の入学試験があつて厳しい選抜があるとのこと。

今回の視察では、マリオンさんに限らず、さまざまな資格を持っている人からお話をうかがったが、フランスには、子どもと家族への支援を行う多種多様な国家資格があつた。たとえば、社会家庭支援専門員 (Technicien de Intervention Sociale et Familiale; TISF) だとか、家庭経済カウンセラー (Conseiller en Economie Sociale Familiale; CESF) 等々であり、里親 (Famille d'Accueii) も家庭アシスタント (Assistant Familial) という国家資格のある職業里親が担ってい

---

<sup>17</sup> 県議会議長 (Président du Conseil général) は、県議会 (立法機関) の長であると同時に、県行政 (執行機関) の長でもある。



た。

また、多くの施設に配置されているのが、国家資格のエducateur（éducateur、エジュカトール）である。日本には類似の専門職が見当たらないが、もともとは「1945年オールドナンスによる非行少年処遇を実現するために創設された」とのこと。エducateurの資格を得るには、養成学校で3年間学ぶ必要があり、1年目は児童保護、2年目は障害、3年目は身体的、精神的、社会的困難を抱えた成人の自立支援について学ぶこととされている。また、学びの方法として、講義などを聴くだけでなく、実習先を確保して、座学と実習を交互に繰り返すという。今では「司法機関をはじめとして、各種の児童福祉機関やアソシエーション等、さまざまな場で活躍」している（水留正流，2012）。

フランスでは、多様な国家資格があり、各機関、施設において、それぞれの専門性を生かした支援が行われている。また、里親を含めて彼らには研修が保障されており、研修受講は、専門職の義務であると同時に権利となっている。

## 5. 児童社会扶助機関(service d'aide sociale a l'enfance: ASE)

今回の視察先のいくつかで、というより多くの視察先で関係機関として挙げられていたのが児童社会扶助機関（ASE）である。フランスにおける児童福祉、児童保護について考える上では、避けて通れない重要な機関と言えよう。ただし、今回は視察先のリストになかったことから、直接実情を聴き、質疑応答することができなかった。とはいえ、本報告において触れないわけにはいかないので、過去の資料等をふまえながら、ASEについて、わかる範囲で紹介したい。<sup>18</sup>

### ○ASEとは？

そもそもASEとはどのような機関なのか、フランスを視察先に選んだ2007年度資生堂児童福祉海外研修（第33回）の報告書では、以下のように説明されている。

「1983年の地方分権化の法律に基づき、社会福祉一般に関する国の権限が県に移行し、任務と援助が規定された機関である。県議会（Conceil general）の管轄下であり、運営費は県より出資されている。その活動内容は幅が広く、被虐待児のケース受託、児童虐待予防対策、里親受付窓口などの役割があり、緊急援助を含めた児童保護対策を行っている。いわば、日本の児童相談所のような役割をしているといえる」

また、安發明子（2021）「フランスの児童福祉の仕組み—どのように子どもの権利を守ろうとしているか」（『対人援助学マガジン』第42号）では、ASEを次のように解説している。

「日本の児童相談所に相当する機関。専門的エducateurまたはソーシャルワーカー資格。『予防』として子どもと親への在宅教育支援（AED、AEMO）をおこなう場合、『保護』として施設措置や里親委託をする場合、それぞれ民間団体に支援業務を委託している（施設と里親のみ市でも機関を持って一部は市で引き受ける）。ASEによるフォローが親の合意もしくは裁判官命令で決まった場合、ASEは子と親に面談を実施し、子どもに合った委託先を探す。委託中は適宜監督業務を実施している」

---

<sup>18</sup> V資料①として、資生堂児童福祉海外研修で視察コーディネーターと通訳を務めた大町典子氏によるパリ市ASEへの聞き取り調査報告を掲載した。

いずれも、日本の児童相談所に類似する機関である旨を述べているが、具体的な活動はどのようなものだろうか。

## ○日本の児童相談所の業務

本稿は、フランスの児童保護のしくみを日本との比較で検討するというコンセプトなので、ASEについて考える前に、日本の児童相談所がどのような業務を担っているのかを、簡単に確認しておきたい。

まずは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、それに基づき必要な指導を行うなどの相談業務がある。また、児童の一時保護も実施する。さらに、里親に関する普及啓発、里親からの相談、里親への研修、里親と児童との間の調整など、里親に関する業務があり、養子縁組に関しても、父母及び当該養子となる児童の養親等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うことも業務とされている。

加えて、都道府県の役割とされている児童福祉法第 27 条の措置（行政処分としての指導や児童福祉施設への入所措置、里親への委託措置など）も実質的には児童相談所の業務となっている。なお、本条（第 1 項第 2 号）による指導措置は、児童家庭支援センターや市町村、民生児童委員へ委託することも可能だが、ほとんどは児童福祉司指導であり、実質的には児童相談所が直接行っていると考えていい。児童相談所は、非常に多くの業務を担っているのである。

表 4. 児童相談所における法第 27 条第 1 項第 2 号措置の内訳 (2020 年度分)

児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村指導委託
8,025	1	279	126
95.2%	0.0%	3.3%	1.5%

## ○2003 年の ASE 視察では

ところで、第 33 回資生堂児童福祉海外研修の 4 年前にあたる 2003 年、児童虐待問題に焦点を当てた子どもの虹情報研修センターの海外視察が、フランスを対象に行われ、その際、セヌ＝サン＝ドニ県オルネー市の ASE を訪問していた。以下、報告書から抜粋して ASE の具体的な活動内容を紹介したい。以下のような内容だ。

\*

種々の機関から虐待通告を受けるが、大半は SNATEM（注：現在の SNATED）電話相談からのものである。昨年度は年間 16 件の虐待通告を受理した。

通告を受理すると、まず保護者宛に来所連絡の手紙を出す。面接を拒否する親は殆どいない。もし、親の来所がなければ、ASE は家庭訪問し、来所するように説得するが、それでも拒否する場合は、児童司法保護局 PJJ に申し立てを行う。ただ、PJJ に申立を行っても、多くのケースは PJJ を通じて育成扶助措置により再度 ASE に送付されるわけである。その時の良好な関係を考慮すると、ASE としては、可能な限り司法手続きを避け、親の同意のもとに援助をしたいと考えている。ASE で対応した最近の 16 事例では、全員が来所した。

ただし、性的虐待や犯罪性の強いケースは、直ちに少年検事に告発を行う（少年検事は告発され

る虐待事例への対応に忙殺されている)。

親が来所し面接が可能となれば、親の同意（契約）のもとに必要な援助が行われ、継続される事になる。

援助が困難なケースについては、週に1回、母子保護局（PMI）、PJJ、民間団体等の関係職員が集まって開催されるケース会議においてアセスメントがなされ、これを踏まえて援助プログラムが策定される。なお、民間団体には守秘義務がないため、ケース会議には法律で守秘義務が担保されているソーシャルワーカーだけが民間団体から出席する。

\*

本報告書を見ると、通告を受けての初期対応や関係機関が集まったの協議（アセスメント）など、確かに児童相談所との共通点が感じられる。ただし、通告の「大半は SNATEM 電話相談から」と述べている点などは、フランスの制度改革によって現在は CRIP に連絡するしくみとなっていて、事情が異なるように思われる。

## ○ASE の業務

では、現在の ASE の業務はどのようなものか。以下は、「2007年3月5日の児童保護の改革に関する法律」制定後に調査した三輪（2015）を引用、参考にして、ASE の業務の概略を述べる。

それによると、ASE も、危険な状態にある児童やその家族に対して物質的、教育的及び心理的な支援を行うこととされており、親子分離ではなく当事者となる家族を維持することを原則とし、複数の専門家の協力体制で運営されているという。細かな点はさておき、広く言えば児童相談所と同様の役割を担っていると考えられる。

ただし、ASE の働き掛けに対して親から協力が得られない場合、あるいは ASE の対応では問題が解決できない場合などには、共和国検事に事案が送致され、司法上の対応（司法保護）による在宅支援が行われることから、この点は日本の実務と異なっている。確かに日本でも、児童虐待等によって著しく当該児童の福祉を害するにもかかわらず保護者が施設入所や里親委託に反対する場合は、児童福祉法第 28 条による家庭裁判所への申立てによって入所等の措置を行う制度がある。しかし、在宅支援に関して司法に委ねる制度はない。そのため、児童相談所は、著しい福祉侵害が認められない限り、拒否的な保護者にどのように支援を受け入れてもらうかの試行錯誤を続けている。司法の関与による在宅支援という選択肢があるところは、やはり日本とは大きく異なる点であろう。

さて、三輪（2015）は、家庭状況改善のために、ASEによる代表的な提案（対応策）として4つを挙げている。

一つは、「家庭における育成的活動（aide éducative à domicile: AED）」である。児童と家庭が分離しない形態、つまりは在宅支援であり、支援の期間は、通例、6 か月から 2～3 年とのこと。なお、先にも述べたように、あくまで親の同意と協力の下に行われる対応であり、親の要請により開始されることも多いという。

日本の場合、児童相談所が行う児童福祉司指導等は行政処分であり、不服申し立ての権利がある。ただし、仮に不服があったとしても敢えて申立てを行う者は少なく、同意の意思は、必ずしも明確ではない。同じ在宅指導と言っても、AED とはニュアンスの違いがあろう。なお、児童相談所が行う援助の種類には、行政処分ではなく、保護者と担当者が事実上支援関係を続ける「継続指導」があるが、もしかしたら、フランスの AED は、これに近いのかもしれない。

第二は、「社会家庭支援専門員による支援」である。日々の生活状況を改善するといった目的で、社会家庭支援専門員（*technicien de l'intervention sociale et familiale: TISF*）という国家資格を持つ専門家により行われるとのこと。

第三は、育成養育扶助（*action éducative en milieu ouvert: AEMO*）。AEMOは、実施について司法的手続を踏んでいる点でAEDと異なる。なお、子ども裁判官も、AEMOの措置を決める過程で家族の同意を得るよう努めるが、同意がなくても強制的措置として決定することができる。AEDとして支援していた家族が支援を拒否した場合、延々と説得したり親子分離するのではなく、司法に移し、AEMOとして在宅支援を続けることができる。

AEMOはASEの業務ではないが、それを紹介した理由について、三輪（2015）は、「ASEの提案として（AEMOが）出されることも多く、また、行政上の対応の延長線上のものとして説明されることも多いため<sup>19</sup>」と述べている。

第四は、「経済的支援」。支援する家庭が経済的に困窮し、養育・教育環境が劣悪になった場合には、県からの経済的支援（*aides financières*）を受けるよう勧めることがあるとのこと。冒頭でも紹介したように、フランスでは、家族手当をはじめとして経済的な支援が充実しているが、ASEは、こうした点にも注意を向けて家族を支援するのであろう。

## 〇ASEと児童相談所

ところで、三輪（2015）によると、ASEは未成年者に対する緊急的保護も行う。ただし、「未成年者の置かれた状況への対応に緊急性があり、かつ、親の同意が得られる場合」という条件があるという。では、性的虐待を受けているとか、身体に外傷等の危害が加えられているなど、保護者の意に反しても緊急に保護する必要がある場合はどうするのか。保護者の同意が前提となるASEの保護措置では対応できないことから、こうした例では共和国検事による一時入所命令（*ordonnance de placement provisoire: OPP*）によって行うこととされ、警察が実力をもって住居の中に立ち入り、強制的に児童の身柄確保を行うこともできるとのこと。

この点、日本では、児童相談所長が必要と認めれば職権で保護できる。特に児童虐待では、「リスクが高い場合には、一時保護等を躊躇なく実施する」（児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策）ことが求められ、児童相談所と保護者の対立が激化することも珍しくない。しかし、保護者の同意を前提として行うASEの緊急的保護は、対応できる事例が限定される一方、対立関係が生じることは考えにくい。同じ一時保護といっても、日仏では実務において大きな違いがあることが理解できよう。

また、今回の視察先の一つ、在宅支援サービスを提供する「全国社会復帰支援協会青少年教育支援部（ANRS）」では、AEDとAEMOの両方の支援を行っているとのことであった。つまりASEは、保護者の同意を得て行われるAEDを決定しても、自らその指導措置を行うのではなく、安發（2021）が述べるように、それぞれ民間団体等に支援業務を委託し、委託中は適宜監督業務を行うことが中心のように思われる。この点でも、指導措置を決定した場合、その殆どを児童相談所の児童福祉司が担う日本の実情とは異なっていると言えよう。

すでに見てきたように、電話相談でも、フランスではSNATEDが窓口となって事前に内容を聴

<sup>19</sup> なお、この点は県によっても事情の違いがあると思われる。

取した上、CRIPを経由し、事例に即して司法やASEへ振り分けられる。なおかつCRIPは、全件についてアセスメントを行った上で、ASEが対応すべきと考える事例だけをASEに送る。一方日本では、189に架かってきた全ての電話について、原則として最初から各地の児童相談所が引き受け、一からあらゆる調査を始めて適切なアセスメントを行い、支援するよう求められる。

さらに言えば、今回の視察では、里親支援機関であるルレ・アレジア (Relais Alésia) や、パリ市児童福祉課内にある子どもの権利と養子縁組事務所エスパス・パリ・アドプション (Espace Paris Adoption: EPA)、会社組織でもある養親サポート団体アルパーフィールドール (ALPA-Fild'or) などとコンタクトを持ったが、これらもASEとは別組織であり、ASEと連携はしながらも独立して活動していた。

こうして見てくると、ASEと児童相談所は、子どもの権利を擁護し、子どもと家族を支援するという目的については共通していても、具体的な実務はかなり相違しているように感じられる。

## 6. 所感

1990年代、筆者(川崎)は児童福祉司として児童相談所の業務に従事していた。担当する人口約10万人の地域からは、乳幼児の発達相談や不登校相談、性格行動に関する相談があり、非行問題にかかる通告を受け、当時はまだ少なかったものの、深刻な児童虐待にもかかわった。また、生活苦での養育困難や望まぬ妊娠などから子どもを預かって欲しいという相談に応じ、重症心身障害児を育てる家族の訴えに耳を傾けた。各種の児童福祉施設を訪問して担当職員や子どもと面接し、人員体制の関係から一時保護の当直も行った。なお、相談を受ければ、基本的に受理から終結までを担当する。こうした多様な相談業務を行うには知識不足を痛感せざるを得ず、子どもや家族の要望に応えるべく、相談を受ける度に一つ一つ調べ、学び、四苦八苦しながら努力したものである。一口に児童相談所業務と言ってもその範囲はあまりにも幅広いのであった。

事実、非行相談一つとっても、児童相談所運営指針の前身となる『児童相談所執務必携』(1957)は次のように述べて、児童相談所の守備範囲の広さに言及していた。

「14歳以上の犯罪少年、非行少年については、家庭裁判所少年審判部、少年鑑別所、保護観察所の三機関がそれぞれ分担して行っている業務を、14歳未満の児童に関する限り、実質上すべて児童相談所一本で処理することになっている。いいかえれば、刑罰法令に触れる行為のあった14歳未満の児童に対しては、児童相談所は、上記三機関の果している機能を所内の三部門の総合機能によってまかなうことが要求されているのである」

こうした性格は、現在でも基本的には変わるまい。とはいえ、一人の担当者がこれら全てを担うのは困難であり、児童相談所によっては、相談種別ごとに担当者を分けるシステムを導入したり、児童虐待の通告が増大するにしたがい、初期対応班を組織して担当者を分けるようになった。さらに現在は、児童虐待を行った保護者への指導について、立入調査や一時保護を行った児童福祉司以外の者に行わせるよう、児童虐待防止法が改正されている。

一方、フランスでは、ある意味では、こうした取り組みの遙か先を歩んでいると言えるかもしれない。ここまで見てきたように、通告、相談、支援のさまざまな局面ごとに、それらを専門的に担う施設、機関を置き、いずれにも国家資格を有する専門家を配置して業務を担わせているからである。

なお、こうした施設や機関が、全て古くから存在していたわけではない。冒頭で述べたように、

フランスで「家長」という概念が法律上廃止されたのは、ようやく 1970 年のことだったが、その後 PACS 制度ができ、同性婚も認められ、最近も、女性同士のカップルによる生殖補助医療に公的医療保険を適用する法案が成立するなど家族制度は急速に変化している。こうした制度改革は、1889 年に児童保護のための法律を制定した歴史を持つ児童福祉、児童保護の分野でも同じだろう。たとえば 1993 年の匿名出産にかかる制度改革では、多数の修正案が出され、司法大臣の反対を押し切って可決するなど活発な議論が行われていたし（西希代子（2001））、「2007 年 3 月 5 日の児童保護の改革に関する法律」では、「虐待された（maltraité）児童」から「危険な状態にある（en danger）児童」へ用語を転換し、その後のソーシャルワークの実務に大きな影響を与えている。制度改革を恐れず変革を続ける姿勢も、フランスの特徴と言えるかもしれない。

加えて興味深かったのは、日本とは対照的な改革の方向が散見されたことである。上記で述べた用語の変更や、司法から行政に重点を移そうとする 2007 年の改正などがそれに当たる。児童福祉に関して日仏が辿った歴史を反映しているのだろうが、改めて児童虐待とは何かを考えたり、支援のあり方を原点に立ち返って振り返る上で、今回の視察は貴重な機会となり、フランスの状況から大きな刺激を受けたのであった。

＊

本稿執筆に際しては、フランス在住の安發明子氏、現地でコーディネーター及び通訳の任に当たってくれた大町典子氏にさまざまな示唆をいただいた。理解不足や不十分な点は、すべて、筆者の責任であることは言うまでもないが、お二人には、伏して感謝申し上げたい。

## 引用・参考文献等

安發明子（2021）「フランスの児童福祉の仕組み—どのように子どもの権利を守ろうとしているか」（「対人援助学マガジン」第 42 号）

AFP・BBNews（2022 年 2 月 26 日付け、発信地：パリ/フランス）

ONPE(2022) Chiffres clés en protection de l'enfance au 31 décembre 2020.

平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト <https://w.atwiki.jp/childrights/>（2023 年 7 月 30 日閲覧）

厚生省児童局（1957）「児童相談所執務必携」

厚生労働省（2017）「平成 29 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料」

厚生労働省（2022）「児童相談所運営指針」

阪井裕一郎（2021）「日本社会における事実婚の実態」（内閣府男女共同参画局「人生 100 年時代の結婚と家族に関する研究会」（2021 年 11 月 30 日）提出資料 3

財団法人資生堂社会福祉事業財団（2008）「2007 年度第 33 回資生堂児童福祉海外研修報告書」

在フランス日本国大使館ホームページ [https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)（2023 年 7 月 30 日閲覧）

児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議（2018 年）「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（時事通信社）

児童福祉法規研究会編（1999）『最新児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・母子保健法の解説』

児童虐待防止のための親権制度研究会（2010）「海外制度調査報告書（イギリス及びフランス）」

渋谷区ホームページ <https://www.city.shibuya.tokyo.jp/> (2023年7月30日閲覧)

GIPED (2021) Étude statistique de l'activité du 119 Année 2020.

滝川一廣 (2020) 「<虐待死>をどう考えるか」(滝川一廣・内海新佑編『子ども虐待を考えるために知っておくべきこと』日本評論社)

内閣府「平成29年版少子化社会対策白書」

西希代子 (2001) 「母子関係成立に関する一考察：フランスにおける匿名出産を手がかりとして」(本郷法政紀要)

法制審議会民法(親子法制)部会(2022)「民法(親子法制)等の改正に関する要綱案」

プラド夏樹 (2021) 「フランス 多様なカップルの在り方が少子化に終止符」(栗田路子他『夫婦別姓—家族と多様性の各国事情』ちくま新書)

ロランス・ド・ペルサン著/齊藤笑美子訳 (2004) 『パックス 新しいパートナーシップの形』(緑風出版)

毎日新聞取材班 (2022) 「世界少子化考—子どもが増えれば幸せなのか」(毎日新聞出版)

松井一郎・オ村純 (2004) 「平成15年度研究報告書ドイツ・フランスの児童虐待防止制度の視察報告書11 フランス共和国」(子どもの虹情報研修センター)

水留正流 (2012) 「フランスにおける児童虐待防止システム」(町野朔・岩瀬徹・柑本美和『児童虐待と児童保護—国際的視点で考える』SUP 上智大学出版)

三輪和宏 (2015) 「フランスにおける児童虐待防止制度」(レファレンス平成27年8月号)

山口亮子(2002) 「アメリカにおける児童虐待に関する法制度の概要」(「平成13年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業) 児童保護システムと児童福祉法の国際比較研究」から)

加賀山茂 (2004) 「日本の家族と民法(家族法講義第2回)」

加藤佳子 (2003) 「フランスにおける児童虐待への取り組み—実態と課題」(法政論叢)

セリーヌ・ラファエル (2017) 『父の逸脱 ピアノレッスンという拷問』(新泉社)

鷺山拓男 (2022) 『虐待予防は母子保健から—指導ではなく支援』(東京法規出版)

## IV オンライン視察報告

### 1. オダス（地域社会活動国家観測機関）

ODAS(Observatoire national de l'action sociale)

オンライン日時：2022年1月7日（金）21:30-23:30（日本）・13:30-15:30（フランス）

所在地：250 bis, boulevard Saint-Germain 75007 Paris

応対者：Mr Didier LESUEUR（所長）

Ms Marie-Agnes FERET（調査員、研究員）\*

Mr Thomas JANVRIN（調査員、研究員）

Ms Doris CHOLET（調査員、研究員）

\*オンライン参加

（写真上左から）ルシュウー所長、ジャンプリン氏、ショレット氏  
（写真下）フレット氏



ODAS は、地域社会活動の調査研究を行う機関である。地方自治体や公的機関の社会活動の分析・評価を行い、児童や高齢者や障害者といった社会的弱者を助ける社会活動の発展に貢献している。今回はその中の児童福祉に関する部分について話を伺った。

方位磁針をモチーフにしたと思われるロゴをバックに、ルシュウー所長が主に話をしてくださった。

### 1. 概要

#### （1）創設の背景

1980年代から地方分権化改革<sup>20</sup>によって福祉や教育などの権限が国から県に委譲された。ODAS は、1990年、国会・各県議会・公共団体からの要請により、公共政策や自治など社会的包摂が必要な分野について地方自治体の行動を分析するために創設された。

#### （2）目的・役割

目的は、2つある。1つ目は、社会活動領域の従事者にアドバイスをすること、2つ目は、ODAS が得た知識やノウハウを、国や地方公共団体の政策策定者及び実践者と共有することである。

ODAS は、あらゆる機関や団体から独立した形で活動しているアソシエーションである。中立的な立場から、国や地方自治体や社会全般に対して、提言する役割も担っている。

#### （3）活動

活動の柱は、調査と研究である。社会活動に資金がどれだけ、どのように使われているかについて、各地域で実務を担っている人たちと協力して調査・分析を行っている。また県や国と協力して、

<sup>20</sup> 地方分権化改革「フランスは、非常に強い中央集権の伝統を持つ国である。（中略）地方分権は、国の権限を地方団体に移行するものである。民主国家であるので、直接選挙で選ばれた議員の議会によって議決されるシステムを持っている。コミューン、県、地域圏の3つのレベルへの分権によって、権限がそれぞれ3つのレベルの地方団体に移行された。法律によって地方団体の権限が定められ、その分野において地方団体が権限を持つことになった。」（農林水産省 HP より）



時には数年かけて、研究活動をしている。

#### 【調査研究で重視していること】

- ・イノベーション：国内で起きているイノベーションを調査し、それが社会発展にどう貢献しているかを評価する。素晴らしいプロジェクトは ODAS のサイトで紹介している。
- ・シチズンシップと友愛のあり方：子どもを守る手段や方法だけではなく、子どもがおかれている社会や環境に着目することが必要だと考えている。例えば、子どもたちが主役となる環境、あるいは子どもにとって良い環境となる学校の活動について、といった教育のエコシステムへの提言などを行っている。
- ・地域性や地域の特徴：違いを大切にすることが ODAS の DNA である。自由と平等を保障するため、地域の違いやその背景に配慮し、地域の特性によって質問の仕方を変えたり、得られた回答を解釈したりするようにしている。

#### （４）予算

年間予算は 100.3 万ユーロである。資金源は、国や ODAS 会員（地方自治体、企業、アソシエーションなど）からの会費、委託された調査や統計のまとめ作業による収入や活動報酬など、資金源は数多くあり、偏りが無いことで活動の独立性を保っている。

#### （５）スタッフ

ODAS 本部職員は 11 人。うち 10 人がフルタイム、1 人がパートタイムである。地方にはボランティアを含め情報提供者が 18 人いる。その他、フランス全土に人的なネットワークがあり、約 3,000 人のパートナー（調査協力者など）がいる。

## 2. 児童保護分野に対する ODAS の観察

### （１）フランスの児童保護の特徴

地方分権化によって児童保護が各県で行われるようになり、仕組みが複雑になった。児童福祉の方針は国が決めるが、運用は県単位で行われる。一方で非行少年に関しては国の方針を決め、かつ保護も実施している。各県で行われる児童福祉には行政と司法がかかわり、県によって活動内容も予算規模も異なる。

### （２）ODAS の役割

ODAS は、広い視野から、複雑な児童保護システムの調査、監視、分析、提言をする役割を担っている。県によっては市町村との協力関係がないところもあるので、県・市町村・子どもの保護に関わる団体や施設などの間の対話や協力関係を促す。

### （３）ODAS の観察の具体例

施設の規則や決まりがどんどん厳しくなっている。例えば、子どもがキッチンに入ることができない、掃除をしてはいけない、などである。これらは子どもの成長を妨げる課題となる。その他、里親に預けられている子どもが、もとの生活と同じような生活ができないことや、週末に里親が出

かける時に預け先が見つからない、といったことがある。

親子関係のあり方の問題点としては、親が子どもを所有物のように扱うことが挙げられる。フランスの子どもの福祉は、民法典（Code Civil）<sup>21</sup>のもとで守られるべきと捉えている。

### 3. 実施している調査について

毎年いくつもの調査を行っている。その具体例を報告する。

#### （1）リスクのある児童の通報に関する調査（2007年）

ひとり親か両親が揃っているか、親の就労状況はどうか、収入はどうかも含め、親の状態を調査し、ネグレクトやマルトリートメント等の虐待の理由を探った。

その結果、一人親家庭や親が就労していない家庭において虐待が多いということが見えてきた。子どもと家庭に関する調査は2007年から毎年行っている。

#### （2）地方分権化と児童福祉に関する調査（2020年）

全101県に対して、児童福祉分野におけるイノベーションについてなどの60項目からなるアンケートを行った。結果として、虐待について、親がそうする理由をみることが重要であることがわかった。親は子どもをどう養育すべきかわかっていなかったからだ。親に対する教育とサポートは、今後、取り組むべき課題である。

#### （3）コロナ禍における子育てに関するAFIREMとの共同調査

ロワール県において、家族がロックダウンをどう過ごしたのかについての調査を行った。20%の親が子どもの教育において孤独を感じていた。最終的なレポートを作成中だが、調査結果をどう国内に提示するかを検討している。

### 参考資料

ODAS. <https://odas.net/>（2022年3月11日閲覧）

農林水産省（2007）. II. フランスにおける国と自治体の契約による政策・事業の推進. 政策情報レポート123, (財)農林水産奨励会農林水産政策情報センター.

[https://www.maff.go.jp/primaff/about/center/hokoku/attach/pdf/200701\\_hk123\\_02.pdf](https://www.maff.go.jp/primaff/about/center/hokoku/attach/pdf/200701_hk123_02.pdf)  
（2022年3月11日閲覧）

---

<sup>21</sup> 民法第一編「人」では、婚姻、離婚、子、養子、親権、未成年、PACS、ユニオン・リブル、DV被害者保護などを規定する。

## 最近の ODAS の出版物

ODAS のホームページで公開されていた調査研究報告書の一部をここで紹介する。出版物からは、「社会活動」を広く捉え、社会のあり方を過去や現在から紐解いて理解し、よりよい将来の可能性を探ろうとする姿勢が感じられる。

### ○児童保護：ロックダウンにより、改善の余地があることが明らかになった

2020 年夏、フランス全士の「子どもと家族の専門家」1,000 人を対象に、コロナ禍が児童保護に与えた影響について調査を実施した。機関間の協力や専門的実践、家族や子どもとの関係、そして児童福祉施設の入所児童の幸福などへの影響について、専門家が、経験や思いを回答した。現場では個人用の防護服が不十分で、県によって電話やノートパソコンの支給状況はバラつきがあり、対応が大きく制限された地域もあった。しかしそうした状況に上手く適応して業務に集中し、自らの活動の意味を問い直す時間を持った専門家もいた。ロックダウンによって、児童福祉分野の弱点と改善を要する点が明らかになり、最初のロックダウンの教訓が、2 回目のロックダウンに活かされた。しかし、子どものニーズや生活リズムをよりよくするためには、長期的に教訓から学ぶことが求められる。

### ○2019 年の児童保護に関する年次調査

複雑化する社会の中で、私たちは、これまで以上に、アイデンティティ、感情、法律、教育に関するベンチマークを必要としている。回答者の資格や職業、実践の場によって答えは異なるが、寄せられた回答からは、共通のフレームワークの必要性が見えてきた。

### ○社会的つながりの発展に関する見解

社会的つながりの発展に関するフランス人の見解について、世論研究所に調査を依頼した。フランス人の 64%が、この 20 年間で住民間の関係が悪化したと回答した。55%が、若者と高齢者の関係が悪化したと考え、コロナ禍が両者の間の不信と緊張を高めたと回答した。住民間の関係が悪化したと回答した者の多くは、社会的なつながりを再構築するためのアクションを望んでいる。また、フランス人の 61%が、市民生活の質を維持する上で、市長の役割が重要であると認識している。これはまったく新しい見解であった。

### ○高齢者施設と自立性を失った高齢者への支援

高齢者施設の財政状況と自立性を失った高齢者に対する支援の現状に関する研究を行った。この研究報告書は 2 つのパートから構成されている。1 つ目のパートでは、高齢者の人口、居住地、自立性の喪失の重み、および支援システムについての詳細な分析がなされている。2 つ目のパートでは、2019 年～2021 年のコロナ禍における、高齢者施設の財政的状況が扱われている。結論として、社会的つながりを維持し、市民権を最大限に発揮できるようにする支援が優先されるべきであること、高齢者に対する見方を変え、人々の社会的有用性を奨励する必要性が指摘されている。

### ○ODAS 年次調査：県の社会支出および医療的社会支出

社会活動の支出と負担は、2020 年に急激に増加したことが指摘されている。パンデミックが経済や社会に及ぼす影響は今後数年間続き、支出と負担は 2022 年と 2023 年も増加することが推測される。RSA（連帯手当。日本で言う生活保護）を受ける人の数だけでなく、保護される子どもの数も増えるであろう。心配なのは、こういった社会的支援のニーズの急激な高まりに対応する準備が各県でできていない可能性があることである。そのため、社会活動に関して、次の 2 つが必要となる。1 つは、より多くの資金を予防的対応に向けること。また社会的苦痛を和らげるため、児童保護だけではなく、依存関係にも着目すること。もう 1 つは、すべての関係者の協力についての新たな定義づけである。これによって、関係者との関係を改善し、社会的行動の地方分権化の信頼性を強化できる可能性がある。

## 2. アフィレム（児童虐待問題に関する情報提供および調査研究協会）

### AFIREM (Association Française d'Information et de Recherche sur l'Enfance Maltraitee)

オンライン日時：2022年1月6日（木）22:00-24:00（日本）・14:00-16:00（フランス）

所在地：149 Rue de Service. 75015 Paris

応対者：Dr Dominique GIRODET（小児科医）

Ms Francoise SARNY（ソーシャルワーカー）

Ms Marie-Claude PLOTTU（エドゥケーター）

Ms Martine de MAXIMY（子ども裁判官）



（左から）サルニー氏、ジロデ医師、  
プロテュ氏、マクシミー裁判官

初日だったこともあり、期待、不安、興奮の入り混じった何とも形容しがたい雰囲気であった。その緊張感の中にあつた私たちを温かく迎えてくださった方々の佇まいは、マダムという言葉がぴったりの素敵なものであつた。さまざまな側面から話が尽きないほど話していただき、研修団も緊張が解けていった。

### 1. 概要

応対者の1人であるジロデ医師の発表した児童虐待に関する論文をきっかけに、1979年に創設されたアソシエーションである。児童保護の予防と対応に関する調査研究や、家族と子どもに接する専門職に対する研修を行う。本部はパリにあり、フランス国内に支部が数か所ある。保健・連帯省からの援助金、会員からの会費、研修による収入で運営される。

#### （1）目的

研修や情報の提供を通して児童福祉のプロを育てることを目的として活動している。以下の項目の実現を目指している。

- ① 専門家と子どもや家族とのよりよい関係性の構築
- ② 虐待や危険な状態におけるリスクについての迅速かつ適切な特定と判断
- ③ 異なる利害関係者間の連携の促進と強化
- ④ 児童保護制度における学際的協働関係の構築
- ⑤ 実践評価の改善へのサポートと実践経験に基づく知識の共有
- ⑥ 医療的・心理的・社会的予防による早期発見の促進、及び親支援による一次予防的な支援の強化

#### （2）メンバー

会員数は約200名。小児科医、子ども裁判官、エドゥケーター、ソーシャルワーカーなどの国家資格を持つ専門家の集団で、メンバーはすべてボランティアである。会費は年間40ユーロである。現在、フランスは医者不足で、医療現場は厳しい状況にあると言われている。専門家が研究や児童保護に費やす時間がないため、若いメンバーが増えず会員が高齢化していることが課題である。

## 2. 主な活動

### (1) 研修

不定期に研修会を実施している。ウェビナーでの開催などコロナ禍に対応している。最近の研修テーマは「近親姦」や「性暴力」にフォーカスを当てたものになっている。

また、児童保護専門医に対する特別セミナーを年 1 回行っている。2016 年の法律で児童保護専門医が各県、各保健所に配置され、虐待の医療分野での発見と予防の側面で役割を果たすようになった。2022 年は、児童保護専門医が児童保護の各機関との連携のあり方や、専門医の役割と課題解決のための取り組みについて 4 日間で学ぶ研修を計画している。

### (2) 出版物

ここ数年の主な出版物のタイトルには、以下のようなものがある。

- ・子どものケア～ケアの倫理～実践から概念へ
- ・青少年の性生活、性暴力～混乱と紛糾
- ・戦争や社会的対立に巻き込まれた子どもたち
- ・ロックダウンの先にある虐待の防止
- ・育児放棄、遺棄、養子縁組：隠れた苦しみ

## 3. フランスの児童福祉について

児童虐待対応に専門家として携わり、AFIREM の研究調査や研修を行う立場にある講師陣に、近年のフランス児童福祉の変遷や現状、特徴などを聞いた。

### (1) 近年制定された重要な法律

- 1) 1989 年 7 月 10 日の児童虐待予防と児童保護に関する法律により、虐待の早期発見のための基盤ができた。また、虐待通報を受けるための無料の電話サービス SNATEM (後の SNATED) が開設され、通告できる仕組みができた<sup>22</sup>。
- 2) 2007 年 3 月 5 日の児童保護の改革に関する法律では、虐待と狭く限定せず、さまざまな子どもの問題に対して広く支援を行うことで、予防の強化と通告制度の改善が図られ、より多くの子どもを保護する体制がとられた。親への支援を行う流れもできた。
- 3) 2016 年 3 月 14 日の児童保護に関する法律は、子どもの権利を尊重することを重視し、子どもが生きていくため、成長するために最低限必要なもの、健康と安全、道徳、教育を保障した。子どもを危険な状態から遠ざけるだけでなく、何を必要としているのかを考慮し、彼らが安心、安全に暮らせるための支援を提供すること、つまり、在宅支援や家庭復帰以外の保護の選択肢が増えた。

---

<sup>22</sup> 児童虐待に対する専門家と国民全体の責任を明確化し、児童保護の体系ができた (第 33 回資生堂児童福祉海外研修報告書より)。

2007年の法律策定に際しては、AFIREM、子ども裁判官などがそれぞれの立場から政府に提言をした。AFIREM 以外でも児童虐待を研究する機関、被虐待経験者による活動なども活発で、政策に影響を与えている。

## (2) 児童保護の現状

日本と比べるとフランスでは児童保護の割合が高く、6,700万人の人口に対して32万人が保護を受けている。0～18歳未満の未成年の保護には家庭支援や施設措置がある。若年成人に対する主な援助は社会生活を送るための援助である。未成年人口における児童保護の割合、家庭支援や施設措置の数、成人に対する援助の金額にこの20年間大きな変化はなかったが、最近はコロナ禍の影響で変動がみられる。また未成年の単身移民の保護が増加している。

AFIREM が創設された1970年代は、虐待が否認される時代だったが、近年は警察を始めとした関連機関の対応体制が整い、通告しやすくなっている。身体的・精神的暴力は周囲が気づいて通告をするが、性的暴力は子ども自身による通告が多い。

## (3) 児童保護の3ステップにおける強みと課題

### 1) 予防

さまざまな機関が予防に関わっている。妊娠期からの予防的支援については、各県が運営するPMI（母子保護局）が大きな役割を果たす。妊娠しているときから母親が無料で相談を受け、育児看護師が育児などのサポートを行う。貧困家庭に対しては、県が習い事・レジャーなどの金銭的な援助をする。

青少年には、路上エデュケーターが社会生活を円滑に行えるように働きかけをしている。

### 2) 早期発見

市民は危険な状態にあることが疑われる子どもがいればSNATEDを通して通告しなければならない。誰でも匿名で通告ができ、その情報は各県のCRIPに送られて、処理される。この仕組みができたことで早期発見の促進につながった。

### 3) 調査と評価

通告された子どもの調査は、地域のソーシャルサービスのエデュケーターと保健師、あるいは心理士とソーシャルワーカーといった2つの職種の専門家が異なる視点で行い、その危険度を判断する。専門家が介入し、少なくとも1回は家庭訪問をする。通常、1～3か月の調査で評価するが、子どもが危険な状態にある場合はすぐに司法に繋ぐこともある。

調査の結果、AEDやAEMOなどの在宅教育支援を子どもに提供する。親に支援が必要な場合は、親に対してTISF（社会家庭支援専門員）の支援を提供することもある。それでも十分でなければ、家庭外措置の選択肢もある。家庭外措置の場合、親も参加した上で子ども支援計画書PPE（Projet pour l'enfant;子どものためのプロジェクト）を作成しなければならないが、親の協力を得るのが難しいという課題がある。親が支援に納得せず合意しなければ、行政措置が行えず司法が関与することになる。

## 参考資料

AFIREM. <https://www.afirem.fr> (2023年8月10日閲覧)

安發明子氏提供資料

子どもの虹情報研修センター(2004). 平成15年度研究報告書 ドイツ・フランスの児童虐待防止  
制度の視察報告書

### 3. 危険な状態にある児童のための公益団体 GIPED

(Groupement d'Intérêt Public Enfance en Danger)

危険な状態にある児童のための全国電話相談サービス SNATED

(Service National d'Accueil Téléphonique de l'Enfance en Danger)

全国児童保護観測機関 ONPE

(Observatoire National de la Protection l'Enfance)

オンライン日時：2022年2月3日（木）21:00-23:45（日本）・13:00-15:45（フランス）

所在地：BP 30302-75823 Paris Cedex 17

対応者：Ms. Violaine BLAIN (GIPED 責任者)

Mr. Pascal VIGNERON (SNATED 責任者)

Ms. Marion CERISUELA (ONPE プロジェクトマネージャー)

Mr. Jerome VICENTE (GIPED 経理・事務責任者)

(写真上)ブラン氏

(写真下左から)  
セリズエラ氏、ヴィニユロン氏、  
ウィンセンテ氏



視察も半分が終わり、視察先についての事前調べも厚みを増してきたころに、このGIPEDを視察した。視察を行っていないインターバルの期間にも事前学習を行い、視察に備えた。

## 1. 3つの組織の概略

### (1) GIPED (Groupement d'Intérêt Public Enfance en Danger)

社会福祉・家族法典(Code de l'Action Sociale et des Families. CASF) L226-6条を根拠にして、SNATEDとONPEを運営する公共団体である。

### (2) SNATED (Service National d'Accueil Téléphonique de l'Enfance en Danger)

危険な状態にある児童のための通告や相談を、24時間受け付ける電話サービスなどを行っている。

### (3) ONPE (Observatoire National de la Protection l'Enfance)

危険な状態にある児童に関する情報収集と分析を行い、児童保護に関する知識や情報を広めることを任務としている。

## 2. GIPED

### (1) 運営

執行部は15の県の代表者、5つの民間組織の代表者で編成される。国と県より半額ずつ、年約500万ユーロの資金提供を受けて運営される。スタッフは約80名。

### (2) フランスの児童福祉について

全国レベルで通告・相談を受ける電話サービス(SNATED)と、児童保護の観測機関(ONPE)を擁するGIPEDスタッフに、フランスの児童福祉の現状を聞いた。

- ・2016年の児童保護に関する法律の制定により、子どもの権利を中心とした児童保護の実践が志向されるようになった。当事者の参加を重視し、当事者の意見を支援に活かそうとする動き



が強くなっている。

- ・児童福祉は県の予算で運用されるため、支援の内容に地域差が出る。児童福祉の施策を国に一本化するという議論も出てきている。
- ・在宅支援を増やそうという動きもある。施設入所には予算がかかるため、国の予算削減の対象として取り上げられているが、子どもにとって本当に必要な支援を無視しているのではないかと危惧している。
- ・児童福祉に従事しようという専門職が減ってきている。子どもの支援の実践よりも、手続きやコンプライアンスが優先され、専門家としての本来の仕事がやりにくくなっている。
- ・措置が決まった時点で、子どもも親も支援に乗り気ではないことが多い。その要因や支援のあり方を検討する必要がある。

### (3) 今後の展開

視察時点では、2023 年に向けて、GIPED の中に国際養子縁組機関、匿名出産の出自に関する機関、全国児童福祉協議会を増設する計画があった。2023 年 1 月、GIPED は、「2022 年の児童保護に関する法律」により、フランス養子縁組機関 (L'Agence Française de l'Adoption:AFA)、SNATED および ONPE を擁し、全国レベルの関連協議会をサポートする公共団体フランス アンフアンス・プロテジェ (France Enfance Protégée) となった。個人の出自へのアクセスのための全国協議会 (Conseil National pour l'Accès aux Origines Personnelles :CNAOP)、全国養子縁組協議会 (Conseil National de l'Adoption :CNA)、全国児童保護協議会 (Conseil National de la Protection de l'Enfance :CNPE)の事務業務も行う。

## 3. SNATED (119 全国電話サービス)

### (1) 沿革

- 1989 年：1989 年児童虐待予防と児童保護に関する法律を根拠に、国と県、民間機関が協力して「虐待を受けた児童のための全国電話相談受付サービス SNATEM(Service National d'Accueil Téléphonique pour l'Enfance Maltraitée)」を発足させた。
- 1990 年：虐待を受けた子どもたちのための全国電話受付サービスの運用を開始した。
- 1997 年：番号を「119」と簡素化し、フランス全土からの相談を可能にした。
- 2003 年：緊急電話の扱いとし、通話料を無料にした。
- 2007 年：2007 年児童保護改革の法律により「危険な状態にある児童のための全国電話相談受付サービス」SNATED(Service National d'Accueil Téléphonique de l'Enfance en Danger)に名称が変わった。

### (2) サービス内容

「119 もしもし、危険な状態にある児童 (119-Allô Enfance en Danger)」という愛称で知られる 24 時間 365 日対応の相談電話サービスである。警察や消防と同じ緊急電話扱いで、電話の発信地を探知できる。通告者、相談者から状況を聴取した上で、情報提供や助言を行う。また危険な状態にある子どもの情報を「憂慮情報」として、それを評価する CRIP に提供する。

欧州各国の同種の電話相談サービス機関 (チャイルドヘルプラインなど) と交流し、情報交換し

たり、新しいアイデアを得たりしている。

### (3) 電話対応スタッフ

週 2 回、1 回あたり 4～6 時間程度勤務するパートタイムが多い。

- ・受付部門：約 10 名のオペレーターが 8 時から 23 時まで交代で勤務する。それ以外の時間は専門相談員が電話受付にあたる。
- ・聴取部門：約 45 名の専門相談員が、24 時間 365 日交代で勤務をする。心理士、司法の専門家、ソーシャルワーカーが 90 時間の研修を受けて専門相談員になる。

### (4) 相談の流れ

まず、受付部門が最初に応答し、情報の聴取をして危険度をランク付けする。内容によっては、相談者に向け直しを依頼する。119 につながらない時にはインターネットフォームで相談を受け付ける。

聴取部門が受付部門から送られてくる相談をすべて受ける。1 つの相談に平均 1 時間かけ、話を聞きながら相談内容を記録する。

相談の多くは「即時支援」と「憂慮情報」に分けられる。「即時支援」の場合は、聴取部門の対応のみで終結する。「憂慮情報」の場合は部門間の調整・情報共有プロセスの監督を行うコーディネーターに相談した後、各県の CRIP（憂慮情報収集室）に情報を送る。CRIP が情報をどう取り扱ったかについては、SNATED に報告としてフィードバックされる。また、緊急性が高いと判断された時は、ただちに警察、消防などの出動要請をする（1 日 1 件くらいある）。児童福祉の専門職の相談にも対応する。このように相談員がひとりで判断するのではなくチームとして動いている。

### (5) 電話相談の状況

1989 年の開設から累計約 90 万件の電話を受けた。そのうち憂慮情報として扱われ、援助の対象になったのは 50 万件である。2020 年、電話による相談の通話数は 39,427 件（1 日あたり 108 件）あった。相談で危険な状態にあるとされた子どもは 56,206 人、電話の発信者は 41,652 人（複数人が通話に関わることがあるため）であった。電話の発信者の 35% は子どもの親族（うち 25% は両親）で、子ども自身は 18%、その他は隣人、学校の先生、インストラクターなどであった（図 1）。

相談の対象となるのは心理的、精神的に危険な状態にあること、ネグレクト、身体的に危険な状態にあること、家庭教育上の問題、夫婦間の DV に巻き込まれていること、性暴力を受けていること、子どもだけの単身移民の状態などである。表 1 に電話相談で言及された危険の種類とその件数を示す。1 人の子どもが経験している危険の種類とその数をすべてカウントしている。3 分の 1 の子どもが複数の危険にさらされていた。

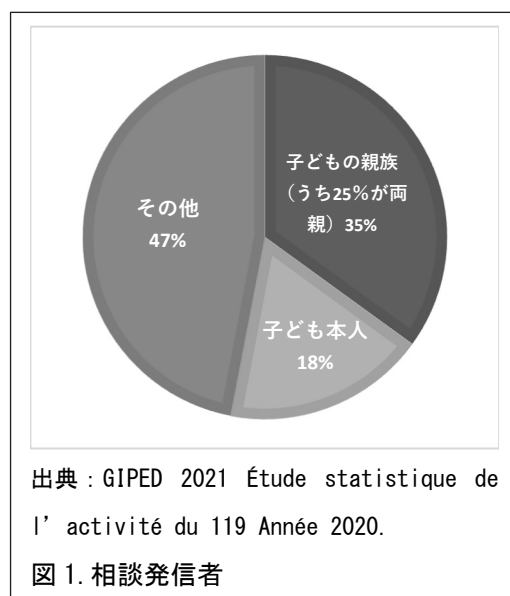


表 1. 電話で言及された危険の種類と件数(2020年)

危険の種類	即時支援	憂慮情報	合計
心理的暴力	5,345	18,477	23,822(30.4%)
ネグレクト	2,163	14,201	16,364(20.9%)
身体的暴力	3,813	11,856	15,669(20.0%)
家庭教育上の問題	2,115	5,601	7,716(9.9%)
家庭内暴力	1,166	5,605	6,771(8.6%)
自分自身を危険に さらす行動	1,177	3,583	4,760(6.1%)
性的暴力	1,036	1,747	2,783(3.6%)
単身移民を含む 親の保護を失われた 子ども	161	251	412(0.5%)
合計	16,976	61,321	78,297(100%)

出典：GIPED 2021 Étude statistique de l'activité du 119 Année 2020.

## 4. ONPE（全国児童保護観測機関）

### （1）開設の背景

1990年から2000年にかけて、危険な状態にある児童とその家族についての情報が乏しいことが指摘され、児童保護の状況把握と政策の評価の必要性の認識が高まった。2004年の法律を根拠に、危険な状態にある児童の発生を予防し、より良いケアを行うため、GIPEDの2つ目の部門として当該分野の情報を分析し、その知識を広めることを任務として開設された。当初の名称は、「危険な状態にある児童の全国観測機関（Observatoire National de l'Enfance en Danger）」であった。

### （2）活動の概要と特徴

児童福祉に関する数量的情報（統計）と質的情報を集め（調査）、分析してその結果を開示する。調査研究は、ONPE独自でテーマを決めて行うものと、県やDREES（調査・研究・評価・統計局）、DPJJ（青少年司法保護局）、アソシエーション、ODAS（地域社会活動国家観測機関）等、他機関から依頼を受けて調査を行うものがある。上記機関は情報源でもあり、国全体に知識を広めるチャンネルにもなっている。

県単位の児童保護観測機関 ODPE（L'Observatoire Départemental de la Protection de l'Enfance）とも強いつながりを持ち、情報のやりとりのため、全国の ODPE がアクセスできるインターネットサイトの開設を行った。1年に1回 ONPE 主催で総会を開き、機関間の情報交換を促進する。

### （3）スタッフ体制（図2参照）

青少年司法保護局、教育省からの派遣職員や、心理士、統計専門家など17人の専門職で構成されている。その他、報告書を作成する編集者、すべての情報をまとめ管理する文献管理者、事務方、管理責任者がいる。

調査研究、分析を行うリサーチチームがあり、欧州各国の研究者や国際児童虐待防止組織の代表者を含む約20人が研究メンバーとなっている。

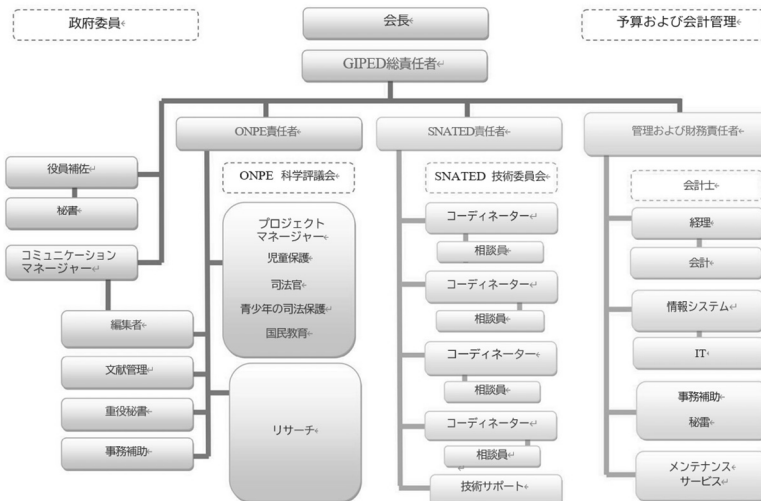


図 2. GIPED/SNATED/ONPE 組織図 (2022 年 1 月)

#### (4) 具体的な活動内容

##### 1) 調査

児童福祉の現場活動を調査する。ONPE のスタッフが全国各地に足を運び、活動を記録し、分析を加える。

##### 2) 統計

児童福祉に関する統計データをまとめ、発表する。例えば匿名出産で生まれた子どもに関しては国が統計をとっていないため、ONPE が各県のデータを収集、整理して、国全体の数字を出している。

##### 3) 国内の児童福祉研究サポート

年 2 回コンクールを行い、支援をする研究プロジェクトを選ぶ。これまで支援した研究には、18～21 歳になるまでの養育者の支援や里親への措置についての調査研究などがある。その他、研究者向けのセミナー等も行っている。

##### 4) 出版物の発行

ニュースレター、政府への報告書を定期的に発行している。その他に、「未成年の単身移民たち」、「子どもや青少年を売春から守る」、「児童福祉に関する文学雑誌」等テーマを絞った調査報告書や統計報告も発行している。

#### (5) 現状と課題

フランスの児童保護の現状と課題は以下の通りである。

- ・ 2016 年の児童保護に関する法律で述べられている子どもの権利を守るということをどう現場で実践するか。
- ・ 危険な状態にある子どもたちをできるだけ早期に発見し介入するために、システムをどのように改善していけばいいのか。
- ・ 介入を受けた子どもたちに継続的なケアを保障するためにどうすればいいのか。
- ・ 子どもの言っていることにどれだけ耳を傾け、県単位でどのように対応していくのか。

また、児童福祉全体に関していえば、コロナ禍でさまざまな問題が浮き彫りになった。地域差は

あるが、解決に向けて活発な動きが出てきている。

## 5. まとめ

日本の児童相談所虐待対応ダイヤル「189」もほぼすべての児童相談所につながるが、フランスでは「119」の1か所ですべての相談を受けたうえで必要に応じて各県のCRIP（憂慮情報収集室）につながりようになっている。さらに「189」は相談内容を問わず直接、児童相談所に電話がつながる。「119」のように各部門の対応スタッフを通して相談内容が精査され、危険な状態にある子どもの憂慮情報のみが児童相談所や警察に行くシステムは日本も参考にするべきである。また、2019年にチャットやインターネットフォームに相談を受けることに関する議論が始まり、翌年の2020年には運用開始するようなフランスでの動きの早さも学ぶべきである。一方で、なかなか電話が繋がらずかけ直すことが多い現状と現場のスタッフの負担、人材不足という課題もあった。

## 参考資料

119. <https://www.allo119.gouv.fr>

ONPE. <https://www.onpe.gouv.fr>

GIPED(2021). Étude statistique de l'activité du 119 Année 2020.

パリ市, Prévention et protection de l'enfance. <https://www.paris.fr/pages/prevention-et-protection-de-l-enfance-80/>

France Enfance Protégée . <https://www.france-enfance-protgee.fr/>

三輪和宏(2015). フランスにおける児童虐待防止制度. 国立国会図書館調査及び立法考察局.  
(ホームページはすべて 2023年8月10日閲覧)

## 4. 憂慮情報収集室（パリ市予防・児童保護局 児童福祉課内）

### CRIP 75 (Cellule de Recueil des Informations Préoccupantes)

オンライン日時：2022年1月14日（金）18:00-20:00（日本）・10:00-12:00（フランス）

所在地：4 bis/6, boulevard Diderot, 75012 Paris

対応者：Mr Louis MERLIN（憂慮情報収集室室長）



視察が始まるまでの待機時間には、運営に協力してくださっている東武トップツアーズの井上さんが作成した紹介スライドが表示されていることが多いのだが、CRIP75 のときには、メルラン室長が作成したスライドが表示されていた。スライドの背景には、セーヌ川の写真が用いられていた。日没時のセーヌ川に川沿いの建物が映りこんでおり、とても素敵だった。CRIP75 のオフィスは、セーヌ川から少し歩いたところにある建物の8階にあるが、実際にはセーヌ川は見えないとのことであった。

## 1. 概要

パリ市予防・児童保護局児童保健局児童福祉課内の一部署で、子どもの憂慮情報に対する一次アセスメントを行い、行政機関への報告と司法機関への通告を行う。75はパリの県番号である。

### （1）設立の背景

2007年の児童保護の改革に関する法律(2007-293)によって、「虐待」という言葉に代わり「危険な状態」という言葉が用いられるようになった。これにより、危険な状態にある可能性のある子どもを広く早期に発見し、支援することができるようになった。また、児童保護を目的とする場合、専門家間の情報共有において、個人情報保護の制約が解除されることが再確認され、とくにそれまで共有されにくかった医療現場の専門家からの通告もされやすくなった。

CRIPは、SNATEDから、あるいは教育機関、保育機関、保健機関、医療機関、警察、その他福祉機関等から集まった通告内容を分類し、「憂慮情報」（危険な状態にある、またはその可能性がある児童に関する情報）を最初に処理する窓口として、各県に設置された。

### （2）スタッフ

パリ市では15人のスタッフがいる。5人のソーシャルワーカー（専門エデュケーター2人、ソーシャルアシスタント3人）、6人の管理マネージャー、社会教育アドバイザー、マネージャー（行政職員）、非常勤の小児科医からなる。スタッフには、児童保護に関する法的な知識に精通していることが求められる。

小児科医は身体面でのアセスメントを行うが、より専門的なアセスメントのためには、心理職と児童精神科医の配置が望ましいと考えている。

## 2. 活動内容

### 2-1. アセスメント（分析・評価）と司法機関への報告

#### （1）憂慮情報の分類

CRIPで収集された危険な状態にある、またはその可能性のある児童の情報は、次の3つに分類

される。

- ① 心配がなく対応する必要がない（憂慮情報ではなかった）
- ② 憂慮情報と判断し、詳しく調べて分析・評価を行う
- ③ 緊急性や深刻度が高いと判断し、司法機関に通告する

#### 司法機関への通告について

憂慮情報が司法機関への通告となるのは、以下の4つの場合である。

- ① 在宅教育支援(AED)が行われたが改善しない場合
- ② 親の協力が得られない場合
- ③ 緊急性が高く、子どもが危険な状態にある場合
- ④ 状況調査が不可能な場合

CRIP が情報のスクリーニング、分析、選別等を行った上で司法機関に情報を伝える仕組みになったことで、司法機関の負担軽減を図ることができた。

## （2）評価の具体的手続き

情報が送られてから3か月以内に、CRIPに任命された地域のソーシャルワーカーが調査し、その結果をCRIPに報告する。CRIPはそれらの調査結果を評価する。

パリでは、地域の社会福祉事務所（Service Social de Proximité: SSP）や子どもが公立学校に通っている場合は学校のソーシャルサービス（Service Sociale Scholaire: SSS）、子どもが3歳までならPMI（母子保護局）などの機関の専門職が調査を行う。調査を行う専門職は、家族と子どもたちに直接会って状況を調査し、必要に応じて、保護者に対して福祉支援策を提案する。そしてその報告書をCRIPに送る。

## （3）アセスメント報告書

アセスメント報告書の構成は以下の通りである。子どものニーズがどれほど損なわれているか、保護者が改善することができるかどうかの2つの観点を重視して、情報が記載される。

### アセスメント報告書の構成

1. 家族の民法上の状況（名字、名前など）、両親が離別している場合は子どもの監護について家事事件裁判官（JAF, Juge aux Affaires Familiales）の判断があるかどうか
2. 憂慮情報の理由
3. 評価
  - ① 子どもの生活環境、社会的・経済的・文化的状況：経済状況、家族の歴史、子どもの生活の現在の状況、同居家族の変遷、住居と子どものためのスペース、家族をとりまく状況、近隣や親族の支えの有無など
  - ② 健康と子どもの成長：健康、身体的成長、子どもの健康維持成長の状況（包括的、継続的な成長の具合）
  - ③ 親であることと親機能の実践：両親の個人的状況、両親のパートナーとしての状況（進行中の手続きなど）、両親が子どものニーズを把握し応えることができるか、きょうだいの関係性、家庭環境、子どもが誰とアタッチメント関係を築いているか、子どもへの教育的な関わり、親子関係
  - ④ 外部からのサポートに、どの程度親が参加できるか：憂慮情報の内容と現状についての理解、解決方法を探し、外部のサポートを受け参加することができるか

- ⑤ 状況の特定と目的の決定：危険と保護の必要性の特定、子どもの希望、親の希望（子どもの成長への影響、子どものニーズに親が応えることができるかなど）
- ⑥ 結論と予防的支援もしくは保護措置の提案：子どもの希望、親の希望、専門職による評価、支援する場合の目的、または措置の提案

#### （４）評価後の対応

評価後、継続的支援の必要がないと判断されれば終結とし、必要があると判断すれば行政による支援措置への提案に対する保護者の同意の有無によって、報告書の送付先を振り分ける。同意すれば行政機関（ASE）に送付し、同意が得られなければ司法機関に通告する。

#### （５）2019年の活動実績

CRIP に寄せられた情報は 4,069 件で、そのうち 3,607 件が憂慮情報に分類された。通告の対象児童数は 5,171 人で、2,292 件の憂慮情報が CRIP のアセスメント評価の対象となった。

CRIP から司法機関への通告は 1,855 件（対象児童数は 2,609 人）であった。そのうち一時保護命令が出たのは 297 件、子ども裁判官への書類送付は 896 件、BPM（パリ市警視庁未成年保護特別部隊）など警察組織への連絡は 509 件であった。

行政による対応があったのが 1,069 件で、介入が不要だったのは 707 件であった。

#### （６）2020年：COVID-19による影響

2020年のロックダウンの時（3月17日～5月11日）には、2019年の同時期に比べて、憂慮情報が350件減少した。ロックダウン解除後は、元に戻った。

2020年末には、家族や子どもに生じた心理的困難についての憂慮情報が増えた。これは、ロックダウン時の在宅要請等に起因する心理的な苦痛と関連しているとみられている。DV関連状況が悪化し、家庭内暴力や心理的暴力が増加した。

#### （７）アセスメント部門としての役割

CRIP が一元化して情報の評価を行うことで、重複や、評価のばらつきを避けられる。その分、正確なアセスメントを実施する責任は大きいと考えている。

### 2-2. 憂慮情報評価についての研修・広報活動

パリ市の児童福祉に携わる専門家を対象に、2～3日間の研修を行っている。ソーシャルワーカー、エドゥケーター、子ども看護師、PMI（母子保護局）職員、社会教育アドバイザー、心理職等が受講している。内容は、子どもを観察する際のポイントを中心に、法律や心理学、アタッチメント、DVについての情報も伝えている。憂慮情報の評価基準を共有することで、児童保護に携わる人たちと共通認識ができるようになる。

学校にも、パンフレットを配布したり、訪問したりして CRIP の目的や活動について説明している。これまで私立学校からの情報提供が少なかった。背景には、個人情報を外部に伝えてトラブルが起きることや評判が落ちることへの懸念や、介入されるとすぐに親子が引き離されてしまうのではないかという先入観があった。広報活動により CRIP の活動が正しく理解され、通報が増えた。



## 参考資料

CRIP75 提供資料

Paris, SERVICE Prévention et protection de l'enfance.

<https://www.paris.fr/pages/prevention-et-protection-de-l-enfance-80/>

(2023 年 7 月 10 日閲覧)

## 参考

# フランスの子ども支援サービスを概観する

## はじめに

フランスの児童保護サービスの多くは各県の ASE(児童社会扶助機関) による行政措置と、子ども裁判官による司法措置のもとで行われ、いずれも在宅支援と家庭外措置(里親や入所施設などへの委託)に分けられる。在宅支援と家庭外措置には、ASE が管轄する支援サービス及び施設と、DPJJ(司法省青少年司法保護局)が管轄する教育支援サービスと教育措置施設がある。ONPE(全国児童保護観測機関)がまとめた児童保護に関する統計によれば、2020年12月末現在、フランス全土で308,000人の未成年(18歳未満人口の2.4%)が、少なくとも1つ以上の児童保護サービスや措置を受けていたと推定される。

ここでは、本視察で得た情報に加え、種々の資料をふまえて、フランスにおける子ども支援に関する各種サービスについて概観する。その際、「在宅支援」「家庭外措置」「その他の地域サービス」に分類してまとめるが、フランスの児童福祉のしくみは重層的で、まだ十分理解できているとは限らない点をお断りしておきたい。

## 1. 在宅支援

フランスは、在宅支援による予防に力を入れており、それには多様な支援のサービスメニューがある。

### (1) 行政措置と司法措置による在宅での教育支援<sup>23</sup>

(AED:Aide Educative à Domicile、AEMO: Action Educative en Milieu Ouvert)

主に民間機関が委託を受け、国家資格であるエデュケーターや心理士を子どもの家庭に派遣し、教育支援を行う。親の同意が得られた場合は行政措置である AED となり、親の同意が得られない場合は司法措置である AEMO となる。行政措置でも司法措置でも、県が委託費を負担する。表 1 に 2020 年の教育支援措置数を示す。

表 1. 年間の教育支援措置数(2020年)(件)

AED	52,427
AEMO	118,243
合計	170,670

欧州フランス全土(Mayotte 除く)

出典: DREES, Enquête Aide sociale. Les bénéficiaires de l'aide sociale départementale (personnes âgées, personnes handicapées, aide sociale à l'enfance) 2002-2020.

### (2) 社会家庭支援(Intervention Sociale et Familiale)

ソーシャルワーカーの一職種である社会家庭支援専門員(Technicien de Intervention Sociale et Familiale: TISF)が家庭に派遣され、家庭・家事支援、ソーシャルワークが行われる。

<sup>23</sup> 以下に示す(2)~(4)が本サービスとして提供されることもある。

### (3) 経済的支援(Aide financière)

支援が必要と判断された家庭に対し、県からの給付金や臨時支援金（セラピー費用、私立校の学費、スポーツ用品など）が支給される。

### (4) 家計管理支援(Aide a la gestion du ménage)

家庭経済カウンセラー（Conseiller en Economique Sociale Familiale : CESF）による家計管理支援が行われる。

### (5) 教育的デイケア(L'accueil du jour)

日常的に対象家庭にかかわる必要性があると判断された場合には、放課後や週末にその家族の子どもを受入れる。スタッフが宿題やアクティビティを一緒に行い、子どもを家庭に送り届ける際に、親と話す機会を持つ。不登校の子どもを日中受け入れる機関もある。

## 2. 家庭外措置

家庭外措置の施設には、行政措置と司法措置の両方の児童を対象にして、県が運営または認可する児童福祉関連施設と主に司法措置の児童を対象とした司法省管轄の更生教育施設がある。施設が複数の形態のサービスを運営していることも珍しくない。例えばチルドレンズホームが乳児院や母子受入れの機能を持っていたり、自宅措置(PAD)となった子どもへの支援を行ったりしている。あるいは、MECS が施設外のアパートで自立への移行支援を行っていたり、UEHD で里親を雇用していたり、などである。

### 2-1. 県が運営または認可する児童福祉施設・サービス

親から分離されて保護下に入ったばかりの子どもは、緊急保護児童を受け入れるチルドレンズホームに保護され、通常 14 日以内に裁判で保護の決定が下される。緊急保護児童を受け入れているフォワイエ・メラングによれば、緊急保護をされた子どもは、3~6 か月をかけてアセスメントされ、その間子どもは、ニーズに応じて学校療育、障害者支援、児童精神科診療、非行対応などの支援を受けるとのことだった。

ONPE がまとめた児童保護に関する統計報告によれば、2020 年、全国の児童福祉施設に入所した子どもと若者は 183,915 人にのぼり、そのうち行政措置による子どもが 43,711 人で、司法措置による子どもが 140,204 人だった。

#### (1) チルドレンズホーム(Foyer de J'Enfance)

県の直接運営として、または公的施設（établissement public）として運営される県立施設である。元来は緊急一時保護施設（その後の対応を検討するため子どもの観察を行う意味合いが強い）であったが、現在は教育的なかかわりを行う長期の受け入れも行う。緊急受入れケースの 1 日あたりの費用は 300 ユーロ<sup>24</sup>。Foyer は、フランス語で、家、家族、宿泊施設、寮などの意味がある。

<sup>24</sup> 文中の 1 日あたりの費用は Foyer Melingue の資料による。

## **(2) 社会的児童ホーム (MECS : Maison d' Enfants à Caractère Social)**

主に民間のアソシエーションが運営する施設で、一時的に、または長期的に子どもを預かる。子ども 1 人 1 日当たりの費用は 200 ユーロ。

## **(3) 子どもの村 (Village d' Enfants)**

1 つの「村」に数軒の家屋があり、それぞれの家に家庭エデュケーター (éducateur familial) が配置され 1~2 家族のきょうだいが一緒に暮らす。「子どもの村」1 か所あたりの受け入れ人数は 40~60 人である (2008 年)。子ども 1 人 1 日あたりの費用は 200 ユーロ。

## **(4) 家庭型生活受入施設 (Lieude Vie et d' Accueil)**

3~7 人の若者や若年成人がエデュケーター (permanent éducatif) と暮らす小規模な家庭型施設である。児童保護、精神障害や身体障害または適応障害、社会的排除などの課題がある者が、同じ課題を持つ者とともに暮らす。子ども 1 人 1 日あたりの費用は 50~500 ユーロ。

## **(5) 自立型アパートメント (Apartment semi Autonomie)**

17~20 歳の若者が 1~3 人で暮らすアパートメントである。エデュケーターや心理士などが定期的に訪問したり、本人が定期的に支援機関に来所したりする形で、社会面、心理面の包括的教育ケアが行われる。保護児童は 16 歳になると、この自立型アパートメントでの生活を選択できる。若者 1 日あたり 50 ユーロ。

## **(6) 里親 (Famille d' Accueil)**

フランスの里親は、家庭アシスタント (Assistant Familial) という国家資格を所持する職業里親で、定年 (67 歳) がある。県の認可を受けて公的または民間の里親支援機関に就職し、300 時間の研修を受ける。自宅で 0~21 歳の子どもと若者を 1~3 人受け入れる。子ども 1 日あたりの費用は 50 ユーロ。「調査・研究・評価・統計局 (DREES) 報告」によれば、2020 年 12 月末現在、里親に委託されていた子どもは 71,514 人だった。

## **(7) 乳児院 (Pouponnière à Caractère Social)**

医療的なケアの必要がない 0~3 歳児を 24 時間体制で受け入れる。平均入所期間は 8 か月 (2017 年)。チルドレンズホームなどに併設されていることが多い。

## **(8) 自宅措置 (Placement a Domicile : PAD)**

親がいる家に子どもが措置され、そのモニタリングと支援のため、PAD を行う機関のエデュケーターやソーシャルワーカーがほぼ毎日、家庭訪問をする。危険性が低く子どもが望む場合、または家庭外への措置より望ましい場合に使われる。心配な状況が改善されると AED や AEMO による在宅支援に移行するが、危険がある場合は施設へ委託される。

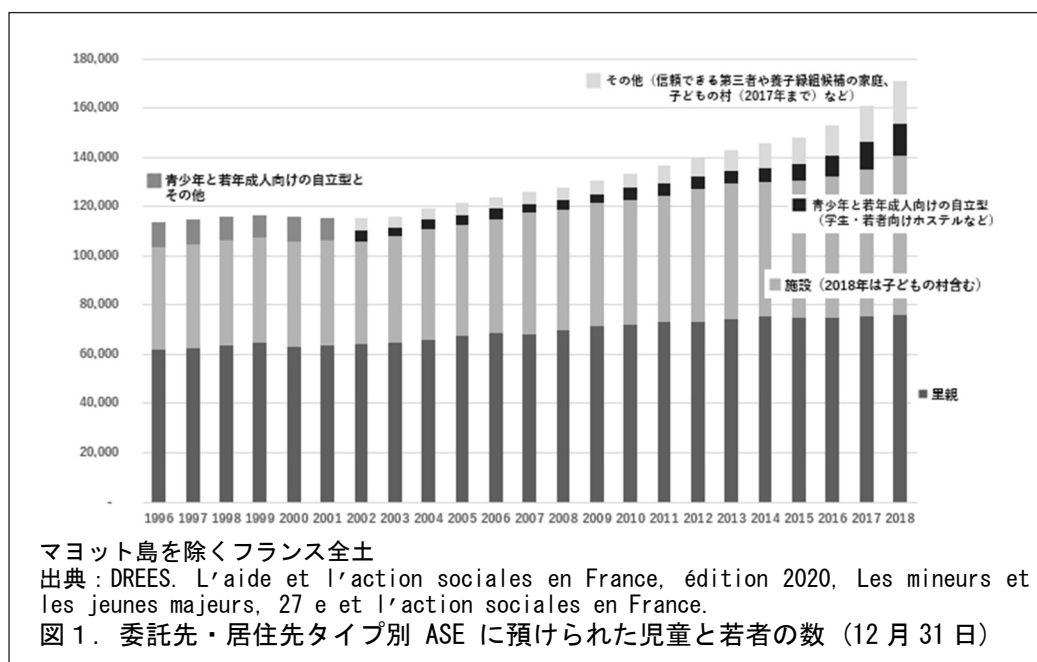
## **(9) 養子縁組 (Adoption)**

親族関係が消滅する「完全養子縁組」の上限年齢は、15 歳未満である。親や家族とのつながりを

失った「国の子」と呼ばれる国の被後見子（Pupille de l'État）（親が親権を放棄した、あるいは出生時に父母ともに認知しなかった場合や匿名出産の場合など）がその対象となる。また匿名出産後に乳児院や里親から養子縁組されるケースがある。さらに親と死別したり、親の親権が剥奪されたりした 15 歳未満の児童も、本人の希望を聞いたうえで養子縁組される場合がある。（パリ市養子縁組事務所、ALPA-Fild'or）

### （10）72 時間入所（Accueil 72h）

家庭崩壊の状況にある場合、または親子喧嘩など家庭内の不調和がある場合に、未成年である本人の希望によって、最大 72 時間の緊急保護がなされる。一時保護手続きの負担軽減や親子仲裁に活用されている。親と子ども裁判官にすぐに連絡される。



## 2-2. 司法省管轄の更生教育施設

子ども裁判官の判断で、非行や犯罪を犯した子どもが入所し、教育を受ける施設。

### （1）非行少年入所型集団教育ユニット（Unité Éducatif d'Hébergement：UEHC）

裁判所の決定により司法監視に付された 13～17 歳の少年少女を受入れて教育を行う施設。

### （2）強化教育センター（Centre Éducatif Renforcé：CER）

14～17 歳の犯罪少年を受入れ、社会復帰を目的にして矯正教育を行う施設。

### （3）閉鎖教育センター（Centre Éducatif Fermé：CEF）

13～17 歳の常習的な犯罪少年を受け入れる閉鎖的な教育センター。

2017 年 12 月末日現在の児童保護施設（児童福祉施設・更生教育施設）の数と定員、施設で生活していた子どもと若者（0～20 歳）の数を表 2 に示す。

表 2. 児童保護施設の数、定員、入所者数及び年間の退所者数(2017年)

児童保護施設とサービス	施設数	定員	児童と若者の数 (12/31 現在)	年間 退所者数
MECS	1,233	47,779	45,659	31,790
チルドレンズホーム	243	11,825	11,008	21,297
乳児院	33	833	79	1,090
子どもの村	28	1,530	1,449	268
家庭・社会教育措置センター (里親センター)	121	7,266	6,746	2,271
家庭型生活受入れ施設(EPEI)	426	2,743	2,492	1,309
CEF	51	617	541	1,149
CER	51	341	293	777
教育措置施設(UAHC, UAHD)	70	1,180	977	1,747
教育・統合措置施設	36	421	285	422
PJJ 認可機関(SAH)	28	274	218	427
合計	2,320	74,810	70,459	62,549

出典：DREES, Enquête ES-PE 2017 Les établissements et services de la protection de l'enfance : activité, personnel en fonction, profil des enfants et jeunes adultes accueillis, fin 2017, Activité des établissements au 15 décembre 2017.

### 3. その他の地域サービス

官民のさまざまな団体や機関が、地域で多様な支援を行い、子どもと家族の多様なニーズにこたえることで、早期支援と早期発見に貢献している。

#### (1) 社会福祉事務所(Centre d'action Sociale)地区ソーシャルサービス(Service Social de Proximité)

市役所や区役所等に設置されており、そこでソーシャルワーカー(assistant social de Proximité)が、市民からのさまざまな相談に応じ、情報提供、関係機関への照会、サポートなどを行う。RSA(連帯手当、日本で言う生活保護)や住環境改善サービスも行っている。

#### (2) 学校(Ecole)

フランスではソーシャルワーカーや教育相談員、心理士が配置されている学校が多く、彼らは子どもの悩みを聞き、必要に応じて関連機関に繋げる役目を担っている。

#### (3) 青少年の家(Maison des Adolescents : MDA)

主に 11~25 歳の青少年の精神的なケアを行う施設である。病院併設の医療治療型と、アソシエーションが運営し地域のコミュニティーサロンとして機能する社会福祉型がある。医療治療型は短期間の入院も可能である。親の同意は不要であり、子どもは無料で支援を受けることができる。そして親も支援を受けられる。

#### (4) 心理医療センター(Centre Médicaux Psychologique : CMP)

全国に設置されており、通所で予防活動、診断、ケアを受けられる公立の医療センターである。在宅訪問も行っている。子どもだけでなく、成人の精神的な治療も行っている。

### **(5) 母子保護局 (Protection Maternelle et Infantile : PMI)**

日本の「保健所」に相当する。周産期の女性と 6 歳までの子どもを対象とし、健診と予防活動を行う。児童保護専門医がいる。パリでは、各区に 1 か所以上ある。

### **(6) エキップ・モビール (Equipe Mobile)**

病院内の救急、入院、外来において、児童虐待などの危険な状況にあることが疑われる子どもがいた場合に連絡を受け、子どもの初期評価と必要な対応をする。

### **(7) エデュケーター (Éducateur)**

フランスの児童福祉分野では、国家資格を持つ「エデュケーター」と呼ばれるワーカーが至るところで働いている。地域には、街の子どもたちに声をかける路上エデュケーター、SNS で相談できるネットエデュケーターなどがいて、悩みを抱えた子どもや、心配な子どもたちに寄り添って信頼関係を築き、教育的な立場から、子どもが社会の一員になれるように手助けしている。

## **参考資料**

Action-Sociale, Pouponnière à caractère social. [https://annuaire.action-](https://annuaire.action-sociale.org/etablissements/protection-de-l-enfance/pouponniere-a-caractere-social-172.html)

[sociale.org/etablissements/protection-de-l-enfance/pouponniere-a-caractere-social-172.html](https://annuaire.action-sociale.org/etablissements/protection-de-l-enfance/pouponniere-a-caractere-social-172.html)

(2023 年 4 月 13 日閲覧)

安發明子氏提供資料。

安發明子. フランスのソーシャルワーク 第一回～第五回 「対人援助学マガジン」 2020 年第 42 号～2021 年 46 号.

ONPE (2022) . Chiffres clés en protection de l'enfance au 31 décembre 2020.

DREES (2020) , L'aide et l'action sociales en France Perte d'autonomie, handicap, protection de l'enfance et insertion.

DREES, Les bénéficiaires de l'aide sociale départementale

<https://www.data.gouv.fr/fr/datasets/les-beneficiaires-de-laide-sociale-departementale/> (2023 年 6 月 1 日閲覧)

Foyer Melingue 講義資料.

フランス司法省. <https://www.justice.gouv.fr/ministere-justice/missions-organisation/direction-protection-judiciaire-jeunesse> (2023 年 6 月 1 日閲覧)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2021) .令和 2 年度先駆的ケア策定・検証調査事業 乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書.

## 5. 全国社会復帰支援協会 青少年教育支援部

ANRS (Association Nationale de Réadaptation Sociale)

-Servicecece Éducatif Adolescents

オンライン日時：2022年2月3日(木) 17:30-20:00(日本)・9:30-12:00(フランス)

所在地：18, avenue Victoria 75001 Paris

応対者：Ms Valerie CATTIN (責任者)

Ms Claire JOUANNEAU (サービス管理責任者)

Mr Adrien SANTELMANN (エデュケーター)

Ms Charline TYRE (エデュケーター)

Mr Jean- François PIOTROVSKY (エデュケーター)

Ms Emilie BRIAND (心理士)\*

\*オンライン参加



主にカッタン氏(上の写真の左側)と  
ブラン氏(写真下)にお話しいただいた。

次第に慣れてきたリモート視察。非行少年や保護者への支援について、熱のこもった質疑応答が交わされた。具体的に語られる支援や苦勞に画面のこちらと向こうで頷き合っていたので、国や文化が違っていても、どこも同じなんだという感慨を抱いた。

### 1. ANRS 概要

ANRS (Association Nationale de Réadaptation Sociale) は、1961年に健康人口省によって設立されたアソシエーションである。売春をする児童の社会復帰のために活動していたが、児童保護などの活動にまで裾野を広げた。1975年に公益事業として認定された。フランスでは1980年代から地方分権化が進み、児童福祉の実施責任も各地方に移譲されることになった。ANRSも社会情勢の変化に応じて再編成を行ったが、設立からの理念である“危険や困難な状況にある子どもと青年を受入れ、社会に復帰するために寄り添い支援すること”は引き継がれた。

その後も、当初の倫理的・職業的価値観に依拠しつつ、社会の変化、若者のニーズ、規制や法的枠組みの進化に対応している。

### 2. 青少年教育支援部について

若者支援を幅広く行う ANRS において、青少年教育支援部は、14～21歳の青少年を対象とした在宅支援サービスを提供する部門である。行政措置である在宅教育支援(AED)と、司法措置による施設外教育支援(AEMO)を行う。年間で300件のケースを受け入れている。部門の予算は108.6万ユーロ(大半はスタッフの給与)である。

#### (1) スタッフ

ソーシャルワーカー12名(専門エデュケーターや有資格ソーシャルワーカー)、心理士1名、教育心理士1名。その他部門長や事務スタッフなど。

職員のメンタルヘルスへの配慮としては、担当が孤立して抱え込んでしまわないように、チーム体制を整えて支援を行っている。また、責任者、エデュケーター、外部の心理士によるカンファレンスを2週間に1回実施している。



## **(2) 支援対象**

### **1) 年齢層**

14～17歳の思春期、18～20歳の青少年である。現在フランスの成人年齢は18歳だが、かつては21歳を成人としたため、現在でも対象年齢が21歳になるまでとなっている。

### **2) 子どもたちの課題**

不登校、大人への過度な反抗、自傷他害、薬物・アルコール・ネット依存、性暴力被害、売春行為など。

### **3) 家庭の状況**

親が精神的な問題を抱える家庭、ひとり親家庭、DV、養子縁組家庭などが多い。しかし、貧しい家庭も裕福な家庭もあり、経済面での差はない。

## **(3) 支援の流れ**

- ①ANRS が子どもと家族と PPE（子どものためのプロジェクト（支援計画書））を作成し、ASE に提出する。
- ②サービス管理責任者が、担当エドゥケーターを決める。責任者は、エドゥケーターの担当状況を把握し、難しいケースが偏らないように配慮している。エドゥケーター1人あたり、16～17ケースを担当している。
- ③家族に面談日程を通知する。面談は2段階に分けて行われる。まず責任者が支援内容を説明し、その後、担当心理士も加わって面談を行う。心理士は面談でアセスメントも行う。
- ④担当エドゥケーターによる教育支援が開始される。子どもの同意状況や希望によっては、学校や屋外などで対面し、支援をする。

## **(4) 支援内容**

心理士（1名）と教育心理士（1名）が役割分担し、家庭訪問による週1回の定期的な心理面接（カウンセリング）を行う。心理士が保護者の心理面接を担当し、教育心理士は子どもの心理面接を担当する。

### **1) 子どもへの支援**

学習の遅れや行動問題などがある子どもたちに対して自己肯定感を高めたり、学習や行動問題への支援を行ったりしている。

そもそも子どもたちは、これらの支援を望んでいるとは限らず、担当エドゥケーターは、子どもとの信頼関係を構築することを最初の目標としている。大人への不信感の強い子どもも多く、時間がかかる。

### **2) 保護者への支援**

保護者も子どもの問題についてスタッフと一緒に考えることを大事にする。まず子どもの養育面の問題について心理士が説明し、理解の共有を図る。親子関係の問題を抱えていることも多く、そ

のアセスメントも心理士が担う。

### 3) 支援を行う上での留意点

「偏見や先入観を持たない」「丁寧なアセスメントをして信頼関係を築く」「信頼関係をベースにして理解の共有を図る」「これらを意識して取り組む」などの姿勢が問題の改善に貢献すると考えている。

在宅支援では家庭訪問による支援が基本だが、家族のプライベートな領域への介入は、非常にデリケートで、難しい。

### (5) 連携先

主な連携先は下の3つである。

- ・義務教育を離れた16～25歳の青少年への自立支援を行うセンター
- ・CMP（心理医療センター）
- ・非行少年への対応に長けている司法分野のエducーター

いずれもサービスの利用は無料だが、CMPでは待機期間が半年～8か月ほどにも及ぶ。思春期における半年は決して短くはないため、課題視している。

18歳以降の青年には、必要に応じて、住居探しのサポートや社会福祉機関への支援協力なども行っている。

### 参考資料

ANR. <https://anrs.asso.fr/> (2023年7月10日閲覧)

## 6. ルレ・アレジア（里親支援機関）

### Relais Alesia

オンライン日時：2022年1月14日（金）21:00-23:00（日本）・13:00-15:00（フランス）

所在地：19 Rue de la Véga, 75012 Paris

対応者：Ms Sandrine TEXEIRA（施設長）

Ms Sandrine PEPIT（＜財団法人メキニョン子どもの権利（ルレ・アレジア運営母体）＞  
失踪児童相談所所長・国際社会事業団フランス支部長、ルレ・アレジアクオリティーマ  
ネージャー）

Mr Jimmy MESSINEO（＜財団法人メキニョン子どもの権利＞クオリティーマネージャー、  
国際社会事業団フランス支部コーディネーター）

Ms Rose PERUEZ（里親）

Ms Amandine DIZIEN-OZEN（里親宅で生活する18歳の大学生）

ルレ・アレジアは本視察に対してとても好意的であった。当初の視察スケジュールの予定にはなかった里親と里親家庭で暮らす若者のインタビューの調整や、視察後の追加質問への対応もしてもらい、追加資料もいただいた。また、機関ホームページにも本視察の様子を記した紹介記事が掲載され、オンラインではあったが、視察後も含めて有意義な交流が行われた。

左からテセラ施設長、  
メシネオ氏、ペピ氏



### 1. 概要

里親のアセスメントからマッチング、里親委託中の養育支援等を行う施設である。

#### （1）沿革

1974年設立。当初は障害者の親の支援をするために作られた。2012年から、パリの児童福祉施設としての認可を受け、里親と里親委託児童の支援を行うことになった。本部は「財団法人メキニョン子どもの権利」である。児童福祉に関わるさまざまな施設を運営している。主な根拠法は2002年1月2日の社会福祉法である。

#### （2）支援の対象

行政措置または司法措置によってASE（児童社会扶助機関）を通してやってくる0～20歳の子どもと若年成人35名を受け入れ、里親に委託している。18歳からは成人として必要な手続きをしたうえで受け入れる。

#### （3）スタッフ体制

施設長、里親（家庭アシスタント）20名、エドューケーター4名、心理士2名、事務。

#### （4）運営費

年間予算は200万ユーロ。人件費（里親の給料含む）、施設維持費、家賃などに充てられる。子

ども 1 人当たり 1 日 220 ユーロが措置費として ASE より支払われている。

### (5) 関連機関

ASE、学校関係、CMP（心理医療センター）、入院病棟のある精神科、他の児童福祉の機関など。

## 2. ルレ・アレジアの支援

### (1) 子ども

子どもが住んでいる場所、年齢、性別、それまでの生活の歴史、希望等に配慮し、子どもにとっての最善を最優先事項として里親を見つけるように心がけている。

### (2) 里親

スタッフと頻繁にミーティングを行うため、集まりやすい場所に住んでいることが、雇用の第一条件となる。

### (3) マッチング

ASE の担当者とともに、委託児に必要なことを考慮しながらマッチングを行う。多くは長期の措置となるため、同じ里親宅で長く生活できるように、里親と委託児の信頼関係を重要視している。また子どもと実親との関係も維持できるように配慮もしている。

#### 里親制度について

里親は、「家庭アシスタント(assistante familiale)」という国家資格を持った専門職が自らの家庭で子どものケアを行う。

里親になるには、まず PMI（母子保護局）に承認される必要がある。その後、里親支援機関に雇用され、まず 60 時間の研修を受ける。委託のない期間も月 6 万円ほどの固定給を受け取るが、4 か月間委託がないと契約解除になるため、別の自治体や団体に転職しなければならない。最初の子どもを受け入れてからさらに 240 時間の研修が開始される。2 年間で国家資格（家庭アシスタント）を受験することができる。その後は 2 年に 1 回、1 週間の研修受講が義務化されている。国家資格を取得しなくても研修を全て受ければ、契約している里親支援機関の職員、すなわち里親として仕事を続けることができるが、5 年毎に研修を受け、更新する手続きが必要となる。

家庭アシスタントの主な根拠法は、1977 年 5 月 17 日のアシスタント・マテルネル＝フランスの里親・保育アシスタントの職業上の身分を定める諸規定、2006 年の家族アシスタントの国家資格に関する法律、2014 年の里親の承認に関する法律等がある。

### (4) 委託後の支援

ルレ・アレジアでは、里親の研修やサロン、現況報告会、委託児と里親が参加できるアート活動や遠足などのアクティビティを開催して、頻繁に里親に来所を促し、養育支援につなげる工夫をしている。

また、心理士が里親と委託児の定期的な面談を行う。必要に応じて里親の精神的なケアも行う。実親の面談を行うこともある。日頃からスタッフ間での連携を密に行い、質の高いサービスの維持に努めている。

### 3. 課題

フランス全体で、0～3歳児を預けられる里親や施設が不足している。ルレ・アレジアでも広報活動を行っているが、里親が足りていない。「家庭アシスタント」という職業の認知不足が課題である。また、里親は国家資格をもった専門職であるにも関わらず、委託児に費やす時間に比して給料が低いことも原因として考えられる。

孤独感を感じている里親もいる。

### 4. 当事者へのインタビュー

#### (1) 里親家庭で暮らすディズィアン-オゼンさん(18歳)

Q. 今の生活で楽しいこと、興味があることは。

A. 学校生活が楽しい。絵を描いたり、友達と遊んだり、美術館に行ったりといった日常生活が楽しい。

Q. 里親の家に初めて来たときの気持ちを教えてください。

A. 13年前のことなので、あまり覚えていない。恥ずかしがり屋で内向的な性格だったが、里親の家で過ごすなかで、少しずつ自分の意見を言えるようになった。

Q. 実親への思いは。

A. 実親とは日常的に週2回電話で話をしているので、伝えたい思いは特別ない。

Q. 将来の夢は。

A. 大学1年なので、大学を3年間で卒業したい。在学中にいろいろなところに旅行したいと思っている。将来はクリエイターとして仕事をしたい。

施設長テセラ氏より：オゼンさんのように大学に進むケースはあまりない。オゼンさんは奨学金を受けている。また、将来のためにアルバイトもして貯金をしている。とても優秀な学生である。

#### (2) 里親をしているペリュエーズさん

家族構成：夫、成人した実子が3人いる。孫もいる。

居住地はパリ。以前はブジョーの工場に勤務していたが、初めての妊娠時に退職した。

里親を始めたときは、まだ家庭アシスタントという国家資格がなかった。現在も資格は持っていないが、里親の要件は満たしている。

Q. 里親になった経緯を教えてください。

A. きっかけは幼少期に隣人が子どもを受け入れていて、そのようになりたいと思ったこと。その後自分の子どもが大きくなった時に、隣人が里親として子どもを迎え入れていた。その様子を見て、里親をしたいという思いが強まった。もともとは養子ももらう手続きをしていた

が、里親制度のことを知り、1999年に里親になった。これまで長期に預かった子どもが2人いる。緊急の一時的な受け入れもしていたので、預かった子どもの数を数えるのは難しい。初めて受け入れたのは4歳の男の子。当時、一番下の息子は13歳で、弟のように受け入れていた。上の2人の娘は、きょうだいというよりも、母親のように里親に近い感覚で受け入れていた。その子とは今でもかかわりがある。

Q. 実親の支援はしているか。

A. 数年前に16歳の女の子を受け入れていた。その子は重篤な病気を抱えていて亡くなってしまった。実親がショックを受けたこともあり、連絡を密にとり心理的なフォローを行ったことがある。実親には子どもの家庭環境が安心・安全な場所であるように伝えることが重要だと思う。今でも、その実親と連絡をとることもある。これは里親としてではなく、一人の人間として行ってきたことである。

Q. 施設と里親との違いや里親の強みは。

A. 子どもがその環境に満足するかしないかだと思う。子どもが決めることなので、自分からは強みは言えない。

Q. 里親をするときに周囲の理解はあったか。

A. 里親をしていることを友だちや親戚には話している。共感してくれる人もいれば、そうでない人もいる。多くの友だちは、素晴らしいと共感してくれる。もちろん、親しい人だからといって預かっている子どものことすべてを話しているわけではない。

Q. 里親にやりがいを感じているか。

A. ルレ・アレジアは専門職同士の交流、チームプレイを大切にしており、里親のケアを分析したり、評価したりしてくれる。きちんと評価されていることがやりがいにつながっている。さまざまな年齢、境遇の違う子どもたちと出会い、彼らと一緒に歴史を歩むことは素敵なことだと日々感じている。

施設長テセラ氏より：里親と里子の関係は法律で定められているものであるが、それ以上のものが生活の中で育まれている。また、里親のなかには措置が終わった後も里子と関係を保ち、つながり続けている里親もいる。

#### パリ市里親支援機関

2021年パリ市内の措置児童4,800人のうち43%が里親宅で暮らす。パリ市で里親支援機関は公立が8か所（委託児1,400人）、民間（アソシエーション）が7か所（委託児700人）あり、それぞれの事務所に里親が所属している。里親支援機関のスタッフは、ASEの担当ワーカーとともにマッチング、委託中の支援を行う。民間の方が公立より給料がいい。ASEは里親支援機関への措置費の支払い、報告書のチェック等を行う。

## 参考資料

安發明子氏提供資料.

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2021) . 令和 2 年度先駆的ケア策定・検証調査事業 乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書.

Relais Alésia. <https://www.droitdenfance.org/75-relais-alesia> (2023 年 7 月 10 日閲覧)

## Relais Alésia 施設見学

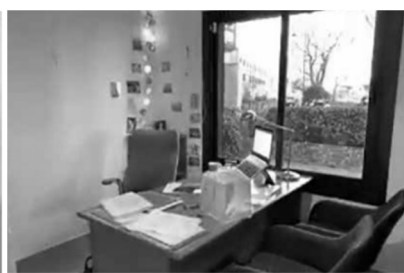
パリでも人気の住宅地の 12 区に位置する。周辺は住宅に囲まれているが、緑も多い。外観はアパートメントのようで、その 1 階に施設がある。施設内は各スタッフのオフィス以外に、カウンセリングルーム、待合室、プレイルーム、キッチン、多目的ルームがある。



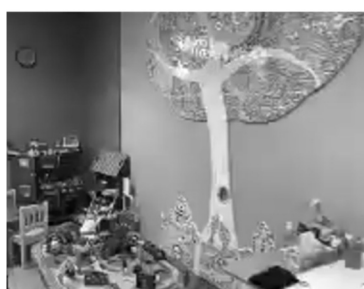
部屋や廊下には子どもたちがアート活動で制作したものが飾ってある。



待合室（左）と面談室（右）。面談室は第三者が同席する面談などにも使う。里親や委託児童とセンター職員が話をしたり、アクティビティをしたりもする。キッチン（右）は職員用だが、委託児童と実親と一緒に料理したりすることもある。



小さな子どものプレイルーム（左）と施設長テセラ氏のオフィス（中央）。心理士のオフィス（右）では、カウンセリングも行われる。



多目的ルームは広く、会議、委託児童と里親のアクティビティ、委託児童と実親の交流などに使われる。



## 7. パリ市予防・児童保護局内

### 子どもの権利と養子縁組事務所 エスパス・パリ・アドプション (Espace Paris Adoption: EPA)

オンライン日時：2022年2月4日 22:00-00:27（日本）・14:00-16:27（フランス）

所在地：54 avenue Philippe Auguste 75011 Paris

応対者：Ms Marie BERDELLOU（責任者）

Ms Evelyne ROCHE（副責任者、社会教育アドバイザー）

Ms Marion JOLY（心理士）

Ms Julie SEVRAIN（教育ソーシャルワーカー）

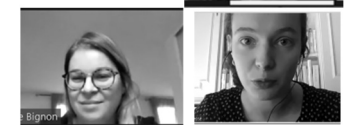
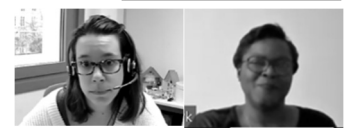
Ms Emmanuelle RICHARD（教育ソーシャルワーカー）

Ms Katia POIRIER（教育ソーシャルワーカー）

Ms Michelle El GHARBI（養親資格認定手続き部門責任者）

Ms Karine Le FLOCH（受付・事務）

Ms Claire MESSE（パリ市役所国際関係担当代表）



オンラインということで、予定よりも多くの方々が参加してくださった。フランスの児童福祉に携わる方々の意識の高さに刺激を受けた視察だった。

主に、ベルデルー氏とロッシュ氏（写真上から1人めと2人め）にお話しいただいた。

## 1. 概要

### （1）組織

子どもの権利と養子縁組事務所は、パリ市予防・児童保護局の一部署である。市の児童保護施策の一つとして、親がいない子どもや養子縁組になる子どもの保護を目的に活動している。（パリは市であり、県である。フランスでは児童福祉サービスの運用は県の責任となっている）。

### （2）サービス内容

#### ①養子縁組系のサービス

- ・養子縁組のあっせん：パリ市在住の養親希望者の資格審査と承認をする。
- ・国の子のケア：国の被後見子（以下「国の子」）の保護とそれぞれの子どもの人生計画の構築、それに沿った養子縁組の推進をする。
- ・養子縁組成立後のソーシャルワークや心理士による子どもや養親のフォロー：国内養子縁組のフォローは6か月間行われるが、国際養子縁組は国によってその期間が異なる。
- ・養子に対する法的援助：ASE（児童社会扶助機関）に委託された子ども全ての出自を知る権利を保障するための援助をする。
- ・養親のケア：パリ市内の親のケアをソーシャルワーカーや心理士が行う。難しいケースについては他機関への紹介を行う。

#### ②子どもの権利系のサービス

- ・パリ市 ASE に委託された子どもの法的手続きを行う。
- ・「子どもの立場委員会」において、法的身分を保障し、身分を変える場合は手続きを行う。親

が責任を十分に果たせていない場合は、子どもの受入れ機関に親権の一部を委任する。状況によっては、親権剥奪のための法的手続きや、親権の放棄の宣言をするための法的手続きを裁判所とともに行う。

### 養子縁組制度について

#### (1) 完全養子縁組（日本における特別養子縁組に類似）

親族関係が完全に消滅する。対象となる子どもは 15 歳未満で、養親となる者の家庭で 6 か月以上、養育なされていなければならない。例外として、15 歳に達する前に養親となる者の家庭に受け入れられていた場合や単純養子縁組の対象であった場合には、18 歳に達した後も 2 年間はこの縁組の申立てができる。

#### (2) 単純養子縁組（日本における普通養子縁組に類似）

実親との関係は継続する。子どもの年齢は問わない。

(1) (2) ともに養子となる子どもが 13 歳以上の場合、本人の同意が必要となる。関連法は、民法典、社会福祉・家族法典、公衆衛生法など。

#### (3) 国際養子縁組

養子縁組の要件は、養親が住む国の法律に準ずる。フランスは、1998 年にハーグ条約を批准している。（日本は 2013 年に批准し、2014 年 4 月 1 日発効している）。

#### 引用文献

栗林佳代（2015）. フランスの養子縁組制度—養子法の概要と現地調査による実務の実態—. 佐賀大学経済論集第 47 巻第 6 号.

### (3) スタッフ

全体で 35 人いる。ソーシャルワーカー（教育ソーシャルワーカー、エデュケーター、幼児エデュケーターなど）は 9 人で、全員女性である。その他に心理士 3 人、事務担当など。

ソーシャルワーカーは、ソーシャルサービスアシスタント、専門エデュケーター、幼児エデュケーターなどの国家資格を取得した者を採用している。採用の要件は、児童保護分野での何らかの専門的な経験を持っていることである。

心理職には資格と経験を求める。経験のない新卒を採用することはない。

## 2. 国の子について

親権者が不在で、国が後見的役割を担っている子どもは、「国の子」と呼ばれる。養子縁組が成立するまでは ASE に委託される。2019 年 12 月末日現在、国の子は約 3,248 人いた。具体的には以下の場合がある。

- ・匿名出産で生まれた子ども。生後 3~4 か月で養子になる。パリ市では毎年 15 人ほどの子どもが匿名出産で生まれ、国の子になる。2019 年、匿名出産で生まれた子どもはフランス国内で 480 人であった<sup>25</sup>。
- ・稀なことだが、家庭の事情により親の同意のもとで国の子になる。2021 年は該当者がいなかった。

<sup>25</sup> 国の子、匿名出産いずれのデータも ONPE (2022) Chiffres clés en protection de l'enfance au 31 decembre 2020.

- ・親が亡くなり孤児となった子ども。親戚などを調べ、近親者の中で後見人が見つからない時、司法手続きを経て国の子になる。
- ・親やその養育に問題があり、子どもが危険な状態にある時に、親権剥奪の司法手続きを踏んで国の子になる。

最近の傾向として、匿名出産で生まれた子どもの養子縁組ケースが減っている。一方で、親や養育方法に問題があるために国の子になるケースが増えている。このことは、2016年の児童保護に関する法律によって、司法手続き（親権喪失）が容易になったことが背景にある。ただし認定に時間を要するために、子どもの年齢が高くなり、養子縁組が難しくなっている。

### 3. 養親について

#### (1) 条件

既婚、未婚に関わらず、民法典で28歳以上と決まっている。事実婚のカップルが養子を迎える場合、現行では親権を行使できるのは1人であるが、こうしたカップルが2人とも親権を行使できるようになる法案が、国会で審議されている。なお、フランスでは2013年から同性婚が認められており、同性婚カップルも養子を迎えることができる。

#### (2) 養親になるための手続き

##### 〈ソーシャルワーカーによる面談〉

養親資格認定の手続きには最低9か月かかる。その間ソーシャルワーカーによる面談が3回行われる。うち1回は養親候補の家で行われる。3回の面談において、①養親候補が養育できる状態にあるか、②物理的な条件が揃っているか、③家族（親族含む）の情報聴取、④どんな子どもを迎えるキャパシティーがあるか、⑤健康な子どもを迎える条件が揃っているか、⑥障害のある子どもを迎える条件が揃っているか、⑦家族の歴史、⑧適切な養育ができる状況にあるのか、などが確認される。その他、養親候補夫婦のプライベートな部分について質問される。そして、どういう子どもがやってくるのか、子どもがどのような問題を抱えているのかなどが説明される。

##### 〈養子縁組について学ぶ〉

この間に並行して、養子と養親の支援団体で、養子を迎えるとはどういうことなのか、実際にどういう子どもがくるのかなどについて、ビデオを視聴して準備をしてもらう。

##### 〈精神科医による面談〉

また、養子縁組専門の精神科医による面談で、心理的な準備ができているかが確認され、できていなければどのような準備が必要か資格委員会に報告される。

##### 〈審査〉

面談終了後、担当ソーシャルワーカーが報告書を作成する。報告書は、養親資格委員会に提出され、審査される。

### 〈資格取得後〉

養親資格は 5 年間有効で、養親の認定を受けてから 18 か月後に面談がある。その間に養子を迎えることについての思いや、家族についての考え、希望する子どもの年齢などが変わるかもしれないので、その確認を行うためである。また養子を迎えた親が、どれだけ成長したか、知識を増やせたかなどもみる。

面談では、子どもの抱える傷や生みの親が抱える問題（アルコールや薬物依存など）の影響が、後々子どもに現れる可能性があることも伝える。

## 4. 年間の縁組成立数

2021 年、パリ市では 28 人の養子縁組が成立した。そのうち、国の子（国内養子縁組）は 18 人、国際養子縁組は 10 人であった。一方、養親資格保持者はパリ市に 450 人いる。養親資格を持っていても、必ずしも養子縁組できるとは限らない。

## 5. 出自についての取り組み

2002 年に制定された匿名出産に関する法律は、現在（2023 年 7 月）まで変わっていない。

匿名出産をした母親は、自分の個人情報を明かさなくてもよいという権利を持っている。その後、考えが変わった場合は、養子縁組係に書面で開示の許可を伝える。

基本情報は、子どもが知りたい場合に開示されるが、母親が同意しなければ母親の情報は守られ、子どもはずっと知ることができない。

匿名出産をした女性の個人情報は、①子どもが出自を知りたいければ知らせてよい情報を保管する「開いたファイル」と、②母親が隠してほしい情報を保管する「閉じたファイル」の 2 つのファイルがある。

子どもが、②のファイル内容を知りたい場合や、母親に会いたい場合は、「個人の出自へのアクセスのための全国協議会」で手続きをし、養子縁組係に照会する。母親が見つかると、養子縁組係の心理士が連絡をとり、母親の意向を尋ねる（つまり、母親に決定権がある）。

母親が出自を秘匿する権利は守られてはいるが、養子縁組係としては、早期に子どもに出自を伝えられるように努める。また養親にも、養子の歴史や、知る権利を尊重し、出自について養子と話せるよう働きかける。

## 6. 養子縁組あっせんの難しさ課題

養子縁組を進めるうえでの難しさとして、養子と養親間の関係づくりと、国の子の心の問題への対応が挙げられる。心の問題については、3 歳以上の子どもに対して、心理士とソーシャルワーカーがペアになり、何週間もかけて子どもと面談を行う。子どものケアに関わっている大人にも話を聞いて診断をする。子どもには、養子になるにあたって適性検査も行う。

また、パリ市で認定された養親のほとんどは、0～3 歳までの健康な子どもを迎える適性はあるが、年長の子どもの受け入れは難しい。3 歳以上の子どもを受け入れられる養親は少ない。子どもたちの多くは長く施設や里親で過ごしてきており、自分の歴史がすでにできている。今後、どう対応していくかが課題になる。

## 7. 養子縁組後の問題への対応

養子縁組後、主にはソーシャルワーカーが、国内養子縁組については最低 6 か月間、国際養子縁組については最低 1 年間サポートする。養親と養子の問題が生じた場合、心理士が家族の相談を担当する。

子どもと養親との絆が形成されないことや、子どもが思春期になって養子縁組前の経緯などに疑問を抱くこともある。縁組後に表出した困難に対しては、専門のサポート機関を紹介する。海外から養子を迎えた家庭に対して、パリには、数か月前から予防的な行政措置支援の枠組みで、家庭での教育支援を行うアソシエーションもできた。

### 参考資料

安發明子. フランスのソーシャルワーク 第四回 フランスの匿名出産、養子縁組、里親. 「対人援助学マガジン」 2021 年第 45 号 P334-361.

安發明子氏提供資料.

パリ市. <https://www.paris.fr/pages/adopter-un-enfant-les-demarches-131> (2023 年 8 月 10 日閲覧)

## 8. アルパーフィールドール（養親サポート団体）

### ALPA-Fild'or

オンライン日時：2022年1月21日（金）17:30-19:58（日本）・9:30-11:58（フランス）

所在地：31 Rue Robert de Flers, 75015 Paris

応対者：Dr Fanny COHEN-HERLEM（児童精神科医）

Mr Patrick LEFRANÇOIS（社長）



ルフランソワ氏(左)とコーエン医師(右)

当初の予定では、応対者はコーエン医師のみだったが、当日になって急遽、ルフランソワ氏にも参加して頂けることになった。養親サポート団体なので、アソシエーションと考えていたが、会社組織だった。

### 1. 概要

これから養親になる人やすでに養親になった人等を対象に、児童精神科医や心理士による研修会や、法律のおよび、医学的な情報の提供を行う。また、養子が自分の出自を調べるにあたっての心のケアやその家族への心のケアも行う。

#### （1）会社設立の背景

編集者をしていたルフランソワ氏が、精神科関連の書物の出版を通してコーエン医師と知り合い、それをきっかけに、会社組織としてのアルパーフィールドールを設立した。アソシエーションにしなかった理由は、制度的な枠組みに縛られずに、養子縁組の当事者やそれに関わる専門家と仕事をしなかったこと、さらにはアソシエーション契約に関する法律は、児童福祉分野の専門的な慣行に馴染みがないルフランソワ氏のような新規参入を困難にしている面があったからである。行政からの補助や委託費がないため、会社の発展と新規事業の開発は、企業努力と能力によるという厳しい面がある。

#### （2）運営費

事業収入に応じて変わる。収入は年間平均10～15万ユーロで、そのうち20%を運営費に充てている。

#### （3）スタッフ

児童精神科医3名、小児科医1名、心理士4名

## 2. 研修・講座（ワークショップ）について

### 2-1. 概要

養親になるための準備講座やテーマ別の研修を、年間約9回行っている。以前は対面で行っていたが、コロナ禍により、現在（視察時）はオンラインで行っている。

テーマ別研修は、「養子縁組した場合の日常、養子を迎えるにあたっての話」、「思春期とその悩

み」、「養子を迎えた時に起こる困難（怒り・不満・コミュニケーションの問題）」、「養子を迎える前の養親の健康」、「小児期から青年期までのアタッチメント関係の構築」、「養子縁組を待つまでの期間」、「養子が実の親を求めること」、「養子の学習に関する問題」などがある。

養親になるための準備講座の受講は必須ではない（国会で受講の義務化について審議中）が、民間団体が率先して行っている。国際養子縁組の場合も研修受講は義務ではないが、多くの国から受講を推奨され、必要とされている。

### （１）講座への参加費用

養親になるための準備講座は、１回４時間の講座３回で１セットになっている。１人で申し込んだ場合１回１２５ユーロ、夫婦の場合２００ユーロである。

### （２）参加者人数

すでに養親になっている人、養親として承認されているが縁組がまだ成立していない人、養子縁組を希望する人、単身者、既婚者（同性婚も含む）、研修のリピーター等が参加する。年齢幅も広い。最近の傾向として、６歳以上の年齢の高い子どもを養子に迎える人が多い。

受講定員は、対面の場合、１２～１６人、オンラインの場合、最大２５人である。

### （３）申し込みの経路

自分で調べて直接申し込んでくる人の他、県などの公的な養子縁組あっせん機関や民間の団体から紹介されてくる人もいる。

## ２－２．養親になるための準備講座

### （１）講座の内容

①幼児の発育、②養子との関係の構築、③養子を迎えた生活、といった３つのテーマに沿って行われ、講師２人で１回３～４時間、３回のワークショップが行われる。①～③の講座内容は次の通りである。

#### ①幼児の発育

生物学的、遺伝的要素に加え、子どもの発達における感情的、物質的、環境的な生活環境、ひいてはエピジェネティックな子どもの発達に与える重要性を理解する。

#### ②養子との関係の構築

アタッチメント理論に基づいて、アタッチメントがうまく形成できない問題やどのような時にその問題が起きるのか、どう立ち向かうのか、親子の関係をどう築くのかについて学ぶ。

#### ③養子を迎えた生活

このステップでは、養子のこれまでの歴史を理解する必要があることを、まず理解してもらう。養子に迎えられる前にどういった困難があったのか、実親やきょうだいとの別れ、子どもの迷いも受け入れること。また乳児院や里親などからくる子どももいるので、すべての過去を含めた歴史を理解することを促す。その次に、子どもとの出会いというところに入り、過去の歴史と未来をどう繋いでいくか、そして関係をどう構築していくかについて、養親と子どもだけでなく、祖父母やいとこなども含めた家族全体で学ぶ。

## **(2) 講座（ワークショップ）の進め方**

参加者との対話を重視しており、一方的に説明するのではなく、参加者自らが方法を見つける手助けをする。養親になる心構えとして、養親自身が自分の心や子どもの心に耳を傾けることができるか、自分の子ども時代をどう捉えていたのか振り返る必要があることを話す。

講座の中では、まず、参加者にどのような不安があるのか等を自由に話してもらおう。その中で、発展させるテーマを講師が決めて演劇（ロールプレイ）をさせ、それに、講師が介入しながら進める。演技者と観る人がいて、一通り終わった後に討論の時間を設ける。男女を分けたり、単身者を分けたり、単身者同士のカップルを作ったりして、自分の現状と違う状況のシミュレーションをする。

## **2-3. その他研修の内容**

次のようなシミュレーションの研修も行う。

### **(1) 怒りのシミュレーション**

養子から怒りをぶつけられることがあるかを訊き、自身が子どもの頃、怒りやすい子どもだったか、それに対する両親の反応はどうだったかといった質問をしてから劇に入る。子ども役 1 人、親役 2 人で、怒っている子どもに対して実際に（親役の人に）対処してもらおう。その後、どういう風に対処したら良いかを専門家が説明し、養子の過去が怒りに繋がっていることを理解してもらおう。

### **(2) 反抗のシミュレーション**

養子が学校に行きたくないと言っているが、親は 2 人とも働いているのでどうするか、という場面を設定する。講師が祖父母役になって子どもを預かる。なぜ学校に行きたくないのか、子どもは親との別れなど何かしらの別れを経験しており、学校に行くことでその別れを思い出し、養親との別れに繋がってしまうなど、過去が影響することを理解してもらおう。また、養親になる人は、養子に対して失敗をしたくないので、ものをどんどん与えてしまう場合もあり、それば必ずしも良い方に繋がらないので、リミットを設ける必要性も学んでもらう。

### **(3) 嘘のシミュレーション**

世界中のどんな子どもでも嘘をつく。なぜ嘘をつくのか考えてもらい、嘘とはそもそも何なのか、養子が嘘をついた時にどういう状況がつかいかを問いかける。また子どもの頃、嘘をついたことがあるかを尋ね、「はい」と答えたら、周りの大人はどんな反応をしたかを聞くところから、演劇方式でのワークショップが進められる。

### **(4) 養子に迎えられるシミュレーション**

参加者に養子役になってもらい、どういう風に感じるか、どういう疑問が生じるか、周りの子どもはどう感じるかについて考えてもらおう。養子役への反応はさまざま、これに養親がどのように対応するかを考えることがこの劇の面白いところである。また、養子役は自分の子ども時代のことを思い出し、感情的に演じてしまうことが多い。観察者は客観的にみて、どうしたらよかったかを一緒に考える。



その他に、養子縁組に関するビデオや映画を一緒に観て、討論を行ったりもする。

### 3. 今後の課題

現在、フランスの国会で新しい法律が審議されており、可決されれば国の子の養子縁組は公的機関がすべて担うことになる。これは、社会的養護出身の国の子はすべて公的機関が委託を受け、児童福祉を強化するという国の方針によるものである。民間機関が関与しないため関連費用が無料となり、養親の負担軽減になると考えられている。また、国が設けた一定の基準のもとで養親候補が選ばれるようになり、不平等が生じなくなることも期待されている。

### 参考資料

ALPA-Fil'dor 提供資料.

ALPA-Fil'dor. <https://www.alpa-lefildor.fr/> (2023年8月10日閲覧)

栗林佳代 (2015) フランスの養子縁組制度—養子法の概要と現地調査による実務の実態—. 佐賀大学経済論集 第47巻第6号.

## 9. フォワイエ・メラング（チルドレンズホーム）

### Foyer Melingue

オンライン日時：2022年1月24日（月）17:30-19:40（日本）・9:30-11:40（フランス）

所在地：22 Rue Levert 75020 Paris

対応者：Ms Marion LE=TEXIER（施設長）



ル=テクシエさんは6年前からフォワイエ・メラングで施設長をしている。別の施設で施設長として働き始めたのは27歳のときだった。フランスでは、EHESPという病院、高齢者施設、児童福祉施設等の施設長を養成する大学院がある。入学するには修士課程を修了し厳しい試験を受ける。公立施設では「しかるべき教育を受け、資格を取得すれば、経験が無くても役職に就ける」（ル=テクシエさん）という。

### 1. 概要

パリ市が運営するチルドレンズホームである。

#### （1）支援対象

パリ市 ASE による行政措置、または子ども裁判官による司法措置となった0～20歳の子どもと若者。定員は68人で、年齢別にケアを提供しており、その内訳は以下の通りである。（年齢は厳密に区切っていない）。

- ・0～3歳：25人
- ・3～13歳：16人
- ・13～16歳：12人
- ・16～20歳：15人

男女混合であるが、性的問題が起きないように、入所前に児童のパーソナリティなどを確認している。このほか、24時間体制で緊急一時保護を受け入れており、そのために5人分のベッドを確保している。

#### （2）年齢別のケア

施設内では0～16歳が生活し、16～20歳は施設外にある自立を支援するシェアハウスのようなアパートメントで暮らす。居住・ケアスペースは年齢別に分けられている。0～3歳は1部屋あたり5台ベッドがあり、3～13歳は2～4台、13～16歳は1～2台となっている。1部屋あたりのベッド数を減らしたいが、パリは家賃が高くて難しい。16～20歳用の施設外アパートは個室となる。

#### （3）スタッフ構成とその勤務形態

施設長、ソーシャルワーカー、医師、心理士、運動療法の心理士、小児看護師、エドキュレーター、清掃スタッフ、施設整備管理スタッフ、調理師、事務員等、約100人が勤務している。

施設内で生活する0～3歳、3～13歳、13～16歳の子どもたちそれぞれに担当エドキュレーターが8名ずついる。全員、各年齢層の支援に必要な専門研修を受けている。エドキュレーターは、ほぼ毎日、ASE担当者との連絡を取り、情報の共有を図っている。

施設は 365 日 24 時間体制であり、幅広い年齢層の子どもたちにきめ細かなケアを提供すべく、週末担当・祝日担当、夜間スタッフ、全日スタッフなど 26 パターンの勤務形態が組み立てられている。また、年間有給休暇は 65 日あり、勤務外の日に出勤すれば、違う日に休みを取ることができる。休暇日数は多いが、勤務形態は変則的である。施設長は、スタッフの有給休暇の管理や計算に苦労している。

#### **チルドレンズホーム Foyer de l' Enfance について**

県が直接運営する、または公的施設 (établissement public) として運営される県立施設である。本来は緊急一時保護の受け入れ施設であったが、現在は長期の受け入れも行う。乳児院や母子受け入れ施設など多様な機能を持っていることが多い。

## **2. 乳幼児の保護**

0～3 歳の子どもを受入れる乳児院の機能を有している。定員 25 人に対して、スタッフが 35 人いる。5 名単位のグループケアを実施し、各グループに担当スタッフがつく。

フォワイエ・メラングでは、主に匿名出産で生まれた国の子を、家庭的な環境で過ごせるように配慮しながら最長で 3 か月ほど預かる。子どもに養親や里親が見つからない場合や重い疾患を抱えている場合などには長期的に受け入れることもある。

フランスの乳幼児のための保護施設は、一時的な受け入れ施設であることが多い。

## **3. 緊急一時保護**

緊急一時保護の 95% はここのような公的施設が受け入れている。そのなかで ASE と直接提携している施設が半分ほどだが、今後、すべての一時保護施設を予算も運営も県の管理下に置くという案が審議されている。一時保護施設の施設長は、独立した立場で、専門性をもって施設を管理しているが、施設長が県公務員になってしまった場合には自律性が失われかねないことを危惧する施設長もいる。

また、施設の状況や定員を問わずに一時保護の依頼が続くと、子どもの安全、質の高い支援、十分なケアスペースの保障ができなくなる。一時保護のあり方を抜本的に見直すべきだと指摘していた。

## **4. 児童福祉の課題**

- ・子どもと親がさまざまな援助を受けられるようになっているものの、システムが複雑で、必要な人に必要なサービスを提供できているとは言い難い。
- ・家庭外措置が決まったとしても、自宅近くの施設に入れるとは限らない。特にパリでは住宅事情が悪く、子どもが郊外の施設に措置されると、親との交流がし難くなる。
- ・児童保護のニーズは右肩上がりである。主な要因の一つは、アフリカ系移民の子が増えていることである。家庭外措置の決定が下されても受け皿がなく、子どもがホテルに措置され適切な支援を受けられていないことが取り沙汰され、ホテルへの一時保護措置を禁止する法律ができた。受け入れ先が足りないことは解決すべき問題である。

## 5. COVID-19 への対応

ロックダウンにより、制限のある生活を余儀なくされたが、施設には広い庭もあり、子どもたちは比較的落ち着いていた。しかし、70人規模の集団生活であるがゆえ、子どもやスタッフに感染者や濃厚接触者が増えた時の対応は大変だった。公衆衛生的な対応と子どもの権利のバランスをどうとるか、大変苦慮している。隔離などで人員が足りず、他から応援で来てもらい、慣れない仕事にあたるなど、チームで協力しながら対応にあたっている。

### 参考資料

Action-Sociale, Foyer Melingue. <https://annuaire.action-sociale.org/?p=foyer-de-l-enfance-melingue-750037996&details=caracteristiques>

Atelierroberta.com Foyer Melingue <https://atelierroberta.com/projets/foyer-melingue>

Foyer Melingue 提供資料.

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（2021）. 令和2年度先駆的ケア策定・検証調査事業乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書.

（ホームページはすべて 2023 年 8 月 10 日閲覧）

## Foyer Melingue 施設見学

施設の敷地面積は 2,500 m<sup>2</sup> と広大で、建物内に 30 もの部屋と寝室がある。



13～16 歳の子どもの居室がある建物（写真左の奥）はスタイリッシュな外観。375 m<sup>2</sup> の中庭も含めて 2012 年に公的資金による改築を行った。居室の他にダイニング（中央左）、エドゥケーターオフィスと宿直部屋、PC ルーム、テレビ室、洗濯室（自分で洗濯する）、リビングスペースやジムなどがある。

0～13 歳の子どものための居室や親子交流ルームなどがあるのは趣のある建物（中央右）で、その前には 0～3 歳の子どものための庭（右）と 3～13 歳の子どものための庭がそれぞれある。



3-13 歳の子どものリビング（左）は広く、ダイニングキッチンもある。居室は相部屋だが、他人との生活が難しい子どもは個室（中央左）となる。居室前の廊下（中央右）はホールようになっており、ソファやテーブルゲーム、アクアリウムなどが置かれている。エドゥケーターの宿直部屋も隣接している。エドゥケーターオフィスは担当年齢別で分かれている（右は 3～13 歳担当エドゥケーターのオフィス）。



0～3 歳の子どもの親と交流する部屋（左）。別にある大きな親子交流ルームは、廊下側の壁が全て曇りガラスになっており、プライバシーを保ちつつ、誰かがいるのがわかるようになっている。

0～3 歳は 5 人ごとのユニットとなっている。各ユニットは、遊んだりオムツを替えたりする多目的のスペース（中央 2 枚）とベッドルーム（右）からなる。ベッドは 6 台（うち 1 台は緊急保護用）ある。



0-3 歳をみる多職種の専門家会議に使われるミーティングルーム（左）。医師のオフィス（中央）。発育に課題がある子どものためのセラピールーム（右）。

## 10. フェリックス・フォール 社会的児童ホーム

### MECS (Maisons d'Enfants a Caractere Social) Felix Faure

オンライン日時：2022年1月13日（木）21:00-23:30（日本）・13:00-15:30（フランス）

所在地：79, rue de l'Eglise, 75015 Paris

対応者：Mr. Marc CHARMAIN（施設長）

Mr. Sylvain RAMON（心理士）

シャーマン施設長(右)  
とラモン氏(左)



施設周辺の雰囲気を知ってほしいという先方の計らいにより、戸外の映像からオンラインによる案内がスタートした。寒空の下、シャーマン氏とラモン氏がパリ 15 区近郊のエリアの説明をしてくださった後に、施設内を見学した。その後面談室で説明してくださった。お二人とも気さくで、一つ一つのことを丁寧に説明してくださり、時には熱が入り過ぎて、話が長くなることもあったが、子どもやその親への真摯な思いが伝わってきた。

#### 1. 概要

Groupe SOS というフランスでも有名な巨大アソシエーションの運営する施設で 12～17 歳の男児が生活している。定員は 24 人。場所は離れているが、パリ 19 区に 18～21 歳までの青年男女の自立を目的とする自立型アパートメント 32 室があり、シャーマン氏は両方の施設長を兼務している。

施設名はフランス第 7 代大統領の名前にちなんでいる<sup>26</sup>。

##### (1) 職員体制

施設長 1 人、エデュケーター 10 人、サービス管理責任者 1 人、心理士 1 人、事務員 1 人、夜間対応職員 4 人、リネン係 2 人、調理師 2 人、掃除担当 1 人、メンテナンスワーカー 1 人、会計 1 人。

##### (2) 運営費

年間予算は 166.2 万ユーロである。県から拠出されている。

##### (3) 対象

12～17 歳の男児が生活している。入所児の多くはパリ市内から入所してくるが、隣接県からの入所もある。入所の 3 分の 2 が親の同意が得られない司法措置で、3 分の 1 が親の同意が得られた行政措置である。

##### (4) 子どもの状況

子どもたちは家庭内暴力やネグレクト、親の精神疾患、親との死別などを経験しており、大部分はネグレクト状態にあった。入所時点で心的外傷を抱えており、学習の遅れ、学習障害、社会的ルールが守れない、不登校、その他の身体的な問題（必要なワクチンを受けていない、眼科や歯科の

<sup>26</sup> フェリックス・フォール (Félix Faure, 1841 年 1 月 30 日～1899 年 2 月 16 日)。第三共和政時代の第 7 代大統領。第三共和政は、フランス国会によって大統領が選出されていた。

治療が行われていない)などの課題や問題を抱えている。

### (5) 受け入れの基準

長期入所を要するケースが多いため(平均入所期間は4年~4年半)、年齢が高い児童ではなく12~14歳を中心に受け入れている。18歳以降は、手続きをすれば、21歳まで自立型アパートに入所することができる。

入所前に面談を行い、施設の仕組みや規則などを説明し、親と子どもがそれに納得すれば入所となる。現在は、子どもが入りたいと言っても親が反対するケースが多い。

親の心理的ケアも重視しているので、親が精神的な問題を抱えている子どもを受け入れている。

#### 社会的児童ホーム MECS (Maisons d'Enfants à Caractère Social) について

社会福祉・家族法典221-1条を主な根拠法とし、県から認可を受け、子どものための社会面、心理面、学業面、文化面の包括的な教育ケアを提供する施設である。フランス全土に約1,200か所ある。

## 2. 支援

### (1) 日課、日常生活

日常生活においては、食事、勉強、スポーツなどの時間割が決められている。バカンス中も例外にはならない。入所児童は外部の学校(大学、一般高校、職業訓練校、小学校、中学校、特別支援校など)に通いながら生活している。心理士による親子面接も定期的に行われている。

### (2) PPE (子どものためのプロジェクト(支援計画書))に基づいた支援と心理面のケア

子ども一人ひとりに担当エデュケーターがついている。また、子どもへの支援は、法律で義務付けられているPPEに基づいて行われる。PPEは、子ども、子どもの家族、そして彼らに関わる第三者と一緒に、誰が何をするかを決めたもので、全員が署名し、半年に1度、見直しを行う。見直しの際には、ASE(児童社会扶助機関)の担当職員や子ども裁判官が同席することもある。

PPEでは、①子どもと家族の関係(家族との面会の調整、自立する年齢など)、②施設での生活(宿題を一人でこなすこと、心理士との面接の設定、携帯電話の使用時間など)、③学校生活(数学の評価の上昇、フランス語に関する目標など)、④健康維持(食生活の改善、医療に関わるものなど)に関する目標が立てられている。

心理面でのケアについては、心理士がエデュケーターと協働し、子どもの状態に応じた総合的なアプローチをとる。エデュケーターがより効果的に教育的支援ができるように考え、心理面でのケアを行う。D.W.WinnicottやPhilippe Jeammetの理論を参考にしている。

### (3) 親子支援

家族との交流の是非やその頻度は、子どもが育った環境に配慮し、入所前に子ども裁判官やASEが決める。子どもが希望し、交流が可能である場合は、最低でも月に1回は交流の機会を持つ。

子ども、親、エデュケーター、心理士が同席して、面接を行う。親の心理的ケアを重視し、子どもの行動に親の困難が反映されているように思われることから、親も子どもも同じ心理士がみる

やり方をとっている。

親も子どもに会う権利があり、無視できないので、面接を通じて、子どもが置かれている状況や、親の義務・役割について親に話す、そのことも大切である。親の中には自分を責めたり、周囲からの批判に曝されていたり、世間から見放されていると感じている人もいる。そのような親に寄り添いながら、最終的には子どもが親元へ戻れるように支援を行う。しかし、退所後に親元に帰れるケースは少ない。そうした中でも1年以上かけて親子面接を進めていくと、双方の関係が改善され、交流頻度が増えるため、効果があると感じている。

### 3. スタッフの人材育成

スタッフ全体と、その中の専門家一人ひとりの育成のための年間計画を立案することが法律で定められている。研修費用は人件費として予算の中に組み込まれており、専門家のスタッフには研修を受ける権利と義務がある。

スタッフ個々の研修は、実務者研修専門機関が実施する専門家研修のリストから選んで行われる。多くの場合、スタッフ自身が受講を希望する研修を施設長に申し入れ、施設長が必要性或費用を勘案して決める。

スタッフ全体の研修は、通常6～8人のグループで3～4日間かけて行われる。

2022年は、「精神疾患の理解」、「ゲーム依存」などのテーマについての全体研修が行われる予定である。個々の研修については、例えばメンテナンスマーカーには「金属加工」、調理師には「衛生ルール」、エデュケーターには管理職資格をとるための養成学校での研修などが計画されている。

### 4. 現状と課題

#### (1) デジタル機器依存症の子どもたち

携帯電話やゲームなどデジタル機器に依存する子どもが増えており、対応に苦慮している。とくに、ネグレクトの子どもはゲームへの依存が大きい。それぞれの子どもに使用時間を設定しているが、守らせるのが難しい。夜通し携帯電話を使う子どももいるので、夜は回収している。携帯電話なしではどうしたらよいか分からず、暴力的な行動に出る子どももいるが、根気強く説明する。デジタル機器に依存する子どもは時間感覚が乏しく、食事時間に来ない子どももいる。子どもの部屋まで迎えに行き、一緒に食堂まで寄り添ったり、ルールを設けたりすることで対応している。

#### (2) 医療的なケアが必要な子どもへの対応

医療的なケア、特に精神医療のケアが必要な子どもが多い。しかし治療費の負担が少ない公立病院は予約がとりにくく、受診まで数か月待たなければならない。急ぎの診察が必要な場合は民間病院にかかるが、金銭的に負担が重く、施設と長年の付き合いがある医師を頼り、できるだけ早めの治療につながる努力をしている。

#### (3) コロナ禍における対応

インタビューではあまり触れられなかったが、コロナ禍の対応について、同施設の事業報告書に記載があった。2020年4～6月までパリ市がロックダウンによる学校閉鎖をしたため、施設で独自にスクリーニングを行った。また、ロックダウンの初めの3週間は物資の供給が滞り、食料の確保に



必死で、疲弊した調理員 1 人が退職するなど、影響が大きい時期があった。

### **参考資料**

MECS Felix Faure. <https://www.groupe-sos.org/structure/mecs-felix-faure/> (2023 年 8 月 10 日  
閲覧)

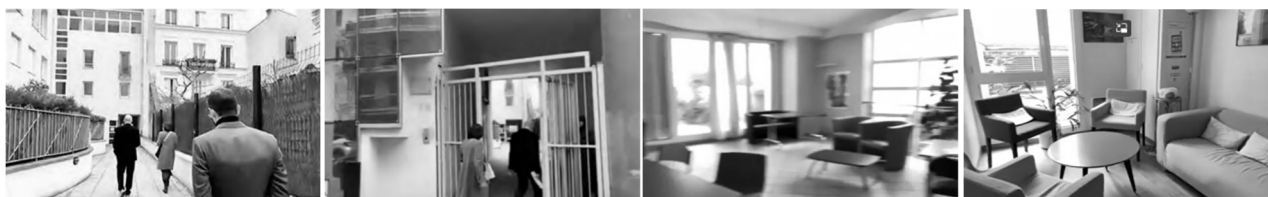
Rapport d'activite 2020(2020 年事業報告書)(2021). MECS Felix Faure.

## Felix Faure 施設見学

### 施設環境

15 区の住宅街にひっそりと佇む施設。地下鉄の駅や、セーヌ川にも比較的近い位置にある。ストリートに面する狭く地味な入口からは想像できないほど中が広く、多目的ホールだけでも 100 m<sup>2</sup>近くある。家賃の高いパリで、これだけ広い建物は珍しいという。

子どもたちの絵画作品が飾られており、温かみのある落ち着いた雰囲気施設である。もともとこの施設は 1945 年から若年労働者のための宿舎として使用されていた。1960 年から現在の施設となり、1980 年代に建物が改修され、今に至る。



施設へ向かう道と入り口（左・2 枚）。建物の外観は一般のアパートメントと変わらない。地下から 4 階まである建物で、中庭もある。玄関を入ると左手にサービス責任者の部屋、右手にエドゥケーターの部屋、奥にホール（中央右）や待合室（右）、子どもたちの共有スペースがある。待合室の壁には、法律で掲示が義務付けられている「119」のポスターが貼ってある。



地下に食堂（左）がある。1 階の共有スペースには多目的ホールとテレビ室がある。多目的ルーム（写真上中央・右）には、PC スペースやテーブルゲームと卓球台、大きなテーブルがあり、ここで遊んだり読書や宿題をしたりする。多目的スペースを出たところに、テレビ室があり、大きなソファと大画面のテレビがある（写真下）。

2 階から 4 階が子どもたちの居室スペースである。居室階には洗濯室があり、おしゃれなソファ、照明器具、壁掛けのアートなども設置されている。

子ども部屋（個室）の広さは、それぞれ 8 m<sup>2</sup>ほど。フランスでも人気の日本アニメ（『ONE PIECE』、『僕のヒーローアカデミア』）のポスターが貼ってある部屋もあった（右）。



## アソシエーション

今回視察した民間機関は、ほとんどが「アソシエーション」(association) という非営利団体であった。1901年7月1日のアソシエーション契約に関する法律は、アソシエーションを「2名以上の者が、利益の分配目的以外の目的のために、自分たちの知識や活動を恒常的に共有するために結ぶ合意」と規定している(労働政策研究・研修機構, 2004)。アソシエーションには、無届のもの、届出をしたもの、審査を経て公益性を承認されたものと、大きく3つに分類される。活動の財源は、公的補助金、会費、企業メセナ、寄付、事業の収益などである。INSEEによれば、2018年、フランスには127万のアソシエーションがあった。そのうち110万のアソシエーションはボランティア2,100万人によって運営されているものであった。残りの17万のアソシエーションは、220万人の職員(フルタイム換算(FTE)にすると150万人の職員に相当)を雇用して事業を行っていた。

職員を雇用しているアソシエーションは、主に、障害、医療、社会的活動/人道的・慈善活動、教育・研究(私立学校・大学など)の4分野において、巨大な組織を擁して専門的活動を展開している。社会的な支援を提供する宿泊施設(児童福祉施設など)や医学的・社会的宿泊施設(高齢者や障害者向けの施設など)、宿泊を伴わない社会的活動、人道的・慈善活動を行うアソシエーションの予算規模は510億ユーロにのぼり、81.1万人(FTE)が雇用されている。宿泊を伴わない社会的活動、人道的・慈善活動のアソシエーションは21,000ほどある(赤十字やフードバンクなど)。1団体あたりの予算規模は平均80万ユーロと大きくないが、在宅支援を行うアソシエーションは、17.3万人(FTE)もの雇用の受け皿になっていた。

### 参考資料

労働政策研究・研修機構(2004) NPOと雇用: フランス フランスのNPO.

[https://www.jil.go.jp/foreign/labor\\_system/2004\\_8/france\\_01.html#link\\_02](https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2004_8/france_01.html#link_02)

INSEE 1.3 million d'associations : des hôpitaux et Ehpad aux associations de parents d'élèves et aux clubs de gym-INSEE Première-1857.

(2022年6月10日閲覧)

## 1 1. 当事者「サブリーナさん」の声

オンラインインタビュー：2022年1月20日（木）

21：00-23：00（日本）・13：00-15：00（フランス）

今回の視察では、当初の予定になかったものの、安發明子氏の紹介、仲介によって、インタビューの機会を得たので、以下に概要を報告する。

サブリーナさんは、現在 22 歳。彼女は、幼い頃から、社会的児童ホーム (MECS)（以下、施設）や里親宅での生活を経験し、現在は自立型アパートメントで生活している。フランスの児童保護措置は 20 歳までだが、サブリーナさんは自立のために、その後も継続して成人向けの保護を受けている。

私は、アルジェリア出身の両親のもとに生まれた。母は、身分証明書すら持っておらず、病気がちで一家の生活も不安定だった。私が 3 歳の時、幼稚園を休みがちで、身の回りが衛生的でないという理由から心配な子どもとされ、司法措置で保護された。以来、自宅といくつかの施設と里親宅での生活を経験することになった。弟がいるが、離れ離れで一緒に暮らした期間は短い。実父は誰だかわからない。11 歳まで一緒に暮らした継父がいた。継父はアルコール依存症で、母の調子の悪さの原因にもなっていたが、私たち母子への支援はあっても、その継父へのケアや支援はなかったと思う。当時、私は母と話せる関係性ではなく、母より継父のほうに繋がりを感じていた。そんな継父が、ある日突然、この世を去った。継父の死によって私はうつになった。今もそれを引きずっていて、継父に対する気持ちの整理がつかず、曖昧なままである。

母は私に否定的で、良い関係とは言えなかったが、施設に入ることで家族と引き離され、悲しい気持ちになった。はじめは施設の中で自分の立ち位置を見つけるのが難しく、子どもらしさを出せないまま、甘えることのできない日々が続いた。しかし話を聞いてくれる人、助けてくれる人がいることで、失われた子ども時代をやり直すことができ、気持ちを吐き出すこともできるようになった。心の中で沸騰し、爆発するような怒りがあつたとき、その根源にたどりつくまでエドゥケーターが付き合ってくれた。怒りを言葉にして理解するのを助けてくれた。

施設に入る前は在宅教育支援のエドゥケーターが母子関係を築くのを手助けしてくれた。施設入所後、母との面会交流がうまくいかない時期に、心理士がレストランやショッピングセンターでの面会を提案してくれた。外出すると親子のとげとげしさがなくなった。心理士は何が問題なのかをいつも一緒に探してくれて、施設に入ったのは自分のせいじゃないと気づかせてくれた。親からはけなされてばかりだったが、「あなたにはこれができる。あれもできる」と可能性を認めてもらったのはうれしかった。

施設では 3 歳から 18 歳の子どもが 20 人ほど生活していた。慣れてしまうと、大家族のような、同じ船に乗っているような感覚になり、施設にいるということを忘れさせてくれるくらい、一緒に何かをする時間がたくさんあつた。自分の叔父や叔母だと思えるようなエドゥケーターもいた。ただ、エドゥケーターとしての訓練が不足している人もいた。また友だちのいじわるなどもあり、守られるはずの場所で守られないのはなぜ、と思うこともあつた。

15 歳から通った日中措置の不登校の支援学校でアート活動が好きになり、先生から褒められたこ

とが自信になって、詩を書くようになった。詩で表現することを通して、自分のなかの情熱や可能性に気づいた。施設のエducatorが連れていってくれた旅行も、自分を知るきっかけになった。

16歳の頃、慕っていたエducatorとの別れを経験し、またしばらく学校に行けなくなった。環境を変えようと、里親宅での生活を提案された。施設長は「施設に残っていいんだよ」と言ってくれたが、里親に会うと良さそうな人で、里親宅に移ることになった。しかし自分が選んでそこに行ったという感覚はなかった。自分が施設を離れる時に、エducatorが涙を流してくれたことは今でも心に残っている。里親宅では、実子と比較されたり、1人だけ食事が違っていたり、実子との待遇の差を感じることもあった。それまで生活の場所が変わって泣いたことはなかったが、移動後、しばらくして泣いた。さまざまな場所を転々として、人と別れる経験をしてきたので、人と強い関係を築くのは難しいと思う。

里親から離れ、18歳から現在まで、自立型アパートメントで生活している。大人になり、母は私に過去のことを謝ってくれた。でも、彼女は周囲から助けられたことは認めていない。

振り返ると、幼少期から私たち母子と子ども裁判官は年に1~2回面会してきた。子ども裁判官が、母に対して強い口調で厳しいこと言うのは辛かった。でも後々考えると、よかったと思う。できていないことを指摘されて母は泣いていたが、その後は努力していた。母親が不安定だと、子どもは母を守らなければいけないとってしまう。母親が子どもを守れるようになるためには、母親へのケアがとても重要だ。

話せるようになるまで時間はかかったが、母とは関係を築けている。将来、自分が家族を持つというイメージはまだ抱けないが、新しい環境に身を置き、新たなことに挑戦したい。最近、社会家庭支援専門員の資格に合格した。これからも人との出会いを通じ、新しい自分を発見していきたい。

### サブリーナさんが自ら創作した詩

あなたの遠くで私は育った  
あなたの遠くで私は学んだ  
あなたの遠くで、やっと私は生きるための時間をとることができた  
けれど、  
あなたの遠くで私は雨が降るのを見た  
小さな女の子の頬をつたう涙  
あなたの遠くで私は人を信じた  
私が再び生きることができるようにしてくれた人  
けれど、  
あなたの遠くで私は叫び声を感じていた  
胸の中にしまったままの叫び  
あなたの遠くで私は成熟し  
私は自分の人生を眺めるための時間をとった  
けれど、  
あなたの遠くで私は理解した  
誰もが皆家族を求めていることを

Loin de vous j'ai grandi,  
Loin de vous j'ai appris,  
Loin de vous j'ai pris le temps d'enfin vivre  
Mais loin de vous j'ai vu la pluie,  
celle qui tombent sur les joues d'une petite  
fille  
Loin de vous j'ai cru en lui  
Celui qui m'a fait revivre  
Mais loin de vous j'ai ressenti le cri  
Celui qu'on garde dans la poitrine  
Loin de vous j'ai mûri, j'ai pris le temps  
d'observer ma vie  
Mais loin de vous j'ai compris, qu'on a  
tous besoin d'une famille

(詩の翻訳 安發明子氏)

## 12. セリーヌ・ラファエル医師、ダニエル・ルソー医師とのセッション Dr. Celine RAPHAEL & Dr. Daniel ROUSSEAU

オンライン日時：2022年2月4日（金）17:00-20:10（日本）・9:00-12:10（フランス）

父からの厳格な教育による虐待や保護の経験が綴られた『父の逸脱～ピアノレッスンという拷問』（新泉社 2017）。本書の著者であるセリーヌ・ラファエル氏と原著について解説したダニエル・ルソー氏を講師に迎え、以下の内容でセッションを行った。

セッション①：本書の内容や両講師の現在の活動、フランスの児童保護の現状と課題などについての質疑応答。

セッション②：Saint-Ex 研究に関するルソー医師の講義。本研究は、乳幼児期に虐待を受けて保護された子どもの追跡調査を行って分析したもので、その知見をベースに PEGASE プログラムが試行されている。

セッション③：フランスの幼児殺、児童虐待の歴史に関するルソー医師の講義。

ここでは、①～③をそれぞれ第1部、第2部、第3部として報告する。

なお、両講師の招聘には、『父の逸脱』翻訳者である林昌宏氏にご協力をいただいた。この場をお借りして御礼を申し上げます。

### 講師紹介

#### ● Céline RAPHAËL（セリーヌ・ラファエル）氏

1984年フランス生まれ。医師。2012年に、自らの体験を綴った『父の逸脱～ピアノレッスンという拷問』をフランスで出版し、国内外で大きな反響を呼んだ。同年、児童精神科医ダニエル・ルソー氏らとともに児童虐待対策の提案書を大統領に提出した。以降、国会での児童保護法案についての意見陳述や政府の児童虐待撲滅計画の原案作成に参加している。現在はネッカー小児病院で緩和ケアを担当しながら、被虐待の当事者として、児童虐待に関する提言・啓発活動を精力的に行う。ラファエル医師らの提言をきっかけに始められた取り組みには、以下のようなものがある。



① PACTES（パクト）：虐待を受けた子どもたちの身元確認と健康状態を改善するプロジェクト「Parcours Coordonné Territorial pour les Enfants et leur Santé（乳幼児とその健康のための地域連携）」である。ラファエル医師自らがコーディネートしている。現在はマクロン大統領夫人が会長を務める「Fondation des Hôpitaux」から資金援助を受けているが、今後、フランス保健省からの資金援助を得ることを目指している。

② Equipe Mobile（エキップ・モビール）：PACTESの活動の1つとして2021年4月に発足した、病院内にある児童虐待の対応チームである。現在フランス国内の7病院（パリ市内に3病院、パリ郊外に4病院）に設置され、小児科医、看護師、ソーシャルワーカーが活動をしている。エキップ・モビールの設置により、院内で児童虐待が疑われる児童が発見された際に、迅速かつ適切な対応が可能となった。今回の視察ではパリ市内の病院のチームを視察した。

## ● Daniel ROUSSEAU (ダニエル・ルソー) 氏

児童精神科医。20年以上にわたり児童福祉施設に措置された子どもの治療と支援を行っている。児童保護の研究、幼少期からの虐待によるインケア児の予後に関する研究 (Saint-Ex Study) を実施し、児童保護に関する複数の政府委員会において専門家としての意見陳述や、さまざまな研修での講演活動を行っている。現在 PEGASE プログラム 2019-2024 (施設に保護された幼い子どもたちの長期的な後遺症を予防するための、標準的な健康管理のモニタリングと治療の試験プログラム) のコーディネーターも務めている。



## <第1部>ラファエル医師とルソー医師とのセッション

ラファエル医師の教育虐待の経験を綴った本書は生々しい虐待の記録であり、どこまで家族の問題に踏み込んで良いのか迷いながら、質問した。

**Q1. 日本では虐待の加害者が母である場合が多いのですが、フランスではどうでしょうか。虐待が起きる背景には、どんなことが影響していると思いますか。**

**ラファエル医師 (以下敬称略) :** 性的虐待や暴力的な傾向はもしかしたら父親の方が強いかもしれませんが、精神的な暴力はもしかしたら母親の方が多いかも知れない。

しかし違う見方をすれば、自分の虐待経験を話すことができるようになってきた今日において、父親からの性的虐待は話せても、母親からの性的虐待はまだタブーで話せない可能性がある。

診察をしていて、父親の暴力は「身体的虐待」や「性的虐待」などに分類して言葉で説明できるが、子どもたちが感じる「苦痛」、例えば母親からの精神的なプレッシャー、学校からのプレッシャーによる苦痛などについては、まだネーミングや分類がされておらず、それらを表現する術がないと感ずることがある。また精神的な暴力は目に見えないので、認知されることも、被害が明らかになって加害者が処罰されることも、まだ難しいように思う。

子どもを守るためには、家族を支えたり指導したりするだけではなく、精神的暴力が子どもの成長に有害であると親に認識させるように努めることも必要だ。また、精神的な暴力を受けた子どもが自信を取り戻せるように心理的なサポートもしなければならない。

**ルソー医師 (以下敬称略) :** 歴史的には、乳児の殺害は母の手によることが多かったが、子どもが大きくなるにつれて、父親からの暴力が増える傾向にある。1人が暴力を振るい、もう1人はそれを知っていても、子どもを守ることができないということも起きる。

また不適切な関わりと認識されていない虐待もある。例えば「揺さぶられっ子症候群」は、30年前はほとんど知られていなかった。これからも言葉で説明され、虐待の中に分類されるものが出てくるだろう。

**Q2. 虐待を受けている子どもに「あなたは悪くない」と伝えたとき、子どもはその言葉の裏に「親が悪い」という含みがあると受け取ってしまう場合もあります。子ども自身も家族を守りたいと葛藤しているとき、支援者はどのような伝え方をしたら良いと思いますか。**

**ラファエル**：現在でも私は、誰かが私の両親のことを批判するのは非常に耐え難く、受け入れ難い。私の両親を批判する権利を持つのは、その子どもである私だけである。

子どもに対しては、親にも助けが必要かもしれないこと、子ども自身がケアを受けることが親のケアに繋がることを説明し、誰も悪者にしないことが大事だ。

私が診察をしている摂食障害の子どもは、母親から精神的な暴力を受けている。彼女は母親が望んでいない時に生まれた子どもだが、彼女の母親も望まれずに生まれ、愛情を受けずにいた。彼女には、「あなたは悪くない。お母さん自身も傷ついていて、あなたをどう愛したらよいかわからないのだ。あなたに責任はないし、お母さんに傷があることが、あなたが暴力を受ける理由にもならない」と伝えている。

**ルソー**：本来は親が子どもを守るべきなのに、子どもが親を守ろうとする。その関係性から脱却するのは非常に難しく、時間もかかる。しかし子どもは、成長段階で他の大人との関わりを通し、いろいろな考え方があることを知り、親との関係について考え、それを理解できるようにもなる。子どもは親に対して、尊敬や批判など複雑な思いを抱える。どう思うかは子どもの自由で、親は強制できない。自分の両親に会ったことがない子どもたちは、自分がなぜ捨てられなければならないのかという問いへの答えを探し続ける。時には人生の最後まで、なぜ捨てられたのかという苦しい思いをすることもある。

**Q 3. 自己決定権を持つことや、裁判で自分の意見を表明することは、子どもに重い精神的負担がかかると思います。どのように寄り添ったらよいでしょうか。**

**ラファエル**：私が小さかった頃、父は私をピアニストにしたいと思っていた。私はそう思っていないが、それを主張したら殺されると思っていたので言えなかった。家にいる限りは支配されたままで、意思を持つことのない物のようだった。意思を持ち、表明できるようになったのは、施設に入って、それが「怖くない」と感じられてからだ。子どもが「怖くない」と思うようになるには、学校教育の役割が大きい。「その状況は普通ではない」と教え、子どもが話すのを支えてくれればと思う。

**ルソー**：不適切な関わりを受けて育った子どもたちが、自分の受けたことがどういうことかを知り、理解し、表現できるようになるには長い時間がかかる。社会には、子どもはいずれ親の面倒をみるもの、親への敬意を抱くのは当然という考え方が根強くある。そうした「人類的な義務」から離れるのは難しい。親以外の人と愛情面や精神面で関係を築くことを受け容れなくてはいけない。

**Q 4. 教育は大事な権利だと思います。現在のフランスでは保護期間中の学習支援はどうなっていますか。また、どのような配慮が必要だと考えますか。**

**ラファエル**：子どもを保護し、措置してしまえば問題が解決したと考えられがちである。

しかし社会的養護の子どもの中学卒業試験の合格率は 15%で、高校の普通科卒業率は 3%である。大きな施設ではエドゥケーターも少なく、学習のための静かな場所の確保も難しい。加えて、裁判や家族との面会に時間を割かれ、勉強時間が少なくなっている。社会面だけではなく、子どもの健康面と学習面も保障されるべきであるという考えを、まずは、児童保護分野の職員が十分に認識することが必要だ。

またこれまでは 18 歳での自立が当然と思われていたので、高校では職業科を勧められ、18 歳



で就職していた。今では18歳になったら自分でASEと契約し、21歳まで学業を継続する選択肢を持てるようになったので、そのためのサポートも必要だと思われ始めるようになった。また文化的活動も重要である。

**ルソー**：重要なことは、子どもたちが自由な精神を身に着けることだ。世の中に出て広い視野で物事をとらえられるようになることや、子どもたちが、自分のことや、自分のために考えられる余裕を作ってあげることが重要である。私が働いている乳児院では、文化に触れる教育が必要だという考えのもとにケアが行われている。音楽などの文化的な活動、また良い食べ物を食べたり、自然に触れたりすることも大切にしている。例えば市場に行き行ってチーズを食べるなどである。

**Q 5.** ラファエル医師も保護者の都合で転校や転居を余儀なくされましたが、日本でも保護された場合、出身地から遠く離れた場所で生活したり、学校を転校したりしなければならないことがよくあります。怖い思いをした相手から離れられることで安心する子どももいますが、何度も環境を変えることは、子どもへの負担も大きく、簡単なことではありません。これについてはどう思われますか。

**ラファエル**：確かに、少なくとも学校に友だちがいると環境を変えるのはとても大変である。誰とどう生活したいのか、子どもの思いや希望を汲み取る必要がある。家庭内暴力の被害に遭った子どもは、ひどい不安感、見捨てられ感、そして感情の欠如に苦しむことになる。友人や環境を奪うことは第二のトラウマとして避けなければならない。

**Q 6.** 孤立やストレスなどさまざまな影響で若者の摂食障害が増加傾向にありますが、その危険性についてはあまり知られていません。必要な教育や環境、そばにいる大人が注意していくべき点などを教えてください。

**ラファエル**：日本への訪問時、拒食症は確かによくあることだが、まだ非常にタブー視されていることに気がついた。医師は、思春期からそれを見抜き、治療するための訓練を絶対に受けなければならない。フランスでは、摂食障害を専門に治療する「青少年の家」が設立されている（注：ソレンの家等）。子どもや青年が入院し、身体的・精神的な治療を受けるほか、作業療法、音楽療法、精神療法など、身体と心のケアを受け、回復を目指す。また、摂食障害の重大なリスクについて、子どもや青年への啓発を行うことも必要だ。さらに親には、子どもの心のケアを否定せず、受け容れる必要があることを認識させなければならない。

**Q 7.** 日本では虐待を把握したら速やかに通告する義務があります。ラファエル医師の場合は、養護教諭が気づき、気持ちが定まるまで様子を見守り、通告を待ってくれました。当事者としては通告を待ってほしいのか、速やかに行き行ってほしいのか、どのように考えますか。

**ラファエル**：現在は、医師としてすぐに通告する。待っている間に死ぬかもしれず、リスクが大き過ぎる。当時の私は、通告されるとその後どうなるか知らなかったので、待つて欲しかった。今はすぐに通告はするが、その後どうなるかを説明するようにしている。長年暴力を受けている子どもたちは、暴力も含めた日常が当たり前になっており、それが変化することに大きな不安を抱くため、しつかり説明する。

**ルソー**：同じく、すぐに通告することを推奨する。そのためには、子どもたちにその先に起こる出来事や変化について説明して不安を取り除くこと、そして、素早く駆けつけて保護することが必要である。

**Q 8. 国や行政に働きかけるため、政策提言を出すまでの支援者集めや道のりについてお聞かせください。**

**ラファエル**：2010年、マリーナ事件<sup>27</sup>が大きく取り上げられたことの影響が大きい。マリーナちゃんが行方不明になったと父から通報があったが、実際は家でコンクリート漬けにされていた事件で、メディアでも大きく取り上げられた。転校が多く、虐待状況に気付くための目が途切れてしまっていたことが原因だった。その事件により、虐待について知られるようになった。また、周囲の目や機関があっても、見落とされ、救えなかった命があることも問題である。

私の場合は、本を書いたことでメディアに取り上げられ、注目されるようになった。声を聴いてもらえる機会ができ、大臣と話したり、法案作成の会議に呼ばれたり、私の声が政策として国に取り上げられるようになった。エキップ・モビールの病院への設置は、たまたまマクロン大統領夫人と話す機会があって実現できたが、国の施策となって予算が付いたわけではない。

**ルソー**：まずはメディアに取り上げられること、一般に広く知られること、チャリティーなどで活動が続くこと、そして法律の枠組みが作られることが大切である。制度として取り上げられなければ忘れられていくことは、歴史を見ても明らかである。だが、法律や制度が整えられても、予算が付かなければそれはすぐに頓挫する。せっかくできた仕組みも壊れ、プロとしての意識を維持できなくなる。私たちは、仕組みを作るだけでなく、それが継続されるように闘わなければならない。

**Q 9. ラファエル医師やルソー医師の活動が、2019年の法律（教育虐待や家庭での体罰禁止）の制定に大きく影響したと考えています。この法制化をどう評価していますか。**

**ラファエル**：法律が可決され、広く一般に理解されることも重要だが、実際に運用されていくことが重要である。なお教育虐待については、「親には私も叩かれたけど平気だった。死んでいない」と言われたこともある。まだまだ十分に理解されているとはいえない。

**ルソー**：どの社会においても、人々の頭の中には「慣習上の法律」と、「実際に書かれた法律」の2つがある。「慣習上の法律」が変化していくには何世代、何十年という長い時間がかかる。2016年の児童保護に関する法律で、保護された子どもたちの心理状態や健康状態を定期的にチェック

---

<sup>27</sup> マリーナ事件 (affaire Marina)。2009年8月にサルト県でマリーナという名の8歳の少女が両親からの暴力によって亡くなった事件を指す。危険にさらされた子どもは大人に気付かれることを望まず、問題は見えないということが広く認識される機会となった。裁判で、亡くなる前年の警察による聞き取りのビデオが流されたが、マリーナは笑いながら返事をし、幸せそうにふるまい、児童保護専門医に対して全ての傷の説明をしている。裁判は両親だけでなく、一連のソーシャルワークのどこに問題があったか責任を問うものになった。フランスにおける子どもの人権条約実現状況の監視を担う機関である「権利擁護機関 (Défenseur des Droits)」はこの事件に関し2014年6月に93ページに亘る報告書を公開した。その後児童保護分野のいくつかのアソシエーションは欧州人権裁判所にマリーナ事件に関してフランスの制度の機能不全を訴える裁判を起こし、その結果、2020年に欧州人権裁判所は、フランス国家に対し「行政上の重い欠陥によりマリーナを死に至らせた責任がある」と発表した。Défenseur des Droits, 2014, COMPTE RENDU de la mission confiée par le Défenseur des droits et son adjointe, la Défenseure des enfants, à M. Alain Grevot, Délégué thématique, sur L' HISTOIRE DE MARINA - 30 juin 2014 - (安發明子氏まとめ)

するように定められた。しかし 5 年経った今でも十分に適用されているとは言えない。ただ、これが実際に成文化された法律になっていることが重要だ。予算がつくことで、状況の是正を図ることが可能だからである。

**Q 10. フランスでは虐待に関する公式統計がないと聞きましたが、どのようにお考えでしょうか。**

**ラファエル**：例えば子どもが亡くなった時、病院は病院で、警察は警察で記録しているが、情報が分断されているため曖昧な統計しかない。そのため、予防のための政策が作られない。法律が作られたとしても、その効果について適切な評価ができていないことが問題である。子どもに関する統計がないのは、政治的な事情によるだろう。子どもは参政権を持っていないので、この件に関して、意見が取り上げられることはない。統計的な数値が出れば、その結果に対してコストをかけてでも動かざるを得ないが、数値がなければ黙殺でき、政治にとっては都合がよいということがあるのではないか。DV を受けている女性には参政権があるが、子どもたちには無いことが原因として考えられる。

**ルソー**：私たちの調査結果では、虐待を受けた子どもにかかるコストは、要介護の高齢者に対するコストの 2 倍である。高齢になることは、誰にでも平等に訪れるが、虐待はそうではないので、子どもたちがどう育つかに高い関心が払われているわけではないということだろう。子どもたちへの適切なケアは将来的なコスト削減につながるのに、そのことは無視されている。

**Q 11. 児童福祉に携わる職員の役割、また価値観として何を期待しますか？子どもの日常生活で一番身近な大人として、その人たちに期待することがあれば教えてほしいです。**

**ラファエル**：児童福祉に携わる職員は、安心感や愛情、健康管理、学校教育などを必要とする子どもを、全体として捉えなければならない。職員が子どもたちのレジリエンスを支える柱となるべくあらゆることを行う必要がある。彼らが頼れる大人は、ただ「子守り」をする人ではなく、彼らが立ち直り、人生を成功させるための手助けをする存在なのだから。

## ＜第2部＞ルソー医師講義 サンテックス研究 / PEGASE プログラム

ダニエル・ルソー医師らが10年間取り組んできた「The Saint-Ex Study（サンテックス研究）」と、その知見をもとに展開されている「PEGASE Program」について、話を聞いた。

The Saint-Ex Studyは、乳幼児期に虐待を経験し、4歳になるまでに保護された子ども129人の追跡調査であり、The PEGASE Programは、本研究をベースにして、保護された0～7歳を対象にした長期的予後の改善を目指したプログラムである。

### 1. 「サンテックス研究」について

フランスの児童保護の特徴は、家庭外措置となった子どもが養子縁組されることがほとんどなく、多くは里親や施設にとどまって子ども時代を過ごすこと、とされている。サンテックス研究は、乳幼児期に虐待やネグレクトを受けて長期的に家庭外に措置された子どもたちについて、サンテグジュペリ児童保護研究協会が行った追跡調査研究である。

#### （1）目的

乳幼児期に虐待やネグレクトを受け、保護された子どもたちの長期的な予後に関連するファクターを明らかにすることを目的としている。

#### （2）調査対象

1994～2001年の間に、4歳の誕生日より前に保護され、ケアを受けた129人。21歳になるまで（場合によっては29歳まで）追跡調査した。



1人の人間が0歳から21歳になるまでの社会的記録は8,000ページにも及ぶ。29歳まで追跡したケースもあり、129人のデータは延べ3000年分の歴史になった。（写真は1人分のファイル。講義資料より）。

#### （3）調査内容

子どもたちについての社会的・公的な書類や記録から、280以上の変数についてのデータが収集された。主な項目は次の通りである。

- ・母親の妊娠と出産、保護前、保護された時、保護された後の措置経験
- ・社会・教育・医療・行政・司法面、学校教育、特別支援教育、経済面、時に犯罪との関与について
- ・専門医療と社会教育および刑事司法制度との関与、入院および精神科医療の経験
- ・時間の経過に伴う、親子関係及び施設や里親との関係の質の変化
- ・医療費や経済的なコスト

#### （4）調査結果の概要

##### ①母親の妊娠期から子どもが保護されるまでの状況

##### a)保護された時

親のメンタルヘルスの問題や家族の課題は福祉事務所などで既に把握されており、81%の子どもはきょうだいも保護されていた。保護された時、子どもの身体的・精神的健康に問題があ

った。全員が保護によって安全な状況に身を置くことができ、措置によって命が救われたケースもあった。

#### **b) 母親による妊娠の否認**

注目すべきは、19%のケースで、母親が妊娠を知っていても否認していたことである。赤ちゃんを望んでいなかったり、中毒になるものを摂取し続けていたり、暴力に曝されたりしていた。赤ちゃんは人との関係をスタートさせることの困難さを抱え、5分の4の子どもが精神障害の国際診断基準(CIMIO/ICD-10)で精神的な課題があるとされ、思春期になると3分の1が精神科に入院していた。今はそうした子どもたちに対して、特別なケアプログラムが提供されている。

#### **c) 出生時**

子どもたちのきょうだいの死亡率は0.25%で、一般人口比の6倍であった。

早産（未熟児）の割合は16%で一般人口比の2.5倍であった。ただ、未熟児は出生時からすぐに手厚いケアを受ける。そのため、リスクがあったにもかかわらず、その後は一般の赤ちゃんよりも良好な成長が認められた。

早い段階で介入し保護することは、長期的にも良い結果をもたらすことがわかった。

### **② 保護された子どもたちの経過**

子どもの8割が成人期まで児童福祉のケアを受けていた。再統合後、3人に2人は再び家庭外措置を必要とした。その背景として、親が健康状態の劣悪さから早逝していることがわかった。成人するまでに親を亡くす確率は一般の子どもの5倍に達している。ケア終了時点で、生物学的な親と満足いく関係を持っていたのはわずか10%で、社会的なトラブルを起こしやすいことも同時に報告されている。

### **③ 介入の時期と予後の関連**

子どもたちの転帰は3つのグループに分けられる。

#### **a) 1つ目のグループ(127人中29人) (ポジティブな経過)**

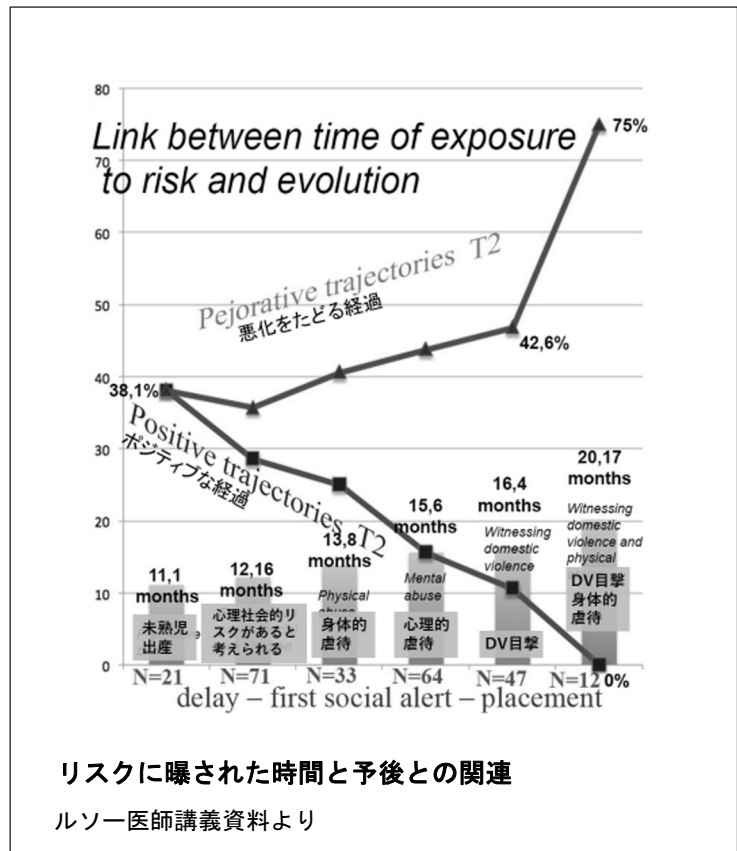
未熟児で生まれたが、早期に介入がなされて十分なケアを受けられたグループである。介入開始から平均9.71か月で保護されている。保護時点での精神的・身体的な課題は少なく、措置変更もほとんどない。里親と安全なアタッチメント形成ができ、満足いく学校教育を受けられていた。子どもたちはよく成長し、そのうち約4割が大人になってもトラブルなく過ごしていた。

#### **b) 2つ目のグループ(127人中71人) (微妙な経過)**

1つ目のグループに比べると、保護時点で精神的・身体的な困難を抱えていた。措置変更の回数が増え、幸福感の欠如（学習困難、友だちの少なさ、不安、自己評価の低さ、自信の乏しさ）がみられた。成長した後、精神面での問題を抱えてはいるが、仕事をして通常な社会生活ができており、成人期に社会福祉への依存はみられない。

### c) 3つ目のグループ(127人中27人) (悪化をたどる経過)

家庭内暴力に曝され、身体的暴力を受けていた子どもたちで、成長過程で多くの困難を抱え、特別なニーズに対応する学校に通う。最初の介入から措置されるまでに約 16.21 か月が経過しており、保護時点またはその後に、重篤な身体的・精神的な障害を抱えていた。これらの子どもは看護や治療が困難であり、養育者に対して攻撃的になることで、措置先が頻回に変更されていた。成人期には、心理的及び／または精神医学的障害と社会的な不適応を伴う衰弱性の状態に苦しんでおり、社会福祉への依存度が高かった。この中で大人になって普通の生活を送れている人はおらず、社会的コスト（医療費や経済的費用）を比較すると、1つ目のグループの2.2倍かかっている。



## (5) 結論

予後を決定づける重要なファクターは 2 つある。1 つは最初の介入から措置までの期間で、もう 1 つは親子関係の問題の深刻さである。前者はリスクに曝された時間の長さ、後者は曝されたリスクの重大さで見做すことができる。

保護までに時間がかかることによって、子どもは、将来、自立し安定した生活を送る機会を奪われることになる。そしてネグレクトや虐待は、子どものアタッチメント形成の可能性を壊し、発達、対人関係の構築、精神面の健康維持等を脅かす時限爆弾のようになる。これらのリスクがある場合、妊娠中からの見守り、早期発見、早期介入が必要である。同様に、きょうだいのことも忘れてはならない。

強調したいことは、早期介入による支援と治療が、良好な予後と社会的コスト削減のために必要であるということである。

## 2. 「PEGASE プログラム」について

PEGASE プログラムは、サンテックス研究の結果をベースに、ルソー医師がコーディネートしている公衆衛生プログラムである。児童福祉施策（施設、里親、在宅支援）の場における幼児のケア全般を改善することで、保護された子どもの児童虐待による「長期的な後遺症」を予防する。

現在、2019年～2024年までの5年間で、児童福祉施設に措置中の0～7歳の幼児2,500人を対象とする試行プログラムが進行している。標準化された健康管理モニタリングと治療計画、心理的お

よび精神運動能力治療のためのプログラム、集団のモニタリングを行う。費用は国民健康保険で賄われ、健康保健省から 850 万ユーロの資金が提供されている。子ども 1 人あたりの年間費用は 1,300 ユーロである。

またこのプログラムでは、子どもの健康面だけでなく、支援のモニタリングも行っている。例えば親が予定されていたケアや診察を子どもに受けさせなかった場合、そのことが報告される。児童保護分野ではケアの分断が起きがちだが、子どもたちを見失わず、継続的ケアを可能にすることを目指した。

子どもに関するデータは、国が 120 年間保管する。施設ではなく、子ども本人に結びつけた状態での保管となる。

### PEGASE プログラムの事例

母は薬物中毒。妊娠中の定期受診なし。生後 2 週間、新生児病棟で薬物治療のケアを受けた。4 か月の時、母親が薬物の過剰摂取のせいのか意識不明となり、子どもは乳児院に保護された。措置時点で、ネグレクト、身体的虐待、夫婦間の DV、母の精神的問題などの課題があった。また子どもは重度のうつ状態で、動けなかったために頭が変形していた。

集中的に治療されたが、成長はゆっくりで、運動面で平均に追いつくまで 2 年を要した。2 回、死の危機があったが、生き延びた。重度のうつ、頭の変形、運動機能については数か月で回復した。精神的な成長を遂げるには 2 年半かかった。いまでも不安になりやすいという状態があり、心理面でのケアは必要だが、きらきらした表情でよく話す子どもに育った。虐待そのものが注目されがちだが、その悪影響についても知ることが必要である。

### 参考資料

ダニエル・ルソー氏提供資料。

<https://www.programmepegase.fr/programmepegase-anglais> (2023 年 7 月 15 日閲覧)

### <『父の逸脱』 翻訳者 林昌宏氏からのメッセージ>

われわれは、「介入が早ければ早いほど社会的なコストが減る」というメカニズムが作動することを社会に広く啓発する必要がある。無関心や見ないふりは、社会に「時限爆弾」を仕掛けるようなもの。爆発してからの社会的コストは甚大である。これは昨今の痛ましい事件を見ても実感できる。問題は、福祉に関する費用は、いわゆる「費用対効果」を直感的に把握しにくいことだ。エッセンシャル・ワーカーをはじめとする福祉従事者の役割を再評価することが第一歩ではないだろうか。これはわれわれが現在のコロナ禍で痛感したことでもある。とくに、未来を担う子どもを保護することは、短期的な費用対効果だけでなく、長期的な視点がきわめて重要だと再認識した。社会全体が「虐待は賤ではない」「虐待は自分の子どもだけでなく社会を壊す」ということを「普通の暮らし」という概念を共有しながら、児童虐待を撲滅していくべきだろう。私は、こうした役割を担っている皆さん（编者：資生堂児童福祉海外研修参加者）に大きな敬意を抱いている。

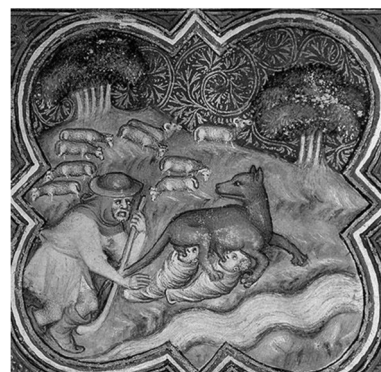
## ＜第3部＞ルソー医師講義 児童虐待の歴史

古代から語り継がれてきた神々の物語。その中にも児童虐待と保護の概念が存在する。そんな切り口でルソー医師の講義は始まった。長い間、人々が看過してきた児童虐待や遺棄の現実を考える。

### 1. 神話の時代からある児童虐待

児童虐待は今に始まったものではなく、人類の歴史の中で常に存在してきた。問題として取り上げる人はいたが、その都度、忘れられてきた。

紀元前 753 年から西暦 395 年まで約 1000 年以上も続き、ヨーロッパの礎を築いたローマ帝国は、親に捨てられて狼に育てられた双子の赤ちゃん（ロムルスとレムス）によって建国されたという神話がある（図①）。これは捨てられた赤ちゃんには素晴らしい運命があるという意味合いで使われる。また、ドメスティックバイオレンスの最初の犠牲者と言われているのが、神話に登場するヘパイストスである。全知全能の神ゼウスと神々の女王ヘラの間にも生まれたが、両足が曲がって生まれた奇形児（図②）で、容姿も醜く、母から愛されることはなかった。あるいは、父親ゼウスの怒りを買って、神々の住むオリンポス山の上から捨てられ、落ちた衝撃で足に障害を負ったという説もある。その他、神話の中で赤ちゃんを逆さ吊りにして殺そうとする父親や、晩餐会のために自分の子どもを調理し、神々に振舞おうとする親も登場する。一方でこの子どもたちを蘇生させる良い神々も描かれており、当時から児童保護の概念があったのかもしれない。



①ロムルスとレムスが狼に育てられているのを羊飼いが発見した様子（講義資料より）



②足の曲がったヘパイストス（中央）  
（www.theoi.com）（講義資料より）

ギリシャ人・ローマ人たちは、2500 年も前から、子どもの遺棄や嬰兒殺があること、虐待によって子どもが死ぬことや障害を持つことがあり得ること、虐待はどの社会階層でも起こり、父親も母親も加害者となり得ること、親の麻薬の使用や精神疾患が要因になり得ること、そして自分の出自について知らされないと近親姦が起こり得ることも知っていた。しかしそれを神秘化するために物語を作ったのだらう。



## 2. 赤ちゃんの遺棄が多かった近世

17 世紀頃には都市化が進んで口減らしが頻繁に行われるようになり、赤ちゃんの遺棄が横行した（図③）。見かねたヴァンサン・ド・ポール司教が王妃を説得し、1642 年、遺棄された赤ちゃんを收容する施設がノートルダム寺院の近くに建設された。これが国の責任としての児童保護の始まりである。その後施設はすぐに満員となり、周辺に受け皿を増やしていくこととなる。それでもヨーロッパでは、19 世紀中頃まで、30%もの赤ちゃんが命を落とし、フランスでは年間約 3 万人もの赤ちゃんが殺されていた。



③教会前に赤ちゃんが追棄されている様子（メヌ・エ・ロワール 県公文書館）（講義資料より）

## 3. 児童虐待の影響に警鐘を鳴らした近代の医師たち

19 世紀後半に、医学部教授の Ambroise Tardieu（図④）が、赤ちゃんの遺棄だけでなく、虐待による子どもへの負の影響についての論文を発表した。トラウマやネグレクト、性的虐待の影響を伝えたが、当時はあまり着目されずに忘れ去られ、その価値が再発見されるまでに約 1 世紀を要した。



④Dr Ambroise Tardieu（講義資料より）

第二次世界大戦によってヨーロッパでは 2,000 万人もの人が亡くなり、多くの子どもが施設に入所することになった。その頃に Jenny Aubry 医師が、保護された子どもの身体的・精神的成長について研究を行い、虐待や遺棄が身体的・精神的成長に負の影響を及ぼすことを明らかにしたが、これもまた忘れ去られた。

その後 70 年という時を経て、保護された子どもたちの身体的、精神的成長について配慮すべきという法律が作られた。そして最近になり、やっと子どもの成長のために危険な状態から保護することの有効性が理解され始めている。子どもが権利の主体として認識されたのも、歴史적으로ごく最近のことである。しかし、児童保護には、法律だけではなく経済的な裏付けが必要であり、深刻な気候変動、地政学的、政治的問題が発生した場合に、子どもへの配慮が再び社会的に後退することは、ありえないことではない。しかも、集団心理からすると、児童虐待は常に他人事、つまり他所の子どもの問題とされてしまう。個人に及ぼす影響の大きい高齢化と同様に、不適切な関わりを受けてきた他人の子どもたちを社会が保護するということは、実に心許ないものである。児童虐待は、私たちの脳が忘れたがっている、人類史上の暗い現実である。

## 参考資料

ダニエル・ルソー氏提供資料。

セリーヌ・ラファエル著 林昌宏訳 ダニエル・ルソー／村本邦子解説(2017). 父の逸脱～ピアノレッスンという拷問. 新泉社.

### 1.3. 司法省内 青少年司法保護局 DPJJ

(Ministère de la justice - Direction de la Protection Judiciaire de la Jeunesse)

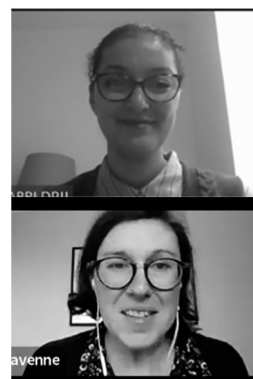
オンライン日時：2022年1月25日（火）18:00-20:23（日本）・10:00-12:23（フランス）

所在地：35 rue de la Gare, 75019 Paris

応対者：Ms Anissa JABBRI（司法官）

Ms Julie RAVENNE（司法官）

DPJJ（青少年司法保護局）の視察が行われた2022年1月25日、フランスは新型コロナウイルスのオミクロン株が猛威を振るい、1日の感染者数が50万人を超える、過去最多を更新していた。そのため、現地のスタッフも司法省を訪問することが叶わず、対応していただいた方も通訳の大町氏も、それぞれの自宅から参加の完全リモート視察となった。



ジャブリ司法官(上)と  
ラベヌ司法官(下)

#### 1. 概要

DPJJは、罪を犯した未成年を保護して教育し、さらに社会復帰させて再犯を防止するための政策を考える国の機関である。また子ども裁判官による司法判断の実施や、保護後の教育的援助の状況確認に責任を負う。

##### (1) 沿革

DPJJは、フランス司法省内にある5つの部署のうちの1つである。前身は1945年に作られた未成年保護機関の「監督教育局」である。当時は罪を犯した子どもを罰するために、管理、矯正、施設収容をしていたが、1958年の法律により、罪を犯した子どもを罰するだけでなく、保護し教育する役割が追加された。罪を犯した子どもに関する研究調査や民間の教育施設の認可等も行っている。1990年、現在の「青少年司法保護局(DPJJ)」に名称変更した。

DPJJは少年司法に関するすべての事項と、関係機関との協議に責任を持つ。少年司法とは、危険にさらされている未成年者（民事司法）と、罪を犯した未成年者（刑事司法）を対象とするものであり、いずれの分野でも、子ども裁判官が司法判断を下す。

##### (2) 組織体制

DPJJの本部はパリ19区にあり、フランス全土に9か所の広域部局と管轄地域におけるサービスの実施に責任を負う55か所の地方分署がある。パリ本部には、ソーシャルワーカーやエドゥケーター、サービス責任者やエドゥケーターの責任者、心理士、看護師、事務員などの専門職を含む約200名の職員が勤務する。

##### (3) 未成年の非行

未成年の非行には、行動上の問題、薬物やアルコール依存症、ギャングとの関与、不安定な生活環境や日常の環境の影響、思春期特有の危険な行動の結果などの状況が含まれる。フランスの全人口における18歳未満の割合は20%であるのに対し、2020年、全刑事事件のうち未成年者の関与が

あったのは 10.7%だったことが報告されており、一般的に考えられているよりも法律に抵触する未成年は少数である。

#### (4) 関連法

フランス国内の 1945 年法、少年刑法、2007 年児童保護改革法、2016 年児童保護に関する法律、2021 年少年刑事司法法典(CJPM)などがある。その他に、1989 年子どもの権利条約、EU 人権条約などもある。

#### 子ども裁判官 (Juge des Enfants) について

子ども裁判官は、0～18 歳未満の子どもに対して、①危険な状態にある子どもを保護し、援助する、②罪を犯した子どもを保護し、処遇（※ほとんどは教育的措置）を与えるという 2 つの役割を担っている。

検事から通告があった場合に介入する。一時保護された子どもについては、保護後 2 週間以内に裁判を行う。子どもに危険はないが心配がある場合は、3 か月以内に支援の提案と調査を行う。子ども自身や親、子どもの周りにいる人は、子ども裁判官に連絡をとること、裁判のやり直しを依頼することができる。裁判官は子どもが措置されている施設に年 1 回、訪問する。フランス全体で子ども裁判官は 501 人（2022 年 5 月現在）いる。

フランスでは、裁判官と検察官のことを総称して司法官という。司法省管轄の ENM (École Nationale de la Magistrature : 国立司法学院) が司法官の養成を行っている。ENM における研修には、一般研修と専門研修の 2 段階がある。一般研修を修了した段階で順位試験 (examen de classement) が行われ、この試験の成績順に希望ポストが選択でき、選択したポストへの就任に向けた専門研修に移行する。研修修了後、正式な審理で決められた配属先の裁判所で宣誓を行う。その際、10 年間国に仕えるという誓約書にサインをする。そのため、1 つの裁判所に同じ役職で 10 年以上所属することはできないが、子ども裁判官から予審判事など役職を変更すれば同じ裁判所に所属することはできる。

#### (5) 関連機関

##### ①所管施設とサービス

DPJJ が所管している主な施設として、入所型集団教育ユニット(UEHC)、多機能的入所型教育ユニット(UEHD)、強化ユニット強化教育センター(UE-CER)、教育日中活動ユニット(UEAJ)、閉鎖的教育センター(CEF)などがある。その他にも在宅教育支援や里親などの措置も含まれる。フランスでは 13 歳未満に刑事罰は科されず、施設保護や教育的措置が取られる。子ども裁判官の判断によって措置先が決まる。

DPJJ が直接管轄する公的保護施設は 226 か所、認可した民間施設及び事業は 1,061 ある。未成年を保護する際は、日本の一時保護所のような専用の場所があるわけではなく、児童保護施設や里親、医療機関、教育機関などが子どもを受け入れている。2020 年に 132,467 人の青少年の監督を行った。うち刑事処分となったのが 78,433 人、民事保護となったのが 55,545 人であった。

全国の DPJJ の職員数は 9,600 人余りで、その半数がエデュケーターである。また、青少年司法分野の職員を養成する ENPJJ (国立司法青少年保護学校) では、専門性を高めるために継続的に研修を受けることができる。

##### ②提携機関

子ども裁判所、教育・青年・スポーツ省、地方局、医療機関、警察や憲兵隊(BPF)、地方自治体やボランティア団体など。近年は子どもがかかわるサイバー犯罪を取り扱う民間団体、国際的

な犯罪被害児童に対応する機関などとも提携を始めている。今回の視察先の ANRS（全国社会復帰支援協会）や GIPED（危険な状態にある児童のための公益団体）ともよく連携している。

## 2. 児童保護における DPJJ の位置づけ

### （1）DPJJ 内の部署

#### ①法制・法務・教育部門

未成年保護に関する法務決定、司法措置児童に対する教育方針の決定、民間・公的機関との連携の指揮、未成年の単身移民への対応を行う。

#### ②健康保健部門

保健省と連携し、未成年の健康に関する業務を行う。

#### ③事務部門

予算編成や管理、人事などを行う。

### （2）具体的役割

DPJJ の役割は発足時より拡大しており、児童福祉に関する国の方針決定に関与している。具体的には次の通りである。

- ・危険に曝されている未成年に関する法律の草稿を作成し適切な運用を保証する。さらに、児童保護基準を策定する。
- ・司法措置となった未成年者の人格や家庭環境の評価や危険性の程度のアセスメントをし、措置決定において子ども裁判官の補佐を行う。
- ・子どもの保護に検察官が携わる場合、法律に則って実施されているか監督・調整を行う。
- ・司法措置となった未成年者の教育的・職業的フォローアップを保証し、社会復帰のための援助が適切に行われているか監督を行う。
- ・司法措置となった未成年者を整育する施設に対して、実施状況の監督を行う。
- ・少年司法に関わる複数の公的機関・民間団体の管理、調整を行う。
- ・教育実践のための研究調査を行う。
- ・青少年司法の専門家の養成を行う ENPJJ（国立司法青少年保護学校）において実施される研修の方針を決定する。
- ・ヨーロッパ諸国や海外との国際的な協力関係を構築し、ヨーロッパにおける移民の受け入れを主導する。

## 3. 現状と課題

### （1）司法保護の多さ

児童福祉とは、子どもが成長するために必要な健康と安全を保障するものであり、社会的・教育的・感情的な発育に必要な環境を用意することであると考えられている。

2007 年の法律によって、未成年の保護は行政保護と司法保護の 2 つに分かれた。しかし、いまだに正確に機能し運用されているとは言い難く、行政が 2 割、司法が 8 割となって司法保護が多くなっている。司法が関与するのは、地域の学校や医療機関、ソーシャルワーカーやエドューケーターなどによる見守り、あるいは行政による介入や支援がなされたものの状況が改善しない場合、家族

から支援への協力が得られない場合、親が子どもの置かれた状況を理解できず、改善に向けた動きがみられない場合などである。また、未成年の単身移民への対応はすべて司法判断となるため、司法保護の多さの要因ともなっている<sup>28</sup>。

## （２）裁判期間の長さ

フランスではこれまで、罪を犯した未成年に対する措置が決まるまでに 2～3 年を要していた。その間に被害者感情が置き去りにされること、加害者である未成年の罪の意識が薄れてしまうこと、時間の経過により当時の状況を忘れてしまうことなどの問題があった。また、路上エドュケーターなどの専門職の介入で非行傾向が改善され始めたり、学校卒業直前に逮捕されたり裁判が開かれるということもあり、支援者からも状況改善を望む声が大きく上がっていた。そこで、少年刑事司法法典によって、司法判断の際の手順と期間が定められた。しかし、まだまだ状況が整っているとは言い難いとのこと。

## 4. 今後の展望

- ・児童福祉の統計ソフトを改善し、統計の精度を上げる。
- ・検察官が扱うケースと、子ども裁判官が扱うケースの情報共有と分析を行う。
- ・児童福祉に関する新しい法案について、県議会議長と DPJJ との連携を行う。
- ・ヨーロッパにおける移民の受け入れや、子どもの権利保障の重要性についての認識を高める。
- ・保護した児童の記録を県ごとにまとめて保管する。
- ・暴力の予防、児童買春の予防に関するワーキングチームを結成し、法案を作成する。

## 参考資料

Ministère de la justice, Justice des mineurs. <https://www.justice.gouv.fr/justice-france/justice-mineurs> (2023 年 7 月 18 日閲覧)

Ministère de la Justice, GUIDE DE LA JUSTICE DES MINEURS.

<https://www.justice.gouv.fr/guide-justice-mineurs> (2023 年 7 月 18 日閲覧)

国立司法学院 <https://www.enm.justice.fr/en> (2023 年 7 月 18 日閲覧)

上石奈緒 (2011) .国立司法学院教育プログラム(PROGRAMME PEDAGOGIQUE) フランスの法曹養成制度.法曹養成対策室報,No.5,35-37.

安發明子提供資料.

DPJJ 提供資料.

---

<sup>28</sup> DPJJ の MNA (mineur non accompagné : 未成年の単身移民) に関する活動報告書 2020 によれば、2020 年 1 年間で 9,524 件の MNA と宣言された未成年移民に関する措置命令と司法判決が出された。

## 1 4. 非行少年入所型集団教育ユニット UEHC (Unité Educative d' Hébergement Collectif)

オンライン日時：2022年2月10日 22:00-0:30（日本）・14:00-16:30（フランス）

所在地：Vallee de Seine 5 Boulevard de la Plage 78 410 Aubergenville

応対者：Mr Thibaut MANGOTAUD（施設長）

今回最後の視察先であった。施設内を案内していただき、副施設長やエデュケーターの姿もみえた。明るい雰囲気であった。施設の出入口だけでなく、すべての部屋の施錠がされることから、非行少年少女を教育するための施設であると感じた。



マンガト施設長(中段左から2人目)と  
資生堂児童福祉海外研修研修参加者

### 1. 概要

視察した UEHC には、16～17 歳の少年少女 12 名が暮らしている。入所者が円滑に社会復帰できるように個々のニーズに応じた指導が行われている。

#### (1) 沿革

1990 年前後に設置されたパリ市内で唯一の DPJJ 管轄施設である。マンガト氏が施設長になってから、多機能型教育ユニット UEHD<sup>29</sup>の機能も加えて、定員も 6 人増えた。

#### (2) 対象

UEHC の対象年齢は、原則的には 13～17 歳であるが、ここでは 15～20 歳の少年少女を受け入れている。現在の男女比は、2:1 である。平均入所期間は 5.5 か月である。定員は 12 名で、年間入所者数は約 50 名である。

#### (3) 予算

年間予算は 12 万ユーロである（人件費は含まれていない）。財源は国の予算である。

それとは別に、特別なプロジェクトを企画し、それを県が承認すれば県から予算がおりる。年に 1～2 回程度のプロジェクトを行っている。

#### (4) 職員体制

施設長、副施設長、エデュケーター 16 名、心理士 1 名、事務員 1 名、調理師 2 名、家事担当 1 名、計 23 名のスタッフがいる。

### 非行少年入所型集団教育ユニット「UEHC」について

UEHC は、国内に 75 か所ある DPJJ (青少年司法保護局) が管轄する施設である。裁判所の決定によって司法監視に付された 13～17 歳の少年少女を受入れ、教育を行う。緊急の受け入れも可能である。国の施設であるため、フランス全土から男女の非行少年が措置されてくる。定員は 10～12 名。

<sup>29</sup> UEHC の「C」は集団、UEHD の「D」は多様性を意味する。

## 2. 支援について

### (1) 入所経緯

入所経緯としては、主に次の2つの経路があり、それぞれ半々の割合である。

- ・在宅支援を受けていたケースが司法判断で措置変更となって入所したり、刑期を終える前の社会復帰前訓練機関として刑務所から措置変更される。
- ・裁判所での判決が下りたその日に緊急措置で入所する。

### (2) 支援の目的

- ・措置された少年少女の家族や周囲との、社会関係の再構築を行う。
- ・それぞれの事情や背景に配慮しながら寄り添い、各個人向けのプロジェクトを設定する。健康面でのケアを行う。
- ・社会復帰、学校への復学を目指す。最も重要な目的である。措置が決まってから2週間以内に進路を決めなければならない。

### (3) 入所前から始めるアセスメント

健康面の確認のため、措置が決まった段階で外部の医療機関で健康診断を実施する。その後司法省の看護師が施設内の医療室で健康チェックを行い、必要に応じて専門医の受診と治療を開始する。歯科の治療や薬物中毒の治療が必要なケースが少なくない。

緊急措置以外のケースについては、入所までの1か月の準備期間中に面談を行う。また心理士の立ち合いのもと、家族との関係性、家族の課題、仲間との関係を詳しく調査する。

入所後は、平均で45日に1回、施設のエducatorを中心としたスタッフや支援機関担当者等、すべての支援者を集めてミーティングを行う。入所後の変化、成長、進歩、その時々々の状況などの情報を確認したり共有したりし、報告書にまとめて子ども裁判官に提出する。

### (4) 日課において重視していること

#### ①目的を持たせる

入所者は、学校に通学したり、社会復帰トレーニングへ参加したりするが、活動の目的を明らかにして本人に目的意識を持たせるようにしている。例えば、朝起きる時も「自分は何のために起きるのか」と考えさせる。

#### ②さまざまな文化的活動

週末は、厨房で料理教室を開いたり、映画館や美術館に行ったりするなど文化的活動を積極的に行う。パリ市には美術館などが多数あり、文化的な活動は充実している。バカンス中も、施設内や施設外の連携先で、退所後に役立つ活動を毎日行い、さまざまな経験をさせる。外部の活動に参加する場合は必ずエducatorが付き添う。

#### ③食事

食事は日常生活の基本であり、体に良いものをバランスよく食べること、子どももエducatorもみんな揃って食堂で食事をするのが重要であると考えている。居室で食べることや、外のものを持ち込んで食べることは禁止されているが、子どもが隠れて食べていることもある。

## **(5) 外出について**

学校に行ったり、友達に会ったりすることはできる。事前に申請をして許可が出れば、エドューケーターの付き添いなしで外出をすることもできる。夕食の時間である 19 時までに子どもが戻らなければ、警察に通報する。また外出中、警察から保護されたり、補導されたりした場合には、すぐに子ども裁判官に連絡する。子ども裁判官から、より自由度の低い施設に移る提案をされることもある。

## **(6) 支援において困難を感じている点**

入所してくる子どもは金銭感覚がふつうと全く違う場合がある。薬物売買や売春で 1 日 200 ユーロを稼げていたとしても、社会に出て同じ金額を稼ぐことは容易ではない。まずお金の価値を学ばせ、仕事に就いてコツと働くことが、長い目でみれば収入も安定し、今より稼げるようになることを教えるが、簡単ではない。

また、薬物依存のケースでは、本人が回復したいという意志がなければ治療は難しく、時間もかかる。施設外の心理士などの専門家と連携し、ケアを行う。

売春に関わっていた女の子を売春ネットワークから抜け出させることにも非常に苦心している。

## **参考資料**

Action-Sociale, UEHC. <https://annuaire.action-sociale.org/?p=centre-d-action-educative-840011084&details=caracteristiques>

Ministère de la Justice, Justice des mineurs. <https://www.justice.gouv.fr/justice-france/justice-mineurs>

(2023 年 7 月 18 日閲覧)



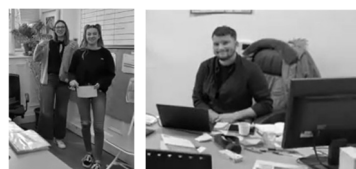
## UEHC 施設見学

### 施設環境

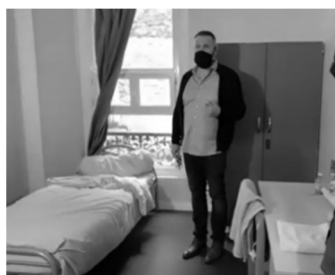
パリの中心に位置し、目の前には公園がある。建物は司法省の所有物だが、外見や造りはパリの一般的なアパートメントのようである。

### 設備

入口すぐにエドゥケーターと副施設長の部屋があり、玄関の開閉、施錠はエドゥケーターが行う。学校から帰った子どもたちが話しやすい場所にエドゥケーターがいることが重要とのこと。副施設長は児童の日常生活の管理をし、施設長はサービス全般の管理をする役割を担う。



気さくな雰囲気のエドゥケーター(左)と副施設長



3階が少年の居住スペースで7部屋、1階が少女の居住スペースで5部屋ある。居室はどの部屋も10~11㎡ほどで、ベッド、勉強机、洗面台が設置され、同じ造りになっている。居室からは公園が見える。トイレとシャワーは別で共有である。



3階にはその他に、医務室、食堂、リビング、トレーニングジムがあり、すべての部屋に鍵がついている。医務室には子どもたちの薬を管理する棚(写真右)があった。引き出し1つひとつに1人分の薬が入っている。医務室は、司法省の保健師が健康状態のチェックをするときにも使われる。

## 15. セーヌ＝サン＝ドニ強化教育センター（非行少年教育施設）

### CER(Centre Éducatif Renforcé)-93

オンライン日時：2022年2月10日（木）18:00-20:00（日本）・10:00-12:00（フランス）

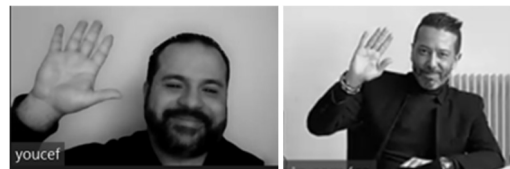
所在地：101 avenue de la Republique, 93300, Aubervilliers

応対者：Mr Youcef HABBEDDINE（施設長）\*

Mr Badr HOUABRIM（副施設長）

Ms Celine RICHARD（事務職員）

\*オンライン参加



アブデーヌ施設長(左)とウアブラン副施設長

CER-93<sup>30</sup>は非行少年の処遇を行う入所施設である。

最初に施設見学をし、その後、食堂兼ミーティングルームで説明を受けた。

## 1. 概要

罪を犯した少年の社会復帰を目的として、20週間の矯正教育プログラムを行う（年2グループに対応）。ここに入所してプログラムを受けるには、本人が願書を出して面接を受け、選抜される必要がある。

### （1）運営

CER-93は、Groupe SOS という巨大アソシエーションが2004年に設立した施設である。Groupe SOSは、MECS（社会的児童ホーム）フェリックス・フォールや自立型アパートメントなども運営している。

#### 強化教育センター CER について

強化教育センター CER は、罪を犯した14歳から17歳の少年に対して、矯正教育を行う施設である。

1990年代にパリ郊外で犯罪が増えてきたことを背景に、1996年に司法省の通達によって CER が創設された。2010年以降、次々と新しい CER が作られ、一時期は64施設まで増えたが、そのうちの一部は CEF（Centre Éducatif Fermé：閉鎖教育センター）になった。現在全国に約60の CER がある。多くは、市街地から離れた場所に設置され、木工や景観設計など、自然の中でさまざまな活動を行うプログラムが組み込まれている。

### （2）予算

年間100万から150万ユーロ。主に人件費や施設維持費、家賃などに費やされている。1人あたりの措置費は1日500～560ユーロである。県が運営・認可する施設に比べると大きな数字である。費用は国が支出する。

<sup>30</sup> CER-93の番号<93>は、この施設が位置するセーヌ＝サン＝ドニ県の番号である。セーヌ＝サン＝ドニ県は、パリのすぐ北に位置する。家賃が安いと、大企業が移転してきており、オフィスがたくさんある。25歳未満の人や移民が多い。失業率は10%で、月々の収入が1,204ユーロ以下で生活する貧困層が多い（貧困率はフランス全土の2.7倍）。CER-93は、その中のオーベルビルエ市にある。

### (3) スタッフ

エド्यूケーター8人、夜勤スタッフ、寮長（家事も行う）、事務員、サービス管理者、心理士、施設長、副施設長がそれぞれ1人いる。

### (4) 提携先

その年のプロジェクトによるが、サーカス学校、乗馬教室、ボクシングジム、スポーツジムなどがある。オーベルビリエ市役所とも連携している。医療を利用する場合は、この施設から医療機関を受診している。

## 2. 入所

### (1) 入所児の特徴

罪を犯した少年や再犯少年が入所している。多くが、家庭内や社会の中で問題があったり、心身の問題を抱えたりしている。

少年が犯した犯罪の種類は、窃盗、集団強盗、武器を使った強盗、性暴力、薬物売買（1番多いのが大麻、その他ヘロインやコカイン）、殺人（過失致死）である。

### (2) 入所定員

定員は8人で、男子のみである。面接後、選抜をして入所者を決める。

入所時期は2月と8月の年2回で、1回あたり8人ずつ、年間16人が入所する。視察時は入所時期に当たっていたが、5人しか入所していなかった。3人の欠員のうち、1人は子ども裁判官が刑務所の方がふさわしいと判断して変更となり、2人は行方不明とのことだった。8人を2グループに分けて活動するプログラムが実施されているため、補充する3人の面接が予定されていた。

### (3) 入所期間（プログラム期間）

入所期間は20週間である。設立当初は、14週間のプログラムを年3回実施していた。しかし、十分に教育できない、社会復帰の準備ができないなど結果がよくなかったため、現在の形に変えた。20週間のプログラムを年2回実施する形にしたことで、職員がプログラムとプログラムの間に長期の休みを取ることができ、次回入所面接の準備も十分にできるメリットがある。

### (4) 入所の条件

まず施設長やエド्यूケーターが当事者と面接を行う。その際に、犯罪の種類、家族状況、薬物の使用歴について聴取する。その後、施設の紹介を行い、入所中のルールを説明する。その後、選考する。

選考に当たっては、子ども同士の組み合わせがとても重要である。住んでいる地区がライバル関係にないか、性暴力を犯した少年と被害を受けた少年を一緒にしていないかなどを確認する。その他、地方へ行くと泳ぐことがあるので、泳げるかどうかの確認もしている。

子どもはいくつもの施設に願書を書いているので、選考されなかった場合は、入所先が決まるまで他のところの面接に行く。

### (5) 入所になるまで

入所までの間、子どもたちは自宅にいるわけではない。県の施設や、他の CER、CEF などにいる。また刑務所で刑期が終わりそうな子どもが CER で刑期を終えることもあるので、入所前に刑務所にいるような場合もある。

### (6) 入所における子どもの同意

同意している子どももいれば、同意していない子どももいる。原則的に子ども裁判官の決定による入所のため、同意は求めず、子どものやる気の有無も問題としない。

## 3. 入所中の生活（プログラム内容）

### (1) 入所後1か月の生活

入所後1か月間は CER-93 ではなく、郊外で過ごす。日常生活から離れ、エドゥケーターとさまざまな活動をする。活動内容は山登り、クライミング、岩肌を降りるスポーツ、自然の中でのサイクリング、夏であればウォータースポーツ、カヌーなどで子どもにとっては、「夢のような1か月」とのこと。

### (2) CER-93 における1週間の活動

郊外での1か月を終えたら CER-93 に戻り、3か月間を過ごす。CER-93 では2つのグループに分かれて活動を行う。活動内容は曜日によって決まっている（表1）。

水曜午後の自由時間には、エドゥケーターとの面談や病院受診、あるいは美容室や日用品の買い物に行ったりする。木曜午前のシチズンシップ教育は、インターネットの危険性や交通ルールなど、日常生活を送るうえで大切なことを外部の講師を交えて取り扱う。午後の社会復帰のためのトレーニングは、CER-93 退所後に関する希望や目的に応じて行うものである。金曜日の午後から土日は、遠出をして（200キロ圏内）アクティビティを行う。これは金曜日の午前までにやるべきことをやった人だけがフルで参加できる。やらなかった人は、一緒に移動するが、移動先で2つのアクティビティのうち1つしかできないことがある。

CER-93 での3か月間の活動の後、将来の希望に基づいた10日間のインターンシップに参加する。外部の団体や個人の協力を得て社会復帰のトレーニングを受ける。

### (3) 1日の流れ

ここに来るまで不規則な生活をしてきた子どもが多いので、基本的な生活リズムを身につけてもらう。時間割を組み、何もすることがなくて困る時間を作らない。7時に起床し、まずシャワーを浴びる。朝食を摂り、身支度した後、午前の日課を行う。12時に戻ってきて、昼食を摂る。13時から午後の活動が始まり、19時にはすべての活動を終える。夕食後は、リビングルームで過ごした

表1. 入所後2～4か月間の1週間の活動

	午前	午後	17時～
月	乗馬	授業	
火	乗馬	授業	
水	サーカス学校	自由時間	
木	シチズンシップ教育	社会復帰のトレーニング	ボクシング
金	フットサル	アクティビティ	
土	アクティビティ		
日	アクティビティ		

り、エドゥケーターや他の子どもと話をしたりする。22時30分に消灯し、23時には就寝する。

#### (4) 生活の約束事など

外出時は、エドゥケーターが必ず1人付き添う。携帯電話や携帯音楽プレーヤーを持つことは禁止している。所持金はスタッフが金庫で保管し、必要があれば許可を得て持ち出すことになっている。アルコールは禁止されているが、煙草は1日5本まで吸うことが許されている<sup>31</sup>。週末に家族の元に帰ることはできない。

携帯電話禁止の約束は2004年に作られたが、現在はインターンシップ中の所持が認められている。

### 4. 家族交流

入所中は、家族とのかかわりを継続できる。入所後1か月間は手紙でのやりとりができるが、メールは利用できない。施設内で生活している間、毎週火曜日は子どもから家族に、毎週木曜日は家族から子どもに電話をかけることができる。退所1か月前は、2回家族の元に戻ることができる。家族が朝迎えに来て、夜送ってくる。CERでは家族支援は行っておらず、別の機関が行っている。

### 5. 退所後

退所後すぐに仕事に就いて社会復帰できる子どもは、フランス全体で約30%である。CERから自立のために他の施設に行く子どももいる。

またCERにはエドゥケーターが24時間いるが、社会に出るとそのような存在がいなくなってしまう。子どもたちが社会復帰を果たすまでの移行期間を支える施設があったほうが望ましいと考えている。

### 参考資料

CER-93. <https://www.groupe-sos.org/structure/cer-93/> (2022年3月28日閲覧)

---

<sup>31</sup> フランスでも、18歳未満の者にたばこを販売することは禁じられているが、喫煙年齢については法律上での規定がないため、未成年者も喫煙は可能となっている。

## CER-93 施設見学

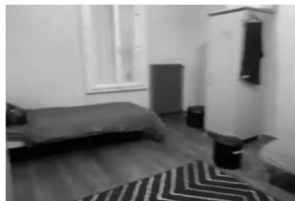
玄関を入るとサービス管理者の部屋がある。1階には、食堂兼ミーティングルームやリビングルームの他、キッチン、洗濯室、オフィスがある。

食堂兼ミーティングルームは、10㎡ぐらいの広さで、ベージュやブラウン系の落ち着いた色合いの家具が置いてある。ここでテレビを見たりゲームをしたりする。

キッチンはきれいに整えられており、壁には赤いタイルが貼られている。家事は寮長がする。

庭に出ると、卓球台がある。時々、バーベキューもする。壁にはサーカスのような壁画が描かれている。

螺旋階段を上がり、2階に行くと、シャワー室、居室、心理士の面接室、エドューケーターの部屋がある。シャワー室（写真右2枚）には、3つのシャワーがある。



居室は共同で、個室はない。3人部屋が2つ、2人部屋が1つある。3人部屋は、20㎡ほどの広さである。カラフルなリネンで整えられたベッドが3台置いてある。施設長によると、理想は2人部屋だが、スペースの関係で3人部屋になっている。

エドューケーターの部屋には、2段ベッドがある。しかし、夜間は1人のエドューケーターだけで見守りをしている。



3階に行くと、屋根裏部屋のような部屋がある。くつろぐための部屋とのことで、ゲームや本格的なトレーニング器具が設置されている。パソコンが置かれた勉強部屋もある。1週間に1回、外部から学習指導の先生が来る。

## 16. ピエール＝ジョルジョ＝フラサティ小学校（不登校支援）

### École primaire privée Pier Giorgio Frassati

オンライン日時：2022年1月6日（木）17:00-19:00（日本）・9:00-11:00（フランス）

所在地：57 Av. de Lorraine, 78110 Le Vésinet

応対者：Mr Maxime MICHEL（校長）<sup>32</sup>



本小学校の視察は、初日の初回の視察先だった。緊張しながら時間を迎えたが、校長先生が協力的に受け入れてくださり、よいスタートが切れた。視察の始まりはオンラインでの学校内外の見学。小学校の近隣から映像が始まった。静かな郊外らしき住宅地の中にある。周囲の住宅地に馴染む広い一軒家のような外観は、小学校のイメージよりもアットホームな雰囲気がある。「通う」というより「帰る」という言葉が似合いそうで、気負わずに登校できそうな印象を受けた。

## 1. 概要

不登校支援を専門とした私立小学校である。公立学校での授業についていけなかったり、不登校状態になったりした子どもが通う。学力に応じてクラスを編成し、子どもが自信と学ぶ喜びを持って元の学校に戻れるようにサポートしている。国民教育省から認可を受け、フランス公教育要綱の枠組みの中で、独自の教育プログラムを実施している。

### （1）運営

この小学校の運営母体は、アブランティ・ドトイユ（Apprentis d'Auteuil）という公益財団法人である。本財団法人は、他にも児童福祉施設や保護者支援、未成年単身移民支援、職業サポートなどを行う児童福祉に関連した支援団体を持っている。国民教育省からも運営資金が出ている。

### （2）スタッフ

ミシェル氏は12年前に教員として着任し、3年前に校長に就任した。

スタッフは15人。教員以外のさまざまな専門家（アートセラピスト、サッカーコーチ、エデュケーターなど）も子どもたちを支援している。また、ボランティアスタッフもいる。

### （3）通学してくる生徒

生徒数は70人。そのうち約20人の生徒がASE（児童社会扶助機関）から紹介され、通学している。毎年35～40人が元の学校に戻っていく。

## 2. 目的

子どもたちのゴールは「1日でも早く元の学校に戻る」ということである。在学期間が長引くほど、復

<sup>32</sup> ミシェル校長はもともと施設職員である。12年前の着任当時、学校の生徒は、主に母体法人が運営するMECSの子どもたちであった。その後、学校生活や学習に問題を抱える子どものために特別な教育を行う方針に転換した。学校名もMECSの施設と同じだったが、施設の付設校でないことをアピールするために変更したという。

帰に苦勞するため、2～3年以内での復歸を目指している。

### 3. 教育理念

この学校の教育理念は、個々の問題に寄り添うことである。フェルナン・ウリの教育論「制度による教育学」を基に、子ども主体の学校運営を行っている。毎週の学級会で学校生活について議論するが、普通の学校とは逆で、進行は子どもたちが行い、大人はフォロー役に徹する。

特徴は子どもと大人の関係性にある。子どもたちは大人との関係性で難しさを感じてきた。ここでは、大人は上からではなく、子どものサポーター、パートナーとしての関係になる。

### 4. 教育活動

公立小学校で授業についていくことができなかった子どもや不登校状態になった子どもに、自信を持たせ、さまざまなスキルアップをさせることを目的としている。特に配慮している点は次の3つである。

#### (1) 学習以外の活動

不登校になった子どもたちは、学習に対する意欲や自信を失っていることが多い。そのため、すぐには学習を始めず、自分が興味や関心を持つ活動を選択し、参加する。音楽やスポーツ（サッカー）、料理、アート、演劇などの活動が用意されている。好きなことを楽しいと感じ、成功体験を積み重ねて、意欲や自信を回復していく。それから学習に取り組み始める。

#### (2) 学習

年齢ではなく、フランス語のレベルに応じたクラス編成である。1～5レベルにクラスを分けている。1クラス10～16人で、目標レベルに達するといつでも次のレベルのクラスに移行できる。また、5つのクラスに加えて、個別に学習支援を行う特別クラスもある。

授業の選択や時間割は個別にプランニングされるため、子どもたちはそれぞれ個別に教室を移動し、授業や活動に参加している。

#### (3) 保護者支援

家族や保護者にはそれぞれさまざまな背景がある。個々の家族や保護者を支えることが子どもの支援を支えるという考えのもと、保護者支援も重視している。学校と親、親同士の関係が重要なので、保護者会、ピクニックなどの親子行事、茶話会などを通して繋がりを持つ。また、必要に応じて保護者面談も行っている。



教室の壁は黄色やエメラルドグリーンなどカラフルで、クラスは和やかな雰囲気だった。



## 5. 子どもと親の実験室

伝統的なフランスの学校システムから抜け出したのがこの学校であり、私立だから自由度の幅が広い。子ども1人ひとりのために、教育方針・学校活動などについて議論し、試しながら実践できる。ミシエル校長は学校を「子どもと親の実験室」と呼び、教員にはイノベーションをやってほしいと考えている。

## 6. マティス君(10歳)へのインタビュー



ミシエル校長が、在校生へのインタビューを設定してくれた。マティス君は恥ずかしそうにしながらも、質問にしつかりと答えてくれた。

### 本人について

マティス君は、4年前、学校や家庭で問題行動があつて通い始めた。当初は半日だけ通学していたが、現在は丸1日通学している。これは大きな成長である。もともとの問題は多動、感情のコントロール困難だが、現在は服薬で抑えている。

Q. なぜ、この学校に来ることになったの？

A. 普通の学校にいたが、自分の態度が原因で先生が対応できなくなってきた。元の学校に戻ることを目標にしている。

Q. この学校で何を学んでいる？

A. 前は料理を中心に行うクラスだった。そこで集中することを学んだ。クラスによって特色があるので、それぞれのクラスでさまざまな学びがある。

Q. どんなことが好き？

A. 学校ではサッカーをするのが好き。家では宿題をするのが好きで、ゲームをするのも好き。一番好きなのは、友だちとかくれんぼをしたり、新しい遊びを創ったりして遊ぶこと。

Q. どんな宿題が好き？

A. 数学が好きなので、宿題も数学が好き。中学生のお姉ちゃんの宿題も、好きで手伝ったりする。でも、フランス語の宿題はあまり好きじゃない。

Q. 将来なりたいものはある？

A. いろいろと考えていて、今は軍人になりたいと思っている。でも後で変わるかもしれない。いろいろ考えている。

Q. この学校に来てよかったと思うことは？

A. この学校の大人たちと出会えたことがよかった。学校の大人たちが好き。困ったらすぐにサポ

ートしてくれるところがいいと思う。

### **参考資料**

École primaire privée Pier Giorgio Frassati. <https://www.apprentis-auteuil.org/etablisements/ecole-primaire-pier-giorgio-frassati> (2023年7月20日閲覧)

## 参考

### フランスの学校教育制度

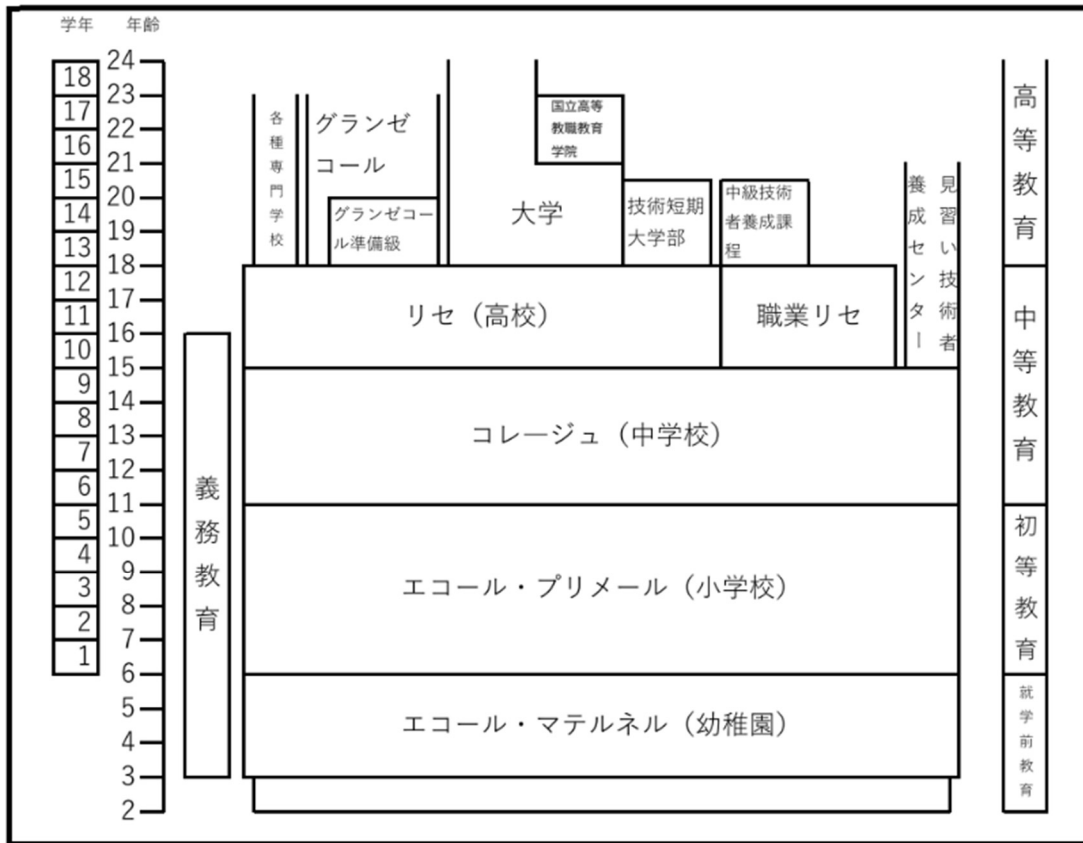
日本とは大きく違うフランスの学校教育だが、まず、公立学校は高校まで無償であり、大学は年 3 万円程度の負担である。新年度の開始は 9 月で、入学式、運動会、授業参観などの日本の学校行事のようなものはない。小学校の間は保護者の送迎で登校する。学校の休みとして、長期休みが年間 5 回（カトリック諸聖人の休暇、クリスマス、冬休み、イースター、夏休み）ある。親は、子どもの長期休暇に合わせて有給休暇を取り、バカンスに行く習慣がある。

余談ではあるが、フランスでは年間 5 週間程度(25~30 日)の有給休暇が法律で保障されている。日本でも年間 20 日が保障されているが、すべて使い切る人は多くない。一方で、フランスでは有給休暇は翌年に繰り越すことができず、休暇消化率は 100%で、当然の権利として社会全体に浸透している。

フランスの義務教育は 3 歳から 16 歳の 13 年間である。2019 年に義務教育の年齢が 6 歳から 3 歳に引き下げられたが、教育の開始時におけるフランス語の習熟度の差が高校進学にまで影響を及ぼす、という研究結果がその背景にあり、教育格差によって社会的な不平等が生じることへの対策となっている。また、飛び級と留年の制度がある。日本で留年というとややネガティブなイメージがあるが、学年終了時点で一定水準習得できているという平等性を重んじている。ただし、専門学校や高校も無料であるため、何度もやり直しをして学費が嵩むことや、就職できず社会的コストが発生することも指摘されている。

初等教育から高等教育までのしくみを簡単に紹介する。

## <フランスの学校制度>



### ○幼稚園 (École maternelle エコール・マテルネル)

入園までにおむつがとれていることが必須条件である。遊びのなかでフランス語や数え方、英語などを学ぶ。幼稚園であっても、発音などにつまずきが見られると、すぐにでも発音矯正のプロによる指導を勧められる。

### ○小学校 (École primaire (エコール・プリメール) / 中学校 (Collège コレッジ)

小学校は5年制である。小1は教育課程の準備期間としてフランス語と簡単な算数が中心になり、他の教科の学習は小2から開始される。職員は専門分業制をとり、教員は教科担当のみで、ソーシャルワーカーや教育相談員、心理士、看護師などが家庭とのやり取りや他機関連携をする。(中学校になるとさらに細かく専門分野が分かれる)。前期中等教育として4年制の中学校(コレッジ)がある。日本のような高校受験はなく、高校進学は進路志望の決定後に、学校の会議で決定する。公立と私立によって特色がある。

### ○高校 (Lycée リセ)

後期中等教育には普通高校(リセ。3年制)、職業リセ(2~3年制)などがあり、それぞれでバカロレア(baccalauréat)を取得することができる。

バカロレアとは中等教育修了と高等教育進学を併せて認定する国家資格である。高等教育機関に入学するためにはバカロレア取得試験に合格し、同資格を取得しなければならない。大学入試はな

いが、バカロレアの準備があるため、高校1年から学業は非常に大変である<sup>33</sup>。

## ○高等教育機関

国立大学、グランゼコール（高等専門大学校）、私立学校などがある。

## 参考資料

文部科学省フランスの学校系統図.

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/015/siryo/attach/1374964.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/015/siryo/attach/1374964.htm)

Ministère de l'Education Nationale et de la Jeunesse. Baccalauréat général, technologique et professionnel : modalités de passage des examens en 2021 (国民教育省.一般・技術・職業バカロレア : 2021年の試験に合格する方法). <https://www.education.gouv.fr/baccalaureat-general-technologique-et-professionnel-modalites-de-passage-des-examens-en-2021-323144>

フランス政府留学局(Campus France) 高等教育の種類.

<https://www.japon.campusfrance.org/ja/les-differents-types-d-etablissements>

(すべて 2023 年 7 月 15 日閲覧)

---

<sup>33</sup> 2021 年以降、バカロレアは、筆記試験の結果だけでなく、高校での成績と内申を評価対象として新たに加えるようになった。

## 17. ソレンの家（青少年の家）

### Maison de Solenn MDA (Maison des Adolescents)

オンライン日時：2022年1月24日（月）22:15-24:00（日本）・14:15-16:00（フランス）

所在地：97, boulevard de Port-Royal, 75679 Paris

応対者：Dr. Marie-Rose MORO（児童精神科医、創設者・代表）



代表のモロ医師は、乳児や子ども、青少年、移民の子どもたちのケアを行っている。またフランスとヨーロッパの民族精神医学や多文化間精神医学の第一人者でもある。モロ医師は多忙な中、限られた時間で青少年の家の概要と、ソレンの家の事業内容を丁寧に教えてくださった。

## 1. 概要

### （1）ソレンの家について

コシャン病院内に付設されている医療治療型 MDA（青少年の家）である。施設の名前は、摂食障害で亡くなった少女「ソレン」の名前にちなんで名づけられた。

利用者の料金負担は原則として無い。利用にあたっては、事前予約や親の同意も必要ないが、入院が必要となった場合には、親の同意が必要である。また、事前予約は 10～19 時の間に受け付けている。ソレンの家の応接時間は、月～金曜日の 10～18 時である。

また、大学病院であるコシャン病院は「治療・教育・研究」を使命としている。ソレンの家では、その理念を共有し、学生に対する児童精神科領域の教育や、大学との共同調査研究、発表などを積極的に行っている。

### （2）施設環境

パリ南部の 14 区に位置し、周囲に病院や大学などの教育機関が比較的多くある。また公園など緑地化された場所も多い。コシャン病院はパリ市内の 3 か所に分散しており、ソレンの家はコシャン病院・ポートロワイヤル(Port-Royal)にある。

### （3）スタッフ

ソレンの家には約 100 名のスタッフが勤務しており、それぞれの子どもの悩みや症状に応じたケアを行っている。

ホームページによれば、小児科医、児童精神科医、摂食障害専門医、内分泌科医、看護師、心理士、ソーシャルワーカー、ケアワーカー、栄養士、エドゥケーター、教師、ワークショップ担当職員、事務員などが勤務している。

### （4）設備、リソース

入院が必要と判断された子どものために、精神科 10 床、小児科 10 床の計 20 床の入院設備を備えている。入院には、週 1 回、朝来て夕方帰る日帰り入院のような形態もあれば、最長 6 か月までの宿泊入院の形態もある。その他、若者のさまざまなニーズに対応するための「アドコシャン(Réseau-adocs.chin)」という支援ネットワークがあり、1,000 人近くの専門家が参加してソレン

の家に助言などを行っている。

## (5) 運営

創設にあたっては、当時、シラク元大統領夫人が代表を務めていた財団（La Fondation Hôpitaux de Paris-Hôpitaux de France）から支援を受けた（現在の代表はマクロン大統領夫人）。財源は、病院の治療費や社会保障費、ASE（児童社会扶助機関）から委託された子どもの委託科、教育研究事業に関する大学からの予算、移民支援に関するパリ市補助金、寄付金など多岐に渡る。また摂食障害の娘を持つ有名家族からの財政的支援も受けている。

連帯・保健省がまとめた 2013 年の MDA 報告書によると、フランスにある 10 か所の MDA の年間予算は、1 か所あたり 9.5 万～18.5 万ユーロと、活動内容や施設規模によって開きがある。

### 青少年の家(MDA : Maison des Adolescents)とは

11～25 歳の青少年に対して、主に精神面におけるケアを行う施設である。青少年は親の同意が無くとも無料で利用できる。学校からの紹介で利用されることが多い。精神面の治療を行う病院や CMP（心理医療センター）と異なる点は、①予約をしなくても青少年が利用できること、②複数の専門職が集まった機関であることであり、これらが MDA の特徴にもなっている。MDA は、(1)「医療治療型」と(2)「社会福祉型」の 2 種類に分けられ、(1)は病院など医療施設に付設され、入院病床を有する場合が多い。全国に 55 か所ある。(2)は主に県の財源によりアソシエーションが運営し、全国に 45 か所ある。

1999 年に Le Havre という街で最初の MDA ができた。2002 年にフランスの一部の青少年が摂食障害や依存症、自殺企図、慢性疾患、性的リスクなどの危険に曝されているとの調査結果が発表されたことにより、青少年を対象にした地域医療の発展を目的に 2004 年 10 月 28 日法が制定され、MDA が急速に普及した。その他、青少年医療ケアの改善が盛り込まれている 1988 年 3 月 16 日法、2004 年 10 月 28 日法、2006 年 3 月 31 日法を根拠法としている。フランスの 101 県すべてでの設置を目指し、まずは各県の主要病院に設置が打診され、難しい地区では社会福祉型の MDA が設置された。現在は人口密度や必要性に応じて設置されている(17 地区は未設置)。モロ医師によれば、「MDA が普及し始める 2000 年代までは、地域に点在する公立の CMP が児童精神医療の窓口となっていたが、CMP は外来治療機関であり、青少年たちが気軽に相談できる場所とは言い難かった。また、CMP のみが受け皿となるには限界があった。一方、ソレンの家を含む MDA は青少年に特化した外来や入院設備があり、さまざまな専門職が集まっているため、青少年の症状に対する評価と治療から治療者の教育や研究まで、青少年に関わる全ての側面に携わることができる。CMP は診療予約をしても数か月待ちの状態であるため、予約の必要がない MDA を利用する青少年は多い。MDA は、CMP と補完的な関係にある」とのことだった。

MDA に関する報告書によると、MDA は予防を含めた入口のケアを担い、早期発見・早期対応を行うことで、症状や状況の深刻化と児童の長期入院治療を防ぎ、社会的費用の削減を図ることができるとされている。

## 2. 事業内容

### (1) 対象

ソレンの家では 11～17 歳までの子どもを対象としている。主訴は、精神科では摂食障害、自殺企図、うつ状態、学校恐怖症、不安神経症などである。小児科では肥満、糖尿病、原因がわからない身体症状などである。また、未成年単身移民や国際養子縁組の子どもの心のケアも行っている。一日に約 50 件の問い合わせや相談の電話があり、10～12 名の子どもが予約無しで相談に訪れる。年間約 3,500 人の子どもの診察を行っている。子どもだけでなく、その親やきょうだいに対する支援も行っている。

## （２）子どもに応じた治療計画の策定

ソレンの家を訪れた子どもには、看護師等による相談を経て、個々に応じた治療計画が立てられる。計画から治療の実施に至るまで、青少年自身の意思はもちろんのこと、親の協力も非常に重要である。治療プログラムには、スピーチ・セラピー、運動、瞑想、演劇、アートプログラムなどがある。症状が重いケースには、社会的アプローチに加えて、投薬治療や入院治療を用いる。入院児に対しては、病院内で教員免許を持つ教師、またはボランティアの教師が勉強を教える。

## （３）グループ活動を通じた子どもや家族の支援

個別支援もさることながら、子ども同士によるグループ活動や、その親やきょうだいに向けたグループ活動も行っている。

### 【グループ活動の例】

- ・摂食障害を持つ子どもの親のグループ活動（月曜 17:30-19:30）
- ・摂食障害のきょうだいを持つ人（年齢制限無し）のグループ活動（毎月第1火曜 18:00-19:00）
- ・子ども同士（13～18歳）のグループ活動（木曜 18:00-19:00）
- ・入院児同士のグループ活動（木曜 9:00-10:00）

## 3. 現状と課題

### （１）コロナ禍による影響

子どもが抱える悩みに対応することで、自殺者や行動障害の子ども数は一旦減ったが、昨今のコロナ禍による影響で、その数もまた増えつつある。

### （２）ケアニーズの高い児童への対応

18歳未満の子どもを閉鎖病棟に入れるのはフランスの法律で禁止されているため、自殺願望や行動障害の子どもであっても一般病棟でケアを行い、見守りの職員を多く配置している。入院は、子ども自身の決断で行われる。親の同意が得られず、司法判断による入院もあるが、稀である。

## 内部の様子

家庭的な雰囲気でもアートギャラリーなどもある。青少年の家は地域の学校や病院によく知られている。モロ医師がメディアによく登場することもあり、多くの青少年が訪れる。忙しい中でも質の高いケアを提供していくことが課題とのことだった。



(写真はホームページより <http://www.maisondesolenn.fr/le-lieu/>)



## 参考資料

MDA Maison de Solenn. <http://www.maisondesolenn.fr/> (2023年7月22日閲覧)

MDA Maison de Solenn. Projet médical et de soins (医療・ケアプロジェクト).

<http://www.maisondesolenn.fr/IMG/documents/4d3eb922dee39-projethdjversion8.pdf>

(2023年7月22日閲覧)

Laelia Benoit, Patrick Cottin, Marie R Moro. (2018) . What is a "Maison des Adolescents"? A history of integrated youth health care services in France. WILEY.

Harf A, Moro MR. Houses for Adolescents (Maison des adolescents) . The International Association of Child and Adolescents Psychiatry Bulletin (IACAPAP) 2009; 23 : 13.

## 18. CMP（心理医療センター）のソーシャルワーカー カリンさん

オンラインインタビュー：2022年1月21日（金）

21:00-23:00（日本）・13:00-15:00（フランス）

今回の視察では、当初の予定になかったものの、安發明子氏の紹介、仲介によって、インタビューの機会を得たので、以下に概要を報告する。

インタビューの内容は、以下のとおりだが、生き生きと話される姿が印象的な方だった。フランスでは社会的信念を持ち活動や議論をする人を「ミリタン」（日本語に訳すと運動家）と呼ぶとのことだが、カリンさんはまさしく「ミリタン」と呼ばれるにふさわしい人だったように感じられた。



インタビューの報告の前に、CMP（Centre médico-psychologique）（心理医療センター）について簡単に説明する。

フランスの精神医療は、WHO が推奨するセクター<sup>34</sup>と呼ばれる 7 万人ほどの人口で区切られたエリアごとに提供されている。精神医療の入り口は CMP が担っており、受診のために、まずそこに行き、そこでデイケアや入院ケアなどに紹介される<sup>35</sup>。CMP のサービスは無料で、経済的に厳しい状態にあっても、利用することができる。

CMP には子どもを対象にしたものと、成人を対象にしたものがある。子ども対象では、学校場面において、心理面で心配だけでなく、他児にいやがらせをするような行動面で心配や、学習面で気になることなどがあると、CMP の受診を勧められるようである。その結果、パリ市内の CMP は常に予約待ちの状態、診てもらうまでに数か月待たないといけないようである（今回の視察先であるフラサティ小学校で、緊急の場合には有料の民間医療機関を利用したり、つながりのある医師に頼ったりしなくてはならないとも聞かされた）。

Q. ご自身について教えてください。

A. 現在はパリ近郊の CMP でソーシャルワーカーをしています。それ以前は社会福祉事務所（Centre d'Action Sociale）で地区のソーシャルサービス（Service Social de Proximité: SSP）を行うソーシャルワーカーとして、住民のさまざまな相談に乗っていました。住居の問題を抱えている方が多く、転居先探しをよくしていましたが、転居先が見つかった後も福祉事務所に相談に来られる方がいました。住居探しは実はきっかけにすぎず、その背景にはさまざまな問題を抱えていましたが、当時はそれに気づくことができませんでした。

<sup>34</sup> 人口 6 万 7,000 人を一つの地域としてそれぞれの地域ごとに、入院病床をはじめ精神医療に必要な施設を配置している制度。入院医療から地域医療に舵をきるため、1960 年代から導入された。入院治療は急性期に限定し、原則的に地域で精神病患者を支える。同じ治療施設・治療チームが、あらゆる患者に早期発見、院外治療、入院治療、入院後のフォローなど治療の継続を保証するシステムである。地域医療を推し進めても、現実には地域医療の枠組みでは支えきれず、長期入院を必要とする重症精神病患者にどう応じていくかという課題がある。

<sup>35</sup> 12 種類の治療構造がある。非住居型治療構造としては、①心理医療センター CMP、②常時受け入れセンター、③デイケア、④治療的アトリエ、⑤部分的治療的受け入れセンター CATTP、⑥自宅入院医療施設がある。住居型治療構造としては、①入院ユニット、②危機入院センター、③夜間入院、④治療的アパート、⑤治療後受け入れセンター、⑥治療的里親制度がある。

Q. フランスの児童福祉の現状について、どう思われますか。

A. 何もかも足りていません。日中に通う病院も待機期間（数か月）が長く、ソーシャルワーカーは忙し過ぎます。また、CMPのように子どもの周りにある関係性などに対して包括的にアプローチするサービスの存続が危ぶまれるようになっていきます。背景には、脳の発達に注目した学習障害への支援など、特定の問題解決に特化したアプローチが優先され、そちらに予算が割かれているという最近の動向が影響しているのではないかと思います。

Q. 今後の自身の取り組み、方向については、どのようにお考えでしょうか。

A. 今、心理学の勉強をしています。特定の問題に特化したアプローチではなく、子どもの周りの関係性に配慮したり、学校などへの橋渡しをしたりするなど、もっと包括的な支え方が大切だと感じています。そのため、精神分析学を学び、親の文化と子どもの文化の違いなどを踏まえて、ソーシャルワーカーとしてさらに成長したいのです。自分にとっては、人間について知りたいと思うこと、人と一緒に考えること、人と出会うこと、それらが根本にあります。

## 参考資料

松田晋哉. (1996) .フランスの医療制度とその動向. 医療経済研究, 3, 143-156.

大島一成・阿部又一郎. (2012) .フランスにおける成人の精神科治療システムと法律—非自発的入院についての臨床的考察と提言—. 精神神経学雑誌, 114(4), 396-407.

篠田道子. (2011) .フランスにおける医師と看護師の役割分担—看護師の「固有の役割」を中心に—. 海外社会保障研究, 174, 30-41.

和田央. (2008) .「セクター制度の現状と日本の精神医療との比較」

多賀茂・三脇康生編. (2008) .医療環境を変える—「制度を使った精神療法」の実践と思想. 京都大学学術出版会, 64-69

## 19. ロベール・ドゥブレ大学病院内移動チーム（児童虐待対応チーム）

エキップ・モビール・エスパー

Hôpital Universitaire Robert-Debré Equipe Mobile ESPER

オンライン日時：2022年1月13日（木）17:00-19:00（日本）・9:00-11:00（フランス）

所在地：Bd Serurier, 75019 Paris

応対者：Dr Tania IKOWSKY（責任者、小児科医）

Mr Rodrigue LAPORTE（ソーシャルワーカー）



病院のホームページやインターネットで視察先について調べても、ほとんど情報がない状態であったが、取り組みについて、終始穏やかな表情で丁寧に話していただき、理解することができた視察だった。

イコフスキー医師（左）とラポルト氏

### 1. 概要

病院内の複数の診療科にまたがり、児童虐待などの危険な状況にあることが疑われるケースに対応をし、各科のスタッフに対して研修や助言とサポートを行う機動力のある多職種協働の組織である。「エキップ・モビール」という名称は、児童虐待に対応するチームだけではなく、終末期医療に対応する学際的なチームにも使われている。「Equipe」はチーム、「Mobile」は移動する、機動力があるという意味である。

#### （1）設立の経緯

医療現場では20年前から児童福祉への関心が高まっていたが、医師や医療関係者の声は、社会や政治に十分に届いていなかった。2020年4月、コロナ禍において児童虐待が注目を浴びたことをきっかけに、小児科を中心に特別なチームが作られて対応を始めていたが、2021年4月に正式にエキップ・モビール・エスパーとして発足した。

#### （2）財源

PACTESのスポンサーである財団Fondation des Hôpitalから、年間20万ユーロの資金援助を受けているが、資金繰りは厳しい。

#### パクト（PACTES）とそのプロジェクト「エキップ・モビール」

##### PACTES (Parcours Coordonné Territorial pour les Enfants et leur Santé)

PACTES（子どもとその健康のための地域連携）は、虐待を受けた子どもたちの健康状態の改善のため、セリーヌ・ラファエル医師がコーディネートしているプロジェクトである。プロジェクトのスポンサーは、マクロン大統領夫人が会長を務める財団（Fondation des Hôpital）である。

エキップ・モビールは、PACTESが近年、新たに始めた病院内児童虐待対応ユニットプロジェクトである。現在、イコフスキー医師とラポルト氏が勤務するロベール・ドゥブレ大学病院を含むパリの5つの病院、及びブレストとグルノーブルの病院に設置されている。それぞれ、虐待を特定するために訓練された医師、心理士や看護師、ソーシャルワーカーなどから成り、主に各病院内で活動している。

医療関係者からの虐待通告は、これまで5%に過ぎなかった。エキップ・モビールの活動は、医療関係者への虐待に対する啓蒙と確実な対応、及び外部との連携が期待され、今後、各地域の医療機関からの協力要請がくることも想定されている。

## 2. 活動内容

### (1) 児童虐待対応

活動は月～金曜日の午前中。

院内スタッフが身体的、精神的、性的な虐待、DV、児童買春、貧困などにより危険な状態に置かれた可能性のある子どもを発見すると、チームに連絡する。チームは、当該児童の初期評価、行政機関や司法機関への情報提供、その後の円滑な対応のための援助を行う。対応件数は月 40 件ほどである。

援助にあたっては、行政、医療機関、学校、警察、司法機関、アソシエーション（施設、母子保護施設、DVシェルター、性暴力被害者支援施設等）と緊密に連携する。また移民の背景を持ち貧困状態にある子どもも多いため、医療パスポートを発行したり、継続的に無料でケアを受けられるようにしたりしている。

対応をしても救えないケースもある。そのため、院内の小児科医、BPM、検察、CRIP、他のエキップ・モバイルチームが集まる会議を年に数回行い、解決策を探っている。

### (2) 虐待予防活動

親への支援にも力を注ぎ、周産期ケア機関と協議しながら、養育面・医療面でのサポート体制の構築を図っている。

### (3) 院内研修

医師、看護師、ソーシャルワーカーが、幅広い視野を持ち、児童虐待への意識向上を図れるように、虐待の早期発見に向けた研修を実施している。特に新人小児科医への研修を重点的に実施している。

また、虐待死に至らないよう、予防的な観点で検討を重ね、研修を行う。

## 3. チームメンバー

小児科医、小児看護師、ソーシャルワーカーの 3 人で構成されている。今後、虐待を受けた子どもとその親への継続的な援助や、スタッフの心理的な不安に対処するため、メンバーに心理士を加えたいと考えているが、現在はそのための資金がない。

### (1) 医師

児童福祉分野と法医学分野の知見を活かして対応するため、ソーシャルワーカーの評価した内容をもとに、診断と危険度のチェックを行っている。

### (2) 小児看護師

早い段階で予防に関わる。母親の状態を把握し、アタッチメント形成ができているかを確認している。問題があれば、他職種と連携・情報共有を行い、乳幼児が安心して暮らせる環境を整えるべく、月 1 回フォローをし、必要に応じて対応策を協議する。

### (3) ソーシャルワーカー

多職種、多機関と連携を密にし、厳しい状況にある子どもたちを支援する。また、精神的な問題を抱えている子どもも多いため、CMP（心理医療センター）と連携し、予防の段階か、治療すべき段階かのアセスメントをする。支援している子どもの多くは、ホームレスや保護者がいない子ども、不登校の子どもたちである。

## 4. チーム発足の効果

チーム発足以前は、エキップ・モビールが児童虐待対応に役割を果たせるのか疑問があった。というのは、小児科医は危険な状態を発見しても後回しにする傾向があり、施設で働く児童精神科医は多くのケースを抱えて、行政機関へ通告する時間的な余裕がないといった現状があったからである。

しかしチーム発足直後から、虐待の疑いがある子どもを診療した医療関係者から相談が数多く寄せられた。またこのネットワークを通じて、子どもに関わるさまざまな専門職が、共通の話題に対して多角的な視点で話し合えるようになってきた。

## 5. 今後の目標

チームを作る時には、弁護士、看護師、心理士、ケアワーカー、医者等がいるアメリカなどのチャイルドアドボカシーセンターを参考にした。そのような多職種の専門家が協働して子どもを支援する環境づくりを目指している。さらに、小児救急がある病院に共通の虐待対応のガイドラインがあるが、学校や産婦人科等関連施設用のビデオをさらに作成、配布し、児童虐待の早期発見に繋がっていきたいと考えている。

## 参考資料

Hôpital Universitaire Robert-Debré. <https://robertdebre.aphp.fr/>

Assistance Publique-Hôpitaux de Paris (AP-HP 財団) . <https://www.aphp.fr/contenu/hopital-universitaire-robert-debre-1>

Inter France. Maltraitance infantile : "On ne sait pas repérer ces enfants par manque de formation", regrette Céline Gréco (フランスインテル. 「児童虐待：トレーニング不足のため、こうした子どもたちを見分ける方法がわからない。セリーヌ・グレコが悔やむ」)

<https://www.franceinter.fr/emissions/l-invite-de-6h20/l-invite-de-6h20-13-avril-2021>

日本小児科学会,子どもの生活環境改善委員会,子ども虐待院内組織.(2014). 子ども虐待診療の手引き 改訂第3版, 90.

(ホームページはすべて 2023年7月13日閲覧)

## 20. パリ警視庁 パリ地域圏司法警察局 未成年保護部隊 BPM (Brigades de Protection des Mineurs de Paris)

オンライン日時：2022年1月20日（木）18:00-20:00（日本）・10:00-12:00（フランス）

所在地：36 Rue du Bastion. 75017 Paris

応対者：Mr Christophe MOLMY（未成年保護部隊責任者）



視察の一週間前に、映画「パリ警視庁未成年保護部隊<sup>36</sup>」を視聴した。未成年保護部隊警察官の公私にわたる人間模様がリアルに描かれており、衝撃を受けた。実際に BPM を取材して制作されたようだが、モルミー氏によると、現実とは違い、映画はあくまでもフィクションとのことだった。また、応対者のモルミー氏はフランスでは有名人で、パリで起きた同時多発テロの時、襲撃犯が人質をとって劇場に立てこもった事件の総指揮者であった一方で、推理小説家として活躍もしている。

### 1. 概要

BPM（未成年保護部隊）は、未成年者が被害者となる強姦、強制わいせつ、虐待、売春あつせん、小児性愛犯罪等の事件の捜査と未然防止に取り組んでいる。大きく分けると①家庭内犯罪捜査班、②家庭外犯罪捜査班、③サイバー犯罪捜査班、④その他捜査班（人身売買、児童買春摘発など）の4つの班で編成されている。設立は1945年。BPMという名称の中には「Protection：保護」という言葉が入っており、文字通り保護することが最重要任務である。

### 2. スタッフ

#### （1）人員体制

捜査官は、100名おり、そのほとんどが警察官である。BPMで働くには司法警察官の資格を取得する必要がある、子どもの取り調べを行う訓練を受けている。

捜査チームは9チームに分かれており、1チーム8名で構成されている。24時間体制でチームごとのローテーション勤務だが、夜のみ勤務する人もいる。警察官の60%が女性である。

心理士が1名在籍しており、家族の心のケアにあたる。

1945年の設立当初はソーシャルワーカーが多かったが、時代の変遷の中で、ソーシャルワーカーの役割は薄れていった。今はインターネット犯罪や性的搾取が増加しているため、インターネットによる子ども犯罪のエキスパート集団になっている。

#### （2）課題

BPMメンバーの平均在籍年数は6～7年と短い。子どもの性被害、虐待に関わる仕事は、精神的に摩耗するからである。特にサイバー犯罪担当部署は、四六時中ポルノ画像と向き合わなければならない。業務として定期的に外部の心理士によるメンタルヘルスのケアを受けなければならない。

<sup>36</sup> 2011年のフランス映画。パリ警視庁で様々な犯罪から未成年を守る未成年保護班の警官たちの姿描いた作品。第64回カンヌ国際映画祭で審査員賞を受賞している。

### 3. 犯罪の種類と傾向

子どもに関する深刻な犯罪ケースを扱うのが BPM である。子どもが殺されたケースが一番深刻である。子どもへの殺意があるものと、そうでないものにはっきり分けられる。年間 2,000 件のケースを扱い、昨年は性暴力に関する案件だけで 400 件あった。

BPM に通報されたケースについては、当事者、近親者の取り調べを迅速に行い、対応する必要がある。隣人などできるだけ多くの人から情報収集を行い、立件のための証拠を固めていく。

主な犯罪の種類は以下の通りである。

#### (1) 家庭内犯罪

- ①深刻な教育的体罰。多くはないが、教育的体罰で死に至ってしまった場合、またそれに近いことが起こった場合は、殺意があったと判断される。
- ②揺さぶられっ子症候群。結果的に子どもが亡くなったケースとして扱う。パリでは年間 5~6 件と少ない。背景として啓発活動が行われており、その効果が出ていると考えられている。
- ③性暴力。なかでも近親姦を最も深刻な犯罪として扱う。

#### (2) 家庭外犯罪

家庭外での犯罪が、この 10 年で大きく増加している。特に顕著なのは、10 歳以上の子どものインターネットによるポルノ犯罪への関与（加害と被害）である。子どもたちは大人の真似をしているという認識で、ことの重大さを理解できない。インターネットや SNS の普及により、親の目が届かない状態で、未成年の犯罪が行われている。

また、以前にはあまりなかった未成年間の性暴力、レイプも増えている。学校内でグループでレイプを行い、それを録画して脅迫するケースもある。スマートフォンの登場で子どもの犯罪は大きく変わってきている。

#### (3) サイバー犯罪

SNS を使った女子の売春行為が問題になっている。未成年と偽って子どもと親しくなり、ヌード写真を送らせ、その写真を使って脅迫するようなケースが増えている。

インターネットによる性的搾取の検挙数は、2013 年には 12 件だったが、最近では年間 60 件のぼっている。

#### (4) その他の犯罪

パリでは、北アフリカ地域出身の移民による犯罪が問題となっている。特にパリの北エリアで深刻である。彼らは身分証明書がなくて年齢がわからなかったり、名前を複数もっていたりするので取り締まりが困難である。フランスでは、写真を撮る、指紋をとることは強制できず、取り締まりができない要因の一つになっている。更生施設に入所しても、施設から抜け出し、何度も犯罪を繰り返す。ひったくり、泥棒、脅迫、薬物使用も多い。出身国の警察官を呼んで取り締まる対応をとっている。



#### 4. その他

2009年、家庭内暴力のケースに早期介入、対応できるよう、BPMは名称をBPF (Brigade de Protection de la Famille：家族部隊)に変更したが、パリ市ではBPMが例外的に存続し、BPFと並存している。パリ市のBPFは各区に配置され、夫婦間DV等の家族問題に対応している。BPMは家族、子どもという区別ではなく、特に重篤なケース（命にかかわること、家族間性的暴力など）を扱う。BPMとBPFとで扱うケースが区別されている。

#### 参考資料

BPF(家族部隊). <https://www.police-nationale.net/brigade-protection-famille/> (2023年7月20日閲覧)

映画『パリ警視庁:未成年保護部隊』(原題 Polisse). (2011).監督マイウエン. 製作国フランス.  
ONPE. (2021). Chiffres clés en protection de l'enfance au 31 décembre 2019.

## BPM 見学

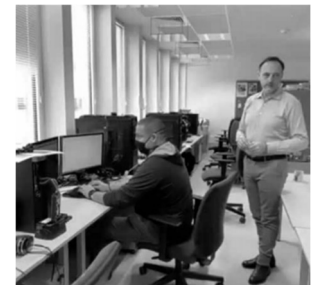
BPM は、パリ市北西部の 17 区に位置する。パリ地方圏司法警察局（パリ DRPJ）の本部がある 8 階建て建物の 3 階にある。



まずは、7 歳までの子どもの取り調べを行う部屋を見学する。おもちゃなどは一切ないが、取調室のように感じられない。取り調べ中にパソコンで記録をとることはせず、ビデオ録画をして、後で子どもの態度を確認し、記録を整理する。取り調べは、子どもの集中力を考慮して 30 分以内で終わるように配慮している。室内には性別の違う人形があり、その人形を使って起きた出来事を再現できるようにしている。また、マジックミラーの裏側の部屋に捜査官、心理士もおり、場合によっては面接中のスタッフに指示することもある。被害者だけでなく加害者の子どもの取り調べをすることもある。



次に、サイバー犯罪担当部署を見学する。広い部屋にはパソコンが何台も並び、インターネット犯罪に関する押収品を分析している。証拠（児童のポルノ画像など）はすぐに出てこず、たいていは隠してあるので、この部署で押収品を詳しく分析する。インターネット犯罪については、フランス国内だけでなく海外の機関とも連携し、国内外の犯罪者の特定や検挙にあたる。それとは別に、リアルタイムで児童ポルノ画像をダウンロードしている人をインターネット上で見つけて、捜査や逮捕に向けた活動もしている。また、捜査員が子どもなどになりすまして、インターネットサイトで犯人を突き止めることもしている。児童ポルノ犯罪にはインターネットが大きく影響しており、サイバー犯罪担当部署は非常に重要な部署となっている。



（写真下左）押収品のスマートフォンの分析している様子  
（写真下右）児童ポルノ画像をダウンロードしている場所が表示されている（濃い色のポイントは件数が多い）

## V 資料

1. 調査報告書 パリ児童社会福祉扶助サービス Aide Sociale à l' Enfance (ASE)
2. パリ市 児童の虐待等防止および保護に関する重要データ (2021 年)
3. 子どものためのプロジェクト・子どもの支援状況報告書 様式案
4. MobyPsy75 のサービス案内

目次

1. パリ市(県)におけるASEの位置づけ.....3  
 パリ市の組織：.....3  
 連帯推進部の組織.....4  
 予防・児童保護局の組織.....4  
 2. ASEの組織体制.....5  
 3. ASEのスタッフ体制.....5  
 4. ASEの管轄規模.....5  
 5. ASEの対応件数.....6  
 6. ASEの年間予算.....6  
 7. ASE分署2か所の対応件数.....6  
 8. スーパービジョン体制.....7  
 9. ASEの任務.....7  
 支援方針の策定：.....7  
 分離・在宅措置中の子供と親へのサポート：.....7  
 関係機関との連携.....7  
 10. ASEのワーカーについて.....8  
 11. ASEと他機関との関わり.....8  
 民間児童養護施設、在宅支援を行う団体との関わり：.....8  
 医療機関との関わり.....8  
 CRIP75（憂慮情報収集室）との関わり：.....9  
 他の機関との関わり.....9  
 12. パリ市のASEの特徴.....9

# 調査報告書

## パリ児童社会福祉扶助サービス

### Aide Sociale à l'Enfance (ASE)

※パリの児童社会福祉扶助サービス(ASE)の概要について、第46回資生堂児童福祉海外研修において通訳を務められた大町典子氏（パリ在住）に調査を依頼した。

報告者	大町 典子（通訳）
調査日	2022年12月19日
調査協力者	- パリ市連帯推進部 予防・児童保護局 児童保護政策研究課 研究員 アナイス・ダッシー氏（Ms Anaïs DASSY） - パリ市連帯推進部 社会福祉児童保健局 児童福祉課 地域住民係 係長 イマン・エル＝バカリ氏（Ms Imen EL BAKKALI）

1. パリ市(県)<sup>1</sup>における ASE (Aide Sociale à l'Enfance) ; 児童社会福祉扶助サービス) の位置づけ

- パリ市連帯推進部 予防・児童保護局 児童福祉課 地域住民係に属する。
- パリ市内の9か所に ASE の分室が設置されており、うち7か所に住民相談窓口を設けている。

パリ市の組織：

民主主義・市民・地域政策部	Direction de la Démocratie, des Citoyen.ne.s et des Territoires
住民情報・広報部	Direction de l'Information et de la Communication
生活衛生・水道事業部	Direction de la Propreté et de l'eau
文化事業部	Direction des affaires culturelles
雇用対策部	Direction de l'Attractivité et de l'Emploi
宅地建物・交通管理部	Direction de l'Immobilier, de la Logistique et des Transports
自治体警察・犯罪予防部	Direction de la Police Municipale et de la Prévention
法務部	Direction des Affaires Juridiques
エネルギー・気候変動対策部	Direction de la Transition écologique et du Climat
緑地・環境部	Direction des Espaces Verts et de l'Environnement
青少年・スポーツ部	Direction de la Jeunesse et des Sports
人事部	Direction des Ressources Humaines
学校教育部	Direction des Affaires Scolaires
財務・購買部	Direction des Finances et des Achats
住宅部	Direction du Logement et de l'Habitat
情報システム・デジタル部	Direction des systèmes d'information et du numérique
公衆衛生部	Direction de la Santé Publique (DSP)
連帯推進部	Direction des Solidarités
家庭・幼児部	Direction des Familles et de la Petite Enfance
公共施設建築部	Direction des Constructions Publiques et de l'Architecture
都市整備部	Direction de l'Urbanisme
道路管理部	Direction de la Voirie et des Déplacements
市立美術館・博物館	Paris Musées

<sup>1</sup> パリは、市・県の両方の地位を有する

連帯推進部の組織

生活自立支援局	Sous-direction de l'autonomie
地域住民局	Sous-direction des territoires
社会参画促進・社会的排除防止局	Sous-direction de l'insertion et de la lutte contre l'exclusion
人的物的資源局	Sous-direction des ressources
予防・児童保護局	Sous-direction de la Prévention et de la Protection de l'Enfance

予防・児童保護局の組織

人的物的資源課	Bureau des ressources
子どもの権利と養子縁組課	Bureau du droit et de l'adoption
児童保護政策研究課	Observatoire parisien de la protection de l'enfance
子どもの権利擁護課	Mission Droits de l'enfants
児童福祉担当室	Service social scolaire
地域住民係	Service des territoires = ASEの本部
自立・社会参加支援室	Service de l'accompagnement vers l'autonomie et l'insertion
医療支援室	Cellule santé
憂慮情報収集室	CRIP 75
家族支援室	Service de l'accueil familial parisien
市営施設・パートナー管理・運営室	Service des établissements parisiens
民営施設・パートナー管理・運営室	Service des établissements et partenaires associatifs
児童福祉課	Pôle parcours de l'enfant
保護児童担当課	Pôle accueil de l'enfant

## 2. ASE の組織体制

パリ市内に7か所の分署が設置されており、子どもの居住区により管轄が分かれている。

ASE分署	管轄区	人口(2020年)
1 パリ9区分署	1区、2区、3区、4区、8区、9区、10区、17区	45万
2 パリ11区分署	11区、12区	29万
3 パリ12区分署	6区、7区、14区、15区、16区	62万
4 パリ13区分署	5区、13区	24万
5 パリ18区分署	18区	19万
6 パリ19区分署	19区	18万
7 パリ20区分署	20区	19万
人口合計		216万

出典：Populations légales 2020

## 3. ASE のスタッフ体制

- ・ 予防・児童保護局全体の職員数：2,534人
- ・ パリ市連常推進部 予防・児童保護局 児童福祉課 地域住民係の職員数 (ASE分署のスタッフ含む)：約240人
  - 職員の職種：ソーシャルワーカー (assistant de service social)、専門エデュケーター (éducateur spécialisé)、心理士 (psychologue)、家庭経済社会カウンセラー (conseiller en économique sociale familiale)、幹部職員、事務職員
  - うち150人が、ソーシャルワーカー、専門エデュケーター、家庭経済社会カウンセラーの職に従事
  - 残りは、幹部職員と事務職員、心理士
- ・ 平均勤続年数：3~4年

## 4. ASE の管轄規模：

管轄地域	パリ市内全域
管轄地域の人口	2,165,423人 <sup>2</sup>
管轄地域内で子どもがいる家庭	254,798世帯
ひとり親世帯	93,084世帯 (全体の36.5%)

<sup>2</sup> フランス国立統計経済研究所 Insee による統計 (2019年) : <https://www.insee.fr/fr/statistiques/1405599?geo=DEP-75>

## 5. ASE の対応件数 (2021年)<sup>3</sup>：8,844件 (8,678人)<sup>4</sup>

分離保護 (施設・里親)：4,854件	在宅保護：3,990件
<b>18歳未満：3,190件</b> うち保護者の同伴がない未成年移民の件数 <sup>5</sup> ：646件 (全体の20%) (内訳) - 行政措置：301件 - 司法措置：2,889件	<b>18歳未満：3,848件</b> (内訳) - AED 在宅教育支援 (行政措置)：1,409件 - AEMO 施設外教育支援 (司法措置)：2,220件 - SAJE 教育サポートサービス：219件
<b>若年成人 (18~21歳)：1,664件</b> 保護者の同伴がない未成年移民の件数 <sup>6</sup> ：1,046件 (全体の63%)	<b>若年成人 (18~21歳)：142件 (AED)</b>

## 6. ASE の年間予算：4億400万ユーロ (2021年)

内訳	
入所施設措置費、家庭内・施設外扶助費	3億750万ユーロ
人件費 (予防・児童保護局職員および里親の賃金)	7,800万ユーロ
児童虐待防止対策費	1,850万ユーロ

## 7. ASE 分署2か所の対応件数

ASE パリ19区分事務所 (人口18万)	ASE パリ12区分事務所 (人口16.2万)
19区の居住者を対象	6区、7区、14区、15区、16区の居住者を対象
<b>スタッフ体制：</b> - ソーシャルワーカー、専門エデュケーター、家庭経済社会カウンセラー：18人 - 心理士：2人 - 幹部職員：5人 - 事務スタッフ：7人	<b>スタッフ体制：</b> - ソーシャルワーカー、専門エデュケーター、家庭経済社会カウンセラー：9人 - 心理士：1人 - 幹部職員：4人 - 事務スタッフ：4人
年間対応件数：400件	年間対応件数：220~230件

(備考)

・19区：比較的低所得者層と移民が多い地域

・6区、7区、14区、15区、16区：比較的富裕層が多く、移民が少ない地域

<sup>3</sup> 参考：資料2 (2021年)パリ市児童福祉統計 (Donné clés de la prévention et de la protection de l'enfance 2001))

<sup>4</sup> 166人の未成年者および若年成人が「分離保護」(在宅保護)の両方の措置の対象となった。

<sup>5</sup> 保護者の同伴がない未成年移民：Mineur non accompagné

<sup>6</sup> 保護者の同伴がない未成年移民：Mineur non accompagné devenu majeur

## 8. スーパービジョン体制

ASE のスーパービジョンを担当しているのは、AFIREM (Association Française d'information et de recherche sur l'enfance maltraitée) (外部機関) である。AFIREM に所属する専門家が ASE の各分署に生き、スーパービジョンを行う。:

- 職員が実施している支援業務の内容を精査し、評価、指導する。
- 効果的な支援を行うための助言を行う。

## 9. ASE の主な任務:

### (1) 支援方針の策定:

- 子どもと家族と面談する (必要あれば、子どもの学校のソーシャルワーカー等の関係機関と面談)。
- 面談で得られた情報をもとに、支援の方法を策定する。
- 子どもの受け入れ先 (施設) や支援団体(在宅支援を行う機関等) の選定を行う。

### (2) 分離・在宅措置中の子どもと親へのサポート:

- 施設や里親宅、家庭での状況を監視。必要な場合には介入する。
- 担当ワーカー (「レフェラン (réfèrent)») が施設へ行き、子どもと面談する。  
なお、子どもとの面談は、法律により年に最低 1 回と定められおり、必要に応じて面談の回数を増やす。
- 親子関係の改善・継続を図るため、親子面談の機会を確保する (面談は、委託先や里親斡旋事務所等で第三者を交えて行われることもある)。
- 親や親権者とも個別に面談を行う。
- 支援状況報告書 (支援の成果、養育状況、援助の継続または終結の提言) を作成する。
- 裁判へ出廷する。

### (3) 関係機関との連携:

- 子どもの受け入れ先が決定した後、ワーカーが委託先の担当者、子どもと親と共同で「子どものためのプロジェクト (子ども支援計画) (Projet pour l'enfant)」と呼ばれる子ども支援計画書を作成する。<sup>7</sup>
- 「子どものためのプロジェクト」に基づいて、支援が実施されているか監視し、そうでない場合には指導を行う。
- 子どもへの適切な支援が提供されるべく、関係機関と定期的にミーティングを行う。

<sup>7</sup> 参考: 資料3 (子どものためのプロジェクト(Projet pour l'enfant))

## 10. ASE のワーカーについて:

- ① ASE では、子ども一人につき一人のワーカーがレフェラン (担当者) として、支援を行う。
- ② バリでは、一人のレフェランが対応する件数は、平均 25~30 件
- ③ レフェランの職種: ソーシャルワーカー、専門エドゥケーター
- ④ レフェランは、ASE 内の心理士、幹部職員、事務職員と共同で支援業務を行う。

## 11. ASE と他機関との関わり:

### (1) 民間児童養護施設、在宅支援を行う団体との関わり:

- 上述の通り、各 ASE 分署のワーカーが、施設の担当者と密に連絡を取るようになっているため、問題があれば常に ASE が介入できる仕組みになっている。
- バリ市連帯推進部 予防・児童保護局が、児童福祉施設に対し、年 1 回の監査を実施している。

### (2) 医療機関との関わり:

- バリ公立病院連合 (AP-HP)、パリ大学病院精神・神経科グループ(GHU)、サン＝モリス病院グループ精神科 (Hôpitaux de Saint-Maurice) とパリ市連帯推進部 予防・児童保護局とが提携を結び、保護児童に対する心理的支援を強化。
- 特に、サン＝モリス病院グループ精神科は、「MobiPsy75 (モビプシー75)」と呼ばれる ASE 専用の診療所をパリ市内に設置し、ASE の保護を受ける子どもの診療だけでなく、ASE のスタッフに対する心のケアも行い、また、子どもの支援に関する助言を行う。<sup>8</sup>

<sup>8</sup> 参考: 資料4 (MobiPsy のサービス案内)

### (3)CRIP75（憂慮情報収集室）との関わり：

- CRIPで憂慮情報を受理すると、ソーシャルワーカーが対象となった家庭を訪問し、子どもの状態や生活環境につき情報収集を行い、3か月以内に危険度を判定する（＝憂慮情報の評価）。バリの場合は他県と異なり、この危険度の判定が完了するまでは、ASEは介入しない。
- 危険度を判定するのは、ASEのソーシャルワーカーではなく、子どもの学校に配属されているスクールソーシャルワーカー（assistant social scolaire）、子どもの居住区の社会福祉事務所に所属するコミュニティソーシャルワーカー（assistant social à proximité）または、母子保護局（PMI：Protection maternelle et infantile）所属のソーシャルワーカー（PMIワーカーは、6歳以下の子どもの場合に限る）等である。
- CRIPにて、最終的に児童福祉の支援が必要と判断された場合、CRIPからASEに引き継ぎが行われる。
- ASEでの支援が開始した後も、ASEとCRIPとの連携は継続する。たとえば、施設等で子どもが暴力等の被害者となった場合には、緊急の場合を除き、施設がまずはASEに連絡し、ASEがCRIPに通報し、CRIPが警察や司法機関に通報する順序となっている。CRIPが警察や司法機関と捜査情報を共有し、ASEに捜査の進捗状況・結果を報告する。  
（しかし、実際にはCRIPからASEへの報告は遅れがちであるため、ASEが直接警察や司法機関とに捜査情報について問い合わせることが多い）。

### (4) その他の機関との関わり：

- 教育委員会や子どもの通う学校、子ども裁判官ともミーティングを行い、情報共有に努めている。

## 12. バリ市の ASE の特徴：

- ① 保護者の同伴がない未成年移民の割合が高い。ASEの支援を受ける若年成人（18～21歳）のうち、移民が占める割合は63%となっており、他県より高い水準となっている。
- ② 家出をした地方在住の子どもを保護するケースが多い。地方在住の子どもは、バリ市内のターミナル駅で保護されるケースが多く、鉄道警察からASEが連絡を受け、保護をする流れとなっている。バリのASEが、一時保護所で保護し、その後の対応を決める。  
大部分の施設や里親の家が、バリ市内ではなくバリ郊外や地方にある（大都市であるために、不動産価格が高く、十分なスペースを確保するのが難しい）：バリ市内の施設・里親宅で保護されている児童の割合は30%に過ぎず、40%はバリ郊外、残りの30%は地方となっている。  
したがって、ASEの担当者（レフエラン）が子どもに面会するのに、長距離の移動を強いられ、負担が大きくなっている。また、郊外や地方の学校や教育委員会、医療機関との連携も必須となっている。





## 児童の虐待等防止および保護 に関する重要データ(2021年)

本書は、パリ児童保護観測機関（OPPE）が、デジタル・イノベーション・活用部（Service des usages numérique et de l'innovation）、資源局（Bureau des ressources）その他の部局および児童の虐待等防止・保護に取り組むパリ地域の諸機関と協力して作成したものです。

2022年11月21日

お問い合わせ先：[DSOL-OPPE@paris.fr](mailto:DSOL-OPPE@paris.fr)

# 目次

1. 数字で見る虐待等防止の取り組み	5
2. 危険な状態にある（またはそのおそれがある） 児童の探知	9
3. パリで暮らす児童の保護	11
4. 法に抵触した児童	24

## 数字で見る虐待等防止の取り組み

パリ市では、市の家族・乳幼児局 (DFPE) が、パリ家族手当金庫 (CAF)、保健行政局 (DSP) および予防・児童保護局 (SDPPE) の施策と連携した意欲的な虐待等防止策を展開している。

2021年のパリでは、子育て世帯 254,798 世帯のうち 93,084 世帯、すなわち 36.5% がひとり親家庭であった。

市内全世帯の 5.5% に当たる 14,063 世帯が生活保護手当 (RSA) を受給していた。

また、2020年には、離婚家庭を対象に導入された家族手当金庫 (CAF) の社会福祉支援策が、同手当を受給する市内 3,475 の世帯のために実施されている。

### 1.1 子育て支援の仕組みと制度

子育て支援（ヘルプ、サポート）制度は、子どもとその親のウェルビーイングを高め、必要に応じて親の自信と役割、親子の絆やコミュニケーションを回復させることを目的としている。

2020年には、市内 515 か所に子育て支援制度の実施機関があった（うち 314 機関については、パリ都市計画作成室 (APUR) が作成した地図で正確な位置を確認することができる）。



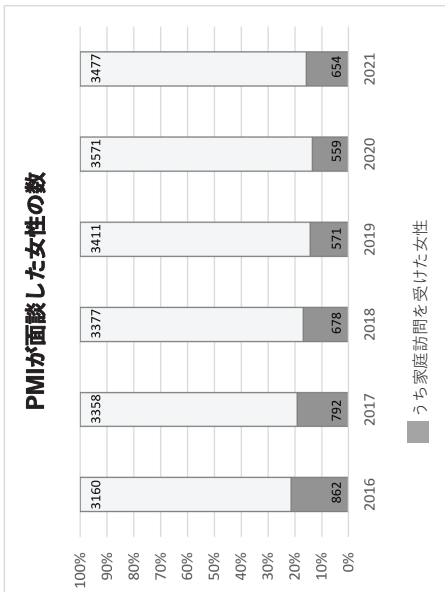
子育て支援制度の実施機関は、その活動内容の如何に関わらず、ひとり親家庭、大家族世帯、福祉住宅の住人、移民世帯、高収入民営医療機関を利用しにくい低所得世帯などが多く北東部の各区に集中していることがわかる。

## 1.2 母子保護局 (PMI) の支援を受けた児童と家族

### 母親の保護

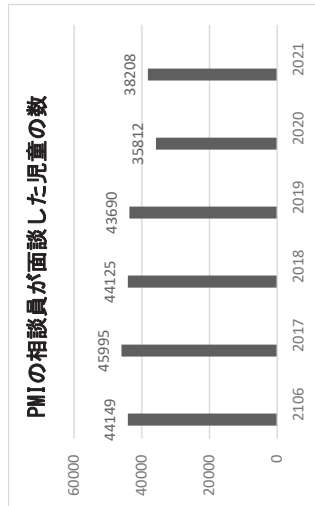
2021年、母子保護局 (PMI) の専門職員は3,477人の妊産婦と面談したが、うち654人については家庭訪問を行っている。

PMIによる女性の面談件数は、2016年から2021年にかけて増加。2016年の3,160人に対し、2021年は3,477人であった。



### 乳幼児の保護

母子保護局 (PMI) の専門職員が2021年に面談した児童 38,208 人のうち、60.5% (23,126人) は1歳未満の乳児であった。



2020年に面談数が減ったのは、PMIがロックダウン中は閉まっていたことによる。ただし、この間も一定数の家庭訪問は行われていた。  
2021年は面談数が増加したが、コロナ禍前の水準には戻っていないことがわかる。

### 家族計画

家族計画・教育センター (centres de Planification et d'Education Familiale) には、毎年 3,000 人の相談者が訪れる。2021年には、相談者の 39% (1,158人) が18歳以上24歳未満の若者であった。

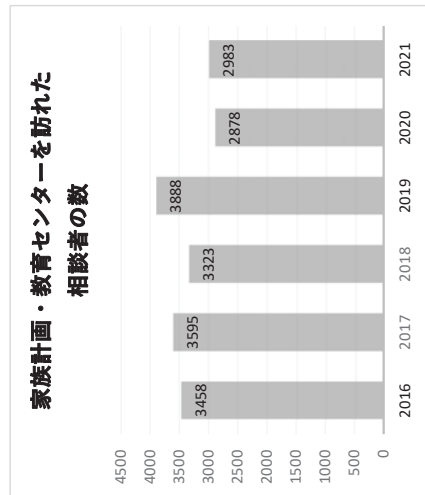
2019年と2021年の間に相談者数の減少が見られるのは、コロナ禍でセンターが何度か閉まったためである。

## 1.3 学校保健

学校保健の活動には、全校生徒を対象とした保健教育、歯科検診、3〜4歳児検診および6歳児検診がある。2020年から2021年にかけては、幼稚園年中クラスの園児の79.5%が感覚検査、年長クラスの園児の69%が6歳児検診を受けている。

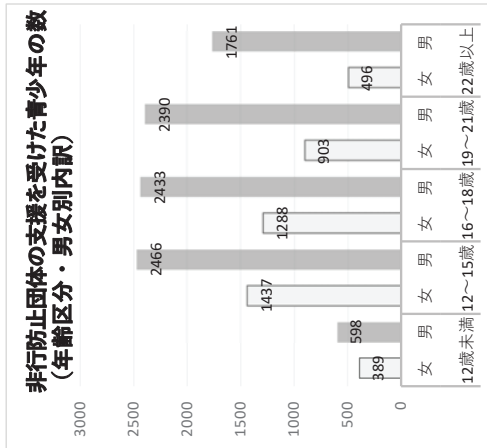
特別なケアが必要と判断された園児・学童は、学校医 (médecin scolaire) の診察を受ける。学校医が行うのは、通常の検診とは別のオンデマンド検診・検査 (EAD) および診断である。学校保健のこうした措置は、あらゆる関係者 (校長・教員、就学困難児専門支援ネットワーク (RASED)、保護者、児童、ソーシャルワーカー、課外活動責任者 (REV)、医療タクシシー等と看護師の連携サービス (Binôme SMS/IDE)) によって要請される可能性がある。

2020〜2021年には、パリの園児・学童のほぼ4%がEADを受け、その5.91%は児童保護の対象と認定された。また、パリの園児・学童の4.82%については、健康上の理由で就学中に特別なサポートを要する児童のための個別支援プロジェクト (PAI) が策定されている。



1 APUR (パリ都市計画作成室) が2021年にパリで行った調査「家族-受入れ体制と子育て (Famille, mode d'accueil et parentalité)」を参照。

## 1.4 青少年の非行防止を専門とする団体の支援を受けた未成年者と若年成年者<sup>2</sup>



2021年には、14,161人の青少年が非行防止の専門団体と面談し、支援を受けている。これらの青少年の27.5%は12～15歳、26%余りが16～18歳であった。

支援を受けた青少年の大部分は男子であった。その理由として、支援団体は、「一定の社会的統制から逃れて社会に同化するために、自分の居住区域を出ようとする傾向が男子より女子において顕著であること」、「男子と女子では公共空間の利用法が異なること」の2点を挙げている。一方では、居住区域を出たがる傾向が強い女子のほうが、余暇活動にアクセスしにくいという現状もある。

## 1.5 路上で暮らす家族

2021年、ホームレス支援課(UJASA)は、路上で暮らす203の家族と面談した。人数にして780人、うち386人は子どもである。これらの家族のうち106家族(子ども64人)に対し、宿泊所のあっせんを行った。

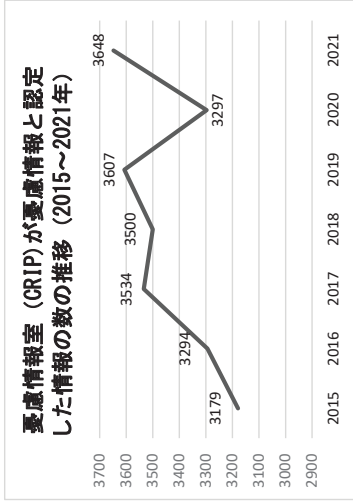
<sup>2</sup> 同化・連帯部青少年課 (pôle jeunesse de la Sous-Direction de L'insertion et De La Solidarité) が使用した、非行防止専門団体の2021年度活動報告書のデータより



## 危険な状態にある (またはそのおそれがある) 児童の探知

2021年のパリでは、児童虐待の事実やおそれがあることを疑わせる憂慮情報 (information préoccupante) が、(コロナ禍との相関による減少が認められた) 2020年より増加した。

児童 5,683 人に関する3,648件の情報が憂慮情報と認定され<sup>3</sup>、うち1,868件は検察に通報されている。



## 憂慮情報 (IP) 認定要因の属性 (期間: 3年)<sup>4</sup>

	2019年	2019年%	2020年	2020年%	2021年	2021年%
精神的暴力	1,630	32.68%	1,637	33.94%	2,017	36.52%
教育の欠如	497	8.27%	469	8.37%	583	70.56%
性暴力	342	9.57%	347	10.13%	557	70.09%
夫婦間暴力 (DV)	581	8.79%	666	11.71%	521	9.43%
深刻なネグレクト	410	7.10%	335	6.25%	488	8.83%
行動障害	339	8.38%	257	6.55%	341	6.17%
健康問題	243	5.27%	209	5.03%	217	3.93%
危険にさらす行為	225	5.19%	224	5.61%	779	3.24%
貧困	151	2.97%	136	2.73%	138	2.5%
就学困難	174	2.61%	70	1.76%	134	2.43%
権権争い	135	2.75%	174	3.67%	111	2.01%
身体的暴力	123	3.22%	34	0.91%	88	1.59%
評価不能	94	1.72%	42	1.09%	53	0.96%
その他	99	2.16%	140	2.91%	96	1.74%
合計	4,983	100.0%	4,734	100%	5,523	100%

数年前から要因第1位である「精神的暴力」は、2021年にCRIPが受け付けた憂慮情報(IP)の36.52%を占めている。

<sup>3</sup> 「2016年3月14日の児童保護に関する法律」は、同じ家で暮らす児童全員の評価を義務付けている。そのため、一つの憂慮情報が複数の児童に関係する場合もある。

<sup>4</sup> パリ都市計画作成室 (APUR) に転送されたパリ市憂慮情報収集室 (CRIP 75) のデータより

このデータは、全国児童電話相談センター（SNATED）が2020年に受け付けた相談電話の3分の1が精神的暴力に関するものであったことを示す同センターのデータとも一致する。

2021年の憂慮情報（IP）認定要因第2位は「教育の欠如」で、これに「性暴力」が続く。この「性暴力」は、憂慮情報557件（IP全体の70.09%）に対応している。

2017年に誕生した#metoo inceste 運動と、性犯罪や近親相姦から未成年者を守ることを目的とした2021年4月21日付法律<sup>5</sup>の効果は、被害者である児童が声を上げやすくなったことだけにとどまらない。子どもの福祉や教育に携わる者、さらには市民社会の意識向上を受け、以前より問題を探知しやすくなったからである。これは、性暴力を主な要因とする憂慮情報（IP）の数が、2018年から増加していることこの説明にもなる。

2020～2021年の「夫婦間暴力（DV）」を要因とする憂慮情報（IP）の割合は、11.71%から9.43%へとやや低下した。

2021年の認定要因全体に占める「身体的暴力」の割合は、1.59%にとどまった。ただし、この指標は現実を反映していない可能性がある。憂慮情報（IP）の要因がひとつだけということとは、そもそもあり得ないからである。憂慮情報（IP）として移送される「身体的暴力」は、より担当者の目につきやすい他の要因と結び付いていることがある。また、「精神的暴力」という指標は、児童が直接的または間接的な被害者となることのある家庭内暴力をも包含している。いくつかの研究が明らかにしている通り、身体的虐待を理由として一時保護施設に初入所した児童の話から、家庭内暴力（特に性暴力）の存在が判明するケースもある<sup>6</sup>。

### 危険な状態にある児童のための相談電話サービス（SNATED）が受けた119番通報

2020年に全国のSNATEDが受けた119番通報のうち、憂慮情報（IP）として処理されたものは24,575件。1日に59件の割合で憂慮情報が発生したことになる<sup>7</sup>。

2021年のパリでは、SNATEDが受けた相談電話のうち、児童950人に関する554件が憂慮情報（IP）と認定された。

<sup>5</sup> <https://www.legifrance.gouv.fr/urifid/JORFTEXT000043403203>  
<sup>6</sup> Stephanie Bouju, Isabelle Frechon 「児童保護における男女不平等（Inégalités de genre en protection de l'enfance）」 No.6(2009) 2009年11～12月  
<sup>7</sup> SNATEDが受けた相談電話に関する2019年度年次調査  
<sup>8</sup> 憂慮情報収集室（CRIP）の2021年度活動報告書

# 3

## パリで暮らす児童の保護

■ 2021年の児童福祉予算は、総額4億400万ユーロであった。うち3億750万ユーロが関連施設・機関の業務運営<sup>9</sup>、7,800万ユーロが職員が職員の俸給<sup>10</sup>、1,850万ユーロが青少年の非行防止（prevention spécialisée）に充てられている。

支出の大きな部分を占めるのは、全国の場合と同様、未成年者および若年成人者（未成年単身移民（mineurs non accompagnés）を含む）の施設受入れであり、児童福祉予算の56%に当たる2億2,600万ユーロが支出されている。

### 次に支出が多い在宅教育支援

（司法手続を要する在宅教育支援（AEMO）、司法手続不要の在宅教育支援（AED）、放課後等デイサービス（SAJE）および社会福祉・家庭専門相談員（TISF）によるサポート）には、児童福祉予算の10%に相当する3,750万ユーロが割かれている。

パリ市では、このほか、未成年単身移民を対象とした意欲的な施策も実施している。外国から一人でフランスに移り住んだ未成年者および若年成人者の評価、施設収容、全国への配分にかかる費用は、2018年の6,650万ユーロから2021年には8,000万ユーロに増加し、市の児童福祉予算のほぼ20%を占めるようになってきている。



市の委託を受けた計121の非営利サービスを提供する90施設を42団体が運営

34のサービスを提供する13施設をパリ市が運営

パリ市が運営し、1,000名以上の家庭支援員（assistants familiaux）を擁する8つの里親あわせ機関

防止・児童保護局（SDPPE）の専門職員2,534名<sup>11</sup>

<sup>9</sup> 職員の修給総額を含む（労働法典（Code du travail）第3章および第4章）。  
<sup>10</sup> パリ市の里親あわせ機関および児童虐待等防止・保護局の職員の修給総額を含む。  
<sup>11</sup> 家庭支援員を含む。

パリで児童保護機関の支援を受けた未成年者と成年者は合計**8,678人**<sup>12</sup>。うち**1,806人**が若年成年者であった。



施設が受け入れた青少年の数は4,854人で、

- うち**3,190人**は**未成年者**であった（その90%以上<sup>13</sup>を占める2,889人は司法措置、9%を超える301人<sup>14</sup>は行政措置による受入れ）。
- 施設が受け入れた未成年者の20%（646人）は未成年単身移民であった。
- 若年成年者1,664人のほぼ63%（1,046人）は、成人後の元未成年単身移民であった。

在宅教育支援の利用者3,990人<sup>16</sup>のうち、

- **司法手続不要の在宅教育支援サービス（AED）**を受けた未成年者および若年成年者は1,551人（うち**142人**<sup>17</sup>が若年成年者）、
- **司法手続を要する在宅教育支援サービス（AEMO）**を受けた児童は**2,220人**であった。

このほか、**219人の未成年者が放課後等デイサービス（SAJE）**を利用している。

2021年12月31日の時点では、上記青少年のうち79人が国の被後見子（pupilles de l'État）であり<sup>15</sup>、152人は信頼できる第三者に預けられていた。

<sup>12</sup> この合計には、在宅支援の利用者と施設が受け入れた未成年者・成年者の総数のほか、在宅支援と施設の両方を利用した未成年者166人（合計に1度のみカウントされたが、「在宅」「施設受入」のいずれにもカウントされていない）が含まれる。

<sup>13</sup> この司法手続を要する措置のパターンには、信頼できる第三者に預けられた未成年者が含まれる。

<sup>14</sup> 国の被後見子は行政措置としてカウントされている。

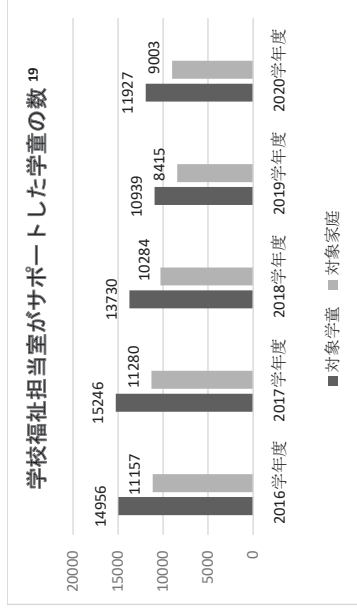
<sup>15</sup> これは、2021年12月31日の時点で国の被後見子の身分（確定および暫定）を有していた未成年者全員に対応するデータである。2020年12月31日の時点で国の被後見子の身分を有していた未成年者122人には、国の被後見子の身分が確定していた未成年者、国の被後見子の身分を暫定的に有していた未成年者のほか、児童社会福祉扶助サービスの被後見子となっていた未成年者が含まれる。

<sup>16</sup> 調査研究・評価・統計局（DRESS）に転送されたデータでは、同局が特殊な受入れ措置とみなしているSAJE（放課後等デイサービス）が、「在宅」「施設受入」いずれの合計にもカウントされていないことに注意が必要。これに対し、本書では、パリ地域で実施されたSAJEを「在宅」の合計にカウントしている。

<sup>17</sup> 成人後の元未成年単身移民2人を含む。

### 3.1 市の学校福祉担当室等のサポートを受けた児童

パリ市は、市の予防・児童保護局に統合した**学校福祉担当室（service social scolaire）**の推進と維持を通じて、問題が見つかった児童とその家族にできるだけ寄り添った支援の実施に取り組んできた。同室のサポートを受ける家庭の数は、**1年あたりほぼ10,000家庭**<sup>18</sup>に及ぶ。



2000学年度に学校福祉担当室がサポートした児童の数は、**パリに住む6歳から12歳までの児童の11%**に当たる**11,927人**（幼稚園児4,328人、小学生7,599人）であった。

#### 寄宿学校センター（pole internat scolaire）が支援した児童の数

パリ市には、就学支援を必要とする児童のための寄宿学校もあり、諸問題の予防に重要な役割を果たしている。

**毎年市内の児童200人以上**（2021学年度は185人）が、平日のみ17の寄宿学校に滞在し、社会教育支援員のサポートを受けている。

<sup>18</sup> 資料：パリ市学校福祉担当室

<sup>19</sup> 資料：パリ市学校福祉担当室

### 3.2 児童の権利教育

2021年には、市内の学校、緊急受入施設、学童クラブ等において、児童1,500人に自らの権利を認識させるための啓蒙活動を行った。これらの児童のうち127人は、15の児童保護施設・機関の支援を受け、市の防止・児童保護計画に基づく相談を通して自らの権利を認識している<sup>20</sup>。

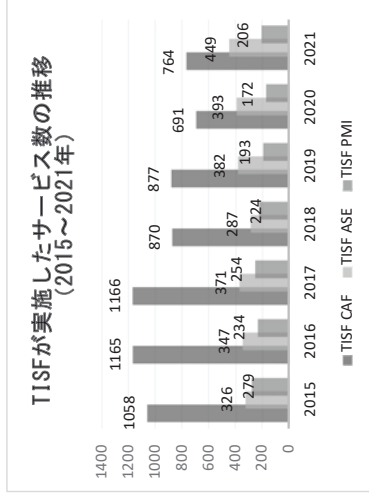
### 3.3 児童社会福祉扶助サービス (ASE) の宿泊所に入所した家族

児童社会福祉扶助サービスが運営する宿泊所への受入制度 (PCH ASE) は、3歳未満の子どもがいる路上生活家族のうち、母親や子育てに関わるいずれの機関のサポートも受けていない家族を対象とする制度である。

2021年には、650家族2,009人(児童1,144人と大人865人)がこの制度を利用している。宿泊所での平均滞在期間は1年2か月であった。

### 3.4 在宅支援<sup>21</sup>

社会家庭支援専門員 (TISF) による家庭と児童の支援 (家族手当金庫 (CAF) /母子保護局 (PMI) /児童社会福祉扶助サービス (ASE) )



<sup>20</sup> 児童らの相談の結果は下記のリンクで閲覧可能  
<https://cdn.paris.fr/paris/2021/12/10/ae3957798986283155225a731994c78.pdf>

<sup>21</sup> 社会家庭支援専門員 (TISF) 、司法措置による家計管理支援 (MJAGBF) 、司法措置による教育調査 (MJIE) 、在宅教育支援 (AED/AEMO)

初期の学術データは、児童に初めて適用される保護措置が主に TISF の介入であることを示している<sup>22</sup>。全国児童保護観測機関 (ONPE) は、2012年生まれの児童923人について、保護措置の適用開始から満5歳の誕生日までの経緯を追うコホート調査を3県(コート=ダルモール県、フィニステール県およびヴォージュ県)で実施した。その結果、当該児童の3～5%が、満5歳までに最低1つのサービスの適用を受けたことと、主な措置は TISF の介入(県により全体の45～65%)、次いで在宅教育支援(主に司法手続を要するもの)(県により19～38%)であったことが判明している。

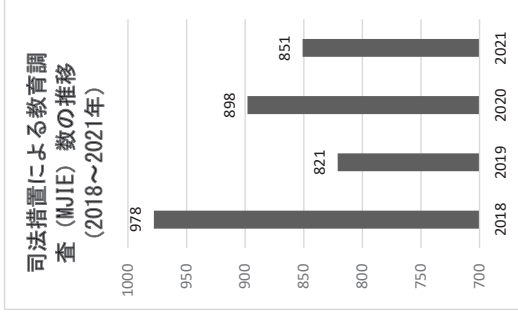
#### 司法措置による家計管理支援 (MJAGBF)

フランスでは、子ども裁判官の命令による家計管理支援措置 (MJAGBF) が毎年15,000件以上実施されており、その対象児童はほぼ45,000人に上る。パリにおける MJAGBF の実施件数は毎年2100件前後(2021年は178件)で安定しており、対象者は0歳から20歳までの児童500人前後(2021年は478人)である。

#### 司法措置による教育調査 (MJIE)

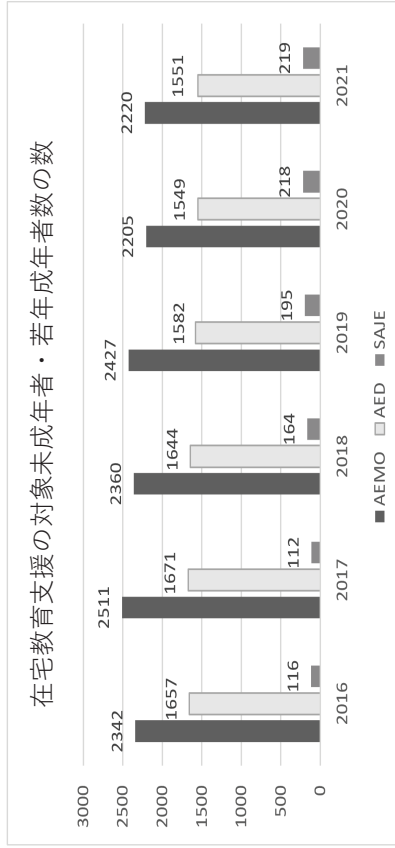
司法措置による民事上の教育調査 (MJIE) が行われる青少年の数は、特にパリで多いものの、ここ数年はやや減少傾向にある。その主な理由として考えられるのは、導入された憂感情報 (IP) の評価手順である。この評価においては、児童がさらされている危険の属性および程度をできるだけ把握したら、直ちに適切な措置を講じて児童を守らなければならぬ。MJIEを行うのは、決定を下す前にさらなる調査が必要な場合のみとされている。

2021年に実施されたMJIEのうち、776件は市の委託を受けた認定団体、75件は司法省青年司法保護局 (PJJ) により行われた。



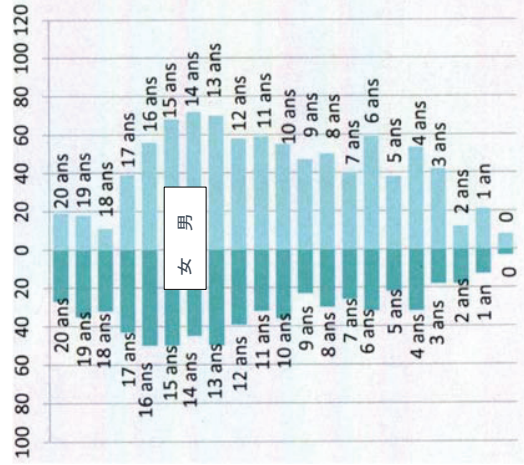
<sup>22</sup> 「国内3県で2012年に生まれた児童が満5歳までに受けた児童保護措置に関する追跡調査の統計データ (Étude des parcours en protection de l'enfance jusqu'à 5 ans des enfants nés en 2012 dans trois départements français, Note statistique)」 (ONPE, 2020年11月)  
[https://www.onpe.gouv.fr/system/files/publication/note\\_analyses\\_longitudinales\\_v4.pdf](https://www.onpe.gouv.fr/system/files/publication/note_analyses_longitudinales_v4.pdf)

在宅教育支援 (AED (司法手続不要の在宅教育支援)、AEMO (司法手続を要する在宅教育支援)、SAJE (放課後等デイサービス) および SAPPEJ (通所型心理教育・養育施設による受入れ)

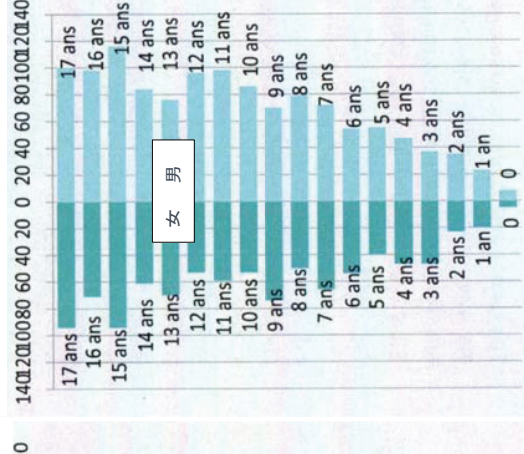


在宅教育支援 (SAJE を除く) を受けた未成年者および若年成年者の年齢・男女別内訳

AED を受けた未成年者と若年成年者の年齢ピラミッド (2021年12月31日時点)



AEMO を受けた未成年者の年齢ピラミッド (2021年12月31日時点)



ansは歳

全国児童保護観測機関 (ONPE) は、2018年に全国 (フランス本土およびマヨット島以外の海外地域圏・海外県) で教育支援を受けた児童と若年成年者の多く (56%) が男子であったと指摘している<sup>23</sup>。また、調査研究・評価・統計局 (DREES) によると、教育支援対象者の半数は11~17歳、30%は6~10歳であった<sup>24</sup>。

全国と同様、パリでも、2021年12月31日時点で在宅教育支援 (司法手続不要の在宅教育支援 (AED) または司法手続を要する在宅教育支援 (AEMO)) を受けていた未成年者と若年成年者は、その大半 (全体の56%に当たる2,129人) が男子であった。

支援を受けた児童のほとんどは満9歳を超えていた。児童のニーズに対応し養育を確保する最良の方法は早期支援であることが調査で明らかになっているにもかかわらず、より早い段階で支援を受けた児童はほとんどいない。

パリで児童保護の対象となった2000年生まれの児童3,810人についてパリ児童保護調査センターが行ったコホート調査<sup>25</sup>は、在宅教育支援と児童の経歴の関わりを知る上で有益な情報を提供している。たとえば、このコホートにおいて、

- ・ 在宅教育支援を受けた児童のほとんど (72%) は、施設生活を経験していない (これらの児童の4分の3は、在宅教育支援を受けた期間が3年未満であった)。
- ・ 一方、市の児童保護施設による受入れから6か月以上が経過した児童の半数以上 (55%) は、施設入所前に在宅教育支援を受けていた。

在宅教育支援全体について言えるのは、後日施設への受入れが決まった場合にそれが実行に移されたかどうかは別として、支援の4分の3の実施期間が3年未満であったということである。なお、在宅教育支援の期間は、施設入所のあるなしに関わらず同じであった。

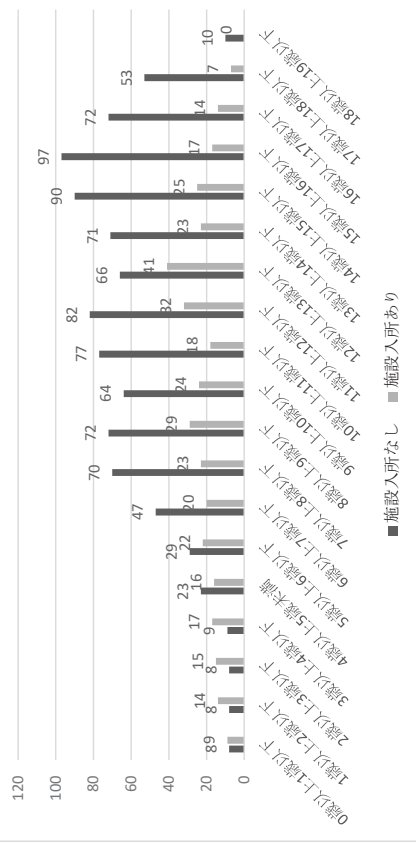
<sup>23</sup> 全国児童保護観測機関 (ONPE) 2020年

<sup>24</sup> 資料: 調査研究・評価・統計局 (DREES) 「フランスにおける社会扶助と福祉活動 - 自律性の喪失、障碍、児童保護および社会同化 2020年 (L'aide et l'insertion sociales en France - Perle d'autonomie, handicap, protection de l'enfance et insertion 2020)」

<sup>25</sup> パリ第8大学のNicolas Duroux の指導の下、Aubrie Jouanno がパリ児童保護調査センター (OPPE) で執筆した社会学博士論文



### 初めて在宅教育支援を受けた年齢



この結果は、各支援の実施機関がそれぞれの活動報告書で伝えたデータとも一致する。

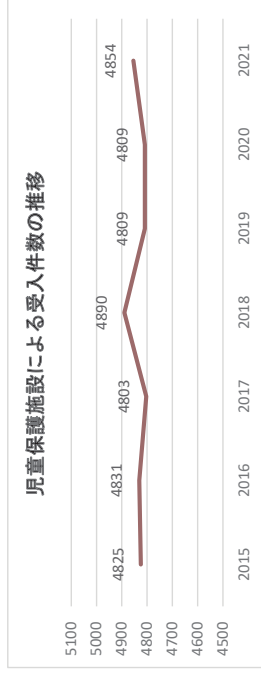
**2021年に開始した在宅教育支援 (AED、AEMOおよびSAJE) の期間は平均1年9か月 (21か月)**であった。各支援の平均実施期間は、AEDが1年8か月 (20か月)、AEMOが2年4か月 (28か月)、SAJEが1年4か月 (16か月) となっている。

また、在宅教育支援は児童の成長過程の比較的遅い時期、多くは満6歳以降に適用されることがわかる。これらの措置を幼児期が過ぎてから開始した場合にどの程度の早期防止効果が得られるかについては、検討の余地があると思われる。

在宅教育支援と施設生活の両方を経験した児童の10% (366人中38人) は、施設収容前に在宅教育支援が中断している。この数字は、児童の経歴をより詳しく知ることの重要性だけでなく、同じ児童について言い渡される複数の措置の移行をより綿密に処理することの重要性も浮き彫りにしている。

### 3.5 パリの児童保護施設による受入れ

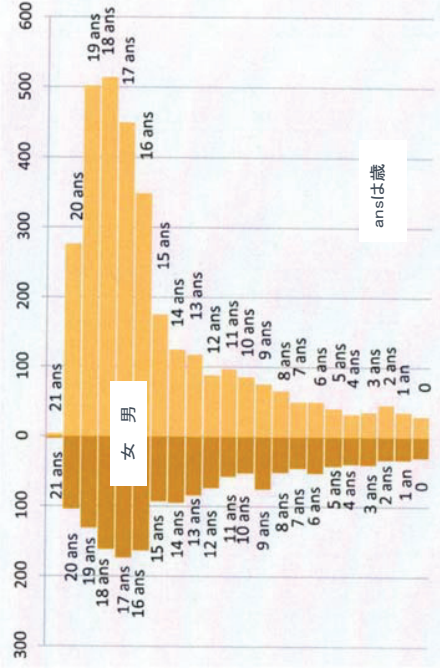
パリの児童保護施設が2015年以降に受け入れた児童の数は、4,850人前後で一定している (2021年は4,854人)。



児童保護施設が受け入れた未成年者と若年成年者は、その66.5% (3,227人) が男子であり、女子の割合は33.5% (1,627人) にとどまった。これは、パリが受け入れた未成年単身移民の大多数 (92%) が男子であったことによる。

施設入所者のうち、若年成年者の合計 (1,671人)<sup>26</sup>を除いた未成年者の62%以上 (1,987人) は12歳以上であった。これに対し、3歳未満の乳幼児の割合はきわめて低く、受入児童全体の6.5%未満 (208人) にとどまっている。

#### 2021年12月31日時点で児童保護施設に入所していた青少年の年齢ピラミッド



<sup>26</sup> 2021年12月31日の時点では、これらの青少年のうち1,664人が若年成年者を対象とした一時支援 (APJM) または在宅教育支援 (AED) を受けており、成人年齢に達した青少年7人については支援契約の署名手続が進行中であった。

### 3.6 未成年単身移民について

「未成年であること (minorité) 」と

「身寄りがいないこと (isolation) 」の確認<sup>28</sup>

2016 年から 2021 年にかけては、「身寄りのない外国人未成年者の評価機関 (DEMIE) 」への評価申請を行った青少年の数が、**2016 年の 3,731 人から 2021 年の 7,488 人へと著しく増加した。**2021 年に DEMIE が取り扱った申請の件数は、**過去 6 年間の最多を更新している。**

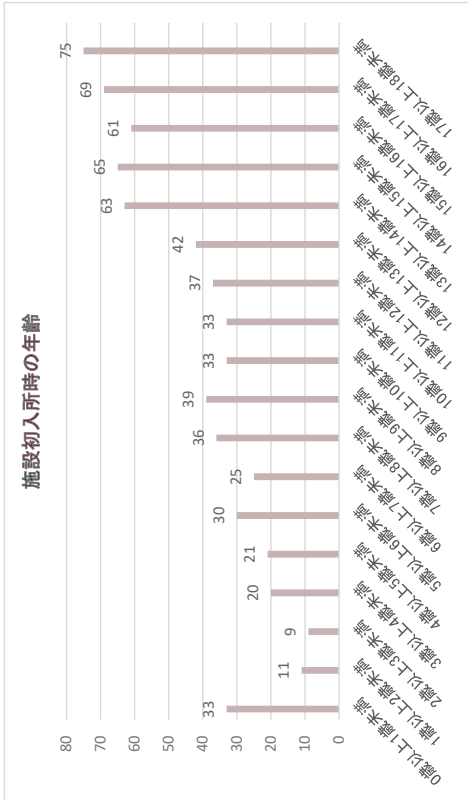
加えて、**児童社会福祉扶助サービス施設が受け入れた青少年の割合にも顕著な増加が認められる。**2016 年には申請 3,737 件中 479 件であった受入件数 (受入率 11.23 %) が、2021 年には 2,443 件中 488 件 (受入率 32.63 %) となっている。

#### 未成年単身移民の支援

2021 年 12 月 31 日時点の支援対象者は、**未成年単身移民 (MNA) と成人後の元 MNA を合わせて 1,694 人。**その内訳は、**未成年者 646 人 (86 % が 16 ~ 18 歳、15 % が 16 歳未満) 、若年成人者 1048 人**であった。2020 年からは年齢ピラミッドの上下が逆転しているが、これは、パリ市が受け入れる成人した元 MNA の数が、未成年単身移民 (MNA) のそれを超えるようになったためである。

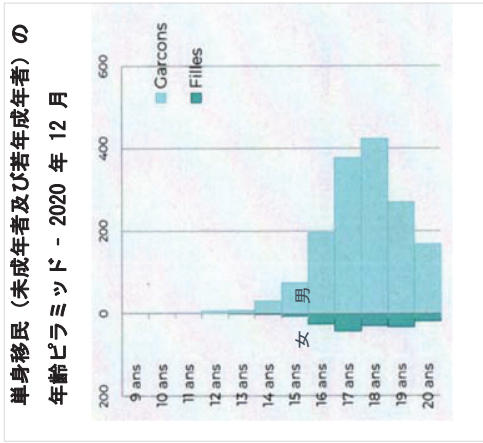
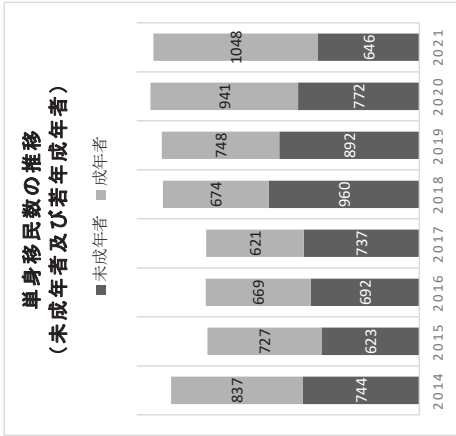
<sup>28</sup> 未成年単身移民評価・進路決定室 (CEOMNA) の総括資料 (2019 ~ 2021 年) より

パリ児童保護調査センター (OPPE) で実施された前述のコホート調査 (p.18) <sup>27</sup>は、児童 (未成年単身移民 (MNA) 以外の児童であって、受入期間が 6 か月を超える者) が初めて施設に入所した時の年齢についてもデータを提供している。それによると、保護のための受入れは (他の多くの調査でも判明した通り) **比較的早い時期まで行われず、ほとんどの児童は思春期に達するまで施設に入所していない。**



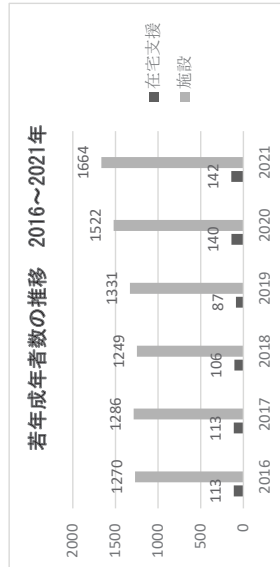
また、児童の経歴を見ると、(未成年単身移民を除く) コホートの児童のうち 770 人 (78.6 %) は施設に 6 か月以上滞在しており、990 人 (26 %) は施設が一時的または恒久的に受け入れた未成年単身移民であった。一方、全体の 28 % に当たる 7,038 人の児童は滞在期間が 6 か月に満たなかった (4 分の 3 は数日間のみ) ことから、児童社会福祉扶助サービス (ASE) がパリ市の支援対象から外れた児童の緊急の受け皿となっていたことがわかる。

<sup>27</sup> パリ第 8 大学の Nicolas Duvoux の指導の下、Aubric Jouanno がパリ児童保護調査センター (OPPE) で執筆した社会学博士論文。



### 3.7 成人後の元未成年者について

2018年、パリ全市を合わせた18歳以上21歳未満の青少年人口は112,501人であった<sup>29</sup>。児童保護の対象となっていた若年成人者の割合は、1,000人あたり（全国の10.3人に対して）12人である<sup>30</sup>。



パリ市が支援した若年成人者の数は、**2018年から2021年にかけて33%増加**している（2018年の1,355人に対し、2021年は1,806人）。

前述のコホート調査<sup>31</sup>（p.17）によると、2000年生まれの児童3,810人のうち**成人前に施設生活を経験した青少年の88%**（未成年単身移民（MNA）の94%、それ以外の者の80%）は、**若年成人者自立支援契約（CJM）を締結**していた。一方、2013～2018年にパリを含む7県について行われた「養護施設出身者の自立支援に関する調査（ELAP）」<sup>32</sup>では、この割合が73%となっている。

<sup>29</sup> 資料：国立統計経済研究所（INSEE）

<sup>30</sup> 2018年12月31日時点では、1,355人の若年成人者がパリ市の児童保護措置を適用されていた。

<sup>31</sup> パリ第8大学のNicolas Davouxの指導の下、Aubrie Jouannoがパリ児童保護調査センター（OPPE）で執筆した

社会学博士論文

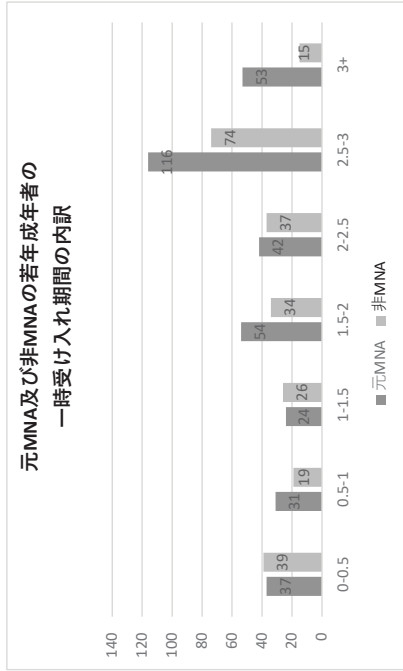
<sup>32</sup> <https://ela.p.sic.medi.fr/fr/resultats/publications/>

	CJM締結あり		CJM締結なし		合計
	人数	割合	人数	割合	
MNA (未成年単身移民)	357人	94.20%	22人	5.80%	379人
非MNA	244人	80.26%	60人	19.74%	304人
合計	607人	88.12%	81人	11.88%	682人

上記コホート調査によると、成人前に施設生活を経験したことのない77人の青少年が若年成人者自立支援契約（CJM）を締結しており、施設出身の5人は若年成人者向けの在宅教育支援（AED）を受けていた。

成人前に施設に入所した若年成人者1,000人の**43%**（304人）は**成人後も施設で暮らしており**、**13%**（92人）は**依然として在宅支援を受けていた**。18歳で施設にとどまっていた者のうち、CJMを締結できた者の割合は88.12%であった。

若年成人者自立支援契約（CJM）を締結した青少年の56%は、同契約に基づく支援を2年以上受けている。CJMの期間は、平均して元未成年単身移民のほうが長い。



### 3.8 養子縁組について

2021年12月31日の時点では、国の被後見子（pupilles de l'Etat）79人がパリ市養子縁組課（Bureau des Adoptions de la Ville de Paris）の支援を受け、うち18人について養子縁組が成立していた。

これらの児童に加えて、2021年に成人した国の被後見子が13人いる。

2020年には、全国合わせて3,500人の児童が国の被後見子に認定されている。うち570人は、出生後すぐ秘密裡に認定を受けていた<sup>33</sup>。この年に養子縁組が実現した被後見子の数は、590人である。

<sup>33</sup> 全国児童保護観測機関（ONPE）が作成した、児童保護に関する重要データのインフォグラフィック（2020年）

# 4

## 法に抵触した児童

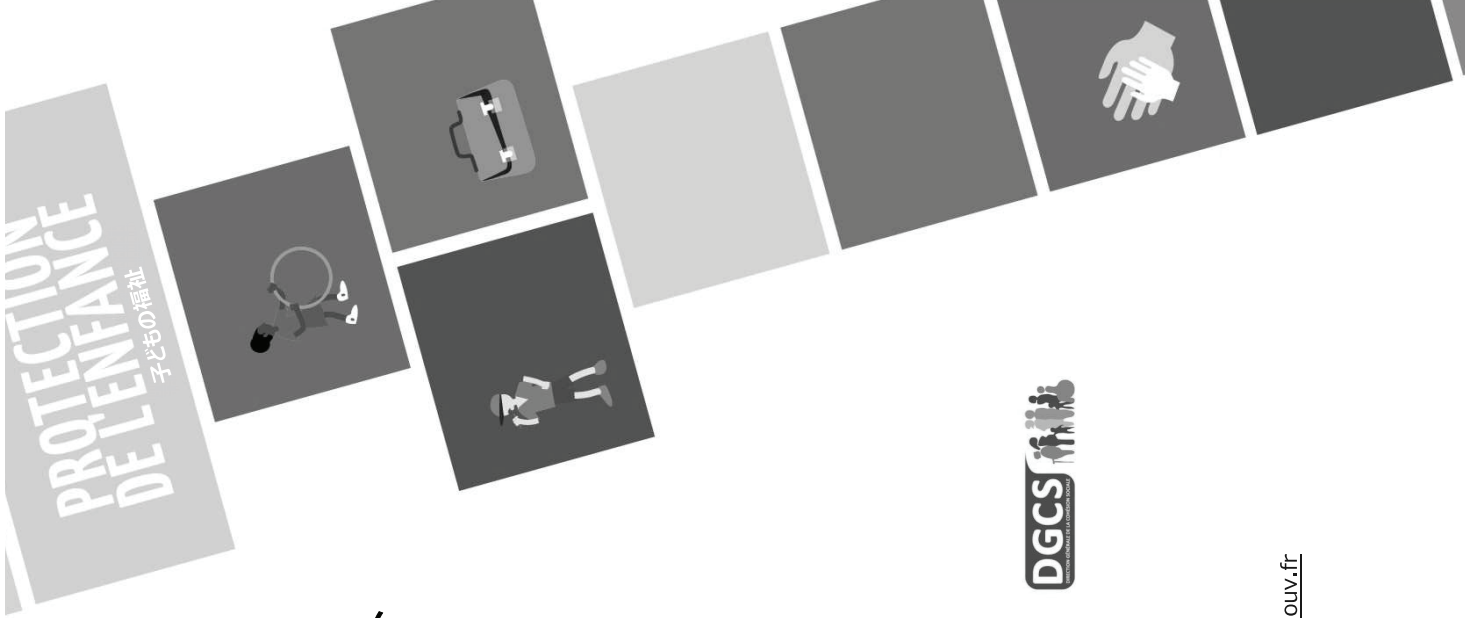
2018年に全国の司法保護機関が対応した青少年 143,327人のうち、60% (86,761人) は刑事事件、38% (54,475人) は民事事件に関わっていた。これらの機関が刑事と民事の両方で対応した青少年の数は2,091人に上る。また、2019年1月1日の時点では、769人の未成年者が警察に留置されていた<sup>34</sup>。

2020年、青少年司法保護局は、軽犯罪を犯した児童について計97,300件の措置を実施している。その47% (45,700件) は調査、6% (5,800件) は施設収容、残る47%近く (45,500件) は在宅保護観察であった。この年に実施された措置の件数は、前2019年より22%減っている<sup>35</sup>。

2021年にパリの青少年司法保護局が対応した青少年の数は、3,089人 (社会教育情報収集 (RRSE) で把握されたものを除く) である。実施された措置の内容は、教育的刑事処分、教育調査、収監または刑罰の適用であった。公的機関である青少年司法保護局 (PJJ) が民事で対応した児童84人の89%については、司法措置による教育調査 (MJIE) が行われている。児童776人については、PJJが独占的に認可した4つの非営利教育観測機関により民事上のMJIEが実施された。

<sup>34</sup> 青少年司法保護局 (DPJJ) の小冊子に掲載された2019年のデータ

<sup>35</sup> 法務省 青少年司法保護局



〈子どものためのプロジェクト〉・〈子どもの支援状況報告書〉  
様式案

〈子どものためのプロジェクト〉は、社会的養護の根幹を担うツールです。本様式は、2016年3月14日の児童福祉法第2016-297条21項(社会福祉家庭法 第223条1項1号)、および2016年9月28日の施行令(第223条12~17項)に則り、県議会議長の監督のもと作成されました。プロジェクトの対象者は、行政または司法機関の介入によって保護されたすべての児童です。〈子どものためのプロジェクト〉は、社会的養護の担い手が、児童福祉の基本理念に基づいて子どもたちを養育し、子どもとその家族への一貫した支援を実現していくことを目的としています。

なお、施行令第223条13項に基づき、行政判断または司法命令による支援を開始してから3ヶ月以内に「目的意識の共有を図るため、親権者、子ども、各県の職員または施設の担当者と共同で」、〈子どものためのプロジェクト〉を実施しなければなりません。

〈子どもの支援状況報告書〉の様式案は、社会福祉家庭法 第223条5項の規定に基づき作成されました。本報告書には、〈子どものためのプロジェクト〉と同様、児童の心身の健康状態、発育・発達状況、学校・社会生活、家族や身の回りの人との関係について、多分野の専門家が検証・評価した結果を記載してください。2016年9月28日の施行令(第223条18~21項)に則り、〈子どものためのプロジェクト〉に示された目標の達成状況も報告してください。また、児童や家族の状況や養育環境の変化に応じて、必要あれば〈子どものためのプロジェクト〉の見直しを提起することができます。なお、〈子どもの支援状況報告書〉は、少なくとも年に一回以上(2歳未満の児童の場合は半年に一回以上)の作成が義務付けられています。〈子どものためのプロジェクト〉と〈子どもの支援状況報告書〉の関連性を理解し、適切な支援に結びつけてください。

子どもに対するネグレクトが疑われる場合や、親権者が児童のニーズを満たすことができない場合には、多職種・多機関の専門家からなる委員会にて、報告書の記載内容をもとに今後の方針や対策を検討します(社会福祉家庭法 第223条1項)。その後、委員会から県議会議長に対し、〈子どものためのプロジェクト〉の変更等を提案します。

〈子どものためのプロジェクト〉および〈子どもの支援状況報告書〉は、養育支援シートや入所契約書等、子どもの養護に関するその他の書類を参照しながら作成してください。

本様式案の作成にあたっては、社会統合総局主導のもと、県、その他地方公共団体、公共機関の関係者、民間団体に所属する専門家や有識者会議ワーキンググループを設置し、内容を検討いたしました。

以下に提示する様式は、あくまでモデル例であり、個々の状況や必要性に応じて、適宜追加変更しながら運用してください。



子どものためのプロジェクト

子どもの支援状況報告書

様式案

2016年12月



児童青少年福祉サービス  
電話：01.40.56.86.39  
E-mail : [loic.tanguy@social.gouv.fr](mailto:loic.tanguy@social.gouv.fr)

## 子どものためのプロジェクト

「県議会議長は、児童社会福祉扶助サービス（ASE）による支援の対象となった全児童に対し、支援開始日から3ヶ月以内に〈子どものためのプロジェクト〉を作成すること。経済的支援の対象児童および司法命令により保護された児童は対象外とする」。

「〈子どものためのプロジェクト〉とは、児童とその親権者および養育環境のそれぞれの課題解決に向けた支援の内容と目標を明確に記載した文書のことである」。（〈子どものためのプロジェクト〉の記載内容に関しては、2016年9月28日の施行令第2016-1283号、社会福祉家庭法第223条[2～17項参照]

作成日：.....

### 子ども本人

姓：.....  
名：.....

女  男

生年月日：.....

出生地：.....

国籍：.....

現住所または居所：.....

### 保護者

母親の氏名	父親の氏名
現住所	現住所

親権者の氏名・現住所（父母が親権者でない場合）：.....

親権代理人または後見人の姓名・住所：.....

続柄：.....

兄弟姉妹

姓	名	年齢	現住所または居所

## 支援の決定

### 支援開始の決定

■ 支援を決定した日・場所

■ 支援の種類：行政対応/司法対応

■ 支援決定の理由および支援内容（親権者との面会交流、宿泊に関する取り決めについても記載すること）

■ 支援の開始日

### 支援の実施

■ 支援を行う機関（県の組織または県が認定した機関・団体）

■ 担当者名・役職

## □子どもの心身の発育発達状況

2016年3月14日の児童福祉に関する法律に基づき、専門的ケアの必要性の有無を判断することを目的に、児童の心身状態を評価し、結果を記録してください。（社会福祉法第23条1項1号を参照のこと）

- ◎ 総合所見(心身の健康状態を中心に記述すること)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

- ◎ 専門的ケアまたは心理ケアの必要性の有無。有と判断した場合は、その内容

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

- ◎ 子どもについて：所見と提案(子どもの年齢および成熟度を考慮すること)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

- ◎ 親権者について：所見と提案

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

- ◎ 子どもの養育環境について：所見と提案

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

- ◎ 到達目標:

.....

.....

.....

.....

.....

📁 行動計画は、子どもの養育環境改善を優先に、子どもと親権者が協働し、共通の目標を達成するために策定される。

- ◎ 行動計画 1:

行動計画1の詳細:

.....

.....

期間または期限	誰が?	誰のために?	どのような方法で?

- ◎ 行動計画 2:

行動計画2の詳細:

.....

.....

期間または期限	誰が?	誰のために?	どのような方法で?

- ◎ 行動計画 3:

行動計画3の詳細:

.....

.....

期間または期限	誰が?	誰のために?	どのような方法で?

- ◎ その他の行動計画:

**家族や友人・知人との関係**

2016年3月14日法第21条に基づき、「保護者および養育環境」についても評価してください。また、同法は「当該児童と兄弟姉妹との関係の把握し、児童の利益に反する場合を除き、兄弟姉妹の分離を避ける」よう規定しています。（社会福祉家庭法 第223条1項1号参照）

⇒ **総合所見**

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

⇒ **子どもについて：所見と提案（子どもの年齢および成熟度を考慮すること）**

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

⇒ **親権者について：所見と提案**

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

⇒ **子どもの養育環境について：所見と提案**

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

⇒ **到達目標**

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

**行動計画は、子どもの養育環境改善を優先に、子どもと親権者が協働し、共通の目標を達成するために策定される。**

⇒ **行動計画 1：**.....

**行動計画1の詳細：**

.....

.....

期間または期限	誰が？	誰のために？	どのような方法で？

⇒ **行動計画 2：**.....

**行動計画2の詳細：**

.....

.....

期間または期限	誰が？	誰のために？	どのような方法で？

⇒ **行動計画 3：**.....

**行動計画3の詳細：**

.....

.....

期間または期限	誰が？	誰のために？	どのような方法で？

⇒ **その他の行動計画：**

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



□ 学校生活

↳ 総合所見

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

↳ 子どもについて：所見と提案（子どもの年齢および成熟度を考慮すること）

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

↳ 親権者について：所見と提案

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

↳ 学校生活をめぐる状況について：所見と提案

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

↳ 到達目標

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

↳ 行動計画1は、子どもの養育環境改善を優先に、子どもと親権者が協働し、共通の目標を達成するために策定される。

↳ 行動計画1：.....

行動計画1の詳細：.....  
 .....

期間または期限	誰が？	誰のために？	どのような方法で？

↳ 行動計画2：.....

行動計画2の詳細：.....  
 .....

期間または期限	誰が？	誰のために？	どのような方法で？

↳ 行動計画3（タイトル）：.....

行動計画3の詳細：.....  
 .....

期間または期限	誰が？	誰のために？	どのような方法で？

↳ その他の行動計画：

自立に向けたプロジェクト（17歳以上の児童・青少年）

2016年3月16日法第15条では、「県議会議員の監督下において、当該児童が成人となる前年に面談を行い、児童の歩みや成長を振り返り、自立支援の方向性を話し合うこと。また、子どものためのプロジェクトの一環として、児童のニーズを優先に、教育、社会、医療、学業、就労、収入、住居に関連する機関やサービス等と連携を図り、県議会議員は児童と共同で自立に向けたプロジェクトを作成すること。ニーズに変化が生じた場合には、再度面談の上プロジェクトの見直しを行う」ことを定めています。（社会福祉家庭法 第222条5項1号参照）

◎ 面談所見

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

◎ 児童・青少年について：所見と提案

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

◎ 親権者について：所見と提案

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

◎ 生活環境について：所見と提案

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

◎ 到達目標

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

行動計画は、児童・青少年の養育環境改善を優先に、子どもと親権者が協働し、共通の目標を達成するために策定される。

◎ 行動計画 1：

.....  
 行動計画1の詳細：  
 .....

期間または期限	誰が？	誰のために？	どのような方法で？

◎ 行動計画 2：

.....  
 行動計画2の詳細：  
 .....

期間または期限	誰が？	誰のために？	どのような方法で？

◎ 行動計画 3：

.....  
 行動計画3の詳細：  
 .....

期間または期限	誰が？	誰のために？	どのような方法で？

◎ その他の行動計画

別途提出する書類：

法人等の第三者が、児童社会福祉扶助サービスに無断で子どもに対して行うことのできない法律行為の一覧表

子どものためのプロジェクト：行動計画表

目標	目標達成に向けた行動計画	期間または期限	誰が？	どのように？
子どものため 関係者のため 養育環境改善のため	子どもの心身の発育・発達状況			
	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
子どものため 関係者のため 養育環境改善のため	家族や友人・知人との関係			
	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
	行動計画 ①			
	行動計画 ②			

目標	目標達成に向けた行動計画	期間または期限	誰が？	どのように？
子どものため 関係者のため 養育環境改善のため	学校生活および人間関係			
	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
子どものため 関係者のため 養育環境改善のため	自立に向けたプロジェクト（17歳以上）			
	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
	行動計画 ①			
	行動計画 ②			

子どものためのプロジェクト：署名

- > 司法官により措置を委託された機関・事業所の責任者（施設外養育扶助または司法命令により施設入所が決定した場合）

施設名：.....  
 氏名：.....  
 日付：...../  
 署名：.....

- > 県議会議長

部署：.....  
 氏名：.....  
 日付：...../  
 署名：.....

- > 両親または法定代理人<sup>1</sup>

氏名：.....  
 続柄：.....  
 日付：...../  
 署名：.....

氏名：.....  
 続柄：.....  
 日付：...../  
 署名：.....

- > 子ども（年齢や成熟度を考慮すること）<sup>2</sup>

氏名：.....  
 日付：...../  
 署名：.....

<sup>1</sup> 両親以外の親権者も署名をすることができる。  
<sup>2</sup> 年齢に関係なく言葉が理解できる子どもであれば署名をすることができる。

子どものためのプロジェクトの受託

- > プロジェクトを管理・実行する部署

部署名：.....  
 日付：...../  
 .....

- > 司法官

管轄の裁判所：.....  
 氏名：.....  
 日付：...../  
 .....

- > 子どものためのプロジェクトの内容の共有を許可された個人または法人（氏名、施設名・部署、続柄、住所）；







㉞ 子どものためのプロジェクトまたは自立に向けたプロジェクトで定めた行動計画見直しの提案（自立に向けたプロジェクトも含む）

.....

㉟ 専門委員会への申立ての趣旨と理由：ネグレクトが疑われる場合や、親権者が児童のニーズを満たすことができない場合は、児童社会福祉扶助サービスの支援を受けている児童の養育状況の調査を行う専門委員会へ申立てをすること。（社会福祉家庭法 第223条1項）

.....

子どもの状況報告書：署名

県議会議長：

部署：.....  
氏名：.....  
日付：...../...../.....  
署名

県議会議長が状況報告書の内容と決定事項を通知した人物

> 父親

氏名：.....  
日付：...../...../.....

> 母親

氏名：.....  
日付：...../...../.....

> 親権者

氏名：.....  
日付：...../...../.....

> 法定代理人

氏名：.....  
日付：...../...../.....

> 子ども

氏名：.....  
日付：...../...../.....

> 司法官

氏名：.....  
日付：...../...../.....



## 子どものためのプロジェクト：更新

子どもの氏名：.....  
子どものためのプロジェクト第一回目の実施日：...../  
直近の実施日：...../  
プロジェクトの更新日：...../

### 子どもとその家族に関する情報：変更点

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

## 支援計画の変更の決定

子ども（児童社会福祉扶助サービスによる支援を受けている児童）の支援計画変更に関する専門家組織の見解（社会福祉家庭法 第223条1項1号）

日付：.....  
見解：.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

### 変更事項

- 変更を決定した日・場所
- 支援の種類：行政対応/司法対応
- 支援計画変更決定の理由、変更事項の内容（編者等との面会交流、宿泊に関する取り決めについても記載すること）
- 支援の開始日

### 支援の実施

- 支援を行う機関（県の組織または県が認定した機関・事業所）
- 当該児童の担当者名・役職

## 子どもの生活：再評価

注) 子どものためのプロジェクトの変更は、状況報告書に示された多分野の専門職による検証結果に基づいて行うこと。

### □ 子どもの心身の発育・発達状況

☞ 治療や指導の継続または開始の必要性:

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

☞ 子どもについて：所見と提案（子どもの年齢および成熟度を考慮すること）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

☞ 親権者について：所見と提案

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

☞ 養育環境について：所見と提案

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

☞ 新たな到達目標：

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

### □ 家族および友人・知人との関係

☞ 子どもについて：所見と提案（子どもの年齢および成熟度を考慮すること）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

☞ 親権者について：所見と提案

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

☞ 養育環境について：所見と提案

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

☞ 新たな到達目標：

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## □ 学校生活

② 子どもについて：所見と提案（子どもの年齢および成熟度を考慮すること）

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

③ 親権者について：所見と提案

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

④ 子どもの養育環境について：所見と提案

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

⑤ 新たな到達目標

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

## □ 自立に向けたプロジェクト（17歳以上）

② 子どもについて：所見と提案

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

③ 親権者について：所見と提案

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

④ 子どもの生活環境について：所見と提案

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

⑤ 新たな到達目標

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

法人等の第三者が、児童社会福祉扶助サービス（ASE）に無断で子どもに対して行うことのできない法律行為の一覧表も必要に応じて更新すること

子どものためのプロジェクト：行動計画表（更新）

新たな目標	目標達成に向けた行動計画	期間または期限	誰が？	どのように？
	子どもの心身の発育・発達状況			
子どものため	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
関係者のため	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
養育環境改善のため	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
	<b>家族や友人・知人との関係</b>			
子どものため	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
関係者のため	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
養育環境改善のため	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			

新たな目標	目標達成に向けた行動計画	期間または期限	誰が？	どのように？
	学校生活			
子どものため	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
関係者のため	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
養育環境改善のため	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
	<b>自立に向けたプロジェクト（17歳以上）</b>			
子どものため	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
関係者のため	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			
養育環境改善のため	行動計画 ①			
	行動計画 ②			
	行動計画 ③			

## 子どものためのプロジェクト（更新）：署名

- 司法官により児童の支援を委託された機関・事業所の責任者（施設外養育扶助または司法命令により施設入所が決定した場合）

施設名：.....  
氏名：.....  
日付：...../...../.....  
署名：.....

### ➢ 県議会議員

部署：.....  
氏名：.....  
日付：...../...../.....  
署名：.....

### ➢ 両親または法定代理人<sup>3</sup>

氏名：.....  
籍柄：.....  
日付：...../...../.....  
署名：.....

氏名：.....  
籍柄：.....  
日付：...../...../.....  
署名：.....

### ➢ 子ども（年齢や成熟度を考慮すること）<sup>4</sup>

氏名：.....  
日付：...../...../.....  
署名：.....

<sup>3</sup> 両親以外の親権者も署名をすることができるとある。

<sup>4</sup> 年齢に關係なく言葉が理解できる子どもであれば署名をすることができるとある。

## 子どものためのプロジェクトの受託

### ➢ プロジェクトを管理・遂行する部署

部署名：.....  
日付：...../...../.....

### ➢ 司法官

管轄の裁判所：.....  
氏名：.....  
日付：...../...../.....

- 子どものためのプロジェクトの内容の共有を許可された個人または法人（氏名、施設名・部署、続柄、住所）：

.....  
.....  
.....

## MobyPsy75へのアクセス



Données cartographiques ©2021 Google  
Illustration créée par Gerd Altmann de Pixabay  
© Hôpitaux de Saint-Maurice - Juin 2021

### 公共交通機関をご利用の場合

- 地下鉄：1、5、8号線 Bastille 駅  
9号線 Voltaire-Léon Blun 駅  
バス：69番 Commandant Lamy 停留所

MobiPsy75に関する詳しい情報：[www.hopitaux-saint-maurice.fr/Unité-mobile-pedopsychiatrie/5/138/36](http://www.hopitaux-saint-maurice.fr/Unité-mobile-pedopsychiatrie/5/138/36)



## Équipe mobile de pédopsychiatrie

派遣型児童精神医療チーム

モビ・プシー75

# MobiPsy 75

## MobiPsy75について

- MobiPsy75は、児童心理治療センターパリ中央・東支部が管轄する派遣型の児童精神医療チームで、パリ市の児童社会福祉扶助サービス(ASE)による支援を受けている子どもたちを対象にサービスを提供しています。
- 事前にお送りいただいた資料をもとに、専門家チームで様々な側面から一人ひとりに合ったプランを検討した後、支援を開始します。また、状況に応じてMobiPsy75の診療所以外の場所に専門家を派遣します。
- 複雑で複合的な課題に日々取り組んでいらっしゃる児童福祉分野の専門職の皆様に対して、医学的な知見に基づくアドバイスやサポートも行っていきます。
- MobiPsy75の介入は、あくまでも一時的なものです。私たちの役割は、子どもたちが、住み慣れた場所で、一人ひとりのニーズやライフプランに応じた良質なケアを受けられるよう、適切な専門家に橋渡しをすることです。
- MobiPsy75は、児童青年精神医学専門の医療機関や施設に代わるものではありません。



<sup>1</sup>訳者注：75はパリの県番号

## Pôle Paris Centre-Est enfants

児童心理治療センター  
パリ中央・東支部



[www.hopitaux-saint-maurice.fr](http://www.hopitaux-saint-maurice.fr)

## サービス案内

- MobiPsy75では、児童思春期のこころの問題について、さまざまな専門的なサポートを提供しています。
- MobiPsy 75にできること：
  - 意見書の発行
  - 治療やケアプランに関する助言
  - 児童や青少年の養育・育成に携わる児童福祉業務従事者に対するサポート
  - 児童青年精神医学専門家への橋渡し
  - 子どもの自宅や施設、またはMobiPsy75における一時的な支援

## 対象者について

- パリ市の児童社会福祉扶助サービス(ASE)による支援を受けている0歳から18歳までの子どもが対象となります。治療を途中で中断してしまった、医療機関を転々としてしまった、受診歴が不明など、様々なケースに対応しています。

## お問い合わせ

受付時間：  
月曜日から金曜日  
9:00~17:00

### MobiPsy75

- 住所：  
63, rue de la Roquette  
75011 Paris
- 電話：  
06 01 00 57 13 ・ 01 47 00 50 63  
Eメール：[MobiPsy75@ght94n.fr](mailto:MobiPsy75@ght94n.fr)

## ご利用案内

### 専門職のかたからのご相談

MobiPsy75は、パリ市のASEの支援を受けている子どもの養育に携わる専門職のかたの力になります。子どもたちの支援の方法等につき、疑問があればいつでもご連絡ください。

### 初診の前に

ASEの担当ワーカーのかたより、事前にご連絡またはお電話でお問い合わせください。

### フォローアップ

事前にご提出いただいた書類をもとに、子どもの状態を評価・アセスメントをさせていただきます。その後、MobiPsy75の院内でカンファレンスを開きます。カンファレンスには、その子どもの支援に関わる全職種のかたにお集まり頂きます。

- 受け入れが決定した場合、まずはケアプランを立てます。子どもが置かれている状況の改善を優先に、一人ひとりに合った支援方法を選択するため、ケアプランは多職種、関係者が集まって協働で作成します。
- MobiPsy75にて対応が始まった後は、子どもの関係者を交えて3ヶ月毎にカンファレンスを実施します。
- MobiPsy75の支援は、子ども一人ひとりの状態やニーズに合わせて進められるため、期間や方法はさまざまです。

## 多職種連携の体制

### スタッフ構成

- 児童精神科医
- 看護師
- 専門エデュケーター
- 管理責任者
- ソーシャルワーカー、コーディネーター

2021年（令和3年）度研究報告書

フランスの児童福祉制度視察報告書

令和5年9月1日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会  
子どもの虹情報研修センター  
(虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター  
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地  
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091  
mail : info@crc-japan.net  
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 川崎 二三彦  
共同研究者 田中 恵子

印刷 コトブキ印刷工業株式会社  
TEL. 045-324-7201